

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 2 年 6 月 4 日
至 平成 2 2 年 6 月 2 5 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	6 月 4 日
第 2 号	6 月 1 4 日
第 3 号	6 月 1 5 日
第 4 号	6 月 1 6 日
第 5 号	6 月 1 7 日
第 6 号	6 月 1 8 日
第 7 号	6 月 2 5 日

平成22年第2回佐伯市議会定例会会議録目次

平成22年6月4日(金曜日)(第1号)

開会.....	15
1 日程第1 会期の決定.....	15
1 日程第2 委員会の中間報告(質疑).....	15
1 議会改革等調査特別委員長(宮脇保芳)の報告.....	15
1 経済産業常任委員長(吉良栄三)の報告.....	18
1 日程第3 議案の上程.....	20
1 上程議案等一覧表.....	21
1 日程第4 提案理由の説明.....	22
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	22
散会.....	31

平成22年6月14日(月曜日)(第2号)

開議.....	34
1 日程第1 一般質問.....	34
1 10番(上田徹)の一般質問.....	34
1 21番(渡邊一晴)の一般質問.....	40
1 7番(井上清三)の一般質問.....	45
1 2番(矢野精幸)の一般質問.....	55
散会.....	64

平成22年6月15日(火曜日)(第3号)

開議.....	67
1 日程第1 一般質問.....	67
1 3番(高司政文)の一般質問.....	67
1 4番(清田哲也)の一般質問.....	79
1 19番(浅利美知子)の一般質問.....	92
1 15番(榊田穂積)の一般質問.....	103
1 22番(井野上準)の一般質問.....	108
散会.....	119

平成22年6月16日(水曜日)(第4号)

開議.....	122
1 日程第1 一般質問.....	122
1 5番(河原修仁)の一般質問.....	122
1 16番(三浦涉)の一般質問.....	133
1 1番(後藤幸吉)の一般質問.....	139

1	27番（吉良栄三）の一般質問.....	151
1	26番（江藤茂）の一般質問.....	164
	散会.....	176

平成22年6月17日（木曜日）（第5号）

	開議.....	179
1	日程第1 一般質問.....	179
1	9番（和久博至）の一般質問.....	179
1	11番（御手洗秀光）の一般質問.....	193
1	8番（佐藤元）の一般質問.....	198
1	18番（河野豊）の一般質問.....	108
	散会.....	218

平成22年6月18日（金曜日）（第6号）

	開議.....	221
1	日程第1 一般質問.....	221
1	25番（清家好文）の一般質問.....	221
1	28番（芦刈紀生）の一般質問.....	232
1	日程第2 議案質疑.....	242
1	3番（高司政文）の質疑（専決処分の報告第2号・第16号・第19号）.....	242
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	243
1	農林水産部長（高橋満弥）の答弁.....	244
1	財務部長（三原信行）の答弁.....	244
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	245
1	上下水道部長（三又秀喜）の答弁.....	245
1	3番（高司政文）の再質疑（専決処分の報告第2号・第16号・第19号）.....	246
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	248
1	農林水産部長（高橋満弥）の答弁.....	249
1	税務課長（児玉修一）の答弁.....	249
1	上下水道部長（三又秀喜）の答弁.....	249
1	財務部長（三原信行）の答弁.....	250
1	総務部次長兼総務課長（井上勇）の答弁.....	250
1	3番（高司政文）の再々質疑（専決処分の報告第2号・第16号・第19号）.....	250
1	18番（河野豊）の質疑（議案第67号・専決処分の報告第2号）.....	250
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	251
1	18番（河野豊）の再質疑（議案第67号・専決処分の報告第2号）.....	254
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	255
1	商工振興課長（飛高勝則）の答弁.....	256
1	18番（河野豊）の再々質疑（議案第67号・専決処分の報告第2号）.....	256
1	7番（井上清三）の質疑（議案第80号）.....	256

1	福祉保健部長（石田初喜）の答弁.....	257
1	7番（井上清三）の再質疑（議案第80号）.....	257
1	福祉保健部長（石田初喜）の答弁.....	258
1	7番（井上清三）の再々質疑（議案第80号）.....	259
1	日程第3 議案等の委員会付託.....	260
1	議案等付託表.....	260
	散会.....	261

平成22年6月25日（金曜日）（第7号）

	開議.....	264
1	日程第1 委員会の中間報告（質疑）.....	264
1	教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	264
1	日程第2 委員会の閉会中継続審査.....	266
1	審議結果.....	267
1	日程第3 委員長報告（質疑）.....	267
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	267
1	建設常任委員長（三浦渉）の報告.....	271
1	教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	272
1	経済産業常任委員長（吉良栄三）の報告.....	275
1	日程第4 討論、採決.....	279
1	19番（浅利美知子）の反対討論（議案第82号）.....	280
1	審議結果.....	284
1	日程第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	286
1	21番（渡邊一晴）の説明（意見書案第12号）.....	286
1	経済産業常任委員長（吉良栄三）の説明（意見書案第13号）.....	287
1	議会運営委員長（河野豊）の説明（決議案第3号）.....	289
1	追加上程議案等一覧表.....	290
1	11番（御手洗秀光）の発言.....	291
1	市長（西嶋泰義）の発言.....	292
1	10番（上田徹）の反対討論（決議案第3号）.....	293
1	1番（後藤幸吉）の賛成討論（決議案第3号）.....	294
1	5番（河原修仁）の反対討論（決議案第3号）.....	294
1	審議結果.....	295
1	日程第6 会議録署名議員の指名.....	296
	閉会.....	296

一般質問一覧表

(質問者順)

平成22年6月14日(月)・15日(火)・16日(水)

17日(木)・18日(金)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	1. 太平洋セメント・関連企業等対策会議について ア. 対策会議の現状について イ. 今後の具体的な取組について ウ. 地元を始めとする佐伯市への影響について	市長 企画商工観光部長	上田 徹	34
2	1. 過疎地域自立促進特別措置法について ア. 一部改正法の内容について イ. 佐伯市におけるソフト対象事業について ウ. 過疎対象事業債について エ. 第5次過疎地域自立促進計画策定について	市長 財務部長 企画商工観光部長	渡邊 一晴	40
3	1. 福祉政策(療育体制及び発達障がい者支援)について ア. 現状と早期発見・早期療育について イ. 本人への生活支援策について ウ. 家族への支援策について 2. 地区の要望について ア. 要望への対応方法について イ. 猪串地区の要望について	市長 総務部長 企画商工観光部長 福祉保健部長 教育次長	井上 清三	45
4	1. 学校給食について ア. 学校給食費の年間予算について イ. 月額給食費について ウ. 学校別の滞納状況について エ. 滞納をなくすための取組について オ. 食材の地産地消について 2. 子ども手当について ア. 本市の現状について イ. 効果について ウ. 給食費・保育料等への充当について	教育長 福祉保健部長 教育次長	矢野 精幸	55

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
5	1．介護保険制度の改善について ア．要介護認定見直しの影響について イ．要介護認定の廃止について 2．学校給食費の公会計移行について 3．小中学校のエアコン設置について 4．過疎法改正による過疎債の対象事業拡大について ア．高校生の遠距離通学への補助について イ．学校及び幼稚園の耐震化について ウ．診療所の医師確保について エ．バス路線維持について オ．基金の積立てについて	市長 教育長 企画商工観光部長 福祉保健部長 教育次長	高司政文	67
6	1．人口動態の傾向と各施策への反映について ア．各施策における人口動態の認識等について イ．世帯数増加の要因について ウ．中心市街地及び旧市内地区の役割について エ．今後の行政サービスの提供について 2．市有インフラの維持管理について ア．市営住宅及び市道の橋梁について イ．ケーブルテレビ事業行政エリアにおける市有伝送路設備の維持管理について ウ．道の駅各施設の維持管理について	市長 総務部長 企画商工観光部長 建設部長 情報推進課長	清田哲也	79
7	1．高齢者福祉について ア．在宅介護家族への支援について イ．地域包括支援センターについて 2．女性特有のがん対策について ア．乳がん、子宮がん検診について イ．子宮頸がんワクチン接種について	市長 福祉保健部長	浅利美知子	92

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
8	<p>1．合併の効果について</p> <p>ア．合併前の旧市町村の財政規模について</p> <p>イ．平成21年度の旧市町村別に分けた歳入歳出の財政規模について</p> <p>ウ．事業効果について</p> <p>2．蒲江振興局庁舎について</p>	<p>市 長</p> <p>塩 月 副 市 長</p> <p>財 務 部 長</p>	栴田穂積	103
9	<p>1．小中学校の学力向上について</p> <p>ア．佐伯の子どもたちの現状の学力について</p> <p>イ．学力向上対策について</p> <p>ウ．教員の意識改革について</p> <p>エ．学校・家庭・地域が一体となった教育について</p> <p>2．生ごみの処理について</p> <p>ア．生ごみ処理機の導入状況について</p> <p>イ．生ごみ減量対策について</p> <p>ウ．小学生への生ごみ処理体験について</p>	<p>教 育 長</p> <p>市 民 生 活 部 長</p>	井野上 準	108
10	<p>1．国民健康保険診療所医師の確保について</p> <p>ア．医師確保対策と地域医療の確保について</p> <p>イ．県派遣自治医について</p> <p>ウ．今後の医師確保対策について</p> <p>2．佐伯市の農業振興について</p> <p>ア．農業振興施策の展開について</p> <p>イ．今後の農業振興計画と取組について</p>	<p>市 長</p> <p>塩 月 副 市 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p> <p>保 険 課 長</p>	河原修仁	122
11	<p>1．河川敷を取り巻く環境整備について</p>	<p>市 長</p> <p>塩 月 副 市 長</p> <p>企 画 商 工 観 光 部 長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	三浦 渉	133

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
12	<p>1．家畜伝染病（口蹄疫）について</p> <p>2．ケーブルテレビの利用料について</p> <p>3．中心市街地の活性化について</p> <p>ア．中心市街地活性化基本計画について</p> <p>イ．山手・馬場地区の活性化について</p> <p>ウ．新文化会館の規模及び用地について</p> <p>エ．歴史資料館の必要性について</p> <p>オ．大手前開発構想の変更について</p> <p>カ．大手前開発事業の進ちょく等について</p> <p>キ．再開発事業費の補助金について</p> <p>ク．更なる行財政改革の必要性について</p> <p>4．自治委員会と市民サービスについて</p> <p>ア．自治委員の役割と報酬の内容について</p> <p>イ．地域単位での市民サービス体制について</p>	<p>市 長</p> <p>塩 月 副 市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p> <p>教 育 次 長</p> <p>企 画 課 長</p>	後藤幸吉	139
13	<p>1．家畜伝染病（口蹄疫）に対する本市の対応について</p> <p>ア．対策本部の設置と市の姿勢について</p> <p>イ．今後取り組むことと取り組めることについて</p> <p>ウ．粗飼料の推進と確保について</p> <p>2．鳥獣被害対策について</p> <p>ア．これまでの鳥獣被害対策の手ごたえについて</p> <p>イ．新たな対策について</p> <p>ウ．追い払い犬の育成・導入について</p>	<p>市 長</p> <p>塩 月 副 市 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	吉良栄三	151

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
14	<p>1．太平洋セメント生産中止と八幡地区の振興について</p> <p>ア．関連企業対策と雇用確保について</p> <p>イ．市の税収等に対する影響について</p> <p>ウ．佐伯港における鉱工業製品の輸出入の影響について</p> <p>エ．八幡地区の振興策について</p> <p>2．口蹄疫対策について</p> <p>ア．県が実施する対策の管内での取扱いについて</p> <p>イ．佐伯市の対応について</p> <p>ウ．感染が確認されたときの手順について</p> <p>3．農家戸別所得補償について</p> <p>ア．管内の状況について</p> <p>イ．戸別所得補償と集落営農組織に対する補償の違いについて</p> <p>ウ．市単独の補助事業について</p> <p>4．子ども手当の支給について</p> <p>ア．認定給付について</p> <p>イ．保育料や給食費を滞納している世帯への対応について</p>	<p>市 長 企画商工観光部長 福祉保健部長 農林水産部長</p>	<p>江藤 茂</p>	<p>164</p>
15	<p>1．不透明な佐伯港の将来像について</p> <p>ア．国土交通省の重要港湾見直しについて</p> <p>イ．長期構想検討委員会について</p> <p>ウ．石間埋立てについて</p> <p>2．佐伯鶴城高校前の道路とテニスコートについて</p> <p>ア．都市計画道路について</p> <p>イ．テニスコート用地について</p> <p>ウ．鶴谷中学校横のテニスコートについて</p>	<p>市 長 企画商工観光部長 建設部長 教育次長</p>	<p>和久博至</p>	<p>179</p>

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
16	<p>1．佐伯市都市計画公園の見直しについて</p> <p>ア．都市計画公園について</p> <p>イ．第一次佐伯市総合計画の位置づけについて</p> <p>ウ．佐伯市都市計画マスタープランの位置づけについて</p> <p>エ．都市計画公園の見直しについて</p> <p>2．地場企業の育成支援策について</p>	<p>企画商工観光部長 建設部長</p>	御手洗秀光	193
17	<p>1．(株)ケーブルテレビ佐伯の委託業務契約及びそれに伴う工事について</p> <p>ア．平成22年3月11日に佐伯市監査委員より提出された市長要求監査の結果について</p> <p>イ．契約書について</p> <p>2．防災対策について</p>	<p>市長 塩月副市長 総務部長</p>	佐藤元	198
18	<p>1．ケーブルテレビ事業について</p> <p>ア．施設の現状と問題点について</p> <p>イ．耐用年数及び更新費用について</p> <p>ウ．代替案及び告知について</p> <p>エ．インターネットを利用したテレビの視聴について</p> <p>オ．保守委託と保守工事について</p> <p>カ．監査委員の指摘について</p> <p>キ．今後の取組について</p>	<p>市長 総務部長 情報推進課長</p>	河野豊	208
19	<p>1．蒲江振興局と消防蒲江分署の改築について</p> <p>ア．蒲江振興局の改築計画について</p> <p>イ．蒲江振興局の完成予定について</p> <p>ウ．消防蒲江分署の改築計画について</p> <p>エ．将来を見据えた危機管理等について</p> <p>2．職員の研修について</p> <p>ア．研修状況について</p> <p>イ．研修のあり方について</p>	<p>市長 塩月副市長 総務部長 財務部長 企画商工観光部長 建設部長 消防長</p>	清家好文	221

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
20	1．市民の生命・財産を守る消防活動について ア．新庁舎完成後の体制について イ．消防職員の定数について ウ．消防団員の定数について エ．消防団応援隊について オ．機能別消防団員について 2．佐伯市水田農業ビジョンについて 3．周辺地域の商業の活性化について	市長 企画商工観光部長 農林水産部長 消防長	芦刈紀生	232

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 6 月 4 日

議事日程第1号

平成22年6月4日(金曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。
ただいまから、平成22年第2回佐伯市議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から25日までの22日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第2 委員会の中間報告(質疑)

議長(小野宗司) 日程第2、委員会の中間報告を行います。

閉会中継続調査として、議会改革等調査特別委員会に付託されました調査1件、及び経済産業常任委員会の所管事務に係る閉会中継続調査につきまして、会議規則第45条第2項の規定により、それぞれ委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。

議会改革等調査特別委員長(宮脇保芳) 皆さんおはようございます。議会改革等調査特別委員長の宮脇でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第2号、議会改革等に関する件につきましては、去る3月2日に中間報告を行っておりますが、その後の経過の概要及び

結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会は、2月25日に議会基本条例の制定に関する分科会を設置して以来、3月4日の議員研修会を経て、精力的に調査・研究を重ね、4月21日開催の委員会において、広報公聴分科会から、市民アンケート、議会改革に関する市民との意見交換会、及びパブリックコメントについて、それぞれ実施する方針が示され、委員会として了承いたしました。

4月30日には、市民アンケートを発送するとともに、第1・第2素案作成分科会において素案のすり合わせを行いました。

延べ10回の分科会を通じ5月10日開催の委員会では、それぞれの分科会主査から素案についての報告があり、その後、委員会の意見を聴取し、調整作業に入ると同時に解説文の作成に入りました。

5月20日開催の第12回目の委員会では、広報公聴分科会の主査から、アンケートの調査結果について報告があり、これを受け、再び素案及び解説文の調整作業に入りました。

5月28日開催の議会運営委員会との連合審査会では、アンケートの最終結果についての報告と分析を行うとともに、現段階における基本条例の素案及び解説文について審査を行い、了承を得たところでございます。

その素案は、前文と9章27条によって構成されておりますが、指針となる前文を朗読させていただきます。

佐伯市議会基本条例（素案）

前文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方自治体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、自治体事務の執行に対する議決権を的確に行使し、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが、同時に求められている。

こうした状況下、佐伯市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、自治体全体の政策決定機関と統制機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

他方で議会は、首長に対立する機関と位置づけられており、本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、首長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

この認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで、市民の信頼を勝ち得たい。

その意味で、新たな時代の礎とするため、ここに佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

以上が素案の前文でございますが、以下に基本条例の構成と主な規定について述べさせて

いただきます。

「第1章 総則」では、この条例の直接の目的として、議会の役割を明確にし、市民の負託にこたえることを、究極の目的として市政の発展に寄与することを定めています。基本理念では、真の地方自治の実現を目指すことを定めています。

第2章では議会の使命及び活動原則を、第3章では議員の使命及び活動原則を定めています。

「第4章 市民と議会の関係」では、情報の公開と説明責任を柱として、請願者・陳情者の意見を聴く機会の保障、重要な議案に対する議員の賛否の公表、議会報告会の開催、議会モニター制度について定めています。

「第5章 市長等と議会の関係」では、首長と議員をともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制の下、市長等との関係の基本原則、反問権の保障、議員又は委員会提出議案に対する市長等の質疑の保障、議会が市の方向性に責任を持つ議決事件の拡大などについて定めています。

「第6章 議会機能の強化」では、政策立案及び政策提言を柱に、一般質問等から政策立案・提言に昇華させる政策研究会の設置、議会事務局の体制整備などについて定めています。

「第7章 会議の運営」では、議会の存在意義は討議にあることを踏まえ、議員相互において議論を交わす自由討議の保障を柱に、市政の課題に適切かつ迅速に対応するための所管事務調査の活性化、委員長報告の作成義務、市民懇談会等の開催などについて定めています。

「第8章 政治倫理」では、この条例に沿った新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現することから、この章を単独の章として設けるとともに、議員の政治倫理条例の立案についても予定しております。

最終章となる第9章は、この条例の最高規範性と見直し手続について定めています。

ここで、経過の中で触れた市民アンケート全13問の結果に関し、不断に議会改革を進める上で重要となる点について述べさせていただきます。

まず、問10の「市議会は開かれていると思いますか」に対し、「思う」と答えたのはわずか20.9%であり、約8割の方が「思わない・分からないなど」となっております。その開かれていない理由として、「接点がない」44.4%、「活動が分からない」42.2%、「声が反映されていない」28.1%などとなっております。

次に、問11の「住民の声が市議会に反映されていると思いますか」に対し、「思う」と答えたのはわずか3.8%であり、「やや思う」と合わせても23%に過ぎません。

最終の質問となる問13では、「市議会の改革は必要だと思いますか」に対し、「必要」と答えたのは67.3%に達しております。そのうち、議会改革に取り組むうえでの課題については、「定数・報酬などの検討」68%、「懇談会・意向調査の実施」52.6%、「政策提言機能の強化」29.8%の順となっております。

いずれにいたしましても、議会改革の必要性はもとより、アンケートの中で市議会に対し厳しい意見を多数いただいておりますので、このような結果を真しに受けとめ、付託を受けた委員会として、市民に開かれた市議会を目指し、議会改革に取り組んでまいります。

さて、本特別委員会の今後の活動予定につきまして申し上げます。

執行部との協議を6月11日に、議員の皆さんから意見を聴取する全員協議会を6月18日に、議会改革に関する市民との意見交換会を6月26日に、それぞれ予定しております。その後6

月中に第1次の素案を決定し、7月に入りパブリックコメントによって広く市民の意見をいただくとともに、市民参加等に関する行政視察を行い、あわせて関係規定の整備を行うことにしております。8月には最終的な原案を調整し、委員会の議決を経て、予定どおり今年の9月議会に上程する予定でございます。

なお、議員の皆さんにおかれましては、本日お配りの資料を熟読していただき全員協議会の場において御意見を賜りたいと考えております。

以上、中間報告を申し上げましたが、他の委員の補足説明がありましたらお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

去る5月18日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、所管事務調査を行いましたので、その経過の概要及び結果につきまして、中間報告を申し上げます。

まず、「宮崎県で家畜伝染病（口蹄疫）が発生したことを受け、本市における予防等の対応について」を議題といたしました。

執行部から、資料をもとに家畜伝染病（口蹄疫）の特徴及び宮崎県内の口蹄疫に対する防疫措置等の取組状況の詳細説明を受けたのち、大分県への影響として、5月の家畜市場が中止となり6月に延期となったため、出荷を予定していた畜産農家への影響が懸念されることから支援策を検討していること。宮崎県と隣接している本市においては、一刻も早い防疫対策が必要との観点から、綿密に関係機関等と連絡をとり対策を進めている。これまでの取組としては、4月30日に県の口蹄疫対策本部が設置され、5月11日に感染予防対策として、県内に進入防止のため畜産関係車両の消毒を宮崎県から大分県に入る国道10号及び326号のそれぞれ2か所に消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を実施するとした防疫体制をとっていること。宮崎県の制限搬出区域の拡大がないことを前提として、市場を6月に開催すること。また市場が開催されるまでの対策として、遅延分に係る農家の損失を補うための農耕飼料の無償配布や、畜舎の防疫対策として、消毒用の踏み込み槽を畜産農家全戸に支給、あわせて消毒液や消石灰などの防疫的資材の配布を行っていること、そのほかの対策としては、

殺処分した家畜等に対する手当金の対応について。家畜を出荷できない畜産経営者に対しての経営安定対策の緩和、特例措置を行うことについて。大分県が創設した伝染病対策支援資金により、家畜農家に対する当面の運転資金の無利子貸付として県が補助を行うことなどの説明がありました。

質疑に入り、委員外議員から、大分県の場合、現在、佐伯市宇目の2か所の消毒ポイントになっているが、国道57号においても行う必要があるのではないか。また、午前6時から午後8時までの消毒体制では万全ではないことから、24時間体制で行うことが必要であるとの意見が出されました。これに対し、執行部から、一般車両も視野に入れた24時間体制による車両消毒の徹底を図ることを県に要望していくとの答弁がありました。

また、委員外議員から、佐伯市で口蹄疫が発生したことを想定した場合、埋却可能な土地があるのか、まただれが確保するのかを質したのに対し、執行部から、仮に口蹄疫が発生し、埋却処分しようとする場合、基本的には農家個人の土地に埋めるとというのが原則である。50

頭規模の飼育農家を対象に埋却処分地の有無を確認した結果、和牛農家8戸については私有地があり、処分に十分な土地があるとの報告を受けている。また養豚農家11件中、4件については私有地があるが、3件については私有地がなく、残り4件については現在確認中である。なお、土地の確保が困難な畜産農家に対しては、発生源に近い市有地などから候補地を確保する必要があるとの答弁がありました。

さらに委員外議員から、危険区域を通過し、鹿児島県に出荷している畜産農家については、大分県畜産公社でも受け入れられるよう要望が出されました。

また、委員会からの要望として、佐伯市は宮崎県と隣接した自治体であることから、口蹄疫感染の不安を抱いている畜産農家の声を拾い上げるとともに、防疫体制を強化することにより、大分県佐伯市から口蹄疫を発生させない取組を抜かりなく行っていただくよう市に要望しました。

次に、「太平洋セメント対策協議会の取組と今後の支援策について」を議題といたしました。

執行部から、佐伯プラントは、大正15年4月に創設し、平成22年2月末現在91名の従業員数で、普通セメントや石灰石製品の生産、これらセメント生産に伴う火力発電の売電事業などに取り組み、セメント生産能力は、年間149万トンに及んでいた。国内のセメント需要が、ここ数年、生産が急激に落ち込んでおり、2009年見込みでは、1990年のピーク時の約8,600万トンから、半分以下の約4,200万トンまで激減している中、本年2月23日に本社が佐伯プラントの生産中止の公式発表を行った。生産中止に伴い佐伯管内で影響を受ける関連企業は13社あり、127名に影響が及ぶことから、市として対策会議を4月30日に立ち上げ、関連企業の実態調査を行う中、新規取引先確保及び新分野進出等の支援策として、大分県産業創造機構に照会を行うことにより、今後の新規取引が可能となる取組や市内雇用状況調査及び求人依頼、また商工振興課独自の求人要請、会議所・商工会・工業連合会などの各関係機関を通じての働き掛けを行うこととした。さらに離職者等の相談事項を的確に把握する必要があることから、ワンストップ窓口を設置することにより、求人雇用に関することや雇用保険の給付・年金及び健康保険などの社会保障制度、市民税の切替え、国民健康保険に関すること、及び住居の確保といった情報提供を行う窓口相談の一元化の取組を行うこととしている。また融資関係においては、市の中小企業向け制度資金などの支援策があることから、これらの手続・制度を分かりやすく説明した1冊のパンフレットを作成し、関連企業へ配布することとしている。さらにハローワーク大分とも連携し、支援していきたいとの説明がありました。

その後、質疑に入り、委員外議員から、雇用に関する情報が関連企業の人たちに伝わらないまま雇用主が安易に解雇してしまうことのないよう、市としてはどう対応するのか質したのに対し、執行部から、関連企業へ訪問など行い、各個人の具体的な情報として、資格・年齢・希望などの調査を行っている。また市内で求人を出している企業とのマッチングを図ることや業種転換により存続の意向のある企業に対する融資のための予算措置については6月の補正予算にて対応する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、造船関係の部分で溶接技術を持っている人など、造船関係の企業に対し、雇用保険等の手続が円滑に行えるよう、十分な資料提供を行うこととあわせて離職者本人に必要な情報が伝わる旨の要望が出されました。

次に、委員外議員から、太平洋セメントの生産中止に伴い佐伯市に及ぼす経済損失はどのくらい見込まれているのか質したのに対し、執行部から、税収で、固定資産税、法人市民税及び市県民税の特別徴収分等の合計で1億7,500万円程度の減収と見込んでいる。また水道使用料については、900万円前後の減になるとの答弁がありました。

さらに他の委員から、工場の今後の利用計画はあるのか質したのに対し、執行部から、県外の発電所で石炭を燃焼させた際に発生する副産物であるフライアッシュを受け入れ、一時的に保管場所としてサイロを利用した方法を検討しており、そこで何名かの雇用は図られるとの答弁がありました。

所管事務調査終了後、委員会を閉会し、協議会を開き口蹄疫問題について協議を行いました。委員会としても市の執行部に意見を伝えるだけでなく、市議会として県に対し、対応の強化について要望する必要があると意見がまとまりました。

それを受け、去る5月24日、「大分県における家畜伝染病（口蹄疫）に対する防疫対策の強化を求める要望書」として、1．佐伯市に設置されている2か所の消毒ポイントのみでなく大分県内に完全に侵入させないため、一般車両も視野に入れた24時間体制による車両消毒の徹底を図ること。2．畜産農家に対する感染予防のための消毒液等の定期的な物資の供給及び経済的支援を拡充させること。3．養豚農家にとって危険区域を通過しての出荷は、口蹄疫感染の不安があるため、緊急対策として、大分県畜産公社への受け入れ体制を図ること。

以上3点の事項を県に要望いたしました。要望書の提出に当たり対応を急ぐ中で、議長を始め議員皆様より御同意をいただきましたことに、この場をお借りし感謝申し上げます。

終わりになりますが、口蹄疫の感染により被害にみまわれた畜産農家の方々をはじめ、深刻な影響を受けている関係者の方々に対し、委員会を代表して心からお見舞い申し上げ、一日も早い回復を切に願ひまして中間報告を終わります。

報告漏れ等ございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） これより、委員会の中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、委員会の中間報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第67号から第92号まで、及び諮問第2号から第4号まで、並びに専決処分の報告第2号から第19号まで、計47件でございます。

平成22年第2回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第 67 号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）
第 68 号	佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 69 号	佐伯市税条例の一部改正について
第 70 号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について
第 71 号	佐伯市火災予防条例の一部改正について
第 72 号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 73 号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 74 号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 75 号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 76 号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第 77 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）
第 78 号	財産の取得について（初期消火用器具）
第 79 号	佐伯市清流保全条例の制定について
第 80 号	佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正について
第 81 号	佐伯市地域子育て支援センター条例の一部改正について
第 82 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第 83 号	佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
第 84 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第 85 号	佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について
第 86 号	佐伯市立図書館図書購入基金条例の制定について
第 87 号	佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について
第 88 号	佐伯市水産物直売所条例の一部改正について
第 89 号	佐伯市宇目しいたけ団地条例の一部改正について
第 90 号	工事委託契約の締結について（日豊本線浪太架道橋新設工事）
第 91 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字浦代浦）
第 92 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）

諮 問

番 号	件 名
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月和子）
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者市原茂治）
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者伊東幹紘）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 2 号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）
第 3 号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第 4 号	平成21年度佐伯市老人保健特別会計補正予算（第1号）

第 5 号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 6 号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
第 7 号	平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 8 号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 9 号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 10 号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 11 号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 12 号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 13 号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 14 号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 15 号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 16 号	佐伯市税条例の一部改正について
第 17 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について
第 18 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第 19 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告事項

番 号	件 名
第 3 号	繰越明許費繰越計算書について（平成21年度佐伯市一般会計予算）
第 4 号	繰越明許費繰越計算書について（平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算）
第 5 号	繰越明許費繰越計算書について（平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算）
第 6 号	繰越明許費繰越計算書について（平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算）
第 7 号	繰越明許費繰越計算書について（平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算）
第 8 号	予算の繰越しについて（平成21年度佐伯市水道事業会計予算）
第 9 号	予算の繰越しについて（平成21年度佐伯市公共下水道事業会計予算）
第 10 号	佐伯市土地開発公社の経営状況について
第 11 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。

平成22年第 2 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第1 市政諸般の報告

1 「第2期行財政改革推進プラン」の策定について

平成17年度に策定いたしました「第1期行財政改革推進プラン」の対象期間が本年3月末で終了したことから、この度、平成22年度から向こう5年間の行財政運営の指針となる「第2期行財政改革推進プラン」を策定いたしました。

第1期プランでは、職員数の削減や議員報酬、特別職・職員の給与カットによる総人件費の抑制、組織機構の改革、事務事業の見直しなどにより行政経費の削減に取り組んでまいりました。

その結果、「基金残高を20億円以上保有する」、「平成21年度末の職員数を1,100人以下とする」という基本的な目標を達成することができました。

しかしながら、第1期プランの目標を達成できたとはいえ、今後到来する借入金の償還のピーク、また、その先にある交付税加算措置の廃止などを考えたときには、更なる改革が必要となってまいります。

第2期プランは、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、「平成26年度末の市債残高を21年度末から100億円削減する」、「平成26年度末の職員数を920人以下とする」という基本的な目標を定めて、将来に負担を残さないよう、更なる行財政改革に取り組むための指針を示したものであります。

今後は、「第2期行財政改革推進プラン」の実現に向け全力で取り組んでまいり所存でありますので、皆様方の更なる御理解、御協力をお願い申し上げます。

2 「佐伯市環境基本条例」の制定について

本市は、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、平成20年3月に「佐伯市環境基本計画（さいき903エコプラン）」を策定いたしました。

本計画を具現化するためには、その基本理念や、市、市民、事業者3者の責務を明確にする必要があることから、この度、施策の基本となる事項などを定めた「佐伯市環境基本条例」を制定いたしました。

この条例の下、3者がそれぞれの責務を果たし、協働して環境の保全と創造に取り組んでまいり所存です。

3 農業への企業参入について

本市は、平成19年度から農業の担い手対策と耕作放棄地対策として、異業種からの農業参入を推進しております。

特に、昨年度からは女島地区の農地を中心に、県と一丸となり企業の誘致を行ってまいりました。

この度、大分港運株式会社が新たに農業生産法人を立ち上げ、同地区でトマトの生産に進出することになり、去る4月22日、大分県庁におきまして平野大分県副知事御同席の下、株式会社上組の久保社長、大分港運株式会社の稲田社長と農場開設等に係る協定を締結いたしました。

同社は、同地区1.8ヘクタールで、ハウスによる高糖度トマト水耕栽培を行い、年間約160トンの生産を計画しております。

また、地元から約30人程度の雇用を考えているとのことで、今回の進出により地域の農業

のみならず地域経済の活性化を図ることができるものと期待しております。

4 大手前地区市街地再開発について

これまで策定に取り組んでまいりました「中心市街地活性化基本計画」が、3月23日、内閣総理大臣の認定を受けました。

本計画の概要につきましては、地区面積約1.8ヘクタールにおいて土地区画整理事業と一体施行とした市街地再開発事業の実施を予定しており、大手前商店街のリニューアルを含む商業施設、権利者住宅、現在の三余館機能を含んだ公共公益施設、駐車場などの整備を行い、総事業費は約50億円を見込んでおります。

計画の核事業となる大手前地区開発計画を円滑に推進するため、今年度、建設部都市計画課内に「大手前開発推進室」を新設いたしました。

また、地元におきましては、4月1日に組合員26人で構成する「佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合」が設立され、同月16日には事務所開きが行われました。

今後は、官民一体となり、本計画を基本・実施レベルに進めてまいりたいと考えております。

5 宇目緑豊小学校の開校と宇目地区の交通網の整備について

宇目地区の重岡小学校、小野市小学校及び休校中の木浦小学校の3校を統合し、本年4月から「宇目緑豊小学校」が開校いたしました。

去る5月9日には、来賓の皆様、保護者や地元の方々をお招きし、開校記念式典を開催いたしました。

木の香る、美しい校舎で、児童が伸び伸びと育っていくことを願うとともに、小中一貫教育の展開や新たな地域文化の拠点となることを期待しております。

なお、広大な宇目地区の学校統合に伴い、児童が遠距離を安全に通学するため、小学校の開校に合わせスクールバスの運行を開始いたしました。

また、4月1日から、宇目地区の交通不便地域や交通空白地域を解消し、市民の移動手段を確保することを目的に、だれでも乗ることができる佐伯市営コミュニティバスの実証運行を開始いたしました。

同地区は、市内でも面積が広く、また、集落が点在していることから、定時定路線4路線の地域と、利用者からの予約に応じて運行するデマンド方式の2通りで運行しております。

今後も引き続き利用者及び関係者の皆様の御意見、御要望をいただきながら、より利用しやすいコミュニティバスとなるよう検証してまいりたいと考えております。

6 人材育成について

本市職員の人材育成につきましては、政策目標の一つとして積極的に取り組んでいるところですが、今年度は、その一環として、他団体、他機関への職員の長期派遣を実施いたしました。

派遣先は、大分県大阪事務所及び社団法人ツーリズムおおいたの事務局で、本年4月から1年間、それぞれ職員1人を派遣しております。

当該職員は、大阪事務所では企業誘致課に配属され、企業誘致に関する業務を担当しております。また、ツーリズムおおいたでは、大分県全体の観光PRや観光行政などを担当しております。2人とも30歳代後半の職員で、意欲的に業務に取り組んでおります。

長期派遣により職員が大きく成長することや他の職員に対する波及効果などが期待できる

ことから、今後も実施してまいりたいと考えております。

また、地域づくりや活性化を担う地域人材の育成を目的に、去る5月22日、「佐伯人創造塾」を開講いたしました。

同塾は、運営を株式会社まちづくり佐伯に委託し、市内外から講師を招き、年10回開催いたします。

講義内容は、受講生が歴史や食文化、自然環境など佐伯の持つ魅力を知ること、その活用や保全に積極的に取り組んでいただけるプログラムを用意いたしました。

講義を通じ、受講生個々の資質向上はもとより、受講生相互のネットワークが形成されるものと大いに期待しております。

7 脇津留地区区画整理事業について

平成8年度に事業認可を受け、工事を進めてまいりました「佐伯都市計画事業脇津留土地区画整理事業」が本年3月26日に完成し、4月28日に、しゅん工式が行われました。

本市は、同地区を佐伯市の中心地区と東九州自動車道との交通の結節点を創造する重要な地域と位置づけ、総事業費33億円をかけ、41.3ヘクタールを対象に、適正な道路の配置のほか、公共施設や流通拠点の整備を進めてまいりました。

本事業により、事業施行前には66%と全体の3分の2を占めておりました農地は14%に減少し、宅地は16%から49%に増加しております。

同地区内には、平成20年6月に防災機能を兼ね備えた鶴望公園を整備いたしましたが、今秋には消防本部も移転する予定となっております。

また、本年1月には、同地区内に鶴岡地区の放課後児童クラブ「つるおか子どもの家」が新築移転しており、現在、101人の児童が新しい施設で放課後を過ごしております。

8 東九州自動車道の進ちょく状況について

先日、国土交通省から発表がありました平成22年度公共事業予算配分では、東九州自動車道佐伯～蒲江間は30億円（前年比約3.4%増）、また、同蒲江～県境間は60億4,000万円（前年比約21%増）となっております。

現在、佐伯～県境間の全体用地取得率は90%で、工事進ちょく率につきましては、佐伯～蒲江間が約23%、蒲江～県境間が約50%となっております。

蒲江～県境間は、平成24年度末の供用開始に向け、また、佐伯～蒲江間につきましても、去る5月18日には、同区間での最初の貫通となる山口地区の三軒屋トンネルが貫通するなど、順調に工事が推移しております。

9 教育環境の整備・充実について

去る4月1日、山際通りの山中家屋敷跡に「佐伯市山際史跡広場」がオープンいたしました。

鶴屋城のふもとに位置するこの地区には、江戸時代には佐伯藩の上級武士の屋敷が建ち並んでおり、今でも当時の景観が残されております。

同広場は、郷土の歴史や文化を身近に感じることのできる施設として、また憩いの場所として、多くの皆様に御利用いただいております。

佐伯図書館におきましては、地域への図書利用サービスとして、移動図書館車「こぐま号」を運行しておりますが、サービスの更なる充実を目的に、この度、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、移動図書館車を1台増車いたしました。

この増車により、今年度から移動図書館車2台体制となり、より一層地域の皆様へのきめ細やかなサービスの向上に努めてまいります。

また、去る3月16日、株式会社三浦造船所から1,000万円の寄附金をいただきました。

この寄附金を活用し、今後、佐伯図書館の図書の実を充実を図ってまいりたいと考えております。

10 口蹄疫対策について

4月20日に宮崎県内で感染が確認された口蹄疫は、現在も同県児湯郡を中心に1市5町でその感染が拡大しており、5月31日現在、238か所で牛と豚合わせて16万3,492頭が殺処分されています。国は、感染の拡大防止のためにワクチン接種による殺処分を決め、その対応を急いでいるところです。

4月20日の口蹄疫確認の一報を受け、本市は同日、市内の畜産農家から情報を収集するとともに、迅速に消毒剤の配布を行い、消毒の徹底を周知いたしました。

また、5月6日、各生産者の代表、関係機関などを集め、第1回口蹄疫対策会議を、同月18日に第2回会議を開催し、防疫体制の強化など今後の対策について協議いたしました。

さらに、同月28日には、農業振興課に「佐伯市口蹄疫対策本部」を設置しました。本市で感染が確認された場合、感染拡大を防ぐためには埋却地の確保が重要となるため、現在、同本部においてその選定作業を行っているところです。

このほか、宮崎県からの口蹄疫感染を防ぐため、大分県が宇目地区の2か所で畜産関係車両の消毒を行っていましたが、大分県に依頼し宮崎北浦～蒲江間にも一般車両の消毒ポイントを設置することになり、あわせて宇目のポイントでも一般車両を対象に消毒を開始いたしました。

なお、市はこれまで子牛市場の開催が延期されたことによる畜産農家への経済的支援を始め、消毒槽や消石灰の配布などを行ってまいりましたが、これらに係る費用につきましては予備費で対応いたしております。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案1件、予算外議案25件、諮問3件及び専決処分の報告18件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第67号「平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ1億1,766万円を追加計上いたしております。

今回の補正は、本市の地域経済の活性化対策や大分県の制度変更に応じて行うもの、財団法人地域活性化センターの助成金を受けて事業実施を行うもの等の早急に対応する必要に迫られたものについて計上いたしましたものです。

以下、歳出について御説明いたします。

まず、衛生費につきましては、3,675万4,000円を追加計上しております。これにつきましては、乳幼児や児童の医療費無料化の対象範囲を現行の小学校3年生以下から小学校6年生までに拡大するとともに、中学生の入院に要する経費について無料とするための経費を計上したものであります。この経費につきましては、本年10月からの大分県の制度改正に伴う本市負担分を計上するのみならず、本市の独自施策分について対象範囲を拡大しており、乳幼

児・児童・生徒に対する医療費の助成制度の更なる充実を図ろうとするものであります。

次に、商工費につきましては、6,700万円を追加計上しております。これにつきましては、太平洋セメント株式会社佐伯プラントの生産中止により、経営状況に影響を受けるおそれのある地元関連企業の支援策として、市中銀行からの融資枠の拡大を図るための預託金を増額計上するとともに、スタンプラリー事業や誘客促進事業に要する経費についても計上いたしております。そのほか、仲町商店街のアーケードリニューアル事業が財団法人地域活性化センターの補助事業として採択されたことから、当該経費についても計上いたしております。

教育費につきましては、1,390万円を追加計上しております。これにつきましては、昨年度末に株式会社三浦造船所から図書館の図書の実をすることを目的とした1,000万円の寄附金を受けたことから、今回基金を設置するなど、その目的を果たすための経費を計上いたしております。

以上が歳出予算についての説明であります。この財源といたしましては、事業に伴う県支出金や助成事業補助金等を充当するほか、財政調整基金繰入金により財源の調整を行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、410億6,366万円となります。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第68号「佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律、雇用保険法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員について、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務、出産後8週間以内に父親が最初の育児休業を取得した場合の再度の育児休業、配偶者が育児休業等をしている場合の育児休業等の制度を導入することに関し、関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第69号「佐伯市税条例の一部改正」につきましては、地方税法等の一部改正等に伴い、個人の市民税に係る給与所得者等の扶養親族申告に関する規定の創設、たばこ税の税率の引上げ並びに非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設に伴う所要の改正のほか、関係条文の整備をしようとするものであります。

議案第70号「佐伯市税特別措置条例の一部改正」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に係る適用期間を1年間延長し、及び対象業種の一部を変更し、並びに中心市街地区域における固定資産税の不均一課税に係る適用期間を2年間延長しようとするものであります。

議案第71号「佐伯市火災予防条例の一部改正」につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、燃料電池発電設備の定義に固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使

用するものを新たに加えるほか引用条文の整理をし、及び個室型店舗の避難管理に関する規定を新たに追加しようとするものであります。

議案第72号から第75号までの「大越、木浦、波当津及び葛原の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」につきましては、これらの辺地において策定していた公共的施設の総合整備計画の期間が平成21年度で終了したため、引き続きこれらの辺地において公共的施設の整備を行うに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるため、それぞれの辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新たに策定しようとするものであります。

議案第76号「小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」につきましては、小川辺地において、林道の整備に係る事業を実施するに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるため、当該総合整備計画を変更しようとするものであります。

議案第77号及び第78号の「財産の取得」につきましては、佐伯市消防署に小型動力ポンプ付水槽車を、また、本市の各地区に初期消火用器具をそれぞれ新たに配備するため、これらを購入することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号「佐伯市清流保全条例の制定」につきましては、佐伯市環境基本条例の基本理念にのっとり、本市を流れる清流を次の世代へ継承するため、その保全に関する基本方針を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、3者の協働により、清流をそれぞれの共有の財産として保全することを目的として、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第80号「佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正」につきましては、合併前の各地域で助成対象者、支給要件等が異なっていた寡婦及び寡夫の医療費の助成に関し、助成対象者の年齢要件、所得要件等及びその助成額等を縮小して市内全域に助成対象者を拡大することにより制度の統一を図ろうとするものであります。

議案第81号「佐伯市地域子育て支援センター条例の一部改正」につきましては、指定管理者が行う業務に子育てに関する相談及び指導並びに情報の収集及び提供並びに子育てサークル、子育てボランティア等の育成及び支援に関する業務を加えようとするものであります。

議案第82号「佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正」につきましては、子どもを養育している者に対する経済的支援をするための子ども手当が今年度から支給されることとなったこと及び児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなったことに伴い、佐伯市母子及び父子福祉手当条例を廃止しようとするものであります。

議案第83号「佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正」につきましては、子どもに要する医療費の助成の対象年齢について、通院に係る助成を小学校6年生までに、入院に係る助成を中学校3年生までにそれぞれ上げようとするものであります。

議案第85号「佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正」につきましては、佐伯市国民健康保険診療所の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第86号「佐伯市立図書館図書購入基金条例の制定」につきましては、株式会社三浦造船所から佐伯市立図書館の図書の充実を図るための指定寄附金をいただいたことを受け、佐伯市立図書館図書購入基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第87号「佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正」につきましては、直川憩の森公園かぶとむしふれあい館新築工事及び駐車場整備工事の完成に伴い、平成22年7月11日から供用

を開始しようとするものであります。

議案第88号「佐伯市水産物直売所条例の一部改正」につきましては、指定管理者が管理を行うに当たって要する経費を軽減するため、指定管理者が納付する使用料の規定を廃止しようとするものであります。

議案第89号「佐伯市宇目しいたけ団地条例の一部改正」につきましては、本市に設置している類似施設との均衡を図るため、統一した規定に改めようとするものであります。

議案第90号「工事委託契約の締結」につきましては、日豊本線浪太架道橋新設工事に関し、九州旅客鉄道株式会社と工事委託契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

3 諮問について

諮問第2号から第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、塩月和子氏、市原茂治氏及び伊東幹紘氏の任期が平成22年9月30日で満了するため、同3氏を再度候補者として推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

4 専決処分の報告について

8 報告第2号「平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）」につきましては、14億9,47万1,000円を減額いたしております。

今回の補正は、地方交付税、地方譲与税及び各交付金等の額の確定に伴う調整、事業費の確定に伴う国・県補助金及び市債の額の調整並びに災害復旧関連事業費及び各特別会計への繰出金の減額措置が主なものであります。

また、第2表繰越明許費につきましても、各事業の進ちょくに伴い、繰越額等についてそれぞれ補正をするとともに、第3表地方債についても事業費の確定に伴い起債の借入限度額を補正いたしております。

まず、議会費につきましては、970万円減額しております。その主なものは、議員提案により、人事院勧告等を勘案し議員の期末手当を減額する措置を講じたことに伴う減額であります。

次に、総務費につきましては、760万円を減額しております。その主なものは、平成21年4月に執行された市議会議員選挙及び市長選挙に係る経費の減額であります。

民生費につきましては、2億1,537万6,000円を減額しております。その主なものは、本匠西、本匠東の統合保育所の設置を目的とした市立保育所施設整備事業費及び新型インフルエンザ予防接種助成事業費の額の確定による減額並びに国民健康保険特別会計への繰出金の減額であります。

衛生費につきましては、1億8,446万3,000円を減額しております。その主なものは、ごみ処理の際に使用するコークスの入札残等による塵芥中間処理費の減額であります。

労働費につきましては、4,350万7,000円を減額しております。その主なものは、事業費の確定に伴う緊急雇用創出事業費の減額であります。

農林水産業費につきましては、2億5,724万4,000円を減額しております。その主なものは、蒲江第2花き団地の建設を目的とした経営構造対策事業及びブランドを育む園芸産地整備事業並びに県単林道大刈野線整備事業の事業費の確定に伴う減額であります。

商工費につきましては、2,062万5,000円を減額しております。その主なものは、お茶公園

整備事業の事業費の確定に伴う減額であります。

土木費につきましては、1億4,006万2,000円を減額しております。その主なものは、臼坪女島線改良事業及び大分県が施行する港湾改修事業負担金の事業費の確定に伴う減額であります。そのほか、東九州自動車道周辺整備事業における用地購入が地権者との交渉が難航したことから、その経費についても減額しております。

消防費につきましては、1,549万円を減額しております。その主なものは、飲料水兼用の耐震性貯水槽等の設置費の確定に伴う消防施設整備事業費の減額であります。

教育費につきましては、3億8,216万1,000円を減額しております。その主なものは、下堅田小学校、宇目緑豊小学校、鶴岡小学校、佐伯城南中学校等の校舎整備事業の事業費の確定に伴う減額であります。

災害復旧費につきましては、1億5,429万3,000円を減額しております。これは、災害が発生しなかったことに伴う減額であります。

公債費につきましては、6,426万円を減額しております。これは、平成20年度繰越事業及び平成21年度事業の起債の借入額・利率等の確定に伴う減額であります。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、454億6,951万3,000円となります。

次に、報告第3号「平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」から報告第15号「平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」までの13特別会計の補正予算につきましては、それぞれ事業費の確定や決算見込み等を勘案し、予算調整等を行ったものであります。

報告第16号「佐伯市税条例の一部改正」、報告第17号「佐伯市都市計画税条例の一部改正」及び報告第18号「佐伯市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、地方税法等の一部改正等に伴い、関係条文の整備を行ったものであります。

主な改正内容は、報告第16号は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に係るもので、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとしたものであります。

報告第17号は、地方税法における固定資産税等の課税標準の特例に関する条項を引用している条文について、所要の整備をしたものであります。

報告第18号は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げを行ったことのほか、倒産、解雇等の理由による離職者等である特例対象被保険者等に係る国民健康保険税を軽減するための特例措置の創設を行ったものであります。

報告第19号「損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定」につきましては、本市が施行する平成21年度駅前地区雨水路整備工事について、地元住民の同意が得られず、施行が困難となったため、当該工事に係る工事請負契約を解除したことに伴い、当該契約の相手方に対し損害賠償金179万5,360円を支払うことで和解したものであります。

これらの報告は、いずれも緊急を要したため専決処分をいたした次第であります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、報告事項第3号及び第10号までにつきまして、執行部の概要説明を求めます。なお、報告事項第11号につきましては、お手元の議案書に添付のとおりでございます。

それでは概要説明の間、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時26分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、14日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時27分 散会

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 6 月 1 4 日

議事日程第2号

平成22年6月14日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第2回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、上田徹君、2番、渡邊一晴君、3番、井上清三君、4番、矢野精幸君、5番、高司政文君、6番、清田哲也君、7番、浅利美知子さん、8番、榊田穂積君、9番、井野上準君、10番、河原修仁君、11番、三浦涉君、12番、後藤幸吉君、13番、吉良栄三君、14番、江藤茂君、15番、和久博至君、16番、御手洗秀光君、17番、佐藤元君、18番、河野豊君、19番、清家好文君、20番、芦刈紀生君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は4番までといたします。

10番、上田徹君。

10番(上田徹) おはようございます。10番議員の新風会所属、上田徹です。よろしくお願ひいたします。初めに、6日・13日の2日間において開催されました佐伯地区対抗スポーツ大会が昨日も13日開催されましたけど、多くの選手の皆さんや応援の皆様が参加する中で、盛大に開催され交流を深めているということで、私も八幡地区の代表として昨日の卓球大会にも参加してきました。気持ちのいい汗をかきながら、それぞれが優勝を目指して戦いを進めるなかで、いろんな地区間の交流を深めながら、そして地区の中での仲間と語りながら、一日を過ごしてきました。大変有意義な一日でございました。また、昨日は雨で来週の日曜日に順延という種目もあるそうですが、是非参加される選手の皆さん、頑張ってくださいと思いますし、多くの皆さんが応援に駆けつけていただけることをお願ひをしたいというふうに思います。そういうわけで、今日の一般質問につきましては、私自身全身筋肉痛の中での質問となってしまいましたが、せめて頭の中だけは軟らかくして簡潔に質問をして進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速質問に入っていきます。先の3月議会におきまして、太平洋セメント・関連企業について、そしてまた、緊急雇用対策等の会議をもってほしい。設置してほしい。そういう質問を行いました。当時の答弁の中では、会社の方針がまだ出されておりませんでしたから、いつでも対策が打てるように国や県、商工会議所や関連機関との連携はとっていく。

そういう答弁をいただきました。その後、3月末にセメントの会社の方針が最終的に出されました。5月21日には、セメントの生産中止となってしまいました。非常に残念な結果となりましたけど、今の社会情勢の中で、セメント会社の方針ということには受け入れざるを得ないのかな、そういう悔しい思いもしているところでもあります。雇用の面では、残念ながら関連会社を中心に、現実的に解雇ということが現われはじめました。このような中、新聞報道にもありましたけど、太平洋セメント・関連企業等対策会議が設置されて会議も幾度か開催されてきていると聞いています。そこでお聞きをいたします。対策会議の現状についてということで、まず構成メンバーはどういうふうになっているか。そしてまた、これまでの開催の状況について。そして現在の関連企業の現状についてはどうなっているのか。分かっている範囲で結構でございますから、お聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日はトップバッターといたしまして、上田徹議員の御質問でございますが、ちょっと時間を借りまして、昨日私も水防訓練をいたしました。議員各位の皆さんには雨天の中、水防訓練に御出席いただきましたことを、この場を借りてお礼を申し上げます。また、各関係団体、いろんな方々の形での出席で訓練をいたしましたけど、事故もなく無事に終了いたしました。市といたしましては2年振りの水防訓練でございましたが、ちょうどこれから梅雨時期に入りますので、安心・安全につけてやっていきたいと思ひます。大変申し訳ございません。答弁の時間を。

では、答弁全体的について私の方から答弁を申し上げたいと思っております。太平洋セメント・関連企業対策につきましては、太平洋セメント大分工場佐伯プラントのセメント生産停止に伴い、構内業務にかかわっていた協力企業において大量の解雇者が発生することが判明いたしましたので、平成22年4月30日、国・県・経済界と協力して、太平洋セメント関連企業対策会議を立ち上げ、解雇者への再就職にかかわる雇用支援や協力企業に対する金融支援などを行っているところです。協力企業や関連企業の資金繰りの悪化に対応するため、中小企業振興資金を取り扱う市内の金融機関に対する預託金をこの6月補正で4,000万円増額し、融資枠を1億2,000万円に拡大し、合計で6億円という形で提案をしております。太平洋セメントは先ほど議員がおっしゃいましたように、5月21日にセメントの生産を中止ということですが、こうした中で、佐伯工場のプラントは今後、火力発電所で石炭を燃焼させる際に出る灰の一種であるフライアッシュを一時的に貯蔵するフライアッシュセンターとして存続すると伺っております。こうした中で、セメントのいろんな計画が上がっておりますけど、当市にとりまして、できるだけ存続ができればと思っておりますが、現在その計画しか上がってきておりません。今後の動向を注意深く見守っていきたくて思っております。詳細等につきましては、部長より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず最初に、太平洋セメント・関連企業等対策会議の構成メンバーにつきましてお答えいたします。メンバーはですね、佐伯市、それから市議会、商工会議所、番匠商工会、あまべ商工会、工業連合会、労働基準監督署、公共職業安定所、県の南部振興局、県立佐伯高等技術専門校の10団体というふうになっております。開催状況ですけ

れども、4月30日に第1回目の対策会議を開催いたしました。対策会議では、具体的な支援策を検討し、支援部会を設置してありまして、この支援部会は5月の10日、27日、6月10日この3回開催しております。関連企業の現状ですけれども、太平洋セメント大分工場佐伯プラントの協力企業は13社で、安全衛生協力会という会を組織していたしましたので、その13社について御報告いたします。5月の末で出張所を閉鎖し、出張従業員の一部を解雇したという会社が1社あります。それから出張所は閉鎖していないけれども、事業規模の縮小により5月末で従業員の一部を解雇したという会社が1社あります。それから、近いうちに出張所を閉鎖し、出張所の従業員を解雇する予定の会社、これが2社あります。業績に影響が非常に大きい、けれども最小限の解雇で乗り切るという方針の会社が2社あります。それから次にですね、業績は落ちるけれども、今のところ解雇等の予定はないという会社が3社あります。ほかに、業績にあまり影響がないという会社が2社あります。これはもともと津久見プラントが主体でしたので、津久見市へ引き上げたというものであります。既に解雇されました方、これ5月31日現在で43人おります。今後も15名程度の解雇が発生するというふうに見込まれております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 当初、新聞報道等に出たときには、やっぱりもう完全に工場がなくなってしまうのかな、そういう不安がたくさん地域の中でも起こりましたし、佐伯市の中でもそういう怖さというものをつくづく感じたんですけど、幸いにも先ほど言いましたフライアッシュセンターということで一部新規事業を行っていくということで、そこでも多くはございませんけど10名前後の雇用が生まれるということで聞いてますけど、それはこういう厳しい状況の中ではよかったなあ、一部評価っていうんですか、行政としても行政やいろんな取引業者の方たちがかなり会社に対して要望していたということをもう新聞報道で聞きましたけど、そういうことで、結果が出てよかったかなあというふうに思うんですが、一方では、先ほど部長の答弁の中にありましたけど、もう解雇という部分が四十数名、そして今後も15名というこの数字が、もうできるだけ少ない方がいいわけなんですけど、やっぱり多くの方たちが解雇というような状況になってくる。こういうことが現実でありますから、是非せっかくの対策会議が名前だけのものじゃあなくて、そういう現実の解雇に対応する対策っていうものを打ち出していただきたいなあというふうに思います。また一方で、先ほど市長が冒頭で少し言いましたけど、中小企業の金融制度というのも更に枠を広げながらということですから、そういう部分のやっぱり対策も多くの関係者の協力が必要ですから、行政が中心になって進めていただきたいなあと思います。今現状を聞きましたのでアについては、そういうことで終わっていきたいというふうに思います。続きまして、引き続いて今後の取り組みということに移りますけど、今部長の方からも報告がありました。現状は大変厳しい状況です。こういうときに、現実、対策会議も立ち上げながらいろんな方たちと協力しているような取組を進められているというふうに思いますが、残念ながらこういう取組が関連の企業の皆さん、経営者の皆さんや労働者の皆さんに伝わっていない。こういうことがこれまで多くの場面で見られてきました。私自身もそういう声を聞いたことがあります。で、後になってその方たちからえっ、そんな支援策があったのかっていうような声を本当に聞くことがあります。私はこの対策会議っていうのは、雇用を確保してやむなく解雇された皆さん方が次の仕事が見つかるように、これが本当の目的だろうというふうに思います。ただ、今のこ

の大変厳しい社会情勢の中で難しいことは十分認識をします。しかしながら、先ほど対策会議の中でのいろんな施策についてという部分の中で、当面今の緊急避難的な施策っていうものも多く含まれています。その一つが先ほどの市長答弁にもありましたけど、中小企業の金融支援制度ですね、そういうものだというふうに思います。そのような情報をどのように関係の企業の皆さんや労働者の皆さん方に教えているのか。周知しているのかという部分について、もう即解雇とか廃業っていうようなことにならないように的確な情報提供をどのように行おうとしているのか。そしてまた、情報収集をどのようにしてるのかっていう部分について、今後の施策の周知方法についてお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今までのところですね、離職票等をまとめてハローワークの方に提出するといったような状況でありまして、ハローワークの方ですね、かなりの御努力をいただきましていろいろな説明、個人の疑問等に答えていただいているという現状があるようです。またほとんどの人が雇用保険を受給してゆっくりと職探しをしたいという考えの方が多いように思われます。そのほかのですね雇用対策としまして、再就職を支援するためにですね、年齢、希望する職種、保有する資格や技術などをまとめた求職者のリスト、これを作成しまして商工会議所・商工会・工業連合会を通じて市内企業に対して求人者の要請を行っております。その際には、60歳代の雇用などを支援する特定求職者雇用開発助成金ですとか、3か月間の試行雇用中に支援金を支給するトライアル雇用という制度も併せてPRをしております。また、公共職業安定所と連携しまして、雇用保険の失業等給付の合同説明会も行っているところです。次に、仕事を大きく太平洋セメントに依存していました会社の営業支援といたしましては、大分県産業創造機構の取引振興課を通じまして、新規の取引先を探しております。金融支援対策につきましては、太平洋セメントが協力企業に対していろいろと支援策を行っているようであります。今のところ協力企業から公的な金融支援といったものを求める声っていうのは上がっておりません。今後の動向等を注視しながら大分県金融支援室と連携して中小企業向けの制度資金等を紹介していきたいと考えております。また、個人の離職者ですね、いろいろな悩み等を抱えている方、特にまたハローワークでは対応できない事柄につきましては相談窓口をですね、実は今日なんですけども、商工振興課に設置いたしました。これは個々の人々の疑問や不安、そういったものに寄り添う形で答えていきたいということでもあります。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 公的な支援等、そしてまた最後の方に言いましたけど、いろんなそれぞれ個人の環境っていうのが違いますから、そういう公的なところでハローワークやそういうところでの支援っていうのは難しい場面っていうものというのがたくさんあるだろうなというふうに思います。そういう中の窓口として、商工振興課に今日そういう窓口をつくったということについては大変いいことだなというふうに思います。もう皆さん方も御承知のように、毎年3万人以上の方たちがもう十数年自ら命を絶っているその中で、やっぱり大きな要素として将来への不安という部分が言われてます。ですからいろんな場面で多くの不安を持っているだろうというふうに思います。そういう部分では是非商工振興課の中で、そういう窓口の中でできる限りの相談にのっていただいて、できる限りの支援をしていただきたいなあということを改めてお願いをしておきたいというふうに思います。また、一般質問ですから、多くの

方たちが見てるだろうというふうに思います。そういう中ですから、是非関連企業やかかわる労働者の皆さん方、こういうふうに対策会議も設置してますし、いろんな周りでの支援、できる限りの支援をしていこう。一緒になって頑張っていこう。そういうふうな施策も打ち出していますから、是非相談っていう部分については、この対策会議のワンストップ窓口を中心に、先ほど今日発足するという商工振興課の窓口等にも御相談に来て、これからまた改めて頑張っていこうと、そういうふうな体制を作っていただきたいなということをお願いをしながら、引き続いて担当課におきましては、是非頑張りたいということをお願いをして、イについても終わりたいというふうに思います。今回の質問の大きく二つに分けてます。一つは今の対策会議っていう部分に関する質問ですが、もう一方この生産中止ということにおいて多くの解雇者も出てくるわけですし、それぞれ関連企業の存続も非常に厳しい状況が生まれてきています。そこで1点目として、今回のこの生産中止のことでの佐伯市への財政的な面についてどのような影響があるというふうに判断しているのかお聞かせをください。また2点目として、太平洋セメント設立84年という歴史を持っています。まず新聞報道を見たときに、地元地域ではどこに行ってもこれからどうなるのだろうか、こういうような声ばかりでした。まだ会社の方針が決まってないからどうなるか分からない。そういうようなことで3月・4月っていうように過ごしてきましたけど、現実のところ5月21日に生産が止まりました。この工場については84年の歴史の中で、地元地域からすれば私たち小学生の時や中学生の時には、スケッチ大会といえばセメント会社でした。あまり絵をかかない私でもセメント会社の絵を数枚かいた、そういうような記憶があります。それぐらいに子どもたちの中でもセメント会社そのものが意識づけられてました。また、小学校の時の社会見学の中でも工場内の見学っていうのが必ずありました。もちろん、自分の親もそこで働いたり、そういうような形で、地域の中で多くの方たちが、この工場が存在する中で地域の中で、それぞれが生活をされてました。また、宿泊施設も新聞報道にもありましたけど、今民宿等の宿泊施設も会社の修理が何だというときに多くの方たちがそこで泊まっている。そういう場面がこの地域の中では見られていました。そこが生産中止ということの中で大変大きな変化をせざるを得なくなってる状況に今きています。まだ生産中止になった以降でもまた以前からですけど、八幡地区には公園とかグラウンドもありませんから、地区のスポーツ大会やいろんなことをする時に、会社の方のグラウンドを持ってましたから、そこのお世話になっているような大会も開催してきました。そして子どもたちはサッカーをしたり、中学生においてはテニスコートが大変狭いものですから、セメント会社のテニスコートをクラブ活動の一つとして利用させていただいています。このように八幡地域にとっては本当、シンボリックな会社でもありますから、そのこのこれからの影響っていうものは何か考えるだけでも恐ろしいものがあるなあっていうふうに今感じているところなんですけど、行政としてこの地域に現われる多くの課題について現時点でどうとらえているのかお聞かせをいただきたいとしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 財政面の影響といたしましては、太平洋セメントとその関連企業の職員が納める市県民税これが約6,000万円ありますけれども、これがある程度の減少になるのではないかと推測しております。法人税につきましては出張所を閉鎖する企業と存続する企業を推計し、約500万円程度の減収になると思われれます。固定資産税につきましては、

約1億円ほどありますけれども土地建物に変動がありませんので特に減収は見込んでおりません。そのほかに水道料があります。これは太平洋セメントとその関連企業で年間約650万円程度でありました。太平洋セメント佐伯プラントは今後火力発電所で石炭を燃焼させた際に出る灰の一種であるフライアッシュを一時的に貯蔵するフライアッシュセンターとして存続する予定です。フライアッシュセンターでどれだけの水を使うかということは不明でありますけれども、かなりの減収になるであろうと思っております。地域への影響ですけれども、特にセメントは歴史が古いということもありますし、セメントといえば佐伯の企業というよりも八幡、旧八幡村の企業あるいは西上浦の企業というような色彩が大変強うございました。何か地区の事業、催しをするときにもセメントの協力体制、セメントと地元との協力体制というのは特異なものがあったであろうと思います。その一方のパートナーが今回こういうような形で事業を縮小するわけですから、地元にも物理的あるいは精神的な影響はかなりあるであろうというふうに思っております。ハード面といいますか、物理的な面ではですね、働く場の確保これが急務であろうというふうに思っておりますので、佐伯プラントの有効活用、これがフライアッシュセンターのほかにはないのだろうかということを考えなくちゃならないと思いますし、遊休地、工場以外にも遊休地を幾つか持っておりますけれども、そうしたところへの、これは大変期待が持てなくて申し訳ないんですけども企業誘致というのも考慮していかなくちゃいけないと思います。精神的な面につきましては、まだこういったところに影響が出てくるのかといったところがなかなか計り知れないということがございます。これは地区に入っていくまして地区の中での話し合いを重ねていく。その中でこういったところが不足しているのか。あるいは不足する状態になったのかということを考えながらですね、対策をとっていかうというふうに考えます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 今回雇用ということと、佐伯市や地域に与える影響ということでの質問をさせてもらってますけど、先ほどの答弁については、そういう佐伯市に与える税収的な面での影響っていうのは当面出てくるわけですから、そういう部分っていうのは、それに対してどうこうっていうことは非常に難しいっていうのは理解できます。だから、そういうことも想定しながらの今後の財政的な部分での検討もしていかなければならないっていうことも考えていただきたいなあということをお願いをしときたいというふうに思います。また、地域への支援っていう部分では、具体的にこれこれをつけていうような部分っていうのは現時点、八幡の自治会長を含めて今協議をしてる最中です。そしてまた、会社の方も大変ありがたいことなんですが、グラウンドの使用だとか中学生がテニスコートで今クラブ活動で毎日使ってるわけなんですが、そういう部分については今後も継続していきますよっていうことで、一定程度の御協力をしていただけるっていうことは地域に対しても表明していただけてます。大変ありがたいことだというふうに思ってますし、そういう中で、しかしながら、まだこれからはいろんな問題が起きてくるだろうというふうに思いますから、是非行政も地域と協議をしながら支援体制をとっていただきたいなあというふうに思います。そういうことをお願いしながら今回の質問を終わりたいというふうに思います。是非行政がする役目っていう部分をしっかり踏まえていていただきたいなあというふうに思います。多くの方たちが今のような厳しい時代に雇用の問題とかいう部分が役所で何ができるかというふうに言われる方もいます。しかし、行政っていうのは一人でもこういう場面で雇用を確保していく、そういう努

力をしていく。そういうことをしていかなければならないだろうというふうに思いますし、そのことが行政の役目だというふうに思います。また、地域に対してもこれから起きうる多くの課題に対して、一緒になって議論をしながら課題解決に向けて頑張っていたきたい。そういうことをお願いしながら質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

次に21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 改めましておはようございます。21番議員、新風会の渡邊一晴でございます。この6月の12日に大分地方気象台は県内を含め九州北部地方が梅雨に入ったと見られると発表をいたしました。いよいよ本格的な梅雨の時期に入りましたが、土砂災害等災害が発生しないことを願いながら通告に従いまして一般質問を行います。

国においては過疎地域自立促進特別措置法が3月末で期限切れとなり、この法律の一部改正が行われ、現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効期限について6年間の延長を行い、平成28年3月31日とする改正案がこの4月から施行とのことであります。過疎地域の法的支援として、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法で制定され、以後55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法とこれまで三度の過疎対策のための特別措置法がつくれ、各種の対策が講じられてきましたが、平成12年4月1日に平成21年度までの10年間の時限立法として過疎地域自立促進特別措置法が施行されました。過疎地域自立促進特別措置法は人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域を過疎地域としてとらえ、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正という従来からの目的に加え、過疎地域に対し豊かな自然環境に恵まれた21世紀にふさわしい生活空間としての役割を果たすとともに、地域産業と地域文化の振興等による個性豊かで自立的な地域社会を構築することにより、我が国が全体として多様で変化に富んだ、美しく風格のある国土となっていくことに寄与することを期待しているものであります。しかしながら、過疎地域は依然として財政状況は極めて厳しく著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、さらには将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など様々な困難に直面しています。今回の一部改正では、新たな過疎対策の推進に向けて過疎地域への支援措置の充実が図られており、特にコンクリートから人への考え方に従い、いわゆるソフト対策事業の実施に要する経費についても過疎対策事業債の対象とすることとされているなどがあるが、まず今回の改正法の内容、特に要件・計画等の策定にかかる義務づけ、過疎対策事業債のソフト対象事業等についてはどのような内容になっているのかまずお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員さんより、過疎地域自立促進特別措置法についてということですので、これについて私の方で一部改正の内容についてをちょっとお答えしたいと思います。今回の改正は10年間の時限立法として平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法が、これを略していわゆる過疎法です。この法律は平成21年度末に失効、いわゆるもうなくなるという時限立法だったわけですけど、これが平成27年度末までの6年間の期限として延長したということで、この前通達が来ております。条文には新たに過疎対策が国民全体の課題である。そのことがうたわれておりました。対象となる自治体は延長前の自治体に加え、新た

に58市町村が追加されました。もちろん、佐伯市全区域が対象となっております。最も大きな改正点といたしましては、今まで施設整備などのハード面しか使えなかったものが、元利返済額の7割を国が負担する過疎対策事業債をソフト面でも幅広く活用できるようになったことであります。医療や交通手段の確保が認められていることは行財政改革に取り組む本市にとりまして大変意義の深い改正であると考えております。御質問につきましてはいろいろ詳細に渡る分がありますので、部長の方で答弁し、また必要とすれば私の方から答弁したいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 改正された点についてということですが、法の目的をはじめとする条文自体に大きな変更というのはありません。過疎地域の指定基準となる人口等の数値の拾い出しの年度が平成7年の国勢調査資料から平成17年の国勢調査資料に更新されました。重要な点は、過疎地域の指定にかかる要件の主な追加事項として、昭和35年から平成17年までの45年間における人口の減少率、いわゆる45年間人口減少率が33%以上であることですか、この45年間の人口減少率が28%以上でかつ高齢者の比率が29%以上、または若年者の比率が14%以下であること。さらに、昭和55年から平成17年までの25年間の人口減少率が17%以上であること。また平成18年度から20年度までの3か年における財政力指数の平均値が0.56以下であることなどが過疎の指定にかかる要件として新たに加われました。以上が指定にかかる要件の主な変更点です。続いて、義務づけの緩和はどのように変更されたのかということについてお答えいたします。都道府県による過疎地域自立促進方針や市町村による過疎地域自立促進計画の策定につきましては、これまで定めなければいけないと規定されておりましたけれども、今回の改正では定めることができるという条項に変更されました。いわゆる義務づけが廃止されたこととなります。また、市町村が過疎計画を策定する際に、旧法では計画に掲載する事項が固定的に定められておりましたけれども、改正法では掲載内容の前段におおむねという文字が加わるなど、全体として都道府県や市町村の特性を生かし、柔軟に事業が推進できるような緩和措置が講じられております。次に、法の考え方として、ソフト対象事業は具体的にどのようなものが該当するのかということですが、住民の日常的な移動のための交通手段や地域医療の確保、集落の維持及び活性化に関するものなど、住民の将来にわたる安全・安心な暮らしを確保するために実施する事業が、ソフト事業の対象になると見込まれております。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） おおむね改正内容は分かりましたんですけどね。事業者の対象の追加の中に、いわゆる基金の積立てということがですね、要項の中にあると思うんですけども、この基金の積立てはどのように。例えば基金を造成するのにですね、こういった内容、こういった目的、これについての具体的な考え方といいますか、そこらあたりどのような考え方のものなのかどうかをちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。財務部長の三原です。それでは基金の関係につきまして、私の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。まず、この基金につきましては、詳しい情報というものはまだ私の方の手元に入っておりませんが、今考えられる点につきましては、まず過疎計画に基づいた事業の財源として使用することができ

るということの情報は先ほど言いましたけれども入っておりますけれども、現在その使用期間等、その取扱いに関する詳細な情報が入っておりません。したがって、今後これらの条件等の提示がなされた後にですね、基金の造成等を含めた利用方法について検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 分かりました。まだ省令で詳しくそういった具体的な取り組みの指導がないということでございますので、それはまた分かった段階でですね、お知らせをしていただきたいと思っております。この点については以上で終わります。次に、佐伯市に本市におけるソフト対象事業についてお尋ねをいたします。国においてはですね、新たな過疎対策、いわゆる新規事業としてソフト対策の推進に向けての研究会がですね、2月から3月に掛けて行われております。その内容は、過疎対策に資するソフト事業の実施例として都道府県及び市町村長から具体的な取組状況、今後の対策のあり方等のヒアリングも行われております。その具体的な取組の事業分野はですね、先ほど企画商工観光部長の答弁にありましたように、地域医療の確保、交通手段の確保、あるいは集落の維持・活性化、安心・安全の確保、地域産業の振興、地域福祉、子育て支援等々、そのような点について研究されております。そこでですね本市の対象事業はどのような事業が具体的に対象となるのか。平成22年度の当初予算に計上されておる部分でも結構でありますから、具体的にこういった事業が今度の新しい法改正によるソフト対象事業となりますよというようなことを、まずその点についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。本年4月1日の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして、ソフト事業への過疎対策事業債への適用が認められることとなったわけでありまして、その適用条項によりまして、先ほど魚住部長の方から答弁がありましたけれども、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来に渡り安全に安心して暮らすことのできる事業の財源として利用が可能となったというふうにされております。したがって、現時点ではその取扱いの方向性についての通知は県よりありましたけれども、対象事業等具体例が明示されておりません。したがって、この条文から想定をいたしますと、平成22年度の当初予算における該当事業は、コミュニティ交通整備事業、大分バスの運営補助金、直川マイクロバス運行事業等が考えられます。なお、この過疎対策事業債の対象事業となるためには、過疎計画に計上する必要があることから、現在企画課においてその策定に向けて準備を進めているところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 先ほどですね言いましたように、2月にですね、ちょっとこれ私も研究させていただいたんですけれども、まず第1回の研究会がですね国において2月10日に行われております。それと3月にかけても行われておりますけれども、まず第1回目の取組状況のヒアリングについてはですね、高知県の大豊町、島根県の邑南町、兵庫県の養父市、静岡県浜松市、こういった所からいわゆるソフト対策事業に資する事業というようなことで上がって、それぞれの各市町村から要望が上がっております。それから第2回目については、全国の都道府県の代表ということで、北海道、福島県、それから広島県、高知県、こういっ

た所の県の代表者から事業の分野のヒアリングを行っております。それに基づいて私なりに22年度の当初予算の予算書のを拾い出して見たわけですが、私の資料によりますと大体、課で11課ぐらいの事業分野に分かれるんじゃないかなというような気がしております。例えば、先月5月15日の市報で募集をしておりました、地域のやる気を応援しますというタイトルで載っておりましたけれども、旧佐伯市の地域活性化チャレンジ事業、あるいは旧町村部のパワーアップ事業、こういった関係もこの事業に含まれるんじゃないかなというように私は判断をしております。それから、公報広聴課の自治活動の交付金、特にソフト事業ということですから企画部門に非常に多いわけでありましてけれども、食のまちづくり推進事業、例えば地域支援員の設置、幅を広げればケーブルテレビ事業、市にかかるもの。こういったものも含まれるんじゃないかなあというように思います。その中でですね、一つ検討していただきたいのは、高知県からですね高知県のいわゆるソフト事業を対象する事業として、国の方に出されております資料がですね、いわゆる宿毛フェリーに対する支援金がこれ出ております。これはですね交通手段の確保ということで、国の資料によりますと土佐清水市から土佐清水市というふうになっておりますけれども宿毛市も含めてということですが、当該損失額、このように書いております。当期損失額を上限として続行経費に対し県及び市町村で補助し運営維持を図る費用だということで、過疎対策に資するソフト事業の実施例という形で高知県の方から国にそういった事業の要望を出しております。ですから、予算中ずっとですねしてみると、先ほど言いましたように、いわゆる公報広聴課からですね、教育委員会の生涯学習課に及ぶものまでかなりこのソフト事業に組み込まれるんじゃないかなというような私は気はしております。是非ですね、そこらあたりを十分研究されてですね、この計画書に盛り込んでいって財源の確保に努力をしていただきたい。このことを申し上げておきたいと思っております。それでは一応次に入ります。次に、過疎対策事業債についてお尋ねをいたします。総務省はですね、今年度に発行可能な過疎対策事業債、いわゆる過疎債2,700億円を予定しており、そのうち今回のソフト事業用の発行額を最大で660億円と決めたと報道されておりました。そしてまた、ソフト事業の発行額は1市町村につき3,500万円分を確保していくとのことですが、これについて詳しく情報がありましたら説明をお願いし、22年度のソフト分の借入予定額はどの程度考えておられるのか。また、参考までに本市の21年度末の過疎債の残高は幾らになっておられるのか。説明をお願いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。まず借入予定額の関係です。過疎対策事業債におけるソフト事業分の平成22年度の借入予定額につきましては、その限度額は、これは試算ではありますが、3億3,645万1,000円とされておりますところから、この範囲内において単独事業等を重点的に有効かつ効率的に使用していきたいというふうに考えております。それから次に、過疎債の残高でございますけれども、平成21年度末で129億4,008万6,828円となっております。以上です。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） これ予算書、私の質問が予算書、22年度の当初予算書の数字から質問させていただいておりますけれども、普通債の前年度末21年度末の見込みが639億ほどになっております。今129億ですから大体普通債の2割程度ですが、が、いわゆる過疎債ということでもあります。できればですね、これ割合が欲しかったわけですが、ここで急に言っても

あれでしょうから、そういった観点から、いわゆる起債が今年度の借入予定額が3億ということでございます。これが上限はいわゆる自治体多くの上限は自治体の規模や財政力で決まってくるわけでありましてけれども、この額は試算というのはこういった形で出てきたんでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） この限度額につきましては一定程度の算式がございますけれども、県の方で県下の各市町村向けに金額を提示をしております。その数値を御説明いたしました。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 大体今回いわゆる市長の答弁の中でも新たに追加された団体もあるということがございますけれどもですね、大体対象市町村が776市町村です。単純平均で私はですね計算したらやっぱり1億程度、8,500万程度になるわけです。ちょっと額が今聞いて3億といえばちょっと大きいんかなという気もいたします。そこらあたりもですね、全体のいわゆる普通債に伴う今年度の21年度末の現在高の見込額の約2割程度ですね、2割程度の過疎債ということでございますけれどもですね、若干数字的に4億といえばちょっと大きいんかなという気もいたしておりますけれども、優良債でありますからですね、できるだけ一般財源の抑制をして、その部分は他の方法で考えるということで努力をしていただきたいなというように思います。一応起債の関係はそういうことで次に移ります。今回いわゆる過疎法の改正が第5次になるかと思うんですけれども、今回の自立促進計画の策定についてですね、6年間の法の延長により当然過疎計画の策定が求められるわけでありましてけれども、平成22年度から28年度までの促進計画の策定スケジュールはどのようになっておられるのかですね。また、ソフト事業のいわゆる計画全体に占める割合、これはどの程度考えておられるのか。その点についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 第5次過疎地域自立促進計画の策定についてということですが、まず、計画の策定スケジュールですが、現在、庁内の各部署に対しまして、今回の市町村計画に搭載する事業について照会をにかけているところであります。この計画は、大分県が定める過疎地域自立促進方針に基づいて策定するというようになっておりますので、今後は県が示すその方針案を元に作業を進め、今月下旬から県との本格的な策定協議が始まります。その後、内容の調整ですとかヒアリングを重ねながら計画を立てまして、本年9月議会に上程する日程ということになっております。なお、この計画策定にかかるスケジュールにつきましては、大分県下すべての過疎市町村が足並みをそろえて取り組むということになっております。それから、計画全体に占めるソフト事業の割合ということですが、これは改正法や施行令等にハード事業とソフト事業の割合等に関する縛りといいますが、それはありません。そういうことです。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 大体9月議会に提案ができるように策定作業を進めるということでありまして、それについては分かりました。また割合はですね、これは新聞でちょっと私報道で見たんですけども、正しいかどうか分かりませんが、大体計画全体の2割ぐらいになるんじゃないかなというような報道もされておったようであります。従来の過疎計画についてはですね、施設等の整備計画のいわゆるハード部分の色彩が強くて、いわゆる計画書の作成も

形式的な部分がかなりあったと思っております。今回の一部改正によりソフト事業を含めた計画が必要になったわけでありませけれども、特に佐伯市の場合は、903平方キロという広大な面積を持つ自治体であります。旧佐伯市の周辺部、旧町村部、こういった地域においては高齢化が非常に進む中で、この周辺対策が緊急の私は課題ではないかなというように思っております。そういった面で、そういう周辺部にですね力点を置いた計画づくり、目的、分野別、それから手段、プロセスをそういった地域の思いを込めてですね、しっかり計画書に書き込んでいただいて、そして魂の入った計画書を計画を策定することによりですね、このことがいわゆる6年後の今回の過疎法の失効時にですね、さらなる延長の合意が得られるものと私は思っているところであります。このような考え方について、財政部長どう思われますか。一言。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。議員もかつては私と同じ立場におられた経験もございますので、そのことは十分承知をしているつもりでございます。また、貴重な御提言をいただきましたので、我々も十分その法の趣旨等に基づきまして検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 非常にまあ今から策定する計画の問題ですからですね、細部にわたっての質問は省かせていただきますけれども、今回の過疎法改正により、先ほども言いましたように、これまで道路整備などインフラ整備に片寄っていた事業を集落の維持や活性化、地域福祉等、ソフト事業にも拡大されたわけであります。過疎債の適債事業が広がったのでありますけれども、過疎債といえども借金でありますから、今後の財政の状況を十分見極めながらですね、また将来への公債費の負担軽減も図りながら、限られた財源を有効に使うために、ハード・ソフト事業を組み合わせでどう地域の活力を高めていくか。効果的な佐伯市の過疎地域自立促進計画づくりに期待して、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

次に7番、井上清三君。

7番（井上清三） 改めまして、おはようございます。午後の予定というふうな形で少し気のゆるみもありましたが、引き締めまして一般質問を行いたいと思います。7番、政友会に属しております井上清三と申します。通告に基づいて一般質問を行います。

今回は、福祉政策と地域の要望についての大きな項目2点を質問いたしたいと思います。まず、よく福祉政策の中で、よく福祉の充実と、そういった部分に取り組むというふうな言葉が言われます。福祉とはなんだろうか。そういう意味で原点にかえてみました。私たちは、いつ・何どき家族の不幸に遭うかもしれないし、自分が病気や事故で倒れないとも限らない。また健康でもいつかは老いて働けなくなる。そのようなとき、お互いに助け合ってその不幸や生活不安を取り除くための仕組みが是非とも必要になってくるわけです。この仕組みが福祉、そういうふうな考えではなかるうかというふうに思います。したがって、人はだれでも、将来福祉サービスにかかることが予測されるんじゃないかなというふうにも考えます。また、憲法の理念によれば福祉とは、国民全体が健康で文化的な生活のできるような最低限を保障すること。25条に書かれておりますが、そしてそれをさらに向上させていくことであると思われまます。そこで今回は、福祉政策の中で取組が薄い、あるいは取組があまり

できてないというように考えられる療育体制、あるいは発達障がい者支援についてまずお聞きしたい。障がい児を持つ親の希望は二通りあるといわれております。一つ目は、障がいの全治あるいは改善、これは障がいがなくなってほしい。また全治できなくても少しでも改善してほしい。二つ目は、普通の生活が営まれる。つまり障がいがあっても普通の子もたちと一緒に育ち、勉強をし、社会の中で生活できる状態になってほしいという願いと思われま。しかし、障がい児を持つ多くの親たちは、子どものために病院や訓練の場やあるいは幼児教育の場を探してもなかなか受け入れが厳しいことに直面し、失望することが多くあるとお伺いしております。つまり障がい児に必要なものは単なる教育でも治療でも、また単なる保育でもありません。何が必要かと申しますと、専門的な配慮や工夫や努力の含まれる特別な子育てなのである。そしてこの専門的な配慮・工夫、そして努力の含まれる特別な子育てが療育と言われております。この療育に関しての障がい者施策は障がい者対策に関する長期計画、障がい者プラン、あるいはノーマライゼーション7か年計画等に基づきながら保険・医療、あるいは福祉・教育・雇用等の各分野において推算がなされているように感じております。平成18年4月に発達障がい者支援法が施行され、LD、これ学習障がい、あるいはADHD、注意欠陥多動症、さらに自閉症、なかでも知的障がいを含まない高機能自閉症などの発達障がい児への対応が広がる中、障がいのある子どもの子育て、子育て支援における総合的なビジョンを共有することが重要と言われております。まず、本市に療育あるいは発達障がい者等の支援対象者がどれくらいおられるのか。また障がいの早期発見・早期療育など、どのような方法で取り組まれているのかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 福祉保健部長の石田と申します。初めての答弁になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは井上議員の福祉政策、療育体制及び発達障がい者支援についてのうちのアの現状と早期発見・早期療育について、療育体制の現状について問う。発達障がい者の早期発見・早期療育について問うという御質問にお答えいたします。まず、先ほどの御質問の中でございました対象者の数についてでございますが、知的障がい者につきましては、療育手帳所有者は平成22年4月1日現在639人、うち18歳未満が92人、18歳以上は547人であります。知的障がいのない療育手帳を持たない発達障がい児・発達障がい者の数の把握については、大変数の確定が困難な状況でございます。次に、療育体制の現状についてでございますが、佐伯市には専門の療育機関がなく、唯一子どもデイサービスセンター宝島があります。からだと心の発達に心配のあるお子さんを対象に、遊びの中に療育の技法を取り入れながら心や言葉の発達を促しています。現在、このサービスを利用している子どもは36人です。大分県としても佐伯市に療育機関がないので、専門機関、発達医療センターによる巡回相談を他の地域より手厚く実施しています。それでも対象児が多く、相談がタイムリーにできないため、平成21年度は佐伯市独自で専門機関と契約し、医師2回、作業療法士4回、言語療法士4回、保育士等4回を追加しているところです。乳幼児発達相談は巡回相談7回、ミニ巡回相談4回、心理判定員による相談指導を4回実施しました。相談延人員は138人でした。対象児は平成21年度85人、そのうち平成21年度新たに発見した実人員は48人でした。また、発達に障がいのある子どもを現場で支えている保育所や幼稚園等、施設に専門機関のスタッフが直接出向き支援する施設支援事業は、平成21年度25か所で行っています。早期発見・早期療育についてですが、乳幼児健診で発見することが多く、保健師が

巡回相談等の療育機関につなげております。乳幼児健診では35人、1歳6か月健診では113人、3歳児健診では74人のフォローを行い、最終的に療育機関につないだのは48人でした。ちなみに、乳児健診の受診率は80.6%、1歳6か月健診は93.9%、3歳児健診は93.3%であり、県下でも高いほうですが、未受診者の把握にも力を入れており、早期発見・早期療育を目指しているところであります。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 早期発見の中にですね、母子保健法というのが当然、12条・13条の活用はお伺いしましたが、学校保健安全法こういった部分の中に、いわゆる11条の中で市町村の責務の一環として健康診断への対応ということもいわれております。その辺の機能というのは十分なされておるのかどうか、まず確認したい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 学校保健法の機能についてですが、その点については、ちょっと申し訳ありません。確認ができておりません。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 先ほどですね、母子保健法の方で十分把握はできてるなという部分がありましたが、学校保健安全法においてもそういうふうないわゆる発達障がい者の発見ということの定義がされておりますので、その辺についても十分検討していただきたいということをお願いしておきます。続いて、現状の支援が行われている。いわゆる障がいを持っている方の支援の基幹である本市の障がい者福祉計画があります。この中に療育支援の中心となる子どもデイサービスセンター宝島の利用について、非常勤の言語療法士、これ今たぶん言語聴覚士となっていると思われませんが、そういった方、あるいは臨床心理士等の専門職員の勤務日数の減少が利用回数減の一因になっているというふうなことが書かれております。発達障がい者支援法、そういった部分を見ると、地方公共団体あるいは佐伯市の責務の一環、責務として発達障がい者に対する支援を適切に行うため、医療・保健、福祉事業に従事する人の人材を確保すること。こういうことも法律の中に提起されております。少なくとも市の療育体制の中心施設が支援を行う専門職員不足で療育支援を妨げてはならないと、そのように思います。そういった現状をまず再確認のためにお聞きするとともにですね、今1点。先ほどちょっと部長も申しましたが、取組の方向性の中で作業療法士、その導入計画これもうきちっとできているのか、あるいは個別支援手帳、こういった部分の作成状況はどのようになっているのかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは障がい福祉計画の中に、子どもデイサービスセンター宝島の職員の体制について、若干不備があって利用者が減っておるのではないかということについて、まず最初にお答えいたします。障がい福祉計画の第2期を策定中の平成20年度佐伯市地域自立支援協議会障がい児支援部会で前年度までの宝島利用者数などの事業の内容を検討いたしました。平成15年度の年間利用者は1,053人に比べ、16年度が867人、17年度901人、18年度620人、19年度599人と減少しております。この原因の中には日中一時支援事業へ利用者が流れたことや事業収入減に伴います職員体制の縮小などが考えられます。スタッフの体制としましては、15年度は保育士2名、保育士の補助が1名、非常勤の専門職員として言語治療師2名週1回、臨床心理士1名月1回でしたが、平成18年度は保育士補助1名と言語治

療師が月1回へと減っております。こうしたことから第2期の障がい計画では、スタッフの充実を掲げまして、委託事業者とも協議し、平成20年度保育士補助1名の復帰に加え、平成21年度は新たに作業療法士1名を月1回、子ども身体運動発達指導士1名を月2回取り入れるようにいたしました。平成21年度の利用者は816人と増加しているところであります。今後も職員体制の充実につきまして協議をし、充実を図ってまいりたいと考えております。それと先ほどの個別支援ファイルのことでよろしいかと思うんですが、それにつきましては、生まれてから一生涯の支援が途切れることなく受けられるように、発達支援ファイルというものを利用し、社会福祉課及び相談支援事業者などが主にサポートしていく体制をとっております。また、発達障がい者の支援センターのE C O A L（イコール）という機関がございますが、そちらの中でも発達支援ファイルというものをつくって個別の連携に役立て一貫した支援が行われるように努力をしているところであります。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 作業療法士の導入も計画を実際にやるというふうな方向もお伺いしました。特にこのいわゆるOT、作業療法士は本人の特性あるいは自立を生かしていくうえで必要不可欠というふうにも思われます。またこの障がい者福祉計画は、平成21年度から23年度までを計画されているようにあります。計画を約1年数か月がもう経過しておるわけです。支援体制に取り組まなければならない。そういうことを重く受け止め一刻も早い支援体制を望まざるにはおられません。続いて、次の発達障がい者への生活支援についてお伺いします。平成18年4月より発達障がい者支援改正整備事業が推進されており、地域自立支援協議会の障がい児支援部会、そういった部分も対応も取り組みできますが、発達障がい者支援法で市町村は発達障がいのある人がそれぞれのライフステージ、いわゆる年齢にあった適切な支援を受けられる体制の整備や社会生活へ適応のため、必要な訓練を受ける機会や住居の確保などの支援に努めなければなりません。そのようにも記されております。市として、就労・自立、そして住居の確保についてはどのような取組、あるいは支援策というのを考えられているのかお尋ねしたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは発達障がい者への支援策についてお答えをいたします。発達障がい者支援法に定義されております広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害につきましても、知的障害の有無にかかわらず、精神保健福祉法に定義されます精神障害として、障害者自立支援法におけるサービスの対象になり得ますので、相談事業者や市に御相談をいただきたいと思っております。認定調査や審査会を通し、給付の可否、サービスの種類や量を決定しております。発達障がい児の利用が見込まれます主なサービスとして、行動援護、移動支援、短期入所事業などの訪問系サービスや生活訓練、児童デイサービス、一般就労を目指す就労移行支援、福祉的就労の場である就労継続支援事業などの日中活動系サービス、それに居住系サービスとしてグループホームの利用などがあげられます。発達障がい者の生活支援については、まず生活の糧となる就労場所の確保が重要であると考えます。市では地域自立支援協議会に就労支援部会を設け、施設や関係機関の連携の下、職場実習先の開拓に努めるとともに、パンフレットの活用や企業と障がい者の懇談会の実施などを通して障害者雇用の啓発にも力を入れています。今後は個別的就職支援計画を作成し、関係者がチームとして就労の支援ができる体制づくりに取り組んでま

いります。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 住居対策の中で、先ほどグループホームのお話が部長から出ましたが、障がい者用のグループホーム、そういった取組はなされているのか。あるいは佐伯市に現在あるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 障がい者を対象とするグループホームについてはあると認識しておりますけど、ちょっと箇所数とか場所については詳細を把握しておりません。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） それと今1点ですね、行動援護の話が出ましたが、行動援護対象者、結構佐伯市の中におられると思いますが、福祉計画等を見えます。あるいはデイサービス宝島の状況を見ると非常に少ないようにも感じ受けますが、こういった行動援護に対する配慮というか、事業実施というのはどのように考えられておりますか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 行動援護につきましては、そういったサービスを現実に実施しておりますし、実施対象者もおります。ちょっと詳細の数字についてはちょっと今持っておりません。申し訳ありません。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 続いて家族支援のほうに移ってみたいと思います。発達障がい者の保護者・家族は日ごろの看護・支援等においても気の休まる暇もなく、常に張りつめた生活を強いられ、心身とも疲れ果てているように思います。特に、昼間は申しあげました市の施設の児童デイサービスの利用はあるものの、中身は第1、あるいは第3土曜日さらに日曜日はお休み、また夜間の受け入れ、ステイの場が少ない状況とも聞き及んでおります。本市独自あるいは管轄する社会法人等と連携をとりながら、こういった部分の対応にも踏み込んでやるべきじゃあないかというふうに考えておりますが、少しそこら辺の考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 発達障がい者、家族への支援策ということについてお答えいたします。発達障害者支援法では、市町村は発達障がい者の家族に対し、相談及び助言、その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。と規定しています。市では、保健師、障害福祉担当者、相談支援専門員などが相談に応じ、その子の特性を生かし、理解し、その時点で最も良いと思われる方法で助言できるよう努力しています。支援に当たっては、関係機関と連携を図るため、佐伯市地域自立支援協議会に障がい児支援部会を設け、困難事例等は個別支援会議を行って対応しております。地域課題がある場合は、その解決のための施策についても部会で検討をしております。本年度から御家族の意見を取り入れ、相談にも応じられるよう保護者部会を開催し、発達障がい者支援専門員の派遣事業なども利用しています。保護者は切れ目のない一貫した支援を望んでいますから、個別の支援計画や支援の情報を共有することを目的に作成されたファイルを活用し、各ライフステージの中で就学、就労へとうまく支援がつながるシステムについて研究しています。障害福祉サービスでは、短期入所事業や長期休暇を含め、日中一時支援事業などで介護される御家族の支援に努めているところであります。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 地域自立支援協議会いわゆる障害支援部会に委託してすべてが解決するわけではないと思います。療育、いわゆる発達障がい者政策の主幹部、そういった部分はしっかり市役所内部に担当セクションを設置し、各局にまたがる各種政策全体をまとめ、積極的に推進させる役割を持たせるべきというふうに考えております。市でできる部分、あるいは市でしっかり相談できる体制を是非期待したい。そのように考えております。この福祉政策の最後の締めをですね、是非市長にお伺いしたいと思います。療育支援の中心に位置づけしている和楽にありますデイサービスセンター宝島は、自宅以外はパニックを起こしてしまうお子さんが唯一安心して身を置ける場所とも思われます。ここにいるときだけお父さん・お母さんを解放してあげられるとも考えております。こういうお子さんが憂慮が大変だから、あるいは市町村の責務の一環である支援専門員が不足しているなどで利用しにくい。利用できなくなるということはあってはならないというふうに思います。また、障がい児の発達支援、療育、デイサービスは育ちへの支援という性格からしても療育を中断することは何としても避けなければなりません。子どもの成長は待っておりません。改めて適切な支援を講ずるべき必要性を痛感をしております。療育体制、発達障がい者の支援について市長御自身の考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私の方に考え方をということですけど、こういう福祉について私どもは福祉計画の中でですね、市としての考え方は述べてるつもりでございます。また、福祉も障がいのみならずいろんな幅の広い福祉、それぞれがどう皆さんに充実ができるのかということで、公正・公平の中でそれぞれの障がいであっても、いろんな形であっても福祉に対しては市としてやるべき範囲、これを個別的に、これを1個だけに注入するんじゃなくて、そうしたことを見ながら市としての方向づけをやっていきたいと。特にこうした宝島、市では一つ施設しかない、今までこの数年間、ここ10年加えれば一番古い施設っていうのは私どもさつき園がですね始まったときにも、それから充実していったということでもありますんで、こうしたことを踏まえながら、これからの障害対策にも十分また検討させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 私はこのように厳しい子育て環境の中で大変な思いでそれでも頑張っているお父さん・お母さんの姿や療育体制の現状、そういった部分を市長にお伝えいたしました。是非心で受け止めていただき、市でできることはきっちりやっていただき、国・県に対して療育体制、あるいは発達障がい者支援の拡充を訴えていただきますことを期待し、発達障がい者支援に対する一般質問を終わります。

続いて、地区の要望というふうな関係で質問に移りたいと思います。毎年多くの地区の要望が執行部あるいは担当課に出されている現状の中、確かに単年度ではできないもの。多額の費用が掛かるもの。そういった部分もありすぐに取組ができないことも理解しております。そういった地区の要望に対して回答が返ってくるわけですが、その回答の内容を見ると、本当にあらゆる角度から検討してのことなのか一部疑問がございます。資料を配布していますが、例えば、私が記憶して11回目の要望、旧蒲江町時代から11年間になると思いますが、蒲江猪串地区の弁天島の保護及び遊歩道の設置についての要望でございます。昨年度のこの

回答の内容は、一部もう省略しますが、緊急性・必要性からみて漁港事業として整備は困難である。あるいは管轄外であり回答できないという水産課の答弁である。一部理解できる部分もありますが、まず緊急性は11年も前から要望し、市の方にとっても優先順位等もあろうと思ひ、また高速道へのバイパス等の完成を見つめながら地区としては順番を待っていたものであり、今救急に出したものでもありません。次に、必要性についてですが、地区としては地域振興、地域需要等いろんなことを計画あるいは想定し、地区総会、地区の総意として必要性があるから11年間続けて要望しているものであり、必要性がないという判断はだれが決定したのか疑問に思ひます。また要望書は市長あてであって水産課に限定したのもありません。回答のように管轄外で対応ができないならば対応できる課で調査あるいは対応していただく。本市として回答すべきではないか。そのようにも思ひますが、この辺のいわゆる要望に対する対応の方法についてどのような考えでされているのかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 井上議員の質問でちょっと通告がですね、最初の一般的なところがあって、私の方から先にお答えさせていただきたいというふうに思ひております。まず、要望への対応方法についてということで、要望に対する市の対応はどういう過程を経て決定されているのかということです。現在、自治会や市への要望にかかる対応について、本庁関係ではうちの公聴広報課あるいは建設、農林水産に直接行く場合があります。それぞれ要望内容に対応した担当部局へ要望書が提出されまして、その内容によって担当部署が緊急性や費用対効果、予算枠などによって実施内容を検討・協議を行って事業実施が決定されております。それから振興局管内、振興局管内においても同様に振興局に提出されていきます。その要望内容を整理して関係部署へ送り、本庁関係の要望事項と一緒に検討・協議をされて事業実施が決定されているというような流れになっております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） その辺の流れについてはですね、大まか理解しとったわけですが、いわゆる何年間も同じか所を同じ要望が出ているもの。その部分については同じような答弁がくる。そういった状況も結構あるわけですね。そんな中でやはり要望について真意は何か、どのような計画があるのか。あるいは地域振興、地域発展とのかかわり、さらには地区の区長さんに状況を聞く、時間の都合をつけて総会に出席してみるというふうな配慮もあってよいのではなからうかというふうに思ひます。ただ、要望が来たからこれはうちではできないぞと、あるいは担当課に回せと、担当課の方ではできないぞ、できないぞというふうな回答で済むべき部分ではないというふうにも感じます。その辺については川原部長どのようにお考えですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これも一般的な関係でいいんですか。具体的には次の弁天島の方に入っていくと思うんですけど、今言ったようにいろんなやはり部署があります。一つの課でやるということは当然それはもうそれぞれがセクションを持ってますんでできないと思ひますけど、それなりの回答っていうのはどこにいても同じような回答っていうか、やはり親身になって回答していかなければいけないというのは分かります。それでやはり建設なり農林水産がかなり要望多いんですけど、それなりに建設部にしても毎年マニュアルでですね、自治委員会の方に説明をしてるみたいであります。それによって要望が出てきたときにはやはりそれなりの調査をしながら回答していくと。それから県とか国になりますと、当然市の範囲

じゃないんで、その分については県の方にも要望を上げておるということであります。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） そういった流れは部長分かります。私が申し上げたいのは、そういった要望を出して、例えば1回でもう駄目だよというのがもう實際きてるわけです。それでも地区の方は何とかこれをやっていただきたいというふうな形で要望していくわけです。そういった部分の中で、やはり表面で見るだけじゃなくですね、その要望に対して、これは一体どういうふうな部分が要望の奥にあるのか。これをすることによっていわゆる地域の活性化が図られる部分につながるのか。そういった部分を是非検討し、対応していただきたいということをお願いしてるわけです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これ各セクション、それぞれ多岐にわたります。今議員が言いましたように、恐らくその担当部署もそういうふうな対応でやっておるといふふうに思っておりますけど。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） せっかくですので、若干この猪串の要望書について説明すると、猪串弁天島いわゆる頂上の森の中の神社は当浦日記というのがあります。ちょっと資料にも付けておりますが、これ文化3年、いわゆる1806年に記された旧蒲江町の浦々のことが書かれた古文書です。それによると天平3年、いわゆる731年に勧請されている島の名代人とか、あるいは明和8年、これは1871年に妙見宮とかあるいは安永8年に天満宮というのも勧請されております。現在は合祀された由緒あるもので一つは地区のシンボルというふうにもなっております。永年にわたり地区の歴史や文化を知る貴重な一部ともなっております。こういった部分を含みながら、この要望にある島を取りまく半分以上は遊歩道ができ上がっております。あと残りは100メートルちょっと超すんじゃないかなあというぐらいしかありません。その島の未整備の部分がいわゆる海水の浸食作用で岩がむきだし、海水が直接木々にかかることで島の木々が枯渇している。枯れかかっている。そういった現状を見るにつれ地区の人は、これは将来島が崩れるんじゃないかとかいうふうな島の健康状態をも危くしております。また、何よりも住民待望の高速道へのバイパスがそこを通るわけです。国道388号がその島より30メートルぐらい先を通り、高速道を使用し道の駅かまえ、あるいはマリカルチャーセンター、高平展望公園等へ向かう、いわゆる玄関口という形になります。残りの未整備部分が完成することで島を一周でき、当然観光客そういった部分の休息の場、あるいは釣り人の場、立ち寄る場ともなり、場合によっては地域特産品の加工とかあるいは販売、そしてまた新たな雇用の機会も創出できるとも期待してるわけでございます。何よりもですね一番大きく考えているのは、そういった条件の中猪串地区のいわゆる高齢者の憩いの場、出会いの場となりさらに清掃、あるいは現在も行われておりますがごみ拾い等、集団活動をすることで人口の半分以上いる高齢者の生きがい対策につながる。そして地域の活性化に大いに役立つということを確認しております。本地区は今年度小学校の閉校という非常に寂しい面もあり、地域活性化の必要性そういったものを痛感しておるわけでございます。要望箇所は部長見られたか分かりませんが、場所によっては海に入らない部分やあるいは浅瀬であり距離も短い。そういうことを考えるとそんなに格別な大きな費用を費やすということは考えられません。水産基地というふうな考えではなくですね、いろんな部分を考慮し、このようなことを含め

まして、こういった部分に対して考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 井上清三議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。今、質問の通告と併せて議員の意見をお聞きをいたしました。今聞いたところによりますと、できれば観光施設として地区の浮揚に役立てたいというような御意見でございましたが、教育委員会として、この弁天島につきましては、天然記念物という指定をされておる関係で教育委員会の解釈といえますか、答弁でお答えをいたしたいというふうに思います。この地区の要望につきましては、それぞれ議員さんがおっしゃられましたように、過去何年間に渡って御要望がございます。平成20年度には確か教育委員会が担当して答弁書を書いて、この地区については遊歩道の計画はないという答弁を要望書の答えとしてお答えをしておるというふうに記憶をしております。その回答の中身とそう変わってなくて、同趣旨の答弁になるというふうに思いますが、御容赦をお願いしたいと思います。御質問の弁天島天満社社叢は、昭和52年に旧蒲江町において天然記念物として指定をされております。現在、市の指定文化財は有形・無形、それから史跡名勝、天然記念物など合わせて200以上の指定をしておりますけれども、この弁天島天満社社叢にかかわらず、市の文化財の保護の重要性を認識してすべてに渡り保存に取り組んでおるのが現状でございます。この文化財につきましては、島全体が人工的に何も手が加えられていないという自然林、そのものを指定をしておるということで、極相林というふうに呼ばれておりますけれども、その状態を指定している経緯がございます。教育委員会としましては、基本的にはこのままの状態を保存・保護をしていくという方針をとっております。したがって、形状を変更するとか木を伐採するというようなことにつきましては、当然文化財調査委員会の方に申請を上げていただいて変更の許可をいただくというふうな状況でございます。なにとぞ現時点ではこの形状を変更するという計画はございませんので、地区の皆様の御理解をお願いをいたしたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 現状維持して保存するというふうな言葉が出ましたが、現状は次長見られたことありますか。現状はもう本当潮がかかって下部の方は枯渇してるんです。木が枯れかかっているんです。木が枯れるということはですね、やはり根が生えないという状況になるんで、当然崩れというのが出始めておるわけです。そういった部分の中で、保存すると崩れてる部分と何か話が合いにくいと。そして遊歩道を設置することがなぜそういった部分の中に景観を損ねるのか。もう全く分かりません。今あるものは半分以上は一番人が見えるところに遊歩道があるわけです。今回求めているのは裏側の護岸です。ですからそういった部分で裏の方がもうほとんど崩れ、特に潮のかかるところは枯れてしまっているわけです。そういった状況の中で、なぜ保存という言葉ができるのか非常に分かりにくいんですが、その辺の考えを。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今おっしゃられたようにですね、先ほど言いましたように、これは自然のまま古い昔からそういう状態を保っておるということで指定をしておるということをお願いを申し上げましたが、したがって、これが自然の力によって木が枯れていくとか、浸食をされていくというような状態は自然のことでありますので、そのままの状態を文化財を保存するという中に入るというふうに考えております。ですから、これが人の手によって形状が変わるとかということになりますと、文化財上申請行為に当たるとということになりますので、そこ

らを御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 遊歩道を造って何で形状が変わるわけですか。山の形状が何も変わりませんよ。弁天島の形状というのは全く変わりません。何で裏向きにある遊歩道を造ったら形状が変わるというふうに判断をするわけですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 当然、遊歩道となりますとコンクリートを敷設したり、敷設するために島自体を削るという行為が起こると思います。あそこを見ますと形状を当たらないようにするためには、水の部分ですね、島になってない部分を埋め立てて周りを遊歩道を造らなくてはならないということで、そういう理解をしております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） どうも話が都合良いようにあるんですが。現状を見てですね判断すると、今の島を崩してやるとかやらんとかそういうことじゃあなくても十分対応できると思いますよ。これ、もちろんどちらかというんですね、土木建築部の方で判断すれば山を当たらずにやっていたかといえ、これは十分できますよ。その辺がですね、まあ市の方がやるかやらんかの意志の部分だろうと思いますけど、あえて申すなら、島をあたらずにできるということをここで申し上げておきたい。それと教育委員会の考えは出ましたが、私は地域活性化を含めて申し上げましたので、地域活性化の担当の部からも答弁いただきたいと思いますが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 急に振られましてちょっとどぎまぎしますけど、地域活性化という面からこの島を考えたということは今まではありません。基本的には文化財としてのとらえ方をしておりましたので、そういう面からのアプローチも必要であれば今後やっていきたいと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） どうも話があれしますので、企画商工観光部長より検討するという言葉ができましたので是非検討していただきたいというふうに思います。若干ですね、佐伯市との比較ではありませんけど、佐伯市の中心部はやはり庁舎、あるいは大手前開発、歴史資料館建設といろいろなまちづくりというふうな形で120億円を超すと思われる、正確には分かりませんが大規模な事業計画が行われます。しかし、佐伯市の発展あるいは地域振興、さらに雇用の一助になると、そういうふうなことを理解し大多数の方がそういった部分に賛成されたわけですね。もちろん私もその一人ですが、しかし合併後、旧町村は本当に人通りも少なく非常に早い勢いで疲弊しているというのが現状なんです。地域の人もやはり自分たちの住むまち、住む地区を何とかしたいという必死の思いであります。そういった部分でただ単に物を造るという部分ではなく、言いましたように、いわゆる地域の活性化につながるんだと、あるいはつなげようとする部分にはですね、十分な対応すべきじゃないかというふうな考えを持っておりますが、その辺を含んで部長の方から答弁をお願いしたい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほどの質問にもありましたけれども、過疎法が延長されまして過疎地域におけるいろいろなソフト事業の展開も図られるという状況になるのかと思いま

す。この弁天島の遊歩道そのものですね、活性化につながるかどうか。それと今ひとつはほかのソフト事業での活性化はないのかといったことを含めて検討させていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） やはりですね、佐伯市の中心街の活性化ということも非常に大事じゃなからうかと思えますし、私たち議会としてもそういった部分には対応を十分やっていかなければならないということを痛感しております。しかしながら、やはり各地区の状況、各地区がどうして生き残るかというふうなことも含めて是非検討していただきたいということをお願いしておきます。併せて猪串地区の状況を理解し、スムーズな取組、言われました地区の住民の要望がかなうような形で早急に取組をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） 2番議員、志政会所属の矢野精幸でございます。昼食後の最初の質問ということで眠気の睡魔の襲う時間帯になりました。しかし、私が今日最後でありますので今しばらくのおつき合いをお願いいたしたいと思えます。

今回は大きく分けまして2点、一問一答方式にて質問させていただきます。一つは学校給食についてと、もう一つは子ども手当についてであります。まず最初は、学校給食についてお尋ねをいたします。子どもの発育、成長期におけるこの学校給食はいろいろな面で大変大きな役割を担っているものだと思っております。最近の核家族化、夫婦共働きによる家事の負担、親にとっては大変忙しく毎日の生活に追われているのが現状だと思われれます。私どもの子ども時代には田舎でしたもんですから給食がありませんでした。毎日の弁当を作る大変さを母親が口癖のように言っておりましたことを今思い出します。今思えば子ども4人の弁当を毎日毎日作ることの大変さが自分の子どもを育ててみて初めて当時の母親の苦勞が身にしみて分かるような気がいたします。今この恵まれた学校給食の充実は親にとっても子どもにとっても大変ありがたいものだと思っております。そこでまずお尋ねをいたします。小項目のAとしまして、本市における学校給食にかかる年間の予算について、平成22年度の当初予算ベースでお答えを願いたいと思えます。以上で最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 平成22年度の当初予算につきましてお答えをいたしたいと思えます。一般会計の当初予算で2億8,944万9,000円を計上しております。中身につきましては、管理しておる13施設の給食センター・各調理場の人件費、需用費、役務費、委託料、備品購入費等でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 2億8,900万余りですか、この予算はですねこの学校給食にかかる職員等の人件費はこれ含まれないと思うんですが、これ生徒数がですね幼稚園から中学生までの生徒数が7,147名と聞いております。これで割った場合は一人当たり約4万500円がこの給食費に掛かるわけなんです、一般のですね方は、この辺の計算は私はなかなか分かってないんじゃないかなあと考えております。であえて質問させてもらったんですが、次長この、今言いましたようにですね、この2億8,900万というのは、これさっき言いましたように人件費は入っていないんですよ職員の人件費等は。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 調理場で働く人の人件費は入っておりますが、給食管理をしておる教育委員会にある給食室の人件費は入っておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次に移ります。次に小項目のイとしまして、月額給食費についてお尋ねをいたします。各給食センターごとの幼稚園・小学生・中学生の給食費の負担額は幾らぐらい掛かっているのかをお尋ねをいたします。また、一食当たりの単価も併せてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） まずセンターごとのということでございますけれども、数が多ございますのでまとめてお知らせをいたしたいと思っております。まず、各給食センターの給食費ということで、幼稚園につきましては1人当たり月額3,400円から3,900円、小学校で3,900円から4,300円、中学校で4,400円から4,800円でございます。また、給食費の算定につきましては、各小学校センターの栄養士によりまして一人当たりの年間の小学校・中学校の給食費総額というのを算定をいたしまして、小学校で11か月で割り戻します。幼稚園につきましては10か月で割り戻してそれぞれ各センターごとにある給食運営委員会において協議をして決定をしております。それから幼稚園・小学校・中学校の給食費の差額につきましては、それぞれ体力に合わせてパンの大きさとか給食分量の違いによりまして給食費に違いが生じるという状態でございます。2点目の一食当たりの単価についてということでございますが、これもまとめて幼稚園で205円から230円まで、小学校で210円から240円、中学校で240円から280円までの幅がございます。また一食当たりの単価につきましては、年間一人当たりの給食費を回数で割り戻した単価により算出しておりますけれども、各学校ごとに給食の回数が同一ではありません。それぞればらばらとなっておりますので単価に違いが生じるというような結果になっております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今、各学校別のですね一食当たりの単価が提示されました。200円から大体270円ですね。この一食のですね食費がわずか200円や270円ぐらいで作るということは大変なこれは現場の人たちの努力が必要だと思っております。自分の家庭にですね置き換えてみますと、今コンビニで弁当を買ってもですね、もう恐らく三、四百円、最低でも350円なり400円なり、どうかすると500円ぐらい掛かるんですが、この栄養のバランスを考えてですね作ったこの給食の単価がですね、言いましたように300円以内でできてるという現状であります。そうした場合にですね、これは私はかなりこれはもう大量に作るからまた安く上がるという面もありますけど、やはりこの単価の問題ですね、大変これ現場の人は今のこのいろん

な気象条件による野菜の高騰とか、また肉の高騰等、また魚の値段の相場の変動等を考えた場合ですね、かなり苦労しておるんじゃないかなあと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 給食の質等につきましては、各給食センターあるいは学校の自前の共同調理場の栄養士が真剣にその学校にあった給食メニューを考えております。そういう中で質を落とさないようにそれぞれ工夫をしながら、そして給食費の滞納だけではなくて、物価がかなり上昇したり下降したりするというような現状の中で、大変まあ給食費の算定に苦慮しておるというのが現状でございます。そういう中で、栄養については大変皆さんで努力しておって、先ほど言いましたように、300円以下で給食ができておるというような状況でございます。ただこれにつきましては、先ほども述べましたように、材料費のみでございます。給食調理場の人件費等、それから消耗品等につきましてはすべて公費で持っておるというような状況でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは次に移りたいと思います。小項目のウに移りたいと思います。学校別の滞納状況についてお尋ねをいたします。今ちまたのいろんなうわさをですな耳にしますと、かなり給食費の滞納が多いんじゃないかなあということと言われる方が多いんですが、この辺について学校別にですね、この滞納状況をお尋ねしたいと思うんですが。またこの滞納しているという、どうしてですね、わずかさっき言いましたように200円や300円ですね食費の給食の費用をですな負担できないのかなあ、なんで滞納するのかというのがこれ一般の普通の人の考えだと思うんですが、これはやはり聞くところによりますと、何年も何年も滞納している人があるということ聞いております。これについて、原因の分析等を把握しているのかどうかも併せてお伺いいたします。また小項目エについてもですね、併せて議長、質問したいと思います。関連がありますんで質問したいと思いますんで、よろしく。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） それでは学校別の滞納状況ということでございます。学校別については13校が平成21年度に滞納がある学校となっておりますけれども、これにつきましては現在PTAを含め学校長を始め教員一丸となって滞納整理に取り組んでおります。その関係でこれを学校別に公表するということになりますと、様々な問題が起こり得ると。ある学校を特定して言いますと、子どものいじめにもつながり兼ねないような問題も起こるということも含めまして、学校ごとにはお答えを本日できませんけれども御容赦をお願いをいたしたいというふうに思います。それでは、先ほど言いましたように、平成21年度の滞納が発生してる学校、これにつきましては、旧市内と市外といたしますか、旧南郡でお答えをしたいと思います。旧市内の小学校が6校ございます。それから旧市内の中学校で3校、旧南郡でございますけれども小学校1校、中学校が3校という状況で合わせて全体で13校になります。滞納額は23万8,097円でございます。滞納率は1.3%、滞納世帯数が87世帯の該当者が107名ということでございます。滞納率・滞納額・滞納人数につきましては、平成22年3月31日時点の数値でございます。それから2点目の原因分析ができておるのかということでございますけれども、今後の対策についてお答えをいたしたいと思います。滞納者のあるどの学校にも共通している点というのは、保護者の経済的な困窮が主なものでございます。あと一部の者に道德観念

の低下とか低い者とか、そういう様々な要因が個別にあるというふうに調査の結果認識をしております。一方、未納の少ない学校につきましては、PTAを中心とした未納をなくするための取組が大変積極的に進められておるといような状況でございます。経済的な要因といえますか、平成20年度からこちらは大変滞納が増えてきたということで、リーマンショック以来の経済的な要因が大変多いということを確認をしておりますし、納入への義務感が強いという地域については滞納が大変少ないといようなことでございます。今後の対策につきましては、次の工の質問の方でお答えをいたしたいと思っております。次の滞納をなくするための取組ということでございます。まず、年度ごとの滞納額・累積滞納額についてでございますけれども、平成22年の3月31日現在の滞納額についてお答えをいたしたいと思っております。合併前の平成10年度から平成16年度までにつきましては、もう7年間でございますけれどもまとめて合計でお答えをいたしたいと思っております。その10年度から16年度までの7年間の合計で146万2,888円となっております。合併後の平成17年度につきましては、56万3,375円、平成18年度につきましては84万1,199円、平成19年度につきましては92万2,473円、平成20年度は148万2,394円、平成21年度は239万8,097円でございます。過去11年間の累積滞納世帯は135世帯、累積滞納額が777万8,426円となっております。それから滞納世帯に対しての徴収方法ということでございますけれども、学校給食費の滞納問題がここ数年間で全国にクローズアップをされております。佐伯市においても例外ではありませんで、ここ数年での特徴は払えるのに払わないといった事例が増加をしておるといのも現状であります。そこで佐伯市教育委員会では、学校給食費の収納向上と徴収事務の円滑な推進を目的に、平成19年に佐伯市学校給食費収納向上委員会を立ち上げております。これまで会議を何回も行ってきております。この委員の構成につきましては、学識経験者、それから納入義務者、それから学校長、学校の事務職員、それから学校栄養士、それから議員さんにも学識経験者ということで2名入っていただいて協議をいただいております。この佐伯市学校給食費収納向上委員会の方針にしたがって担当職員が各家庭を一軒一軒訪問をしております。それで未納保護者と膝詰めで話をしながら分割で納入をしてもらおうという取組を行っております。またそれができない人につきましては、給食費の債務の承認ということで納付誓約を一応提出してもらおうように努めて今現在対策をとっておるといような状況でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今次長、小項目工の方についても今お答えをいただきました。あとでから質問をと思っておったんですが、関連がありますんで過去の年度ごとの滞納額・累積の滞納額についてと滞納世帯についての徴収方法についてということであとでお聞きする予定でありましたが、今次長の方から説明がありました。今の答弁の中ですね、滞納の学校が13校あるということなんですが、いろんな問題がこれには含んでおるので名前の公表はできないという、しない方がいいんじゃないかなあという御意見でございました。私は是非ですね、本当言ったらこの場でその学校名をですねすべて明らかにしてもらいたいと思って私は実はこの質問をしておるわけなんですが、名前を公表できないとなればですね、せめて学校別の滞納額ですね、お知らせ願いたいと思うんです。名前は言わなくて結構ですから、滞納額だけをですね、ワースト1番からずっと幾つか挙げてもらいたいと思うんですが、その辺どうですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 学校ごとということではありますが、学校ごとに先ほども言いましたように、これを公表するということになりますと、学校ごとに大きな人数で滞納しているわけはありませんので、例えば何々小学校幾らというようなことを言えば、当然憶測で個人が特定できる部分も起こってきます。そういう意味で、先ほど学校ごとの金額の公表、滞納率も含めてでございますけれども差し控えさせていただいたということなんですが、それでは駄目でしょうか。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 私はね、やっぱりこの滞納があるということはですね、ちょっと普通の一般常識から考えられないんですね。よく耳に入るのは、親がですね高級車に乗ってって給食費を払ってないという意見もあります。中には母親がですね高級バッグをヴィトンのバッグを持っておると、そういう家庭でも払ってないという人があるということなんですね。これはもう実際の話らしいんですけどね。また中には携帯電話ですね、1軒の家に5台も持っていると。それは携帯電話を5台持ってましたらそれはかなり電話料金がいると思うんですがね、そういう金には使っても給食費は払わないというような家庭もあるそうであります。これ現実にそうらしいんですがね。ですからやはりこれはもう1軒1軒のその保護者のですね親たちのモラルの問題に最後なるんですが、これ私一番はですね、やはり学校のもので、各学校の姿勢にあるんじゃないかなあと思うんですね。それは学校の給食の担当の職員がですね一生懸命それはやってもですね、やはり今言うように、現場の方がですねそれにしたがってもらわんとですねそれは空回りしますよね。ですから私は教育長に聞きたいんですが、教育長昨年まではある学校の校長をなさってたと思うんですが、現場サイドからですね、校長にいわゆる真剣になればですね、現場の校長が真剣になればですね私はこういう問題はかなり片づくんじゃないかなあと思うんですが、その辺のちょっと校長の姿勢がちょっと甘いんじゃないかなあそう感じるんですが、その辺はどうですか。現場にいた教育長の立場から、その辺の回答があればお願いしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 矢野議員にお答えいたします。今御指摘のように、学校の姿勢というのを問われたと思うんですが、次長からの答弁にもありましたが、学校職員全体でですね取組をしております。私の経験から言っても滞納している家庭に呼び出しをし、保護者と膝を突き合わせて話をします。家庭の困っている状況であるという話を聞きながら、学校職員も厳しく取り立てるといふ部分はですね、なかなか教育的な配慮ということもございまして、難しい部分もございまして。でもその中で、話し合いをする中で少しでも、わずかでもいいから納入してほしいと。一遍にというのは求めたりはもちろんいたしません。そういう中で答えてくれる家庭と、あるいは約束はしたんだけどなかなかその後の反応が思うようにならないという場合と、あるいは呼び出しをしても学校の方には出向いて来ないとか。様々な家庭がございまして、そういう中でそれを繰り返しながら各校の校長も努力をしておるところでございますけれども、やはり家庭の中に踏み込んでいくということの難しさもございまして、思うように回収できていないというのが現状でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） そのですね、またそうなりますとやっぱり徴収方法に若干の問題があるかなあというふうに感じるんですね。というのが、以前は私たちの子どもの時代はですね親がほ

とんどPTAが確かこの給食費は徴収しておったと思うんですね。それをまとめて学校に払ってたというのじゃなかったかなあと思うんですが。今何か聞きますと振り込みの方式をとっておるといふようなことがあるかと思うんですが、その辺にもやっぱ問題があるんじゃないかなあと思うんですね。振り込みをしますとやはりどうしても、これはもう顔が見えませんが、ついもうまあいいかなあという感じになるんじゃないかなあという感じもするんですが。やはり旧郡部の方では今でもやはりPTAが集めてといふような話も聞きます。旧市内がほとんどがそういう形で振込方式になっているような話を聞くんですが、その辺はどうなんですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員おっしゃるようになりますね、収納率の良い学校というのはPTAが大変関与をしております、先ほど言われたように、PTAで給食費をとっておるといふ学校はほとんど100%でございます。ただ、滞納の多いところにつきましては、やっぱり振り込みという制度をとっておりますから、当然ほかの税や使用料と同じように残高を確認しないとか、その月に落ちないといふような状況もございまして、滞納が多くなっているといふふうに分析をしております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 先ほどのですね学校名はもうあかさなくても結構なんです、学校別のその滞納額ですね、その公表はできませんですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先ほども何度も言っておりますけども、学校別に滞納額があるということと学校が分かるということになりますと、先ほど言いました理由によりまして大変ある個人が特定されるいふような状況になり得ますので、大変申し訳ありませんけれども、学校別の公表は控えさせていただきます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それじゃもうそれ以上もう追求をしません。ちょっとあのね事前に私も担当の部署の方から今の滞納状況についての一覧表をもらったんですが、先ほど次長の方から答弁がありましたように、今までの滞納額ですね、累計で770万ほどあるんですね。これは全体から見たらわずかな数字かもしれませんが、やはりこの1市の佐伯市の中ですねやはり770万の滞納というのは決して小さい額じゃないと思うんですね。これは累積になりますんで、年々、一年一年積み重ねた数字がこうなっております。この表を見ますとですね、平成16年からが多いんですね、それまでは28万ほど、20万前後でしたんですが、平成16年から56万になってるんですが、それからもう50万台から今度80万、90万、140万、21年度は234万という滞納額になっております。でやはりこの辺ですね、何でこんなに増えていくのかということなんですかね。これは当然今いう累積の滞納額はかなりの担当者が骨を折ってから徴収をしているいふふうに聞いておりますけど、これも平成21年度の滞納額は今230万ですが、これの21年度に過去の滞納の整理をした金額が195万ほど以前のやつを徴収しておるわけなんですかね。しかしこれは、これを差し引きしましても約40万ほど逆に赤字が出たわけなんですかね。だから今言いましたように770万という金額は一年度だけの滞納額ではありませんから、逐次一年ごとに積み重なった金額が累積でこうなっておりますから、今言うように一年にやはり230万の幾らの滞納額が出ているいふのは、しかも年々増えて

いるという、しかも昨年度からしてみれば90万ほど増えているんですね。平成20年度が148万幾らですが、平成21年度が234万になってるんですね。この辺の急に増えたというのはどうしてこんなに増えたんですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 20年度から比べて21年度が大変伸びているということだろうと思うんですが、これは先ほども申しましたように、平成20年度から伸びが顕著に伸びております。これは先ほど少し触れましたけれども、リーマンショック以来世界経済が大変落込んでおるといような状況の中で、結構勤めを首になったとか、そういう方がかなり多く、平成21年度の滞納をした人の調査をした中で、そういった経済的困窮者が大変増えたということでございます。ですが先ほど議員の言われました一部払えるのに払わないという状況の人は極わずかでございますけれども、こういった方たちにつきましては、収納向上委員会でも法的処置を執りなさいというような指導を受けておりますから、そこらはもうどしどし法的手段をもっていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今景気の低迷でですね、失職したり等で今言う収入が途絶えたということで貧困のゆえに払えないという家庭もあるという話もお聞きしました。しかしまたこうなりますとですね、また話は別と思うんですね。やはりこういう給食費をわずかな、月にしたら4,800円前後の給食費をね払えないという、本当に貧困で払えないということになりますとですね、これはやはり何かの形で、また市が手を差し伸べてあげるといことも一つの方法じゃないかと思うんですね。やはりこれをほったらかしにしとくといいわけにはいかんと思うんですね。やはりこれはもう今言うように、その中でも度合いがあると思うんですけどね、やっぱり程度の問題があると思うんですが。やはりこれは恐らく各家庭も回っているのか私知りませんが、徴収にですね回っているのか知りませんが、やはりそれは一軒一軒それ回ってですね、やはりそういうことの事情も、家庭の事情のやっば把握も大事じゃないかと思うんですね。そうした場合にやはり、そういう家庭は家庭としてまた何かの形で市のそういう保護も必要じゃあないかなあと思うんですね。その辺については何か考え方があるのかどうかですね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） そういう大変生活に困窮している児童・生徒につきましては、要保護・準要保護という制度がございます。これもすべての生活扶助から、例えば給食費だけとか医療扶助とかそういう部分に限ってでも行えるというような制度がございますので、ただ、給食だけでその保護が受けられるかどうかということはなかなか難しい問題がございます。ただ、今度政府の子ども手当の関係もあります。またそういうこともあって現在、その内容いかんではそこらのお願いもまた必要ではないかというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 後ほどこの子ども手当につきましてはその辺のこともちょっと質問をしたいと思っておりますが、ひとつ何とかですね、いい方向にいてもらいたいなあと思っております。それでは次に移りたいと思います。小項目オについてであります。昨年度からですね、地産地消の推進を市の方もうたっておりますが、地元で作った物を地元で処理するというのは、これはもう一番理想的なことなんですが、やはり今、市がうたっているこの地産

地消につきましてのその状況をですね知りたいと思ってるんですが、今の現状をひとつお知らせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 地産地消の推進についての現状をということでございます。学校給食での地産地消を進めるということは、地場製品の消費拡大はもとより、一次産業に関する学習又は農業体験・漁業体験を通じて次代を担う子どもたちに対し、食べ物や食生活、そして食材を生産する一次産業について正しい理解を深めていくということで、毎日口にする食べ物のひとつひとつから命をいただき、そういうことを学ぶというなかでも大変重要なことだというふうに考えております。佐伯市においても、学校給食に多くの地域食材を取り入れるために、平成20年度から毎月19日を、さいき生き生き献立の日ということで、すべての学校で地元で採れた農水産物を使った献立による給食を提供しておるところでございます。また、学校給食で使用している地域食材は、米・野菜、水産物におきましてはひじき、それからブリなどの魚、それから干し物、その他ではサツマイモの栽培など、地域や地域の人々と連携して交流、学校で作ったもち等の試食会などを通じて体験をしておるところでございます。また水産物につきましては、工場見学を行ったり、多くの取組を行っておるところでございます。今後も学校給食を通して旬の地場産食材を取り入れて、地産地消を推進していくように考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 是非ですね、この地産地消の推進をお願いしたいと思うんですが、やはり子どもですね、やはり地元でどういうものができてるんか、どういうものが採れているんかということをもっと知らせる意味からでもですね、やはり大事なことじゃないかと思うんです。是非まあこれも大いに推進をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは次の大項目の2に移りたいと思います。子ども手当についてでございますが、現政権の目玉の政策の一つとしまして、この子ども手当の支給がございまして、一人につき月額2万6,000円ということで、中学の卒業まで支給をするということで現政権がマニフェストにうたっております。しかしながら、今予算の関係で本年度は月額1万3,000円ということで決まったようでございます。この6月から既に支給が開始をされてると思うんですが、当市の現状においての状況につきましてお伺いをしたいと思います。対象世帯数また対象人員、手当の総額、申請の状況についてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは矢野議員さんの子ども手当について、本市の対象世帯数・対象人数・手当総額・申請状況についてお答えいたします。子ども手当の支給対象児童数は、平成22年4月1日現在で9,180人となっておりますが、この人数には各事業所で支給する公務員世帯の児童なども入っております。公務員世帯とそれ以外の世帯と判別することが困難であるため、子育て支援課に申請して支給する正確な世帯数や児童数は分かりませんが、概算では対象世帯数は4,850世帯、対象人数は8,300人、今年度の手当総額は平成23年の2月・3月分は平成23年度支給となるため、10か月分で10億8,000万円と推計しております。申請状況といたしましては、児童手当受給者で中学生のお子さんがない方は新たな申請をせずに受給できるため、それらの世帯を申請済みとみなした場合、97%の世帯が申請済みであります。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この子ども手当が今の答弁では約4,850世帯ということなんですが、10億8,000万という金額ですね。これはもう大変な金額であろうかと思えます。これをですね、佐伯市のですね経済にどの程度これが潤うのか、また果たしてこれが子育て支援とまた少子化対策等につきましてですね、どの程度効果があるのかを把握できておればお願いしたいと思えますが。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 子ども手当の効果についての御質問だと思います。子育て支援や少子化対策への効果についてですが、まだ制度が始まったばかりでございまして、具体的な効果は不明です。しかし、15歳以下の子ども一人につき月額1万3,000円の支給というものは家計にとりまして大変大きなものであるため、子育て中の家庭にとりましては大きな支援になっているものと思われまます。ちなみに各種調査によりますと、支給された子ども手当を貯蓄に回す世帯が多いのではないかと、効果が限定的になるのではないかとというような調査がございまして。それ以外に市として具体的な効果についてまだ詳細に把握はできておりません。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これは今の民主党の政権のですね、目玉の政策の大きな柱であると思うんですが、これは財政がですねこれは豊かであれば、余裕があれば子どもは大変結構なことだと思うんですが、今後続けていってもらうべきかなあと思うんですが、しかし今の状況から見ますと、これが果たしてどのくらい続くかなあというような疑問をされるところであります。ちょっと少し調べてみますと、各外国もですね、やはりこういう制度があるんですね。スウェーデンとかイギリスとかフランス等もこれはもう既にやっておるということなんですが、これにみならって日本もこの制度を取り入れたかなあという感じるんですが、どっちにしましてもですね、これが長年続いていくということはちょっとどうかなあという感じがいたします。このさっき言いました給食費の滞納の問題とかですね、聞くところによりますと保育料の滞納もあるような話も聞きます。最後の質問としましてですね、この給食費やまた保育料にですね、この子ども手当を充当することはできないかなあということなんですが、その辺は市としてはどういうふうに考えておるんですか。お聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 子ども手当の給食費・保育料等への充当についての御質問にお答えいたします。給食費や保育料の滞納者に対しまして、子ども手当を充当することができないかということですが、子ども手当は法によって受給権が保護されておまして、給食費や保育料に充当することはできません。しかし、子ども手当の受給者には、子どもの健やかな育ちを支援するという子ども手当の趣旨に沿いまして、子ども手当を用いなければならないという責務がございまして。給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの育ちと関係のない用途に使われるということは、子ども手当の趣旨にそぐわないものと思えます。滞納している給食費や保育料等を手当の支給後に払っていただくのは問題がないため、子ども手当を利用して給食費や保育料を納入するよう滞納者に勧めているところでもあります。また、保育料につきましては、個別面談による納入相談の際には、子ども手当を利用した計画的な納入を促すとともに、保育料引落口座を子ども手当振込口座と同じ口座にするようお願い

をしているところであります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） もう既にですねこの子ども手当の分からですね、今保育料や給食費の天引きをしておる市がかなりあっちこっち全国にありますよね。これはもう見ますと、その窓口で現金で渡すと。そういう家庭に限って現金で渡すということで、窓口でその話をするという。そこで相殺をするというような形のようにあります。そうしますと確実にもうその分が入りますんでね、さっきの滞納の問題もある意味ではかなり片づくんじゃないかあと感じるんですが、その辺は考えてないんですかね。その辺のことにつきましてちょっとお伺いしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 子ども手当を窓口で支給し、その際に滞納分を支払ってもらうことはできないかという御質問だと思います。現実には県内におきましても竹田市ほか、3市において本人の了承を得た上でですね、窓口支給にし、その際に滞納分を支払っていただくようお願いしている市がございます。その他いろいろな検討中というところが多いわけですが、本市において6月10日に第1回目の子ども手当を支給させていただきたいところですが、次回の10月に向けまして、そういった取組ができないか、ほかの市の状況も勘案しながら十分に検討してまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ひとつその辺をですね十分に検討しましてですね、法の範囲内ですね、ひとつ滞納の整理をできたらなあというように思っております。以上で質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後1時49分 散会

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 6 月 1 5 日

議事日程第3号

平成22年6月15日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第2回佐伯市議会定例会第12日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、高司政文君、2番、清田哲也君、3番、浅利美知子さん、4番、榊田穂積君、5番、井野上準君、以上の順序で順次質問を許します。

3番、高司政文君。

3番(高司政文) 皆さんおはようございます。昨日はですねサッカーで日本代表がカメルーンに1対0で勝ったようですが、皆さん眠くないでしょうか。じゃあ眠くないということで質問に入りたいと思います。

3番議員、日本共産党の高司政文です。私は今回大きく4点、一問一答方式で質問いたします。項目が多くて時間配分がなかなか難しいんですけど、1時間、目いっぱい使って質問をやっていきたくと思います。まず大きな一つ目、介護保険制度の改善についてです。小項目アとして、要介護認定見直しの影響についてということでお伺いします。昨年3月議会です、私も取り上げましたけど、昨年の4月から要介護認定の見直しが行われるということで、軽度に判定される可能性があるんじゃないかということで質問しました。その後、1年経過しましたが、その間にですね厚生労働省の方が軽度、実際に軽度に算定されるということが全国的にですね明らかになって、一時経過措置を設けました。これが昨年の10月まで、9月末までですね経過措置を設けたわけですけど、その後ですね、佐伯市の実態はどうなっているか。その辺のところをですねまず最初にお伺いしたいと思います。

議長(小野宗司) 石田福祉保健部長。

福祉保健部長(石田初喜) おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。それでは高司議員の介護保険制度の改善について、アの要介護認定見直しの影響について、昨年4月要介護認定の見直しが行われ、軽度に認定される可能性があるかと大問題になった。このため厚生労働省は一時経過措置を設けたが、見直し後1年経過した佐伯市の実態はどうなっているかという御質問にお答えいたします。御承知のとおり、介護認定は全国一律の基準に基づいて行われており、平成21年4月に基準の見直しが行われました。その内容は、最新の介護の手

間を反映させるために、コンピューターによる一次判定のためのデータの更新を行い、また、できるだけ自治体間の要介護認定のばらつきを是正するために、認定調査における評価軸を三つにした上で、認定調査票の記入において、見たままの状況で選択肢を選び、その上で特記事項として必要な情報を付記することとしたものです。この見直しによって、要介護状態区分等が軽度に変更されるのではないかとという利用者等からの懸念を受けて、平成21年4月に設置された要介護認定の見直しに係る検証・検討会において、見直しの影響について検証を行い、さらに10月から調査内容の一部が再度見直されました。この4月から9月までの見直しの影響について、検証が行われている期間中、経過措置の制度が設けられました。これは要介護認定等の変更対象者が希望する場合には、従前の要介護状態区分等によるサービスが可能となるものです。佐伯市においては期間中の更新申請対象者1,714名のうち、29.8%、511名の方が経過措置の適用を受け、従前の要介護状態区分等を希望されました。この経過措置により、既に認定を受けている方については特に問題は生じておりません。新規・区分変更申請をした方で非該当になった方にはこの制度は適用されないため、市では新規申請をした方で、非該当になった方については地域包括支援センターを通じ、その方の状況の確認や相談のうえ、再申請の勧奨を行いました。この結果、新規申請で非該当になった方62名のうち、5名の方が再申請を行い、3名の方が新たに認定を受けました。現在、10月から見直し後の調査内容で新たに認定が行われております。一次判定ソフト・調査内容の変更等で21年3月までの認定と同じ内容でないため、比較しにくい点もありますが、10月からの調査内容の見直し後の介護認定審査会での一次判定の変更率は5月末現在で23.8%となっております。一方、19年度が33.1%、20年度が39.0%となっております。このことから調査を基にした一次判定が、被保険者の要介護状態区分等をより正確に反映していると考えています。また、介護認定審査会委員からも10月からの再度の見直しにより、おおむねその被保険者の状態像にあった一次判定がでているのではないかとという意見が多数です。一次判定後に介護認定審査会において介護の手間にかかる審査判定を行っており、要介護認定は適切な状況であると考えています。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ質問をしていきます。適切だという話がありましたけど、実際に私がこの間ですね、利用者の要介護を受けてる方とかですね、事業者の方とか、ケアマネの方とか聞く限りではですね、そういうこと完全にですね適切だと言えないと。まだまだですね問題が残っていると思いますので、その辺をですね話していきたいと思いますが。まずですね、部長まだ替わったばかりでね大変いろいろ言うのも分からないことも多いかと思いますが、国がですねどうしてこの去年の4月からね見直しをするようにしたかというのをですね、実は去年ですかね、日本共産党の小池晃参議院議員が国会でですね暴露してるんですね。厚生労働省の内部文書というのが実はあってですね。その内部文書をちょっと言いますと、介護保険の認定のうち要介護2、要介護3と認定される者が著しく増加しているのを制度改正により要介護認定者を適正な分布に戻す。あるいは要支援2と要介護1の人数の割合もおおむね5対5となっているが、これを当初想定してた割合、おおむね7対3に近づける。そのためのですね方法として認定調査員用のテキストを改訂、認定調査項目削減というふうにする、記してます。しかもですね、その後、なぜそういうふうなことをやるのかということですね、具体的な数字までですね実は出てます。昨年御存じのとおり介護報酬を3%に上げま

した。そのためのですね財源確保をね、要介護認定を厚生労働省によると適切、利用者からすると軽く、軽度になるということですけど、そういうふうなことをして実際はどのくらいお金をですね節約しようとしたかと、財源を目指そうとしたか載ってるんですね。今例えば、要介護認定の適正化など介護給付の適正化、実際問題になってるんですね。ここが大体200億から300億円減らすと。それから要介護認定の結果が非該当ですね、介護サービスを受けられなくなる人を増やすということで84億円減らすと。そのほかですねいろんな項目があって、すべてですね1,000億円から800億円とかですね、このくらいの削減をしようというのが目的で認定の方法を変えたということなんですね、そのために一次判定でコンピューター判定を導入してね、機械的に判定をするということが目的でやったということなんです。ですから、その目的からいくと当然ですね、全国的に軽度判定が問題になるという。軽度になると当然利用するですね限度額が限られてきますのでね、それ以上利用しようと思ったら自己負担になるという大きな問題があるわけです。その辺のところをね、部長ちょっと国がですね、厚生労働省がそういうふうなねらいで今回改訂したんだと、見直したんだということですね、御存じかどうか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） ただ今の高司議員の御質問ですが、そういった共産党の小池議員さんが、要介護認定に関する指摘をされたという資料は手元に持っております。それに対する厚生労働省の見解としてですね、この資料は局内で議論するための内部資料ということで、要介護度が一気に軽度に判定されるというわけでもなく、介護給付費の削減を意図したものではないというような見解を厚生労働省の方は出されております。それとただ今、昨年4月の見直しなんですけど、それにつきまして最新の介護の手間を反映させるとか、市町村による認定のばらつきが確かにございましたので、それを減少させるというためにコンピューターソフトに用いるデータを更新したり、調査項目の定義を修正したりということで、確かに問題点はあった部分をこういったことで是正をしていったというふうに認識をしております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 厚生労働省、当時舛添厚生労働大臣だったんですけど、おわびを出してるんですね。それで経過措置というのを設けるようになったんですよ。そういう経過があるということをお頭にに入れてほしいんですが、具体的にですねちょっと資料がねちょっと手元にですね配布してはいますが、一番裏がですね見てる人はちょっと何のことが分からないかと思えますけど、昨年の4月から9月30日までですね、経過措置を受けてる時にどういう判定をしたかという表なんですけど、前回ですね、つまり見直し前の判定から一次判定でですね、これは機械でコンピューターで判定するんですけど、軽度に出た人が1,400名中の794名で56.7%が軽度に出たということで、二次判定でですね皆さん認定調査会で皆さんが実態に合うようにと努力してもらってですね、それで411人の29.4%に減ったということなんですね。最終的に経過措置があって、経過措置って何かというと、それまでですね要介護認定が要介護3だった人が2になったときに、要介護3にしてくれと言えはですね、希望すれば前のとおりできますよというのが経過措置なんですよ。それをしたお陰で30人に減って2.1%というふうになんて減ったんですね、だけど逆に言えばですね経過措置がなければね、29.4%が二次判定を経ても軽く出ると。もっと言えば一次判定では56.7%がね軽く出るというふうなことにな

るんじゃないんですかね。ちょっとそれだけ、事実関係だけでいいんですけど、お聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） ただ今の高司議員の資料に基づきます御質問ですけど、確かにこれを見ますと一次判定の結果、軽度に出たのが56.7ということで、そういうことでありますけど、一応、一次判定、二次判定、一次判定の調査票の特記事項とか加味しまして二次判定ということで判定した結果がこれだけ29.4%ということで、減少してるということ。それと経過措置が昨年4月から9月末まで設けられましたので、それに基づきまして軽度に出た方については従前の介護度を選択できるということでありますので、そういった経過措置の適用もあった結果こういう数字になっているというのはもう間違いないと思いますけど。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 事実だけ今言ってるんでね。それから今度反対のもう1ページ裏ですね、経過措置が切れた10月以降、昨年の10月以降、今年の3月31日までの判定状況の表があります。これがですね1,979名の方が更新を受けられましたが、さっきのですね表からいくと、これからはちょっと推測になりますけどね。56.7%仮にですよ、1,979名の方が受けて軽く出たとすれば、計算すると1,122名になるんですね、分かりますかね。だから1,122名の方が一次判定の左の表の今の数になるんですが、その後ですね、二次判定をしたことによってどう変わったかという表なんですね。これをさっきの考え方でいくとですね、1,122名仮にあったとして、今のこの網掛けの線ですね右側、重くなったとね、一次判定より重くなった。つまり悪いけど見直し前からいうと元に戻ったという意味ですね。その方を合計するとですね448名になるんですよ。網掛けの右側の数字ですね。そうすると計算上ね1,122名が軽度に出たけど、そのうちの448名は元に戻ったと大体ですよ。ということで674名は軽度のままと、出たままということに大体推測されるんですね。その辺はどうでしょうかね。率にすると1,979名のうち674名ですから34.1%の方がねやっぱり二次判定を受けても以前に比べて軽度に出てしまったと。ただしこれは本当に軽度の方もおられると思いますね。体の体調が良くなって確かに軽度になったかもしれませんが、大体のですねこの表でいく推測される数字ではありますけどね。そのように考えられると思うんですけど、その辺はどうでしょうかね。もう簡単に結構です。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 平成21年10月から22年3月までのデータに基づく御質問ですけど、私の方はこれ以外ですね、10月20日から22年5月末までの状況のデータを持っておりますけど、この中では全体で2,741件介護認定の申請をされて、そのうち変更者が651件ということで変更率としては23.8%ということでありまして、10月改訂版の認定申請の尺度によりましてですね、軽度に判定される、変更になる率は減少してると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっとよく分からなかったんですけど。とにかくねそういうふうに軽度に出てることは事実だと思うんですよ。実際に今年になってからもそういう話を聞きますし、事業者の方にも聞きます。やっぱり問題はですね、例えば事業者の方に聞くとですね、要介護度を上げるのがね目的ではありませんと。できるだけもうけるわけじゃないんでね、その人

に沿った形でねしたいというふうに考えてます。ただ、調査に来て機械的に判定する。例えば、歩けばですね、5メートル歩けばもう自立だとかね、座位で1分でしたかね、座位保持、要するに座った状態でね1分とか、両足で立ったら10秒とかですね。そういうふうにもう調査員の前でねテストされるわけですよ。そうするとちょっとでもねやっぱり努力をしようと皆しますはね皆さん。そうするともう5メートル歩いただけでね、車と同じぐらいの長さ歩いただけでもう自立というふうに判定されるんですよ。ところがもう実際には日ごろはね、もうなかなか歩くのも大変だということで、どうしてもその数字だけをねコンピューター判断だけをすると軽度に出てしまうというこれが実態なんですね。困るのはですね、本当に必要なサービスを受けたいと思っても限度額があるでしょ。要介護度が下がるとですね、限度額が変わりますよね。例えば要介護3の人がね利用上限度額26万7,500円、これ1割負担、実費はね1割負担ですけど、食費実費とかありますけど、とにかくそういう負担ですが、これは要介護2になるとね19万4,800円になるから、それ以上の差額の分ですねサービスを受けられなくなるんですよ。だからそれを受けようと思ったら自己負担するか、もうそれを受けなくて我慢するか、ということになるんですよ。利用者にとっても非常にね大きな負担にもなるし、今度事業者ですよ、施設側から見てもね、そのことで自己負担が増えればね当然利用者が減ってくるわけだから、経営がもう成り立たなくなるというね、どこにとっても非常に問題が出てくるわけですよ。だから家族やですね利用者から見ても、介護保険料をあんなにねずっと払ってきてるのに必要なサービスを受けられないんじゃないかということが実際にあるわけで、部長は適切だとかいろいろおっしゃってますけどね、そういう実態というのはお聞きになってないんですかね。その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 介護認定調査に関する要介護度の問題についての指摘というのは、特に私まだ日が浅いんですが、その中で特に聞いておりません。それで先ほど議員のおっしゃられた2009年10月版の要介護認定テキストの変更のことで若干説明をさせていただきたいと思います。先ほど言われたように、2009年の4月版のテキストでは、実際に家庭に調査に赴きまして対象者の方に行ってもらった状況で判定をするということになっておりましたが、10月版の改訂によりまして、実際に行ってもらった状況と調査対象者や介護者から聞き取りした状況が異なる場合は、より頻回な状況で選択ということで、より頻りに認められるという状況の中で選択をするというように改善されております。それと起き上がり等で自分の体の一部を支えにして行う場合は、従前はできるということを選択しておったわけでありましたが、10月版の改訂では自分の体の一部を支えにして行う場合は、何かにつかまればできるというような修正が加えられております。そういったことで、10月以降の認定については適正に行われているという認識を持っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 変更をされているのは知ってますけどね、それでもやっぱりそういう問題はあるんですよ。というのはね、あんまりこう、あれですけど例えば調査員とですね、ケアマネが本当はこうならいいということがあってもね、実際に調査員との姿勢とかの問題もあってね、なかなか思うようにはいってないと思います。その辺の実態があると思うんですよ。それでねさつき部長もおっしゃいましたけど、本当に実態に合うようにねする特記事項の関係とかね、その辺のところも佐伯の方は特記事項がいっぱい書いてあるとかいう話も

聞きますけど、そういうところでも今やるしかないんですね。本当はもう認定の見直しの前に戻してもらうのが一番なんですけど、そうじゃない限りは実態に合う判定をねするためにはもうそれしかない。認定調査会でいろんな方が集まってやってくれてるわけですから、できるだけですね利用者のことが本当に分かるようなね人が入ってほしいなあと思うんですけど。佐伯市も大きくなってからね、実際にはAさん、Bさんとあっても、例えば旧弥生町の時代だったらねAさんと言え、あの人はこうじゃないかと言えても、佐伯市で今Aさんと言ってもこの人たちが集まってもだれかというふうなことになってると思うんですよ。だからそれを何とか努力をしてもらいたいと思いますし、市としてですねできたらやはり経過措置のような、本人や家族が望めばその要介護度に認定してあげられるような、そういうようなことで措置をしてもらえないかというふうに思うんですよ。そうすれば特に今回の見直しについてねあれこれ言うこともないと思うんで、その辺のことが市ですって何とかな姿勢としてできないもんか。その辺をちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 要介護認定調査の体制ですが、現在正規職員4名、臨時職員12名の16名体制でやっております。なかなか件数も多くて大変忙しいような状況であります。実際に調査に赴く調査員さんについても十分な研修を行ってですね、特記事項等の記載も私も実際見せていただきましたけど、詳細にわたって記載をされております。帰ってきてからいろいろ整理するのもなかなか大変なようであります。研修も十分に行っておりますので、特記事項によってかなりの部分がフォローされているのではないかと考えております。市で経過措置と同じようなものが単独でできないかということですが、介護認定調査につきましては、全国一律の基準に基づき同じテキストで行われているわけでありまして、それに対して市の単独の措置を取り入れる余地はないものと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 時間がありませんけど、さっき調査がね人数が少ないなんか言っていました。実際に認定の更新ですね依頼してもなかなか来てくれないという実態があるんで、その辺はですね是非改善をしてほしいと思いますが。時間ありませんので次のイの方にいきたいと思えます。小項目イの方は、要介護認定の廃止について、要介護認定が国の負担を減らす、今さっき言ったとおりですね、給付抑制の手段となっている実態があると。コンピューターの判定には合理性がないので、要介護認定制度を廃止して、個々人の実態にあった介護が受けられる制度にするべきだと思うけど見解はどうかということをお聞きします。やはりですね、この要介護認定制度自体がねさっきから言ってる給付を抑えるとかねいうところから始まっているところがありますので、もちろんこれは国の制度ですからね、今市長がどうかというわけじゃありませんけど、そういうふうなですね廃止してしまえばね、いろんな意味で皆さんがよくなると。もちろん国の保障がということが大事なんですけど、その辺の見解だけで結構ですからちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 高司議員さんの次の質問でございますが、要介護認定の廃止についてということだと思います。それにつきましてお答えいたします。一次判定につきましては、先ほど申し上げましたように、佐伯市においては21年10月以降申請分の一次判定の変更率が減少してきていることから、被保険者の要介護状態区分等をより正確に反映している結果で

あると考えております。要介護認定制度につきましては、自治体間でばらつきがなるべく生じないようにしながら、増加する一方の申請件数を限られた認定調査員で訪問調査を行っていくためには、全国一律の基準に基づいて行われ、個々人の状態をおおよそ反映しながら、あまり時間を要しない合理性のある調査内容であることが必要であり、この方針に沿って見直しを行っている現行制度の廃止についての要望等は考えておりません。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） なかなか国のですね言い分等々をそのままちょっと反映したような答弁でね、ちょっと大変残念ですけど、それはもうそれでしょうがないんですけど、とにかくね国の責任で個々人のですねやはり利用者の実態に合った介護がね本当に受けられるような制度にすることがね私は理想だと思いますので、その点だけ言ってこの大きな1番の質問を終わりたいと思います。

それでは大きな2番目の学校給食費の公会計移行についてお聞きします。これもですね一昨年になりますね、2008年の6月議会で取り上げましたけど、その後ですね、私が聞いてたのは翌年、早ければ翌年度、遅くても再来年度つまり2010年ですね、には何とかやりたいなという方向がですね、やるとは言っていないんですけどね、そういう方向で検討しているということで聞いてたんですけど、その辺はどうなっていたのかお聞きします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘とおり、2008年の6月議会において、今後食関連の取組みを強化していく中で、公会計処理が有効であるかどうかということ等に関して検討を進めていきたいという答弁をしておいております。公会計に移行した場合につきましては、未納者への法的措置が非常にやりやすいという面がありますし、会計事務を市が担うということで、学校側の負担も大変軽減ができるというメリットはあるというふうに認識をしております。しかしながら、未納分を公金で補てんするという事となるために、滞納に対する保護者の意識が少し薄れるのではないかなというようなことも危ぐされ、益々滞納が増加するのではないかなというようなことも予測をされております。また、公会計に移行すれば給食費の統一化、それから食材等の購入先、それからメニューの統一化などがいろいろ予測をされております。給食運営上、給食費を統一することによる影響、それから地元食材の購入先等の問題も多くありまして、即座に公会計への移行にはまだ解決しなければならない問題が山積をしておる状況でございます。今後も引き続き公会計移行を検討しながら、まずは学校と学校給食室の連携を深めて、先日お答えいたしましたけれども、未納解消へのこの努力が一番大切じゃないかというふうに考えておりますので、今後とも公会計移行検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 詳しくはですね、既にこの時にやり取りしてはありますが、制度そのものは言いませんけど、ちょっと誤解をしてる方とかもおられますので、公会計というのは今、学校給食の施設とかですね、学校の方でお金の収入業務というんですかねやっていますけど、それを市の会計をとおしてやるということですので、ちょっと誤解をしてですね、給食費を全部市が持つんかというような誤解をされてる方もいます。そういうわけではありませんので、その点だけ言っておきます。それから公会計っていうのがよく言われるのはですね、学校給食の透明化の問題とかね、それから食育地産地消とかですね、学校給食と市の関わりという

のが非常にね今深く求められているということで、この会計も含めてですねやはり市がもっと責任を持ってやるべきでないのかというのが大体の発想なんですね。給食費の滞納をどうしても出てくるんでしょうがないところもあるんですけど、これは私前も言いましたけど、公会計であれば市の責任でやるわけですからね、滞納があればそれを補てんして給食費の質を落としたりとかいうことは、できないようにすることができるわけですね。あるいは給食費の値上げをしなければいけないときは一般会計から入れて値上げを抑えるとかね。こういうことも可能になるということで、子どもたちや保護者には迷惑も掛からないし、議会としても実態を掴めるといふうなことで非常にいろんな意味でメリットがあるんですね。滞納だけ話をするね、昨日も出てましたので、市がですねもう責任でやることになれば当然ですね、教育委員会と税務課や保険課とかね、あらゆる部署との連携がとれるわけですから、家庭の事情がよく分かると。そういうふうになればですね、この人はね就学援助に進めてね就学援助でやろうじゃないかと、あるいはこの人は昨日ちょっとおっしゃったように、リストラで収入が急に減った家庭だということであれば減免の制度をね市として導入して給食費を免除させてあげればいいじゃないとかね。あるいはこの人はもう明らかにね、市税の悪質滞納しているとかいろいろ分かるわけだから、そういうことであれば、じゃあ法的措置をとろうとかね、そういうふうにですねちゃんと、どういううんですかね仕分けられていけば滞納っていうのがですね自然に減ってくると私は思うんですね。今のやり方だともうとにかく先生やねPTAがとにかく努力をしてもらって、とにかく払ってもらうように頼みにいくというふうな状況でね、それであれば先生たちも教育の方に集中できないし、PTAもPTA活動に集中できないというふうには思いますので、そういうところからだけ見てもね、メリットあると思うんですよ。行政から見たらそれは大変になりますよ。しかし、そういうことをもっと考えてもらって、確かにおっしゃるようにデメリットも幾つかね考えられると思うんですね。だけどそれはまあどうでもね、言ったら悪いけど発想を変えればどうにでもなる問題かなと私は思いますので、一気にいかないんであればね、例えば途中から一部でも導入するとかね、何かこう工夫をしてでも一度やってみたらどうかなあと思うんですよ。群馬県が公会計のですね、しなさいという通知を各市町村に出しましたけど、あれの表を見てもですね非常にいいなあと、公会計のメリットがねよく現われてると思いますので、その辺ですねちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 公会計については議員おっしゃるとおりですね、それぞれメリットあると思います。しかしながら、昨日も答弁いたしましたけども、私会計だから強制的に法的措置がとれないということではございません。その部分も含めて先ほど答弁したつもりなんですけども、県下でも現在、2市2町が公金で伴う会計、公会計に竹田、豊後大野、久住、九重ですね、この2市2町が公会計に移行しております。残りの13市1村につきましては、まだ公会計に移行しておりません。それぞれ先ほど議員言われましたように、メリット・デメリットがございます。そういう中で今後も佐伯市としてもそこらを慎重に検討しながらということになるんですけども、大変問題も抱えております。現在、昨日言いましたけども、滞納額が700万超してあるということなんで、そういう問題を解決しないと即座にこの公会計に移行っていうのはなかなか難しいというふう考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ時間がありませんので、その辺はとにかくお願いして次にいきます。

大きな三つ目、小中学校のエアコンの設置についてです。これは以前ほかの議員さんも取り上げたこともございますし、それから本匠の方からも、学校からも要望書が出てますけど、来年度からですね鶴谷中学の方が、今年度からになりますかね、鶴谷中学が改築ということで始まります。そこで鶴谷中学からもエアコンの設置要望が出てるわけですけど、やはりこの子どもたちですね学力の向上にもなって、快適な環境でですね学校生活を送れるようにするためにもですね、順次設置を検討したらどうかというふうに思いますので、その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 小中学校のエアコン設置についてお答えいたします。現在本市においては、小中学校におきまして地震等の災害発生時における児童・生徒の安全を確保するため、校舎、体育館の耐震化を最優先に考えて中・長期的な計画の下に重点的に事業を実施しているところでございます。御質問のエアコンにつきましては、小中学校の職員室、校長室、事務室、保健室等には設置しておりますが、教室には設置しておりません。これは学校については夏期休業があり、最も暑い時期での授業等が避けられていることやエアコン設置に伴う種々の費用負担などを考慮したものでございます。しかし、今日、地球規模の温暖化現象により夏の気温上昇は著しく、従来の感覚では考えられないような暑さというふうになっているというふうに思います。このような状況の中で、児童・生徒にこれ以上我慢を求めるということは非常に酷な面があり、何らかの暑さ対策の実施が不可欠になっているものというふうに考えております。ただ、現在、市内の小学校の学級数は211、中学校は86で、合計で297学級でございます。これら小中学校のすべての教室にですねエアコンを設置するには、教室内外の工事費のほか、設置後の維持管理費等も必要となり、その経費は多額に上ることから、今後の財政負担等に配慮せざるを得ません。そこで今回、各学校の温度調査を実施することによって、その調査結果に応じまして、グリーンカーテンの設置、その他の工法等も視野に入れながら適切な対応を検討していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 鶴谷中学はですね、一例を出してますけどね、ちょうど新築をするということもありますし、ここは全校生徒500人を超えるんですよ。佐伯市全体が2,000人ぐらいですからね中学生が、4分の1以上の生徒が通っているんですよ。ですから鶴谷中学が設置されればね、そういう面では4分の1以上がもうカバーできるというふうな意味になるし、それから大規模校はですね本当勉強条件が、いうのも悪いんですけど、良くないですねやっぱりねもう40人学級でねぎちぎちになって授業を受けてますしね、やはり旧郡部の学校を回ってみますとね、もうだいぶ違うなというふうに私は思います。エアコンをですねなぜ言うかというですね、やっぱり教育長、学力向上とかね心身の発達等に欠かせないと私は思うんですね、今の時代はですね。あるね大学のスポーツ部の話ですけど、監督が新しく替わったんです。強くするためにね何を一番最初にしたかという環境を整えることだということで、グラウンドをですね土から人工芝に変える。それから夜間照明を付ける。トレーニングセンターを付ける。寮を改造する。こういうところから始めたんですよ。やっぱりチームを強くしようと思ったらねやはり練習環境を整えると。同じように学校だってねやっぱり勉強を学力を向上する、子どもたちが本当に健やかな成長をねさせようと思ったらやはりいい環境で

育てあげるといのはこれ一番でね、その辺のところもあって今言ってるんですけどね。時間もありませんので、これ過疎債ともかわるんですけどね、自然エネルギーを利用する施設にも過疎債なんか適応できると今度なったんですね。鶴谷中学は太陽光発電も入れるということになってますから、そういうところで利用してね、うまく財源調整をすとか。方法もあると思いますので、その辺ですれちょっとお願いして、時間もありませんので、次にいききたいと思います。一言だけ答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 高司議員おっしゃいますように、大規模校における問題であるとか、あるいは学力向上対策に非常に有効であると、あるいは環境を変えるということが非常に子どもたちの成長にとって重要であるというお話は全くそのとおりであるというふうに思います。ただ、鶴谷中の生徒数500という数で多くの人数を市内のですね、生徒の多くの比率を占めているということでございますが、教育委員会としましては、やはり全市的に考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺りは先ほど答弁いたしましたことのとおりでございますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） もちろん全市的に考えてもらってね、ただどこからか始めなければいけないんで、その辺でね話したわけです。それでは次の質問にいきます。

最後の大きな質問、過疎法改正による過疎債の対象事業拡大についてお聞きします。渡邊議員がですね昨日質問して、かなり概要とか皆さん分かってきたと思いますので、詳しくは言いませんけど、12月議会にですね、昨日の答弁を聞いてますと策定計画が出てくるということですので、今ですねいろんな意味で提案をしないと間に合わないということでお聞きします。ただ、今から言うことはですね過疎債じゃあなくて別にいいんですけどね、これは一例として過疎債を使ってみてもどうかなあということでは提案をしたいと思います。まずアとして、高校生の遠距離通学への補助についてお聞きします。過疎債の改正でこういうソフト事業もですね適用になるということで通学の補助についても利用可能というふうに私も確認しています。それでまずですねPTAからも遠距離通学ですね高校生、蒲江やいろんな宇目とか、そういうところからバスや電車で通学してる。この子どもたちのですねために通学費の補助をですね出してもらえないかということで要望も上がってると思いますけど、市として支援ができないかどうかですねお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 高校生の遠距離通学への補助に関する御質問にお答えいたします。今回、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、ソフト事業に対して過疎債を適用することが認められました。そこで、議員の御提案は高校生の遠距離通学への補助に対して過疎債を適用してはどうかということでございます。改正法では、過疎債の対象となるソフト事業とは、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民が将来にわたって安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎計画に定めるものとされております。しかし、現時点では、これ以上に具体的な指針が国から示されていないため、高校生の遠距離通学への補助に過疎債が適用できるかについては明らかでない状況でございます。ただ、過疎債の充当が可能だとした場合におきましても、義務教育ではないためにで

すね、高校生の通学費補助につきましては、慎重な検討が必要であると考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 教育長これはね、今適用できるかどうかと今おっしゃいましたけど、これ参議院の委員会の中でね山下よしき参議院議員が質問してるんです。その中で、スクールバスや路線バスの運営支援、バス通学生の補助ということでね明確に適用できるということを通疎債がね使えるということを書いてますので政府の方がね、それは分かってほしいと思います。それで通学者のですね本当実態を市P連がね高校生を対象にね、高校生を持つ親を対象にアンケートとりましたよね、その結果がですね本当に胸が痛むような回答なんですよね。84.7%の方がもう今後もね継続して通学費補助を要望してくれというふうに答えてるんですけど。例えばね、理由を挙げてます。通学費の負担が大きい、またバス等の便がなく不便、交通の便がいい大分の高校に通う人も少なくない。補助を出すことで市内の高校が活気を増し、今よりもっと素晴らしい成果を挙げられると思う。地域と学校、家庭で子どもを育て立派な社会人として社会に出てくれれば子どもは地域や社会に感謝する気持ちを持つはずで、口先だけでは分かってくれません。というようなねですね声から、JRの通学ですけど最寄り駅までは公共の交通機関がないため自家用車で送り迎えが必要です。佐伯駅から学校までも自転車通学です。JRは朝夕しかないのでバスで帰るしかありません。そのバスも12時半を過ぎると4時近くまでないので、そのときは仕方なく学校まで迎えに行くというありさまで。バスにしても電車にしても下校が早くなるとちょうどいい時間の乗り物がなく、何時間も待つか迎えに来てもらわなければいけません。とかね、こういうのがいっぱい書かれてあるんですよ。本当に遠距離通学をする人の子どもたち、それから親の負担がね大きいんですよ。金額からみてもですね、例えば蒲江の方から1か月バスで通っても2万3,000円前後通学費が掛かるんですねこれ交通費。直川から電車で例えば上岡まで来た場合5,000円前後、佐伯駅まで来ると7,000円前後とね。それから小野市、宇目です、小野市から佐伯までバスで来ると2万6,000円、1か月にですよ。そういうふうにはですね数千円から多くはなかには3万ぐらいというのがありましたね。これは蒲江の方ですけどね、3万1,000円。こういうね大きいです。こんだけの負担をしてるんですね。ですから中にはねこういう方もいます。高校に通ってる子どもが2人いるためバス代が高く、ましてや部活動があるとね帰宅時間が遅いと、そのため佐伯に一軒家を借りて通学してる、バス代の兄弟割引とかがあれば大変助かりますと。こういうものが今の本当私たちの私たち世代になりますけどね。これ実態なんですよ。だから中津市がですね、1年間の購入費15万円上回った分を補助するとかね。兄弟の場合は2人目から5万円分を超えた分は補助するという事でやっています。例えば、佐伯市内でもね文理大附属高校は1万円を上限ですけどね、半額補助をしていますね。こういうふうにやはり負担が大変ということもあるし、やはり中心部に住んでいる人とね遠隔地に住んでいる人とのやっぱり格差の解消という面もあるし、教育の機会均等、いろんな意味でね是非これは検討してもらいたいと思うんですよ。補助の方法もね、さっき言ったように1万円を上限にした半額という手もあるし、ある一定額を超えた分を補助するとかね。いろんな方法があると思いますけど、いずれにしてもその辺をお願いしたいと。特にこの間、市P連がどれだけですね高校の改革で、下手すれば佐伯市がね市長、1校になるという状況の中で、どれだけ頑張っただけ署名をとり市や県に働き掛けてね、できるだけ佐伯の子は佐伯にね通うようにという努力をしてきたと。そういうね市長、市長御存じだと思いますけど、経過がある

わけで、そういう努力に報いるためにもですねやはり何とか通学費の補助、これは最後に市長にこの点についてはお聞きしますけどね。その辺市長、どうお考えですかね。何か県立高校じゃないかという話も聞きますけど、これは佐伯市民ですからねこれは県立といえども、私立も含めてこれは佐伯の市民としてどうなのかということをお聞きしたいんですけど。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高校生の通学の無料の関係で中津市がしてあるからと。市によってそれぞれの福祉の施策があると思ってます。当市においてはまだやっていかなければならない優先順位とすれば、今医療の無料化に取り組んでおります。これは議員も御存じのとおり、中津は手を入れておりません。こうした部分を見ながら、私どもに対してこうした医療の無料化を優先していく。また、通学についても、これについてはどういう形がいいのかということで私どもは基本的には、市がやっている義務教育の管内をまず固めていこうという方向でやっております。市P連についてはそうした意味も、来た時にはお話をさせていただいておりますので、今回中津の様子を見ながら、まだまだ検討の段階だと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと姿勢として残念な姿勢ではありますが、検討してるということであればね、まだ可能性があるわけですよ市長、ねえ検討してるということですから。その辺はですね何とか来年度までにいい検討結果が出るようにですねお願いして、次の質問にいきたいと思います。小項目イですが、学校及び幼稚園の耐震化についてですけど、この過疎債のですね対象を見ますと、そういう耐震化の問題についても幼稚園まで拡大して適用できるというふうになってます。ちょっと聞いたところによりますと、統廃合問題がネックになって進んでないところもあるというふうなちょっとお聞きしましたけど、いずれにしてもですね、そういう統廃合の要件がなくても過疎債を使えますよというふうなことで聞いてますので、しかも幼稚園もね追加されているというふうに聞いてますので、耐震化が進むことが期待できるんじゃないかと思っておりますけど、見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 学校及び幼稚園の耐震化についてお答えいたします。まず、統廃合問題がネックになって学校の耐震化が進んでいないところもあると聞いているというお話でございますけれども、基本的にはですね、学校の統廃合は児童数の減少等に伴う教育環境の適正化という観点から進めているものでございまして、災害時における学校施設の安全性を確保するというために行う耐震化とは本来目的を異にしております。今回の過疎地域自立促進特別措置法の改正のうち、学校施設等の整備に関連するものとしましては、従来は統合が条件となっていた小中学校の校舎、屋内運動場の整備について、統合の条件が撤廃されたことや幼稚園が新たに過疎債の対象になったことなどが挙げられているというふうに思います。これによって、今後、小中学校の統合による新築・増築事業だけでなく、統廃合を伴わない通常の新築・増築事業や改築事業も過疎債の対象となるものと考えております。ただ、この法律は改正されて間がないため、具体的にどのような事業が対象となるか。また、起債の充当率が幾らになるかなどについて必ずしも明らかでなく、今後の取り扱い要綱を待たなくてはならない状況でございます。本市におきましては、学校施設等の新築や増改築、耐震補強事業等につきましては、現時点でも統廃合を伴わない通常の新築や増改築も対象になっておりま

すし、合併特例債を使って起債のですね、充当率も95%ということでございまして、財政面での有利な状況がございます。そういう面で、現状で合併特例債を充てるということで支障がないのではないかなというふうに考えております。本市としましては厳しい財政状況の中、可能な限り積極的に校舎等の耐震化に努めているところですが、今回の過疎法の改正を受け、今後とも合併特例債、過疎債の両制度を有効に活用するように財政主幹課とも十分協議しながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 耐震化の件で西上浦小学校がね見ますと、優先ランク度一位なのにまだ残っているんで、私はそういう統合問題がネックになってるのかなあというふうにな、ちょっと聞いたんでそのように聞きました。よろしく申し上げます。次にいきます。小項目ウとして、診療所の医師確保についてですが、これは市の方からですね今指定管理者制度導入をできるようにという議案が出てますけど、医療の確保もですね過疎債の対象になっていきますので、これについて活用する考えはないかお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは地域医療の確保対象事業に過疎法改正の過疎債を適用できないかということについてお答えします。地域医療の確保の対象事業として、専門医の派遣に対する支援、当番医制維持に対する支援、通院にかかる交通手段の確保に対する支援などがあります。医療の確保対策として、無医地区等の住民に対し、通院にかかる交通手段の確保を図るため、コミュニティバスの延長や患者輸送のためのバス等を医療機関まで運行できないかどうか、関係各課と検討していきたいと考えています。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） この問題はですね、いろいろまだ議論できますから今後ですね。それから河原議員もですね質問を用意してますので、そちらの方でお願いしたいと思います。それからオのですね、先に言いますけど、オの基金の積立てについては昨日渡邊議員がですね、質問で答えてますので、これはカットします。最後にエとしてですね、バス路線維持について、通院や買い物など高齢者等の生活路線の維持、拡大などへの活用は考えられないかということで、最後答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 活用は十分可能であると考えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 大分バスがですね、経営再建計画がねもう完了したというふうになってますから、大分バスにもですねもう少し遠慮なく言っていくのと同時にね、いろんな意味でバス代の運賃の補助とかですね、いろんな意味で活用を考えられますので、とにかくそういうことをお願いしてね、質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） おはようございます。4番、平成会の清田哲也です。通告書に従いまして、一問一答方式により一般質問を行います。戦後日本は世界に類を見ない復興を遂げました。右肩上がりの経済、人口の増加、国民の生活レベルも上がり、社会保障制度を始めあらゆる分野の施策が世界トップレベルの経済力をベースに設計・展開されてきました。しかしなが

ら、人口の減少と景気の縮小が始まり、従来と正反対の局面を迎えた今、従来の制度がことごとく矛盾をはらみ、国民生活に大きな閉塞感をもたらしています。このことから、政府自治体が様々な施策を行う際に最も肝心なのは、将来にわたる人口動態の予測であることが証明されたといえるのではないのでしょうか。人口動態の予想は一般的に国立社会保障・人口問題研究所の推計値が用いられていますが、自治体によっては、この研究所が用いているコーホート要因法をベースに、独自の手法を交えてより実態にあった予測をできるようにしているところもあり、この事例からも人口動態の推計は自治体運営において様々な分野で重要な要素であるとの認識が高まっていることがうかがえます。そこで最初の質問です。広域な合併をした当市において、人口の増減は当然のことながら、人口の移動も重要な制度設計の要素であると考えます。この人口動態という要素を各部門ごと様々な施策を企画・立案する際にどの程度重要視しているのか。また全庁的な意識づけはどのように行われているのかをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 改めまして、おはようございます。清田議員より、総合計画の中における人口動態ということで御質問いただきましたので、私の方から動態についてのちょっと考え方を述べていきたいと思っております。人口動態については各種計画の策定時に重要な要素として位置づけております。総合計画においても冒頭で御指摘のコーホートセンサス変化率法を用いて平成29年の本市の人口を7万1,000人という形で総合計画の中に入れておりますが、それを各種施策を実施することで7万3,000人を維持するとしております。この数値については計画の基礎となるものであり、当時審議会でもかなりの時間を費やして議論を重ねてまいりました。総合計画以外の各種計画策定にあたっては人口動態の把握については同様な考えです。しかしながら、この市内の人口、いわゆる合併した地域についての人口の動態については詳細に分析検討し、計画に反映させるということが本来必要だと思っておりますが、全庁的な意識づけというのはまだできてないと思っております。また、これは合併の9市町村でなくて、旧市内における校区単位の人口もですね、やはりこれはいろんな中で考えなければいけないかなということで、今後こういうことについては、常に注意をはらい、各部・各課における施策についてこれを反映させていかなければならないと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 大変ありがたい答弁といたしますが、しっかり全庁的な意識づけを行っていただきたいと思います。次の質問にまいります。お手元の資料を御覧ください。人口の市報からですね、佐伯市の人の動きということで抜粋しておりますけども、このように実際数字を目の当たりにしますと人口の減少がものすごいスピードで進行しているというのがよく分かります。各地域ごとに見てみますと、減少率ですが、佐伯地区がマイナス3.3%、弥生地区がマイナス0.17%、この2地区以外はおおむね9から13%の減少で推移しております。つまり佐伯と弥生以外は同じようなペースで人口が減っていったということなんですが、この人口の減少数と世帯数の増減から推察いたしますと、各地域からですね佐伯と弥生に移り住んでいる方々が多くいらっしゃるんじゃないかと、そういう思いがしておりますけども、実態として佐伯、弥生の世帯数の増加要因は何であるのかということをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 合併以後の人口の状況、これはざっくりおおざっぱに言いますと、年間1,000人の方が亡くなりまして、約500人の方が生まれ、500人弱の方が転出するという状況が続いております。中心市街地活性化基本計画の中でも人口の減少について触れておりますけれども、周辺部と中心市街地での人口減少、これは同様に著しくなっております。それに比べまして郊外部が拡大しているという状況があります。スプロール化、あるいはドーナツ化というものであります。年間1,000人近くの人口減の中にありまして、旧市内と弥生町での人口が横ばいあるいは微減というふうになっておりますのは、そうした現象によっているというふうを考えております。また、全国的な傾向ではありますけれども、世帯人口が減少しているものの世帯数は増加しております。少人数世帯が増えつつあるということを示しているということでありまして、郊外部が横ばいあるいは微減という程度で推移している原因としましては、都市型のライフスタイルである買い物や交通の利便性の追求、生活の基礎となる雇用の場の中心部への集中等による職・住・商と申しますが、この近接というライフスタイルを求める傾向、さらに教育環境を考えての引っ越し、特に高校通学の利便性などが原因として考えられます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっと確認なんですけど、周辺部っていうのが中心市街地から見た周辺部ということなのか。それと実際にその他地域っていうのがですね、要は弥生と旧佐伯市内があんまり人口が減ってなくて世帯数が増えているということから、私のその先ほどの質問の内容っていうのが、要はその蒲江とかですかね、上浦とか、米水津から弥生とかいわゆる中心市街地ではなくて旧佐伯市内ということに転居している方が多いのかなあという確認をちょっと1点。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御指摘のとおりで、周辺部、特に弥生町を除きます周辺旧町村の人口が減っておりますし、同様にですね、旧佐伯市内を取り上げましたときに中心市街地が同様な減少傾向を示しているということでありまして。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） それでは次のウの質問にまいります。佐伯市中心市街地活性化基本計画に基づき、今年度より大手前地区の再開発を中心に様々な事業が展開されていきます。中心市街地の今後の役割とその他の地域との関わりについて、確認の意味も含め質問いたします。佐伯市総合計画の21ページから22ページに掛けまして、中心市街地を核とする多重ネットワークのまちと題した記述がございます。ちょっと長いので私なりの解釈で要約しますとですね、中心市街地区域以外の周辺部と中心市街地を相互に役割が補完できるようなネットワークを構築し、コストの掛かるサービスは中心市街地に集約することで財政負担を軽減していくというようなことの記述になるかと思います。この総合計画の中にうたっております中心市街地の役割を構築するため今回の活性化基本計画が策定され、認定を受けたと思っておりますけれども、ここで確認したいのはですね、中心市街地活性化基本計画の65ページ、中心市街地の目標の中に、人の集うまちの実現という記述がございます。しかしながら、市民の多くの皆さんも思っていることかもしれませんが、人口も減少して既にコスモタウンもトキハもあるのに、幾ら再開発をしてもなかなか人を呼ぶのは困難ではないかと必然的に考えてしまうのですが、この矛盾を埋める答えとして、中心市街地及び旧市内地域が将来にわたり佐伯市

全体の中で果たしていく役割を、私たち議員もそうですけども、まちづくりの主役である市民一人一人に深く理解してもらおうことが、中心市街地を初めとする佐伯市全域のまちづくりを成功に導く第一歩だと考えますし、旧郡部の周辺部とともにそれぞれが役割を分担し、将来にわたって評価されるまちを今からつくるということだと思えます。このような観点から、佐伯市全体のまちづくりにおいて、中心市街地及び旧市内地区ですね、旧市内地区が担っていく役割についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 議員御指摘のとおりであるというふうに思っております。現在振興局を設置しております地区は旧町村時代から公共公益施設ですとか、商店など生活機能が集まり、いわゆる生活拠点地区となっております。市全体としてのまちづくりの基本は、日常生活に必要なサービスをこの生活圏で受け取ることができまして、より高次のサービスは他の生活圏、もしくは佐伯市の中心市街地で受けるということを目指しております。中心市街地、とりわけその核となります大手前の役割といたしましては、商業の集積ですとか、居住環境の整備、公共公益サービスの提供、市民活動の拠点あるいは情報発信の場であり、公共交通の要であるということなど、そうしたものが集合した機能として考えられております。それらはまちの規模相応にコンパクトに凝縮しまして確保するということが求められているというふうに思っております。大手前地区は旧市内のみならず、周辺町村を含む県南地区の中核としてにぎわった地区でありまして、藩政時代から独自の文化や伝統をはぐくみ、人々の交流の場として反映いたしました。また、佐伯市民のシンボルである城山、武家屋敷また船頭町、仲町、新町、うまいもん通り、こういった通りへ連なる要の地でもあります。こうした資源を生かしたまちづくりといえますのは、利便性だけではなくて、8万佐伯市民の精神性といったものを担保するというものでもあります。文字どおり未来に向けた佐伯の顔づくりというものであると考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） いわゆるその人口も減っていったですね、経済活動も縮小していく中で、よくまちづくりでいわれるコンパクトシティ構想というところを目指していくんだと思えますけども、ただその中心市街地にすごく多額の投資をしていくわけですが、これは完全に行政が関与したそのまちづくりになっていくんですけど、その特定地域の発展がですね、他地域の衰退の要因となってはいけないという。こういう文言もその基本計画の中にも入っているように、これも当然のことだと思うんです。なかなかその佐伯市大変広大な面積で広い津々浦々あるんですけど、なかなか理解が難しい。私自身もそうですし、市民の皆さんも理解しづらいなあと思っているのがですね、やっぱり街中だけいいなあ。うちんところは合併してどんどん人も減って寂れていく寂しいなあというこのそのジレンマといえますかね。矛盾を皆さん感じているんですが、その辺の説明をですね、中心市街地をしっかりと手始めにやっていくことによって、そのいい影響が佐伯市全体のまちづくりに波及していった、佐伯市全体のまちの底上げをするために今中心市街地をまずやるんだよというようなですね、広報ではないですけど、そういう啓蒙活動というか、そういうのもまだまだ必要なのかなと、十分やってらっしゃるとは思うんですけど、まだまだ必要じゃあないかと。それはもうずっと継続していかなといかん作業じゃあないかなと思っておりますけどいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御指摘のとおりであると思います。先ほども申し上げましたように、多重ネットワークのまち、旧町村で一応の生活の確保をし、それを上回る高次のサービスは中心市街地に求めていきたいと思いますというそのネットワークのあるまちづくりをしていくということがひとつ重要であると思います。それから、なかなか旧市町村といいますが、その感覚がなかなか抜けませんけれども、佐伯が私たちのまちであることを認識していくうえで中心市街地の整備は大変重要なものがあるというふうに思っております。先ほど言いましたように、5万市民ではなく8万新佐伯市の市民の精神性の確保といいますが、城山があるその下ですね、人々が集い、触れあうという場所をつくりあげていきたいというふうに思っております。この中心部につきましては、高齢者にも優しい歩いて過ごせるまちづくりといいますが、それを目指しております。これは佐伯人同士あるいはその周辺部の人たちあるいは、また観光客もあるかもしれません。そうした人たちが歩くことで出会い、触れあうという機会を提供する場でもありたいというふうに思っております。周辺部から、例えば車で来られる方、そうした方もですね中心部の目的地のすぐ横に車を着けるということではなくて、少し離れた所に車を置き歩くということで、人間の尺度といいますが、それが、広がるまちづくりができるのではないかとこのように思っております。郊外の大型ショッピングセンター確かに品数もたくさんありますし、便利ですし、長所はたくさんあると思います。ただ、ドライであるかなあというふうに思っております。大手前地区の区画整理とか再開発、そういったものが実現しますと、でき上がってくるものというものは郊外の商業施設とはおのずと違ったものになってくるだろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） それとですね、最後にこの件で1点お伺いしますけども、ちょっと過去を振り返って見ますと、当時担当部長ではないと思いますが、平成10年にトキハがオープンしています。平成12年に旧基本計画を策定してまして、平成14年が壽屋の閉店、そして平成18年にコスモタウンがオープンと、この一連の流れを見てみますと、大変この8年間にですねまちづくりに関して積み残した宿題が多かった8年間、今思うとですね。そういう気がしてましますけども、現在進行形でまちづくりに当たられておる担当部長としまして、この8年間に積み残した宿題も含めて今回クリアにしていかなと。そういう大変な重責になっていると思うんですが、この8年間で今回の基本計画に及ぼした影響といいますが、問題点等分析してどのように今回取り組んでいくのか、その辺お考えがあれば、主観で結構ですので、お聞かせ願えたらと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変難しい御質問をいただいたなというふうに思っております。確かに今言われましたように10年、12年、14年、いろんな問題はありました。その中でですね、今考えますと本当はもう少し強力な姿勢であったり、誘導であったりといったまちづくりをですね、進めてくるべきであったというふうに考えております。今からそれが間に合うのかといいますが、実はこれが財政的にもですね最後のチャンスかなというふうに思っておりますので、この機会にこのまちづくりを進めていきたいというふうに考えているわけですが、過去の反省点にたつてですね、計画そのものもまちの規模に応じた、比較的コンパクトなものになっておりますし、市が最大の地権者であるという有利な計画推進の条件もありますので、今回地元の方の了承ですとか、いろいろなハードルはたくさんあると思いま

す。ただ、これは市民の皆さんがですねこれを支持していただければそれほど難しくはないというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） あのですね、昨年明石市の中心市街地の事業を視察で見させていただいたんですけど、人口規模も違いますしね、交通の立地とか全然佐伯とちょっと比較にならないんですが、唯一なるほどなあとと思った点があって、大変駅前もにぎわいもありますし、何で中心市街地するんだろうということで見ただんですけど、結局地価が下がって、いわゆる駅前の昔でいう一等地にすごく人口が集まってきたと。当然それで高齢化も進んでいったと。まずそのまた傾向が今後も顕著であるので、もうそれに対応したまちに造りかえんといかんというのが、それだけでやってるわけじゃあないんですけど、三つぐらいある理由の中で大きな理由の一つとしてありました。だからすごい早い段階でですね、将来を見据えたまちづくりに取り掛かっているなあとという感想というか、そういうものを受けました。そういうことで、大変まちづくり難しいと思うんですけど、10年、20年後に評価される。次の世代に大変あの時してもらって良かったなあとと言われるようなまちづくりを是非行っていただきたいと思います。次の質問にまいります。佐伯市全体で5年間に約4,449人人口が減り、佐伯、弥生地区以外の地区では高齢化率が軒並み30%を超えています。合併後の自治体がどうなっていくのかを研究している大学の先生とお話をする機会がありました。合併をしたどの自治体も例外なく周辺部から中心部への人の移動、これは中心部というのは中心市街地ではなくですね、旧郡部から旧市内の方へという意味でとらえていただけたらと思いますけども、そのような移動が合併後の自治体、他の自治体は起こっているそうです。全体として人口は減っていくんですが、周辺部ほど減少率が高くて、中心部はそれほどでもない。さらに高齢化率も全体としては上がっていきますけども、周辺部ほど高くなる傾向にあります。当市もこれに当てはまっているのではないかと思いますけども、財政が潤沢であればですね、今後も全地域に住民要望に沿った投資をしていくことは容易なことですけども、現実問題としてそれは非常に困難であることはだれもが理解をしているところであります。しかしながら、同じ佐伯市内において行政サービスの格差が拡大していくのを看過するわけにはいきません。特に、子育て環境、医療、社会教育に関しては同一市内において財政問題を理由に格差を容認できるものではないと考えます。現状においてもパワーアップ事業やコミュニティバスの充実等、様々な施策が講じられており、執行部の努力は認められるところでありますけども、その反面、新庁舎建設に伴う振興局業務の本庁集約が計画されており、地域の行政サービスの低下が懸念されます。厳しい財政の健全化と人口減少と行政効率の悪い広域なこの佐伯市においていかに行政サービスの格差を小さくするか、この矛盾した二つの課題を両立させなければならない困難さは理解するところではありますけども、今後どのような方針で過疎化が進む周辺部に対し、行政サービスを展開していくのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えする前に、先ほどの発言を若干補足させてください。難しくないとはいったのはですね、市民的な了解、あるいは地元の地権者のですね合意が得られればということでありますから、そこが一番難しいことではあるんですけども、それさえ得られればそれほど困難ではないという意味で言っておりました。若干訂正させていただきます。次の質問ですけれども、振興局決裁のパワーアップ事業ですとか、緊急対策事業

あるいは路線バスの支援、コミュニティバスの就航、地域支援員や集落応援隊等々、個々の事業を取り上げますと、むしろ周辺部に厚いという展開をしてきているのですが、それでも行政サービスの格差の拡大ということが心配されるほど佐伯市は広いということなのだろうと思います。基本的に行政サービスは市民に等しくあるべきという基本理念に立っております。そのためにも周辺部対策の一層の充実を図らなければならないと考えております。また、落ち込んでいく現状をどう支えるかということだけではありませんで、自助・共助・公助、これを基本に置きながら周辺地域での積極的な地域活性化策、こういったものにも取り組んでいきたいと考えます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） なかなか、先ほど中心市街地とか佐伯市全体のまちづくりっていうところにも絡んでくると思うんですね。なかなか7万3,000人で佐伯市全体の人口に歯止めを掛けるように頑張っていくわけですが、どこかでもうここは我慢してくださいとかね。そういう時がくるのかなあと。正直私は市内において勝手なことを言ってまた叱られるかもしれませんけど、そういう気がしてます。ただ、やはり先ほど申し上げた教育とかですね、医療、社会教育とか、いわば高齢化社会になっていきますんで、こういう最低限の部分というのはもう必ず担保して、佐伯市のどこに住んでも同じ状態でやっていけるといようなものはしっかり取り組んでいただきたいと、そのように考えてます。次の質問にまいります。

市有インフラの維持管理についてお伺いいたします。まず、市営住宅及び市道の橋梁について2点お伺いいたしますが、市有インフラの維持管理コストが各自治体の財政に深刻な影響を及ぼしているとの報道が最近目立つようになってきました。市有インフラは大変多岐にわたっております。市役所、市営住宅を始めとする建築物、市道及びそれに付随する橋梁などの道路施設、上下水道などの管路、ケーブルテレビ事業における旧郡部を中心とした行政エリアの伝送路とそれに付随する設備、市民の日常生活に直接関係するものが多く含まれております。これらの設備に異常を来たすことなく市民生活に影響を及ぼさないような適切な維持管理計画が立案・実行されることが求められますけども、特に財源の確保という観点からは大規模修繕に備えた毎年の積立てや大きな出費を抑制するために、小さな修繕を年度ごとに計画的に行うなどの工夫が必要かと思えます。市営住宅に関しましては、佐伯市総合計画実施計画の中に公営住宅ストック総合改善事業をうたっております、計画的な実施をしておるなあというものがうかがえますけども、この事業の今後10年間の費用と財源に関してというのがまず1点。2点目としまして、市が管理します橋梁、橋ですね、橋に関しての維持管理の方針と同じく10年間の費用とその財源についてお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 建設部長の高瀬でございます。よろしく申し上げます。まず、清田議員の今後10年間の市営住宅の維持管理に要する費用についてお答えをいたします。市が管理しております市営住宅は、現在団地数で91団地、棟数で301棟、戸数にして1,715戸あります。建築年につきましては、昭和35年から平成21年まであり、そのうち建築後、築30年以上たっている戸数は443戸と全体の26%を占めております。年間の修理件数につきましては約400件でございます、その修理費用は約3,000万円です。そのほかに給水施設やエレベーターの保守委託料等で約800万円を要しております。したがって、お尋ねの維持管理費用につきましては、年間約4,000万円弱で推移しておりますので、今後10年間では施設の老朽化等

により修繕も増えてくることが予想されることから、4億円を若干上回る見込みではないかと思っております。また、このほかに突発的に外壁、屋根等の改修工事等が見込まれますので、工事費の見込みは年度で大きく変わることが予想されます。次に、その財源についてですが、維持管理費の財源につきましては、住宅使用料で賄っております。また、補助対象の改修工事等の財源は国からの45%の交付金と起債を利用しております。次に、市管理の橋梁の維持管理の方針についてですが、現在、市道橋、橋として管理しております橋は橋長が2メートル以上の橋で、市全体で981橋ございます。そのうち15メートル以上が200橋、15メートル未満が731橋あります。このうち15メートル以上の200橋と10メートルから15メートル未満で主要な道路に架かっております214橋、合わせて414橋を平成21年度と今年度で長寿命化修繕計画策定費補助制度に基づきまして橋梁点検を行っております。今年度で点検が終わりますので、来年度に長寿命化修繕計画を策定しまして、この中で架け替えの時期、また修繕で長寿命化を図るかを判断しまして、併せて緊急度で優先順位をつけましてコスト縮減を目的として、計画的に順次整備していくこととなります。今後10年間に要する費用とその財源についてですが、長寿命化修繕計画に基づいて行います橋長15メートル以上の事業は、基本的に補助事業で計画していきたいと考えております。そのほかの橋については、市の単独事業になりますけども、通常の日常点検や地区からの要望等を考慮しまして、随時整備していきたいと考えております。今後10年間に要する費用、その財源につきましては、長寿命化修繕計画を策定していく中で、市の財政状況を考慮し、計画していきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっとお伺いしますけども、橋梁の方ですけどね、その調査ですね、計画書を作る際の調査っていうのは職員の方が調査されていくのか。それとも設計のコンサルさんに外注しとるのか。ちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先般の新聞報道などで県の方がですね、同じような修繕計画といいますか、改修計画を作っているところもあるんです。市の場合も同じようにですね、うちの職員だということでございまして、専門のコンサルタントの方に委託してということです。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 今部長がおっしゃられた記事、たまたま私も見まして大変寿命を延ばすということで前もって保全の修理をしていくということでかなり、新設したら930億掛かるけども、大体マックスでも500億ぐらいで済むと。これだけ経費が縮減できるということで非常にこれ必要なことだなあと。それも取り組んでいただいているということで安心しましたけども、それとあとですね、いわゆる橋梁となると結構専門性があるようにありますけど、もう県とか国の工事の方ですね、佐伯市の地元の建設業者もかなり補修の実績積んでますんで、そういうところでコンサルというか、こういう計画書の段階では仕方ないと思うんですが、いわゆる工事の段階になった時はやっぱり地元優先にですね工事の方、考えていただきたいと思います。安易に橋梁メーカーに頼るのではなく、そういうところに注意していただきたいなあとと思います。次の質問に、続きまして、ケーブルテレビ事業の行政エリアにおける市有伝送路設備の維持管理についてお伺いしていきます。これも2点まとめてお伺いいたします。まず、佐伯市のケーブルテレビ事業におきまして、旧佐伯市内の青山、海崎地区、それと旧

郡部が佐伯市の行政エリアになります。水道事業というのはですね、例えば、水道事業というのは市の責任において各世帯に水を供給して、その対価として水道料金を徴収しております。同様に行政エリアにおけるケーブルテレビ事業も市の責任において各世帯に映像を供給し、その対価として料金を徴収しております。水のように命にはかかりませんが、日常生活においてテレビは切り離せないものになっております。現在当市は700円という他市に比べほぼ半額の金額でこのサービスを提供しておりますが、今後この事業を将来にわたり継続していくために、この700円のうちから大規模な改修に備えた積立てができていますかどうか。また、一度に大量の設備の更新をしなくてもいいように、年度ごとの計画的な修繕、交換がなされているのでしょうか。委員会の答弁の中で、起債の償還はできていないけども、維持管理は700円でとんとんだという答えがあったかに記憶しておりますけども、将来的な維持管理費が700円で捻出できているのか。また、700円を維持するがために財政を圧迫し、他の事業に影響を及ぼすことがないかどうか。また、その負担を将来の世代に残すことになるのではないかと危惧しております。これらの市保有の伝送路設備の維持管理の方針と今後10年間に要する費用と、その財源についてまず1点目お伺いします。2点目としまして、現在の行政エリアの伝送路設備は合併前に各町村が独自に整備をしています。したがって、設備のメーカーが同じところもあれば、違うところもあると認識しております。もしですね、不具合が生まれてノードやアンプといわれるような部材を交換しなければならない事態になった場合、どのような対応をされておられるのか。体制になっているのでしょうか。このような資器材はですね、市内の店舗ですぐ買えるような物であれば問題ないんですけども、これらの器材は発注して納入されるまで長いもので数か月かかる物があるということでございます。仮に故障によってですね、テレビが数週間も数か月も見られないというのは現在の市民生活において到底受け入れられる状況ではございません。このような事態に陥らないために、資器材の迅速な交換に対応すべく、ある程度の資器材のストックが当然なされているとは思いますが、各メーカー、各器材に対応した十分な器材のストック状況はいかがなものでしょうか。以上です。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは清田議員の質問にお答えいたします。まず、ケーブルテレビの関係の、にということで、まず1の伝送路、附帯設備の維持管理の方針ということでありまして。新規引込み、撤去、引込線の移設、修正等は今までどおりの単価契約で行っていきたいというふうには考えております。また、伝送路についてはその多くがN T T柱や九電柱に共架しており、N T Tや九電から移設に伴う支障の移転工事がありますけど、このような移設工事は九電やN T Tからいつまでに移設してほしいという依頼がきますので、期間が短く限られているために何箇所もかかる設計委託入札、あるいは施工監理入札、請負工事入札という本来の工事請負入札はできません。それで単価契約という方式で行うということになっております。また、今後10年間に要する費用ということですが、維持管理が平成21年度に約2億2,500万円ということで、人件費は入っておりませんが、2億2,500万円ということでありまして。10年ということでそれを10掛けていただければおおよそのということになると思います。それから次に、700円で維持管理ができるのかということでありまして、平成18年度に策定したケーブルテレビの統合基本計画では、1,000円という料金設定として住民説明会を行ってきました。その中で料金が上がるのはやっぱりなかなか理解が得られないと

ということで1,000円であれば維持管理ができる最低の料金ということで設定をしておりますけど、住民負担が増えるので700円として平成20年度から全域で統一をしております。しかし、いわゆる起債、起債といいますが、起債償還分は当然これでは賄えないということで、起債も賄うためには1,800円という料金設定になると試算をしております。県下のケーブルテレビ事業を行っている自治体の中でも臼杵市が1,500円、竹田市が1,200円、日田市が2,000円という料金でありますけど、この中にも起債償還分は料金には反映されていないということを聞いております。それから行政がケーブルテレビ事業を行うのはアンテナで受信できない難視聴地域が多く存在しておるということで、地デジの中継局を建てないために地デジも見られない。インターネットができないという、いわゆる情報格差是正が目的ということであります。それから次の資器材のストックということですけど、現在までは、ケーブルテレビ佐伯に保守点検業務委託を行っていることから、ある程度の資器材はケーブルテレビ佐伯の方にあります。それからアンプなどの特殊なものも、発注から仕入れまでに時間がかかるということで、その分についても一応在庫は持っておるということです。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） そうですね、他市に比べて非常に安い値段で佐伯は提供してるということですけども、市民サービスを考えたら安いにはこしたことはないんですけど、将来的に結局そのつけがね、将来の世代に回るっていうのが一番最悪だなと思ってます。もちろん今も大事なんですけど、他市の状況と比較してどうのって、少しでも安い値段でね同じサービスを提供していくっていうのが一番いいんですが、本当に将来的なこととか、実際今かかっているもので市民にしっかり説明していきながら、いかに市民負担もある程度もう負担も引き上げるんだけど、その代わり将来これだけもう長いこと維持していきますよとかいう、そう説明しながら市民の理解を得てですね、値上げをしてくれって言うんじゃないんですよ。値上げをしてくれって言うんじゃないんですけど、結局破綻しないように、市の設備がですね。700円でずっと維持していくのが私は一番いいと思ってますし、理想的だと思います。ただ700円に固執するがために市の財政がきつくなるっていうんじゃない、本末転倒だと思いますんで、その辺をしっかり取り組んでいていただきたいなと思ってます。それと先ほどノードやアンプがケーブルテレビ佐伯の会社の方に何かストックがあるということでしたけども、それは市の当然持ち物であって、市が管理、行政エリアに関する部材の交換ですから、市が管理すべきもんだと思うんですけども、ちゃんとその辺がしっかり対応できる在庫があるのかどうかっていうのが市が把握してるはずなんですけど、その辺いかがですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ケーブルテレビに置いておるということで、市の持ち物もあるということ聞いております。ケーブルテレビもそれを仕入れて、今度工事するときにそれを出していくということで、その後、請求をしてくるというふうな、そういう両方の在庫を持っておるというふうに聞いておりますし、十分な資器材というか緊急に対応できる分についてはその程度は保有しておると。先ほどの答弁でも言いましたけど、その分は幾らか持っておかないと、先ほど議員が言いましたように、テレビが1週間・2週間映らないということはやはりそれは避けなければいけないということで、やはりケーブルテレビの方に在庫は今置いておるということで、今はうまく回っておるというふうなことだと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） そういう資器材の故障には対応できて市民サービスは滞りなく行えるという状態を保っておるということでございます。それと後1点気になりますのが、先ほども申しましたように、合併前に各自治体ごとに整備しているケーブルテレビの施設ですか、それを一番統合するのが一番いいんでしょうけど、またお金も掛かるような話になるのかなと思うんですけど、弥生地区が確かパナソニックで整備してると思うんですね。パナソニックはもうケーブルテレビの事業からパナソニック自体今製造してないと思います部材をね。その辺をどうカバーしていくのかなあというのが1点お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 情報推進課長の松岡でございます。清田議員の質問にお答えをします。確かに弥生はパナソニックのアンプなどの機器を使ってまして、生産を中止しております。代替機としまして、東芝のBNマックスのアンプを使っております。そこで問題となってくるのは、そのアンプを監視するステータスマニターというのがございますが、そのステータスマニターがメーカーが違う場合には、信号が上がって来なかったりとか、やはりレベルが落ちたりとかすることがございますけれども、住民の皆さんがテレビを見ることに限っては支障がないと聞いております。以上でございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 代替機で一応住民サービスは確保できるということで、ただまあその長いスパンで見たときに、将来的にわたってずっとそういう応急処置的なことでいいのかなあという疑問が1個あるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） はい、お答えします。確かに議員のおっしゃるとおりでございます。合併前に各町村が整備したケーブルテレビの機種・メーカーも当然違いますし、先ほど申しましたように弥生に関しましては、製造が中止になっておるというふうなこともございます。そういったことも考えまして、平成18年にケーブルテレビ統合基本計画というものを策定しました。その計画の中では、年次計画を立てて現行の違ったやつを統一していこうというふうな計画を立ててますけれども、なかなか財政状況が厳しい中、そういうこともなかなか計画どおりにはいきませんので、取りあえずはもたせるところまでもたせていこうと。代替機を使いながらもたせていこうと。行く行く駄目になったときには議員も御存じのとおりだと思いますけれども、現行の幹線が光で宅内は同軸だとか、宅内まで光だとか、そういうふうな方式がございますので、十分にあと10年、耐用年数、光が20年として、平成31年ごろには更新の時期が来るかは考えておりますけれども、実際にはまだずっともつのではないかというふうに考えておまして、そういうふうなことで代替案なり、そういうふうな計画を立ててやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっとこの件に関しては最後一言。あのですね、そういう形でもう将来、いわゆるもう将来の世代に少しでもいい形で手渡してあげたいなあというのが私の思いで、ケーブルテレビに限った話じゃないんですけど、維持管理しながら負担もね、今現時点我々が負担していくような話になるんですけど、将来に負担を残さなくていい形で、そういう市有インフラを次の世代に渡せたらいいなあと思ってますので、その辺しっかり川原部長も松

岡課長も御在職中にしっかり考えていただいて、その辺の気持ちを持ってですね、仕事に当たっていただきたいとそう思っております。次の質問に、最後の質問でございます。道の駅についてお伺いいたします。現在、市内に3か所ございます道の駅は、それぞれ市が出資している会社が指定管理者として経営しております。三つとも特色ある経営努力と高速道路開通の好材料もありまして人気を博しております。施設も比較的新しく、まだ大規模な修繕が必要な状況ではないと思いますけども、将来に備えた修繕費の積立てや現在の修繕費は利益から支出されているのでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 道の駅3駅につきまして答弁いたします。道の駅の維持管理の費用につきましては、それぞれの道の駅と佐伯市とで締結しております基本協定書の中で、その修繕費の費用負担について決めております。内容は1件10万円未満の修繕については原則として指定管理者が行う。これによりがたい事情がある場合には市と指定管理者とで協議を行うというように明記しているところであります。市議の御質問にありました修繕積立金といいますのは、3駅のうちで、道の駅宇目だけであります。正式には佐伯市道の駅宇目基金で、これについては佐伯市道の駅宇目基金条例に基づいて基金化いたしているところであり、利益の中から支出されているということであります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっと参考にまず聞いていただきたい数字がございます。株式会社道の駅やよいが2,300万円で76.6%出資比率ですね、市の出資比率でございます。株式会社うめが515万円の出資で51.5%、株式会社かまえ町総合物産サービス800万円で39.6%という数字がございます。会社法上、株式会社の経営権の目安は33.4%株式を取得した場合、特別決議の拒否権を持ちまして、一定の経営権を得たというような状態になります。50%以上になりますと株主総会での普通決議も可能になりまして、経営権を完全に有しているといえます。66.4%以上になりますと、特別決議も可能になり、減資や合併等の決議もできるようになります。このことから、やよいと宇目の選定先の会社に関しましては市が経営権を有しているということになります。この事実を踏まえて聞いてほしいんですが、道の駅で生じる利益はその場所で購買、飲食をした方々が支払った料金から発生しております。その中には市外の方も多く含まれていると推測されますが、この市外の方が佐伯で落としてくれたお金から利益が生じ、その利益から将来の維持管理に対する積立てを行うことで、佐伯市財政の健全化に寄与するというのが大変理想的な形だと思います。もちろん利益が出るというのがこれ大前提なんですけども、先ほど宇目はもうされておるということだったんですが、今後佐伯市財政の負担軽減という観点からも利益から修繕積立金を支出するというほかのところもですね。そういう考えはないでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 道の駅の施設は基本的には市有の市の施設であります。軽微な補修であればともかく、例えば修繕積立金の中から大規模な補修をするといった場合には、例えばの話ですけども、将来的に任意指定から外れるという場合にですね、その所有権を巡っての紛争も起ころうかと思えます。それとまあ一つは、基本的には市の財産については市が責任持って管理するという基本的な立場に立ちたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） おっしゃってることはよく分かるんですけど、実際しかしもう株式会社うめの方がそういう形でやっておると。先ほど申しましたように、宇目とですなちょっとかまえはまだ39.6%ということで50%超えてないんであれなんですけど、もう50%超えたらこれ完全に経営権を持っていると、いわば市がもう持っている会社なんですよ。そこが市の財産である道の駅を運営して、それで利益が生じた。その利益を市の財産の補修のために充てていくというのはこれ大変市の一般財源を確保するために一番ベストな流れだと思うんですけども、今現状はそういう今部長がおっしゃられたような法律的な問題もあってあれなんですけど、将来的にですね、そういうほかの分野でもそういう流れっていうのを作っていないと、市の財政っていうのはなかなか厳しいと思うんですけど、その辺踏まえて検討の余地がないかどうか、お伺いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 実はこの4月にですね、三つの道の駅とも契約の更新時期にあたりまして、その際にこれを競争にするのか任意にするのかという議論をいたしました。で、それ以前につきましては修理の費用についても実は一律ではありませんでした。今回、三つの駅をですね揃えて10万以上の補修については原則として市と管理者とで協議をして行うというふうに揃えたというところであります。これは将来的にはですね、任意指定から外れるという事態に備えてですね、条件を揃えていこうという判断の下にしております。清田議員の言われることもよく分かります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ということは、任意指定を外れるというのを前提の話は今考えているという、競争をしていくということなんでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 任意指定でなくなるということが確定してるということではありません。競争もあり得るという前提に立ちたいということでもあります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） もう一回じゃあ確認しますが、この株式会社宇目はもうそういう積立てをしてるということなんですけど、生じた利益を市の施設のために積立てて使うということは自治法上できるのかできないのかというのは分かりますかね、分かれば。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変すみません。不勉強でこれから調べてみます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 突然の質問ですみません。もしできるのであればですね、結局もういわゆる市の施設で市が実質経営権を持った会社が運営して利益が出てるわけですから、安易に何か修繕だっていって一般財源からすぐ出そうという考えをやめて、せつかくここで市とこの職員の皆さんが頑張って利益を生んでるわけですから、それを市に還元するという意味でね、一般財政の負担を軽くするという意味で、せめてその自分たちが使った施設に関しての修繕はこっから捻出したらどうかなあという。そういう形を私は今提案として今申し上げただけで、もしそれが法的にできないということであれば、いいんですけど。そういういわゆる財政の健全化というところを念頭に置いて、そういうところも検討していただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 部長がなかなか答弁できませんので、私の方はですね、ちょうどこの宇目については、まず合併後即、私が社長になりました。やよいもなりましたが、宇目については過去利益とかいろいろありました。ところが議員が言われるように、そうした利益をどう扱うかということについて、やはり経営の中に対する考え方で、市に寄附をするということになれば非課税扱いになる分があります。そうした部分では、これから宇目がじゃあいろんな施策をするときに、そうした基金を持つことによって一般財源に与えないでいいということの中でのこの基金の条例をしたわけです。これは私どもにとりまして、こうしたことが、基本的には議員が言われることそのものだと思ってます。同じように施設を貸して、これ賃貸料をもらっているんですけど、地方卸売市場の基金もあると思ってます。これはやはり市場の方の修繕等に充てるためにですね基金、また今後建設するための基金のいわゆる積立てだと思っておりますので、やよいについても本来こうした形をやっていきたいんですけど、やよいについては逆に管理費を出している部分がありますので、本来ならば独立した形でのこの基金運用をやっていくことが一般財源にも、またそこを第三セクターとして経営するのも非常にスムーズにいけるし、議員皆さんにしても基金でそれだけ貯めたものについては理解をいただけるということで、この基金運用をやっていけばと思っております。そういう考えの元で当初から作っておりますので、その点でまた内部的に私どもこの詳細についてはですね、基金条例の中で、そういう応用をしたいということでやっております。以上です。

4番（清田哲也） 以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に19番、浅利美知子さん。

19番（浅利美知子） 皆さん大変にお疲れ様でございます。19番議員の浅利美智子でございます。今回大きく2点について御質問させていただきます。一問一答方式で、通告に従いまして質問させていただきます。まず初めに、高齢者福祉について、最初のア、在宅介護家族への支援についてを御質問させていただきます。公明党は昨年11月から全国3,000人を超える議員が一丸となって介護総点検を展開をいたしました。全国10万件の声をまとめた結果、介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という実態が明らかになりました。介護保険制度がスタートして10年、高齢者が高齢者を介護する老老介護がめずらしくないほど、介護を取りまく問題は深刻化をしております。最近ではお互いが認知症になりつつ介護をしている認認介護、さらには子どもの数が少なくなって、同居していない家族が介護する遠距離介護という言葉も生まれてきているそうです。また、介護うつ、高齢者の虐待など、介護現場では多くの問題が山積をしております。アンケートの結果によりますと、高齢者が介護を受けている場所は7割が自宅という結果が出ております。だれもがいつまでも住み慣れた地域で、また我が家で家族と共々にと願っていると思うのですが、老老介護又は認認介護等

を考えると在宅介護者に対するサポートを手厚くするべきだと思います。介護者が休養できる体制、また介護者が倒れたときすぐに代替介護が手配できるような体制、またはボランティアも必要ではないでしょうかと思います。このように在宅で介護されている方の家族にとりましては経済的又は肉体的、精神的な負担は大変大きいものだと思います。ですから、そのような方々に手厚いサポートが必要だと思うわけです。そこで佐伯市の在宅介護家族の状況とその家族への支援体制の状況、また家族への支援体制のお考えがありましたらお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは浅利議員の在宅介護家族への支援について、佐伯市の在宅介護の現状と支援状況について、また今後の支援対策をお聞きしますという質問にお答えいたします。現在、佐伯市の高齢者は2万4,993人、31.21%で、そのうち介護保険の認定者は4,239人、16.96%となっており、要支援を除く介護度1から5の認定者は2,821人になり、要介護4から5の方が957人おります。介護認定者の72.1%の方が自宅で何らかの介護を受けています。介護者の状況についてですが、妻・子が全体の6割を占め、続いて夫・子の妻・孫、その他となっています。介護保険制度の開始により、介護度に応じて居宅介護サービスが介護サービス計画によって受けられるようになり、在宅介護家族への支援が見直される中で、現在の支援状況についてですが、介護保険の訪問サービス、通所サービス等の居宅介護サービスのほかに、家族介護教室事業、認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター事業、寝たきり老人等介護手当て事業、在宅高齢者住宅改造助成事業、家族介護者交流事業等を実施しております。今後の支援対策につきましては、現在実施しているサービスの一層の周知を図るとともに、介護保険の給付額とも関連してきますので、今後の伸び率等を注視しながら、ランチや地域包括支援センターの相談業務をより整備し、現場の声を聞きながら在宅介護家族を支援していきたいと考えています。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ただ今部長の方から御答弁いただきました。佐伯市の現在の高齢者率ですが、31.21%ということで、これは年々ですねこの地域にしても上がっていく数値だと思っております。その中で特にですね、介護の4と5の方ですね、957人ですねいらっしゃるということでしたけれども、特に今回私が質問させていただく趣旨はですね、この方たちに対しての介護のサポート体制っていうか、それが一番重要じゃないかなと、大変御苦労されてる方たちだと思いますので、その点についてですね、特に伺いをしたかったわけですが、じゃあ現在介護の4と5の方ですね957人、この方たちが在宅で介護されてる方、そしてまた施設に入っている方、その数が分かりませんか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） ただ今の御質問にお答えいたします。要介護度4・5の介護認定者957名おられますが、そのうち施設サービスを利用されている方は433名、在宅サービスを利用されている方は487名となっております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 部長の答弁で施設に入られてる方が433人、在宅で介護を受けている方が487人ということだったと思いますが、かなりの市内にはですね在宅で介護されてる方がいらっしゃるんだなあというのをこれで分かりました。私も近所にですね、実際在宅で要

介護5の母親を介護されてる方がいらっしゃいます。その方のやっぱり日ごろを見てるものですから、いかに在宅の介護の大変さが分かります。この介護されてる方は息子さんで、もちろん男性の方なんですけど、お母さんがデイサービスに行ってる間、何をされてるかということ、買い物に行き、掃除をし、食事の準備をし、そういう中での生活をされております。たまに私も会うとですね、今介護うつとかいろんな高齢者虐待とかそういう問題が発生すると思いますので、声掛けはしております。何とか休養を取れる体制、自分やっぱしそういうあれをしていかないといけないですねって話はしますが、実際は時間が取れない、時間がいっぱいだというお話も聞いております。そういう中でやはりこれは支援体制が必要だなあというのを痛感しております。その中で、佐伯市は今いろんな支援が体制があるってということで部長からのお話がありました。例えば、介護家族の教室ですね、いろんな介護の状況とか、予防に対する健康づくりに対する知識などを深めていく事業とかですね、そしてまた、佐伯市では介護者に対する交流事業というのがありますね。これは介護されてる家族の方がリフレッシュをされる。そういう意味での事業だと思えます。それで特に、この事業を今までの経過をちょっと見てみますと、実際参加されてる方が平成19年度、10人という形になりますね。そう思うとこれを楽しみにまたなかなか思うように出掛けられない。そういう方にとりましてはこれを楽しみにされてる方もたくさんいらっしゃると思うんですが、実際こういう事業を必要とされてるのかどうか、と思います。そこで実際部長たちもですね、担当の方たちもいろんなところで介護されてる方の声っていうのは聞いてらっしゃると思うんですが、介護してる家族の方が何を必要とされてるのか。それをですね、アンケートなり取ってみてですね、今後の支援事業に生かしていけばいいなと思うんですが、そういう対策は取れないんでしょうか。その辺りをですねちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 在宅で介護をされている御家族等についてのアンケートを取って施策に生かしたらどうかという御提言です。確かに現場で家族が介護をされているということで大変な御苦労があるかと思っております。そういった方の声を聞くということは大変重要なことだと思いますので、担当課とも十分に協議をしてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） じゃあただ今、部長の方から前向きな御答弁をいただきました。実際の介護者の声を聞いていきたいと。それを事業に反映させていきたいというふうな御答弁だったと思うんですが、一つ御提言をさせていただきたいと思えます。私がそういう方々と触れる中でですね、介護をしている中で経済的な負担、というのも非常に大きいものがあります。その中で、どうしても必要なものがあります、介護用品ですね。佐伯市の場合は現在介護をされてる家族の方に対しての慰労金ていいますか、寝たきり老人等の介護手当の支給事業というのが単独でされております。これは月5,000円ですよ。ショートステイとか入院とかそういうのがちょっと条件がかかってくると思いますが、月にすると5,000円が支給されております。これも大変にありがたいですね。そういう介護をされている方にとりましては、大変にありがたい事業だと思うんですが、先ほど言いましたように、大変介護用品が必要であると、寝たきりの4・5の方ですね。そういう中で経済的な負担がどうにかならないんだろうかという声をですね多く耳にします。それで私も他市の状況をですね調べてみましたところ、大分市とかですね、県内でも結構介護用品ですね、早くいうと紙おむつとか、尿取り

パットだとか、清拭剤とか、ドライシャンプーとかですね、そのようなのが介護用品になると思うんですが、そういうのですね支給もですね実際されてます。その中で佐伯市としてもですね、もうちょっと、確かに先ほど言いました5,000円の月にですね手当非常にありがたいんですが、最初に言いましたように、もうちょっと在宅で介護されてる方の手当というか、手厚くされてもいいのではないかなという思いがあります。その中で佐伯市においてもですね、この介護用品の支給事業というものをですね、考えられないかですね、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 在宅で介護されている方向けの在宅介護用品の支給はできないかという御質問だと思います。在宅介護用品の支給事業につきましては、市町村合併の前、佐伯市を除きます旧南郡の8か町村の中ですべて支給をしてきたという実態がございます。その中で、合併協議の中で調整を行う中で、介護用品につきましては一応、寝たきりの老人介護手当5,000円を一律全市で支給するという方に統一をするという調整が図られた経緯がございます。そういったことで、現在としては5,000円の家族介護手当ということでお願いをしてるわけでありましたが、各市の状況を見ますと、確かに先ほど議員おっしゃられたように、9市でそういった紙おむつ等の介護用品を支給している状況がございます。今後地域包括支援センターのランチの相談業務の中でより在宅介護の状況を把握しながら、在宅での暮らしを支える支援体制について検討を加えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 合併前に旧市町村がそういう事業をされていたということですので、是非ですね、そういう声は非常に多いかと思っておりますので、再度ですねこれは検討していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。次に入ります。次に、地域包括支援センターについてお伺いをいたします。地域包括支援センターは平成18年4月から介護保険法の改正に伴いまして創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産の管理、虐待防止など様々な課題に対して地域における総合的なマネジメントを行い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としております。佐伯市におきましても平成18年度から20年度は、佐伯の和楽に佐伯市中央地域包括支援センター、そして西部地域弥生に1か所、そして東南部蒲江に1か所と3か所でのセンターの設置で直営として実施をされております。そして平成21年度から、昨年度からですけれども、このセンターを中央の1か所に、和楽ですね置きまして、各地域にランチを置き、そして各振興局に相談体制を強化していくってということで、1か所にセンターを置かれました。それで1年が経過いたしました、その経過した状況をですねランチとの連携とか、そして振興局のそういう相談体制がうまくいっているのか。そしてまた、直営の効果っていうかですね、そういうものがこの1年たってどういう現状だったのかをですね、経過をお聞きしたいと思います。そして、2点目といたしまして、この地域包括支援センター、現在は佐伯市が直営で行っておりますが、数年後には委託も検討されているということをお聞きしております。そういうお考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 佐伯市地域包括支援センターに関する御質問のうち、1点目の地域包括支援センターの現状とランチとの連携、また、直営の効果。2点目の地域包括支援セ

ンターの委託についての質問に併せてお答えをいたします。平成18年度から運営されていた東南部、いわゆる蒲江・鶴見・米水津、西部、弥生・本匠・直川・宇目、中央、旧佐伯・上浦の3か所の佐伯市地域包括支援センターは、平成21年度に1か所に統合されました。平成21年度の相談件数総数の実績は8,878件で前年度と比較して4,415件の減少となっています。3か所から1か所に統合されたことや相談件数の計上方法が変わったことなどが複合要因として考えられます。そうした中、統合後、宇目・本匠・蒲江等への遠い地区への移動時間は1時間半以上掛かるところがありますが、家庭訪問等の相談対応は組織の工夫により相談者にあわせた活動を行ってきております。次に、ランチとの連携についてですが、ランチの役割は住民の利便性を考慮し、地域住民から相談を受付、集約したうえで、地域包括支援センターにつなぐための窓口で、地域包括支援センターの協力機関です。ランチの運営は社会福祉協議会に委託し、旧町村単位で8か所設置されています。毎月1回ランチ会議を地域包括支援センターが事務局となり開催し、ランチ担当職員と高齢者福祉課職員、包括支援センター職員が日ごろの地域での出来事などを意見交換しながら事例の対応を相談しあっています。また、社協のランチ担当の職員は日ごろから地域を巡回。事例については地域包括支援センターに紙面で報告するとともに、早期に解決の必要な事例は直接地域包括支援センターに連絡し、地域包括支援センターの職員と問題解決を図っています。このような一連の流れにより、ランチとの連携は確保できていると考えます。次に、地域包括支援センターを直営で運営している効果ですが、現在、県下18市町村のうち、佐伯市を含め7市町村が直営で運営しています。市が直営で運営することにより、中立・公平性の中で特定の事業者には片寄ることなくサービスの適正化が図れます。また、本人の能力に合わせ過剰なサービスに片寄ることなく、自立支援の目標設定ができれば適切な介護保険事業の運営にも効果があると考えます。介護認定率や介護諸費用が当初、介護保険事業計画で予測した伸び率よりも低いことがその効果の現れだと考えます。また、総合相談の対応にも関係各課との連携により、困難事例や高齢者の虐待についても迅速な行動ができています。2点目といたしまして、佐伯市地域包括支援センターの委託の件ですが、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、本年3月に策定した第2期行革プランの個別事業実施計画において、地域包括支援センター業務の運営のあり方について検討することといたしております。今後は現状分析や市としての運営状況をきちんと整理したうえで、直営と委託のメリット・デメリット等について全国や県下の情報収集を行うとともに、介護保険制度についての国の動向等も注視しながら検討してまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ありがとうございます。今の部長の御答弁を聞いておりますと、非常に地域包括支援センターの業務というのはうまくいってると言いますか、そういう体制が取れているというような御報告じゃなかったかと思えます。しかし、私たちが聞いている話はですね、これは合併してもう6年目を迎えておりますけれども、依然として各町村におきましては、本当に合併してよかったんだろうか。いまだにやっぱり聞こえます。特に高齢者の方々が一番多いんではないかと思えます。それはやはり高齢者の方にとりましては、この地域包括支援センターというのはすべてだと思えます、生活のですね、健康とかもちろん地域の現状とかいろんな家庭のこと、相談ごと、総合相談的な窓口だったと思っております。それで、それが今回平成21年度から1か所になりましたことで、サービスが悪くなったというか、

相談体制が悪くなった。そういうような実際声が聞こえます。そうなる私達は実際はどうだったのかなとそういう思いでございました。平成20年度ですが、私は当時地域包括支援センター支援運営協議会の中です。委員をしておりました。その中で地域包括支援センターを3か所を1か所にしたいという御提案がありました。その中で、運営協議会の中で、委員の皆様との話し合いの結果というのが、今から本当に高齢化が進む中、そしてまた、各地域60歳以上の方が本当に多く占める割合の中で、このように相談体制、そういうのが本当に充実できないでいいものだろうか。だから地域包括支援センターは今までどおり1か所じゃなく3か所にしてほしいと、そういうお話もありました。また佐伯はこんなに広いエリアであるのにどうやって一つでやっていけるんかと。また相談があったときにすぐに行ける体制ではないんじゃないかと。そういうお話もありました。それで今回平成21年度から1か所にとすることでなりましたけれども、私たち当時の運営委員会では、相談体制をしっかりしていただきたい。特に振興局におきましては、しっかりと相談できる体制を整えていただきたい。そしてランチとの連携をしっかりやっていただきたい。高齢者の方、地域の方が本当に迷わず、安心して生活できる体制をとっていただきたい。そういうことで、一応そういう形で私たちとしては意見をですね言わせていただきました。実際、平成18年度から20年度ですね、そういう地域包括支援センターで行ってきました相談体制とか、相談の件数とかですね、まずは介護に対する認定の推移とか、そういうのを見てますと、実際高齢者は増えているにもかかわらず、その数値は実際はそう緩やかに上はるかもしれないけれども、実際は介護度にしても余り進んではない状態じゃあないかと思えます。それはやはり今まで地域包括支援センターが身近にあってしっかりと担当課の方たちがそういう介護予防、そしてまた地域の方々に対するサービスなり相談体制をしっかりされてたお陰ではないかと思っております。今回、平成21年度1年前から1か所になりましたけれども、それはもう1か所は正直なところ体制はしっかりととれているという御答弁でしたので、1か所にはこだわりませんが、2点目に言いました委託の件です。これが非常に心配になると思えます。まずは一番に心配になる点ですね。先ほど言いましたように、この包括支援センターの部分でいうのは、本当に地域の皆さんの生活全般にかかわりますよね。そうなりましたときに、個人情報っていうのがあると思えます。もしこれを委託した場合、委託された業者が、その相談を受けた方の、例えば生活、家族の構成、今までの状況と、また財産にもかかわってくると思うんですが、そういうものを知りたいと、例えばそういう御相談が市の方にあったとします。そうなった場合、本当に個人情報です。それを市としては、そのもし委託を受けた業者の方からそういう相談があった場合、それは個人情報と言えるんでしょうか。言えないんでしょうか。まずそのところをですね、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） もし地域包括支援センターが委託になった場合の個人情報の取り扱いについての御質問だったと思えますけど、まず、これ先ほど答弁しましたように、今年度委託のメリット・デメリット、様々なものを含めて委託ありきの検討ではありませんので、それをまず前段でお答えさせていただきます。それともしそうなった場合の個人情報の提供の仕方についてということですが、基本的にはそういった個人情報に関わるものについては民間の方という部分が大変難しい部分があるかと思えますけど、ほかの市でも既に民間に委託してるということもあるってことなので、そこらの状況も十分調査しながら個人

情報の取り扱いにそごのないような取り扱いをしてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） まだ委託の方向でっていうことで、まだ検討中ということで必ずしも委託になるとはまだ限ってない話だと思いますが、第2期の佐伯市の行財政改革推進プラン、この中によりますと、この地域包括支援センターの件に関しましては、平成22年度直営が委託、また一部委託等について検討。そしてまた、平成23年度は第5期介護保険事業計画策定委員会で運営方針を検討とされております。そして平成24年度、一部又は全部委託の方向を目標とすると。そういうふうになっております。来年度、平成24年度からはまた介護保険が改正されると思います。そして来年、平成23年度はその骨子がですね発表されると思います。その中を骨子の中でまた再度市の担当課の方がですね検討されてまた委託なのか、直営でいくのかをまたですね、それをまた見直していか十分議論されていくことと思いますが、先ほど言いましたように、直営であるっていうことは、行政ですね。そうすると私たち市民としては行政だからこそ安心できる。行政の方がされているからいろんな困難事例といいますが、なかなか人には言えないことでも話をできる。本当は聞かれないことでも行政の方だったら安心してできるというそういうことが本当にあるんです実際ですね。ですから、本当に先ほどから言いますように、この地域包括支援センター皆さんの生活と直結しているところですので、是非地域包括支援センターですね、委託ということはですね、考えられないんで、直営ですね、やっていただきたいと思っておりますが、是非これはですね市長にちょっとお伺いしたいと思っております。お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 包括支援センターについては先ほど部長が述べましたようにですね、そうした中で社会福祉協議会とやっております、市としても全体に1市5町3村に全部にあればいいんですけど、これはもともと3か所というところと、もともと民間で最初からスタートしたところもあったようです。そうした中で部課内で協議をし、現在の1か所になったということで、私の方もそうした対応については順次担当課と話ながら考えていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） じゃあ今市長の方から御答弁いただきましたけれども、是非この件についてはですね、本当に皆さんが安心して暮らせる体制というのをですね、しっかりと考えて方向性をですね、とっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。じゃあ次に移ります。

次に女性特有のがん対策についてをお伺いいたします。私が今までこのがん対策については、特に女性のがん対策についてはですね、幾度となく質問させてもらっておりますが、今回はですね、最近、特にですね、このがんに対するですね、特に女性のがん、報道でもされておりますし、新聞紙上でも載っておりますので、皆さんもう御存じかと思いますが、まず始めに、今年度また住民健診が始まりました。日常生活の中で私たち一人一人は健康に対する意識というのは非常に高いと思いますが、それが受診へとつながっていないのが実際の現状ではないでしょうか。まず日本人の死因の第1位はがんで、2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなってしまうという日本は世界一のがん大国とも言われております。佐伯市におきましては、昨年度より住民健診と女性がんにつきましては個別医療機関での検

診を実施し、受診体制がしっかり整ったのではないかと思います。それで受診率もアップしているのではないかと思います。昨年度は全国の女性約760万人の女性に対して子宮がん、そしてまた乳がん検診の無料券というのが配布されました。子宮がんは20歳・25歳・30歳・35歳・40歳を対象に。そしてまた乳がんは40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の5歳刻みの年齢の女性が対象となってこの無料のクーポン券がそれぞれ各家庭に配布をされております。佐伯市では子宮がんのその対象になる方が2,032人、乳がんが2,971人というふうに前回の質問の中で聞いております。この無料クーポン券の効果はどのようだったのかをまずお伺いしたいと思います。そして、この無料クーポン券が配布されたことでこれまで検診を受けていなかった人たち、これでクーポン券が受診への大きな後押しになったのではないかと考えておりますが、佐伯市の現状をお伺いをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 乳がん、子宮がん検診についてという項目の中の無料クーポン券の効果、受診の状況、受診率アップへの今後の取組についてという御質問にお答えします。まず、無料クーポン券の効果についてですが、乳がんのクーポン券配布数は2,974枚で、受診者は833人、利用率は28%、子宮頸がんのクーポン券配布数は2,033枚で受診者は594人、利用率29.2%とどちらも利用率は期待するほど高くありませんでしたが、クーポン券利用者のうち、初回受診の割合を見ると、乳がんでは59.4%、子宮頸がんでは92.8%を占めており、クーポン券の配布が受診行動につながったと考えられます。乳がん検診の受診状況についてですが、平成21年度の受診者数は3,549人で、平成20年度より468人増加し、受診率は平成20年度の16%に比べ、平成21年度は18.4%と増加しております。また、子宮頸がんの受診状況についてですが、平成21年度の受診者数は4,187人で、平成20年度より1,055人増加し、受診率は平成20年度の14.2%に比べ、平成21年度は19%と増加をしております。平成21年度は乳がん・子宮頸がん検診ともに、集団検診のほかに各自が医療機関でいつでも受診できる個別検診を導入したことにより、乳がんは475人、子宮頸がんは1,225人の個別検診受診者があり、受診率の増加につながったと考えられます。次に、受診率アップの取組ですが、平成21年度は受診率向上のため、1.個別検診の導入。2.無料クーポン券と検診手帳の送付。3.乳幼児健診や保育所の保護者へのリーフレットの配布。4.健康ガイドの全戸配布。5.市報・ケーブルテレビでの広報。6.市内大型店舗前での街頭キャンペーン。7.日曜検診の実施。8.乳がん検診日を増やす。ことなどに取り組んでまいりました。今後はこれらの取組を継続しつつ、受診行動の障害となっている要因を明確にするための調査を行ったり、20歳から40歳の若い世代を対象としたがん予防の推進として、市内の小学校のPTAへ出向いて啓発を行ったり、働く女性が受診しやすくなるよう、事業所の理解を得るための働き掛けを行う等の取組を行う計画であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今の部長の御答弁を聞いておりますと、大変にこの女性特有のがんに対してのですね、対策が本当に取られているというのがよく分かります。これからのですね、ますます女性の健康を守るために継続をですねお願いしていきたいと思います。また、今年度もですねこの無料クーポン券が、国が今年度は半分になっております。前年度は国の全額でしたけれども、今年度は半分になっておりますけれども、またこれを佐伯市がですね今年度も続けていってくださるということですので、ますますですね、受診率が上がり、今まで本

当に受けていらっしやらなかった方がですね、これを契機にですね受けられることを望んでおりますので、またですね啓発等、またさらにですね力を入れて受診勧奨に努めていただきたいと思います。次に移りたいと思います。次は、同じく女性特有のがんの一つですけれども、子宮頸がんワクチン接種についてということで御質問させていただきます。子宮頸がんは日本では年間約1万5,000人が発生をし、約3,500人が亡くなるという推計が出ております。1日に換算すれば約350人の方が、ごめんなさい10人の方がですね、すみません。大変失礼しました。10人の方が亡くなっているということになります。近年は若い女性、20代から30代の発生が特に増え続け、その対策が急がれているところでございます。海外では100か国以上で予防ワクチンが承認され、大きな効果を挙げておりますが、日本では昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、やっと12月に発売がスタートされました。これを受けて予防ワクチンを公費助成する自治体が大変に増えております。予防ワクチンは3回接種する必要があり、医療機関により接種費用は異なりますが、約5万円ほど掛かると聞いております。非常に高いもので保険対象外になりますので、個人で受けることは本当に難しいものとなっております。この子宮頸がんは、検診と予防ワクチンの接種でほぼ100%予防することができる唯一のがんだと言われております。女性のだれもが平等に予防接種が受けられるよう公費助成となることを望む一人であります。最近、先ほど言いました。全国的にこの公費助成するところが広がっております。佐伯市においてはこの公費助成に対するお考えがあるのかどうかをですね、まず先にお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 子宮頸がんワクチン接種に関する御質問にお答えします。子宮頸がんワクチン接種につきましては、平成21年10月にワクチンが認可され、12月から接種が開始されました。本ワクチンの効果として、すべての子宮頸がんの発症を70%は減少すると言われており、有効性につきましては理解しております。しかし、HPVワクチンは高価であり、3回の接種で1人5万円ほど掛かります。佐伯市が導入し対象者を中1の女儿とした場合、対象者数は351人で、接種委託料だけで1,755万円の予算が必要となります。また、HPVワクチンは任意の予防接種であり、健康被害が生じたとき、国の救済制度の利用ができませんので、十分な補償が受けられないという問題もあります。そうした中、全国市長会においても子宮頸がんワクチンを予防接種法の定期予防接種に位置づけ、国としての新たな財源措置を設けることを要望しております。現在、国においてもHPVの有効性を考慮し、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で定期の予防接種とすること等が検討されておりますので、国の動向を見ながらHPVワクチンの導入について検討してまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 先ほど言いましたように、非常に高いワクチンです。個人負担約5万ほど掛かります。それを公費助成でっていうのも言いにくい部分っていいですか、財政的な部分を考えますと大変そういう部分があるんですが、やはりまず第一に予防ワクチンを打って、そしてまた検診を受けることでほぼ100%が防げるってことが一番の魅力ではないかと思っておりますが、それをまずはですね知るべきだと思っております。その中で、先ほど全国に広がっているというふうに言いました。佐伯市でも351人でしたかね対象にすると1,755万掛かるといふように、大変大きな金額になりますけれども、他市ではですね、結構もう実施しているところがあります。小学校6年生を対象とか、中学1年から3年までを対象とかです

ね、かなりの力を入れてですね、市長さんなり、町長さんなりがそういう対策に乗り込んで、国の対策を待たずにですね、してくださってるとも確かに今本当に広がりつつあります。最近はこの子宮頸がんというのが本当によく聞かれるようになりました。先日、テレビでもこの子宮頸がんのですね報道されておりましたし、新聞等にもですね子宮頸がんというのがいかにワクチンを打って検診を受けることが大切なのか。そしてまた防げるがんなんだってということがですね、新聞などにも掲載されるようになりまして、私も多くの方から、どうか助成にならないものだろうか。本当は受けたいけれども5万円という接種費用がなかなか一般家庭ではできないという。だけど国もそういう動きがあるようなので、待ってみようかなとか。そういう声を聞いたり、是非他市でもしているの、佐伯市でもやってもらいたいんだけどという、そういう声をお伺いしております。佐伯市では1,755万ほど一応351人が対象であればかかるということで、そういうあれがありました、私がこの通告を出しましてから、数日後でしたかね、大分合同新聞に6月の9日の新聞でした。大分県九重町が子宮頸がん予防接種、中学生に対してですね無料で接種しようと、費用が735万を今回そういう予算案にですね計上されてるという報道がなされました。大分県下で初めてだと思います。非常に大きなお金でありますし、私もこの新聞報道を見たときに九重町は橋ができて大変に財政もいいものだと思っておりますので、こういうことができるのかなと正直一番に思いました。ですけど、これも町長さん、町長さんがその女性に対するがんに対してのまた意識も高いのではないかなと思います。そして、これは女性だけのがんではなくて、やはり私たちすべての家族にももちろん女性がおりますし、ここにいらっしゃる中でも娘さんがいらっしゃったり、お孫さんがいらっしゃったりということで、決して女性だけのものではないと私は思っております。これががんを防げることによって将来子どもを生み育てる。また少子化対策にもつながって行くと将来は思っております。そして、実際の子宮頸がんにかかれた方のお話がありますので、ちょっとさせていただきます。この方24歳の女性です。この方は、たまたま検診を受けたところで子宮頸がんが分かり、もう分かった時点では全摘をされたそうです。まだ結婚もされておられません。これから結婚をし、子どもを生み育てたい。そういう希望があったそうですけれども、本当にこのダメージというか、これは本当に想像以上のものです。本当に早くこの子宮頸がんというものを知っており、検診の重要さというのが分かっていたら本当に受けていればよかったと。今更ながら後悔しているってお話を聞きました。ですから、本当に検診の大切さ、これは十分に今後もですね、先ほども言いましたけれども、啓発活動をしていただきたいと思っております。そしてある26歳の女性の方、この方は結婚して実際子どもがいらっしゃいます。検診を受けたために早く子宮頸がんが分かりました。この子宮頸がんというのは、がんになる前ですね、検診を受けていればがんになる前にですね、そういう発見していればその治療ができるそうなんです。それで子宮を全摘しなくても済むということができるといふうにその方は言うておりました。だから検診を受けたから私はこうやって子宮を全摘することなく子どもが産めたんだと。そういうお話をお聞きいたしました。ですから、今後自分のようなこういう思いを皆さんにはさせたくない。ですから、是非検診をですね、本当に佐伯市としても皆さんに呼び掛けていただきたいという、そういうですね検診あったらこそ今の自分がありますというお話をお聞きしました。そういうお話を聞くとですね、本当にいかに検診が大切かが私たちも分かるわけですけれども、先ほどワクチンのお話をしました。非常に高いお金で国の方もですね、私たちの国会議員が国の方

でもこの要望をしております。国費でできないだろうか。当時、今度政権が代わりまして、首相も代わりましたけれども、鳩山首相はですねそういう検討もですね、国として検討もしていきたいというふうなですね、御答弁もいただいております。これから国の動きもですね、そういう段々助成対象っていうか、なっていくと思っておりますけれども、是非ですね佐伯市としてもそういうふうになっていただきたいと思いますと思っておりますが、先ほど市長が御答弁の中で、医療費ですかね、それには大変力を入れてくださって、今回ですね小学生、現在3年生までですけれども、医療費無料だったり、入院費がですね中学3年生までの助成があったりとか、そういう形でできておりますけれども、市長ですね、本当皆さんの市民の健康を守る。また女性の健康を守るって意味からですね、この市長がこの子宮頸がんのワクチンの助成に対してです、どのようなお考えを持ってらっしゃるのかをですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんから、これ、前の一般質問のときも子宮頸がん、あれから私もいろいろ関心を持ちましてですね、先般もテレビであった時に、お子さんが子宮頸がんになった時に、これがワクチンで治る病気かと知らなかったと、非常にこうした意味では啓蒙ができてないなという感じもしました。また、こうしたことによって確かに3回接種で5万というところがあるわけですけど、家庭によればこうした啓蒙をすることによって早く打つ。また、先ほど私の方の部長も申しあげましたように、市長会といたしましても、大分県でも九州でもですね、是非ともこういうの早く啓蒙して国の方でやっていかなければ、去年の10月にこのワクチンが認可されるということで、非常にまだまだ知られてない部分があると。そうしたことについては、こうした今少子高齢化の中の少子化の中でも最も大事な部分じゃないかということで、私の方はこれについて地域医療の充実ということで強い要望をしながら九州市長会として国に強い形で要望しております。特に、先ほど九重町の件で御質問いただきましたが、九重町はこの前まで、3月の時に中学生までの医療無料化をやりあげました。そういう形も各市町村もやっぱり一歩ずつですね、地域医療に対してやっていきたいと。私どもたくさん人間ですので、生徒数もありますので、予算等見ながら順次ですねやっていきたいと思っておりますし、今度条例も上げますが、9月から小学生全員、その次は中学生と、たくさんの私たちも余裕資金があればいいんですけど、そうした福祉というのは毎年出さなければいけないと。例えばこれ、中学生まで全部やると大体8,000万から9,000万円の単費がいるということになりますと、非常に大きな金額なんですけど、佐伯の人口程度でやってるとするのは一部日田市が頑張っておるんですが、そうした意味では、また先ほど高校生の通学の問題も言われましたけど、これについては日田市はやってないとか、地域における対策というのがあると思います。まだ一歩ずつやっていくことと、これについて担当部の方に少しでも啓蒙して、早くこういうことがあるんですよと。もしその情報がなくてそういう病気になられたときに、この情報があったら、早くて良かったということが大事だと思っております。今後ともこれについては、私ども市長会を通じながら、また私どももできるだけそれは早い時期と思うんですけど、財政的なことがありますので、一歩ずつ進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 市長ありがとうございました。市長もですね子宮頸がんに対しては十分御

認識されておると思います。後は今回ですね、本当住民健診も始まりました。いかに検診を受けてくださる方を増やすか。それがもう一番のがんを防げるものじゃないかと思っておりますので、これからもですね、女性のがんに限らず、すべての健康診断の中で胃がん等ありますので、すべてのがんですね抑制になるように、今後ともですね啓発等努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に15番、榊田穂積君。

15番（榊田穂積） こんにちは、15番、平成会所属の榊田穂積です。大変眠たいなかでもありましようが、もう少し我慢をしてください。私は2点大きく分けて行いますが、1点目は、合併の効果であります。新市が発足して6年目ということになりました。もうそろそろ合併時の混乱から抜けて、今から新しい佐伯市ができ上がっていくという段階であります。合併前にそれぞれの地域で、合併後どうなるのかなあとということで、期待をしながら合併に踏み切ったというのが大方の筋ではなかろうかと思ひます。以前のことをいろいろ言っただけじゃないかということもありましようけれども、私はやはり過疎地域といひますが、各地域が一生懸命生活ができやすい状況をつくりだすのも合併の効果の一つではないかということをお願ひして質問したいと思ひます。アとして、合併前の旧市町村の財政規模についてであります。これはもう皆さん方、既に皆さんが知っていることではありましようが、やはり5年経過したということもありましようので、各一般会計だけで結構ですが、歳入歳出の総額、これについて比較のために聞きたいと思ひます。1点目はそれでお願ひします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お疲れ様でございます。それでは榊田議員の御質問にお答えをしたいと思ひます。合併前の市町村の財政規模についてということでございます。平成16年度につきましても、各旧市町村の決算につきましても、3月3日で打ち切り決算となっておりますので、平成15年度の旧市町村について一般会計決算の歳出ベースの金額についてお答えをしたいと思ひます。もうこれは1億円以下切り捨てでお答えをしたいと思ひます。まず佐伯市につきましても179億円となっております。以下、上浦が34億円、弥生が32億円、本匠23億円、宇目36億円、直川32億円、鶴見35億円、米水津22億円、蒲江55億円となっております。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） それでは次にイとして、平成21年度の旧市町村別に分けた歳入歳出の財政規模についてであります。歳入については人口や面積、職員数は現在の勤務地や住所地でもなく出身地として地方交付税等も同様に分けたものを聞きます。それと歳出については旧市町村で行っている事業とし、職員数については事業に関係なく出身地別に分けたものを聞きます。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。21年度の財政規模についてでございます。事前に議員の方に質問の要旨といひますか、内容についてお聞きをいたしました。歳入歳出ともに科目が多く、その内訳も多岐にわたっております。旧市町村ごとに積み上げが可能なものとそうでないものがありましても、全体として旧市町村ごとに提出するのは困難でありま

す。合併後の本市の予算・決算等につきましては、旧市町村単位ごとに集計をし、作成するものではなく、新市全体の予算・決算として編成・整理をいたしておりますので、旧市町村ごとに御提出することはできません。御了承いただきたいと思ます。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） それぞれ歳入歳出を旧市町村別に分けるという作業の困難さは私も重々承知をしております。しかしこれは、なぜ問うかという、やはり合併することによって旧市町村では積み残した事業は確実にやっていただくと。いわゆる総額的には人件費を総体として減らして、事業としては、そのまま継続をしていくというふうなことを期待しながら合併に踏み切ったという経緯がありますので、私としてはやはりその旧市町村別の予算の内容で歳出を執行していただきたいというのが本音であります。もう合併して何年もなるからいいじゃないかと、全体でやればいいじゃないかということになりましようけれども、私たちの経験した限りでは、例えば、旧佐伯市あるいは蒲江にしても、旧佐伯市の場合は青山とか堅田、木立、海崎、それぞれの地域がやはりそれぞれの地域で文化を持っております。蒲江だって地域を分ければ15にもなります。そしてそれがすべて融合するかということ決してそういうことはありません。それぞれの地域の独自の文化を持って生活を皆さん一生懸命しております。そういう地域主義ではないけれども、生活の根底がやはり地域にある限り、私たちは幾ら合併してもその地域を通して生活をしていくということで利便性を求めていくわけですから、これについてのきっちりとした市当局の把握っていうか、それをやはり求めているわけであります。これからもう中心だけやればいいと、後は何とかなるじゃろうというふうなことではなくてですね、そのことをやっぱり認識していただくためにも、この予算については、各町村別に多分上がっていると思ますけれども、せめてその額だけでもお示しをいただきたい。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 大変申し訳ございません。交付税につきましても旧市町村別には本日積み上げたものは持っておりません。ただ、合併の算定替えに基づきまして、一本算定との差額等につきまして、これ全体となっておりますので、議員がおっしゃるような旧市町村別になっておりませんので、これについてもちょっと答弁は控えさせていただきますと思ます。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） 私は蒲江だけですけども、平成15年度を見ますと、地方交付税が全体予算の大体半分近くを占めておりました。そういう割合で地方交付税として国から下がってくるというふうに認識をしております。それが何を意味するかということはまた別にして、やはりそういう割合で国からもお金が下がっているということを考えてみたときに、やはり同等な施策を求めていくというのがそれぞれの地域の要望じゃなかろうかというふうに思っています。それではこの件については一応終わらして、ウとして、事業効果についてお伺いをします。合併後の市町村ごとに効果があつた事業、それについて建設ベースでも結構であります、お伺いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは事業効果につきましてお答えいたします。合併後の旧市町村ごとに効果があつた事業に対する御質問ですが、まず佐伯市につきましては、まちづくり交付

金事業、これは大手前地区・仲町・山際周辺地区の事業であります。それから佐伯市運動公園整備事業、それから上堅田小学校・下堅田小学校・木立小学校等の学校施設整備事業等が考えられます。以下、上浦が浪太漁港漁村づくり総合整備事業、浅海井漁港漁業集落環境整備事業、弥生が弥生町上水道統合事業、切畑地区農業集落排水事業、本匠につきましては本匠東幼稚園建設事業、小川地区簡易水道事業、宇目につきましては幼稚園・小学校施設整備事業、椎茸生産施設設置事業、直川につきましては直川学校給食調理場建設事業、直川幼稚園建設事業、鶴見につきましては中山間地域農村総合整備事業、市道沖松浦線改良事業、米水津につきましては間越地区地域水産物供給基盤整備事業、市道小竹線道路整備事業、蒲江につきましては元猿漁港地域水産物供給基盤整備事業、森崎・猪串・小蒲江簡易水道統合事業等が主なものであると考えております。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 統合して5年間で今挙げたのが主な事業ということになりますけれども、私たちが希望した、あるいは期待をした、そういう事業から見たらほど遠いものがあるというふうに私は認識をしております。この評価についてはそれぞれ意見もありましょうけれども、私はやっぱり不満であります。これからも事業がいろいろと大きなプロジェクトがなされていくわけでありましたが、むしろそのことを考えてみますと、歴史資料館にしても今後の問題になる将来の文化会館にしても、あるいは市庁舎にしても大きな建物、あるいは大々的な資金がいる建物がこれからずっと続いていくわけでありましたが、合併の効果はやはり我々が心配した中心市街地のみ的大型予算ということになっていって、どうも我々からみたら釈然としないものが残ります。午前中は、同僚の清田議員さんが周辺過疎地域の整備についていろいろと心配しての質問がありました。私たちも大変ありがたく思っておりますが、これはやはり皆さんがそれぞれの地域を心配していてくれるということでありまして、今後、これからの施策あるいは大型施策が進む中で、一体周辺部にどういう計画があるのか。それをまた問いたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） まず計画につきましては、基本的には新市の建設計画というものがございまして、それに基づいて事業実施をしているということで御理解をいただきたいと思っております。当然、年度ごとに公共施設等実施計画、マル公にもってその査定をするわけでありましてけれども、当然、担当部署におきましては、地域性等も十分その判断の材料にしておりますことも申し添えておきたいと思っております。まずこれからの事業等につきましてですけれども、これは私の手元の方にマル公の事業等を持っておりませんので、すべてにおいて紹介するわけにはいきませんが、先ほども申し上げましたとおり、その年度の秋口に公共事業等を計画をするマル公の査定がございまして、その中で、担当部署がそれぞれ事業を挙げてきますけれども、これは企画課の方で査定をするわけでありましてけれども、事業の必要性であるとか、緊急性であるとか、地域性とそういったもろもろを十分に勘案しながら、そこで基本的に実施をするかどうかというものを決定し、そこで事業が採択されますと基本的に予算の方に要求をしていくという形で事業化になるというような段取りになっておりますので、基本的に新市の一体性というものを速やかに構築するために、それぞれの担当部署で十分地域住民の声等を反映したものが事業化されるというふうにとらえております。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 今回は、具体的にこの項目では何をやってくれとかいうふうな具体的なことは申し上げませんが、皆さんが心配しているように、合併後の政策について、それぞれの地域はいろいろな期待を込めて見守っているというのが実態であります。先ほどの質問の中にもございましたが、皆さんやっぱり合併してどうだったのかなあと、よかったのかなあ、悪かったのかなあということが、口にはいつもでと。このことは合併がまだ浅いからというわけではありません。どうも今までの市政を見ますと、中心ばかりが良くなっているというふうな感じを受けます。何とかそれぞれの地域の要望にこたえながら、ただ単に300万を各町村に配っておればそれでいいんだというふうなことではなくてですね、やっぱりそれぞれの要望にこたえていただきたいし、昨日も井上清三議員が猪串について要望がありました、それぞれの思いが皆込められておりますから、このことをちゃんと受け止めて、今後の施策に生かしていただきたいと思います。この項目を終わります。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 先ほどのちょっと答弁しかかったんですけども、ちょっと手が届かなかったすみません。合併はですね、榊田議員、旧蒲江のことでお話しておりますし、私も当時蒲江の町長をしておりまして、どうすればどういうことになるのかという期待にあってですね、合併ということじゃあ私はなかったと思います。当時、合併する前ですね、旧蒲江町は借金が70億ありました。その70億の中の約20億は過疎債の適用でですね、7割返ってくる分で、いずれにせよ50億は純粋な借金でありましてですね、基金がですね8億をもう切った状態がありました。そういう中ですね、私は合併する前にですね、特に地域、合併したら地域がどうなるか分からないから、地域でしっかりですね頑張ってくださいと。それを行政が後押しする。そういう体制を持っていかないと、地域はもたなくなりますよと。佐伯市全体を見てもですね、佐伯市そのもの全体としてもですね、同じようにやるとしたら無理がいくと思います。さっき議員が言ったようにですね、その地域地域でですね、文化があります。それを大事にしながらですね、私はやるべきでですね。本当に合併をしなければですね、恐らく庁舎の問題次にありますけれども、これも厳しかったと、清家議員からもですね質問が出ておりますけれど、合併しなければですね、恐らくこういう話も出ないと思いますし、旧蒲江地域、私は特環事業、初めて見ますけど20億前後のですね。27億のですね事業を蒲江地区に投入しております。ですから、何もしないんじゃないじゃなくてですね、必要なもの、確かに蒲江のですね湾の海をきれいにするという思いですね、やっております。ですから、何もしないってということじゃあなくてですね。当時本当に戻りますけど、合併しなければ当時経常収支がですね、経常収支比率が95を超えとったと思います。当時単費でですね、1,000万も使えなかった状況でございました。ですから、じゃあ蒲江黙っておけよ、何もするなよっていうんじゃないんですよ。やはり必要なものはですね、みんなで協議しながらやっていくということでもあります。確かに今中心市街地問題で大きな金額だけが走っておりますけども、決してそういうものではなくて、市長が答弁したようにですね、見直しながらしっかりですね、魂のこもったものをつくっていくという考えで、それでやっておりますので、決して中心だけですやるといんじゃないじゃあありません。それぞれ地域でですね、また皆さん方がですね思いがあれば一緒にですねやっていくつもりでございますので、是非とも御理解の方、お願いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（梶田穂積） いろいろ考え方については違いもありましようけれども、そういう厳しい財政状況の中だから皆さん合併したんでしようけれども、同じように、仮に合併しなかった場合、やはり合理化あるいは人員の縮小、それぞれの職員数を削っていった。こういう努力をしながらやってきておったと思います。合併しなかった町村も結構あるわけでありますから、全然やらないと、何もできないというふうにはならなかったと私は思っております。その思いがあるからこういうことを言えるわけであります。努力をしなければそのまま終わっているかも知れませんが、そういうことでは決してない。やっぱり各町村にはそれだけの能力があるということを私は信じております。いろいろ見解の相違もありましようけれども、決してそんな簡単な問題じゃないと私は思っておりまして可能性の方に掛けておったというふうに思います。

次に、大きな2点目に移ります。蒲江振興局庁舎のことです。先の3月議会でも一般質問しましたが、どうにも納得がいかないということもありますので、その後、具体的に検討するということをお願いしておりますので、それからの経過と是非ともこれはやっていただきたい。我々が佐伯の新庁舎建設について何も言わなかったのは、むしろ蒲江のこういう小さなことぐらいはその前にやってくれるんだなあということもあって何も文句を言いませんでした。この蒲江の庁舎を建設したら佐伯市が財政破たんするんですか。私はそういうことではなくて、やっぱりやるべきことをやって大きなことをやった方が住民の納得もいくんじじゃないかという気がいたしますので、再度質問します。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。この御質問につきましては3月議会にも同様の質問をいただきました。現段階では具体的な計画策定までには至っておりません。過去の御質問の際にお答えをしましたように、庁舎の規模や機能については今後の振興局のあり方が関係をしてまいりますし、建設財源につきましては、当初まちづくり交付金での建設を予定をしていましたが、補助事業の対象にならないこととなり、計画を見直すこととなったことは御承知のことと思います。また、合併特例債についても建設財源には使えませんので、単独事業での実施しかありません。建設から50年以上が経過をし、危険性が高いことは認識をしておりますが、蒲江地域の他の公共施設の配置などを含めて総合的に解決すべき問題であるというふうに思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。現在は蒲江振興局と財政課の事務レベルで協議を進めているという状況でございます。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） これは危険な庁舎ということは今までも申し上げました。危険と隣り合わせ、50年も経過したコンクリートが強度等を考えてもいつ壊れても分からないというふうな、そういう状況にもあります。と私は認識しております。それをやっぱりまだ何年も待てと、新庁舎ができ上がるまで、あるいは文化会館ができ上がるまで待てというふうなことですか。私はそれじゃあ納得いきません。合併5年経過して毎年1億円ずつでも積立てればかなりの資金が半分近くできるんじゃないですか。私はそういうね、具体的な計画、やるという言葉がほしいわけです。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 梶田議員さんよりも3月の時に質問いただきました。私どもの計画っていう

よりも、これは合併協の中の整備事業の中っていうことで当初これについては入ってなかったようにあります。特に私はこの2期目について、1期目はとにかく行財政改革をやるということでやらせていただきました。2期目については合併特例債で対応する事業を主にやっていたいかなければと。特に蒲江の場合、私どもから見れば庁舎も必要です。ただまた、小学校の危険校舎もあります。こうした場合、どちらを優先するかということもやはり考えていかなければならないと。小学校等の統合についても今御議論いただいているような状況です。これについても早急な建替えが必要だということで、また蒲江地域におきましても地域審議会等、いろんな方々の御議論をいただいております。蒲江の庁舎これを今すぐというのではなくて、榊田議員さんは積立金でもいいから一つの芽が出れば自分としては納得するんだということだと思っております。この蒲江の庁舎については全部が単費ですので、そうした部分について私ども、また庁内でも十分協議をしないといけないと思っております。ひとつは今ある蒲江の既存の公共施設の運用がどうあるべきかということも考えていく必要があると思っております。また、先ほど塩月副市長の方でもいろんな事業の経過もさせていただきましたが、蒲江自身公共事業をおいてるわけではございません。特に今、全市全力でやっておりますのが、388号線蒲江線に対する市の負担ってというのは、結構市としても大きな金額を出しております。こうした事業をしながら、また現在は下水道、また先般ありました西野浦の簡易水道、これも10億単位の支出をやっております。そうしたことで全体を見ながらやってまいりますので、蒲江の庁舎、これは私の方から、さっき文化会館の後だろうということをおっしゃってありますが、文化会館の後にはならないような形で、今後とも財政計画の中で財務部とよく話し合っていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） この庁舎に関しては今まで思いを込めて私も言ってまいりました。ひとつは、これまでも申し上げましたけれども、蒲江にも中心市街地があるんだということでもあります。まちづくり交付金事業でかなり事業ができましたけれども、やはり一番中心である庁舎がどうにかならないことには根本的なまちづくりができません。この思いもあって庁舎もけれども、まちづくりの中心がやはりほしいというひとつの強い思いもありますので、そのことを踏まえて今後の施策の中に是非ともこの建設をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

これより約15分ほど休憩いたします。午後2時40分から会議を開きます。

午後2時23分 休憩

午後2時40分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に22番、井野上準君。

22番（井野上準） 本日、一般質問も最後となりました。22番議員の井野上準でございます。今回は大きく2点について質問をしたいと思います。項目が非常に多いということで早口の質問となると思いますが、どうかよろしく願いいたします。まず、大きな1点目でございます。小中学校の学力向上についてお伺いいたします。ゆとり教育は1977年から段階的に実

施されており、平成14年度からは小中学校において完全週5日制が始まっております。ゆとり教育は各教科について、以前の学習指導要領に比べ、授業時間数の削減に加え、3割程度の学習内容の削減がなされました。このゆとり教育が学力の低下を生み出したという反省から新しい学習指導要領では、生きる力をはぐくむことを目指し、言語活動、算数・数学や理科教育、道徳教育、外国語教育などに力点が置かれています。ゆとり教育を見直すその反対は詰め込み教育となってしまうのではないかと。実際に教科書のページ数も全体平均で25%増えるようです。平成20年度全国学力テストは47都道府県中、大分県は37位、平成21年度は40位でした。現在下から7番目ということになります。今年度、平成22年度の結果は8月ぐらいに分かるそうですが、どうも40位前後のような気がします。その点、秋田県・福井県・青森県は常に上位を維持しております。特に秋田県については、学力向上のためにどんな対策をしているのか、教育委員会の方でも視察に行ったと聞いております。私は秋田県まで行けなかったため、大分県の豊後高田市へ行ってまいりました。視察等を参考にして大分県佐伯市の学力向上対策についてどのような方法を考え、実行しているのかお伺いいたします。まずアとしまして、佐伯の子どもたちの現状の学力について、小学6年生・中学校3年生を対象に行われる全国学力テスト平成20年、21年度の結果について。小学5年生・中学2年生を対象に行われる大分県学力テスト平成20年・21年度の結果についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 井野上議員さんの子どもたちの学力についての御質問にお答えしたいと思います。全国の学力テストと大分県の学力テストの結果がどうかということですが、全国の学力テストにつきましては、A問題・B問題と二つの種類がございます。A問題は知識を問う問題、B問題は活用力を問う問題でございます。A問題につきましては、小学校・中学校とも若干教科によって全国平均を上回っておったり、下回っていたり、一、二点程度の違いでございます。B問題につきましては、若干活用力に課題があると思われ、下回っている教科が多くなっていくという結果でございます。この20年度と21年度の2か年のテストを受けた子どもたちの集団はそれぞれ異なるために、一概に比較はできませんけれども、佐伯の子どもたちの状況を見る限り、中学校の方が小と中を比べますと安定しておると、成績が上がっていると。若干小学校の方にですね課題が残っているという実態がございます。それから、大分県の学力テストでございますが、これは基礎・基本の定着状況調査という名前が付いておりますが、このテストの結果につきましても、20年度・21年度ともにですね、若干上回ったり、下回ったりというような状況で、県平均とほぼ同程度であるというふうなことが分かっております。簡単でございますが、以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 今ですね教育長の方から全国学力テスト、大分県の学力テストの結果について報告がありましたけど、どちらとも平均点ぐらいということで、まあ順位的には中間の位置かなあと私は今理解をしてるわけなんですけど、やはりこの中間の位置でですね、教育委員会の方も満足しているわけじゃあなく、いろいろな趣向をこらして努力をしていると思うんですけど、各学校とかですね、私も何校か回って話を聞くと、この中間という位置でですね、先生たちは厳しく言えばほっとして安心しているというふうな状況が多少うかがえるような気がします。やはりもう少しですね、危機感を持って中から中の上を、あわよくばって言ったらいんですけど、最終的には長期的な計画の中で上位を目指すというふうなことが

大切ではないかと思えますけど、少し先ほど辛口で言えば危機感が少し足りないように感じますけど、その辺、教育委員会からみた見解はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。子どもたちの学力が大体中位ぐらいということで安心してるのではないかという御指摘でございますが、安心しているというよりも、そうですね、もう一步の工夫・努力の方がこれまで足りなかったのではないかなあというふうに思っております。そういう意味で、今年度はまた新たな学力向上の取組を始めているところでございます。教職員も教育委員会の呼び掛けに応じて、それぞれの学校で今体制づくりをし、新たな取組を始めているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） いろいろなもう一つ工夫・対策を考えているということなので、是非その対策というのをですね、考え、実行していただきたいと思えます。続きましてイに移らせていただきます。まず、学力向上対策について1番目の佐伯独自の取組について、平成17年のですね、3月3日に合併しまして、九州一広い面積を持った佐伯市となったわけで、なかなかですね、この学力の向上も難しい問題であると思えますけど、指をくわえて見ているわけにはいかないと思えます。そこで、他市、先ほど言いましたように、秋田県等を視察に行ったことと思えますけど、やはり教育委員会と教師間の会議の中で、何か佐伯流の方法が現在あって、それを実際行っているのか。そういった佐伯流のやり方があればお聞かせいただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。佐伯流という取組ということでございますが、平成18年度から佐伯市におきましては、佐伯市評価規準診断テストというテストを市独自で起こして取組を進めております。このテストは佐伯管内の小中学校の先生方が自ら作成をし、佐伯の子どもたちの学力の課題を意識したうえで、佐伯独自のテストを子どもたちに提供し、そして教員の実践的な研究によって指導者自身が問題作成能力であるとか、あるいは教科の授業力の向上を図るというようなことも狙いとしているテストでございます。今年度で5年が経過したわけでございますけれども、その中で言えることは、先ほど佐伯の子どもたちの学力の現状を簡単に御報告いたしましたが、徐々に徐々に子どもたちの学力は上がってきております。大分県の基礎・基本の学力調査、これを始めたころは、佐伯市は県下でも本当に低位に位置しておりましたが、それがこの5年経過、たっただけですね中位どころに上がってきているということが言えます。私どもとしては、この佐伯市の評価規準診断テストのですね効果が少しずつ現れてきているのかなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） この佐伯独自の方法としまして、現役の先生たちがテストを作って、平成18年度より開催しているということで、これは大変良いことだし、5年経過して子どもたちの学力も上がってる。県下でも上がってるということなので、是非継続して続けていただきたいと思えます。それからですね、平成18年から5年経過をしておりますので、この5年たっただけ今後どのようにやっていくのか、一歩進んだのがですね、私が視察に行った豊後高田市でございます。豊後高田市は、ケーブルテレビを利用して現在の中学校3年生を対象にですね、受験勉強の番組の作成をしております。国語と英語と数学、20分ずつの問題をですね作って、

それをまず生徒に配って、生徒がそれを解いておく。そして日曜日の午後、ケーブルテレビを利用してこの問題の解説を行うということで、豊後高田市は、佐伯のこういったテストを始めたのがですね、やはり後ほど出てきますけど、寺子屋を開催してから平成14年に放課後の寺子屋を開催しまして、9年たっております。その9年間の成果が今豊後高田市も当初は、平成14年ぐらいの時には下から多分2番目ぐらいか3番目ぐらいだったと思います。それが昨年度はトップに躍り出たというのが、この効果はもう私は実証済みではないかなあと考えておりますので、そういった一工夫することが大事じゃないかなあと考えてますけど、そういうことを考えてやっているのか、5年間やるなかで、5年間たったら一つの区切りとして今後はどのような対策をしていくのか、ホップ・ステップ・ジャンプじゃないんですけど、そういった成果が見られたら、次にジャンプしていくためにはどうしたらいいかということをお聞かせください。それを教育委員会は真剣に考えているのか。考えがあればお聞かせください。それと を行きます。学びの教室推進事業についてお伺いいたします。この学びの教室推進事業というのは、今年度ですね、市内4の小学校で4年生の希望者を対象に年間約35回、毎週水曜日の放課後ですね1時間半ほど国語・算数の勉強をボランティアの方が教えるということと聞いております。また、今年度はですね、4月から始まったこの新規事業ということで、まだ数回の開催ということで、結果はまだ出てはいないとは思いますが、私は先ほど言いました豊後高田市が平成14年度からこういった放課後を利用した事業、学びの教室の開催をやって結果が出ているということで、大変いい事業だと思っております。また、先般、合同新聞にですね、大きく出てましたですね、このように。もう市長も御存じだと思いますけど、この合同新聞にも滑り出しが大変好調のような記事が出ていましたけど、この現状とこの事業の目的をお伺いいたします。それから 点目としまして、長期的な目標と平成22年度の具体的な取組についてお伺いいたします。学力向上はですね、やはり1年間ぐらいの短期間で上がるものではないと思います。やはり5年、10年先を見据えた大きな目標と今年度の重点課題は何なのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。豊後高田市の実践の中で、寺子屋のお話を今されました。佐伯市といたしましても今年度、佐伯っ子放課後学びの教室推進事業というものを立ち上げまして、佐伯小、佐伯東小、東雲小、直川小の4年生の希望者を対象に毎週水曜日の放課後、各学校で教室を開いております。内容的には基礎・基本の中身を確認をしていくというような中身になってきているわけですが、元教師を中心とした14人の学習指導員が丁寧に指導をしてくださっております。子どもたちの反応もとても良いものがあり、徐々に人数も増えてきているという実態がございます。来年度以降もこの事業を続けていきたいと。また、できれば予算が取れば、その事業の拡大ということももちろん視野に入れているところがございます。それから、新しい新たな取組ということでございますが、先ほど、秋田県への視察のお話もございましたが、佐伯市独自に15名ほどが5月に視察に行っていました。その中で、秋田県の良さはどういうところにあるのかということで、学んできている中身としては、1時間の授業がどの学校のどの教室に行っても同じ1時間の完結型の授業に取り組んでいること。ノートの指導が行き届いていること。学習規律がきちっと守られていること等々ですね、学ぶべきところがたくさんあって、それをお土産として持って帰ってきております。佐伯市といたしましては、今年度佐伯市学力向上実践研究事業というもの

を立ち上げまして、大分県から加配された学力向上支援教員を佐伯小学校に配置をいたしまして、この佐伯小学校を中心に推進校と呼ばれる学校規模の大きい五つの学校を、その支援教員が定期的に巡回をし、教員の授業についての助言をしたりして回る。また協力校と呼ばれる大規模校3校と連携をしながら、実践研究に取り組んでいるところでございます。これまで佐伯市も取り組んできてはおるんですけれども、それぞれの学校が、それぞれのやり方で、良く言えば個性のある教育を展開してきたわけでございますけれども、その反面、全体的に一枚岩となって学力向上に取り組むという面で難があったかなというふうに考えております。ですから、今年度からは各学校の取組を点と例えれば、面として、取組を面として拡大・発展させていきたいというふうに考えているところでございます。それから、もう1点の長期的な目標でございますが、これにつきましては、佐伯市の長期総合教育計画というものを19年に策定しておりますが、その計画の中で、人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育ということをキャッチフレーズに、ふるさと佐伯に愛着をもち、友達や先生や地域の人々との触れ合いの中で、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成を目指すということがうたわれてございます。そういった目標に向かって主に学力面では、先ほど申し上げました佐伯市評価規準診断テストにおいて80%の児童・生徒が目標値を達成できるということ。それから二つ目に、全国学力学習状況調査、そして大分県の基礎・基本の定着状況調査において、各教科で市全体の数値が全国平均の標準値より上回るということ。それから三つ目に、学校の授業がよく分かるという子どもたちのパーセンテージを95%以上にすると。それから四つ目に、家庭学習に取り組んでいる時間でございますが、これを児童の場合は70%以上、そして生徒の場合は80%以上にすると。家庭学習を1時間以上取り組む生徒のパーセンテージを上げていくということでございました。このような具体的な数値目標を掲げ、日々の実践を重ねていこうとしているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） まず1点目の、佐伯独自の取組については先ほど言いましたように、評価規準診断テストですか、開催してる。それにですね、もう一ひねりして豊後高田市はケーブルテレビを使っただけの解説をやってるということで、このケーブルテレビの解説というのがですね、非常に相乗効果を生んでいるそうです。まずケーブルテレビの普及者が当然増えますよね。そしてケーブルテレビで解説することによってやはり子どもが、中学3年生の子どもを持ってるところは大体それを見たいということで、ケーブルテレビの普及が当然あります。それから、子どもが今どういった勉強をしているかというのを親子でですね、やはりそのケーブルテレビを通じて一緒に勉強する。そして親子で共通のですね話題が持てるということで、家族のコミュニケーションもとれるということです。そして、ほかの先生たちもですね、その授業の解説を見ることによって、自分たちのやり方はこうした方がいいとかですね、いろいろな前向きな対策等ができるんじゃないかなあということなので、視聴率もですね、聞いてみますと37%と非常に高いわけなんで、佐伯もまねをなさいたいというわけじゃあないんですけど、参考にさせていただきたいと思います。それから、学びの教室推進事業の件なんですけど、やはり現在の佐伯のですね、経済状況は非常に厳しくて、子ども手当等が6月から支給されて1万3,000円、子どもがいるところは1人当たり1か月もらえるわけなんですけど、やはり塾に通うということになれば1教科当たり聞いて見ますと5,000円から、公文当たり6,300円、1教科に掛かるわけなんです。そういった場合、子どもが塾に4教科か5

教科通うということになれば、2万5,000円前後のお金が掛かるということであれば、1家の家庭からすれば2万5,000円っていうのは非常に厳しい出費になるのではないかなあと思っております。しかし、やはり子どもにとってはですね、平等の教育を受ける私は権利があると思えます。そういったことで、この学びの教室推進事業、本年度から開催してですね、非常に新聞等で見ましたように、まだ二、三回の開催だと思えますけど参加者が多いということで、そして生徒の評判も分かりやすくてよいというふうな声を聞きます。今年度予算始まったばかりで1年間ぐらいたたなければ経過は分からないと思うんですけど、本年度が何と74万円とですね、非常に少なくてびっくりしております。そしてボランティアの方の時給を大体1,000円ぐらかなあって聞いたところ、何とこれボランティアの方ですから安いにこしたことはないんですけど、400円というようですね、非常に安すぎるのではないかなあと。安いのに確かにこしたことはないんですけど、交通費とかいろいろ計算しますと最低まあ七、八百円ぐらいはいるのかなあ。そして公募したときに400円ではなかなかちょっと公募しても応募の人数が少ないんじゃないかなあと思えますので、先ほど教育長が申しましたようにですね、できたら予算を付けたいということなんで、次年度は是非最低500万ぐらいはつけてですね、いただきたいと思えますけど、何か見解があればお願いします。それとすみません。長期目標としてですね、分かる事業の実現で1時間完結型、それは当然ですね1時間以内で先生がこれとこれを教えたいというのが終わらなくては困ります。当然1時間完結型というのは必要なことだと思いますけど、それ以上に私は、生徒指導が必要ではないかなあと思っております。どういうことかと言いますと、やはり当たり前のことを当たり前にする。掃除をする。それからあいさつをする。それから服装をきちんとする。そういった学校を見ているとやはり正比例してですね、子どもの学力っていうのは非常に高いという結果が出ております。やはり一番大事なところはですね、そういった当たり前のことを当たり前にするという。この辺をしっかりとやれば子どもの学力はおのずと上がっていくのではないかなと思っております。それとある小学校に行った時に、校長先生から聞いたことにですね、やはり自主的な行動ができる子どもの育成。自主的な行動ができる子どもの育成っていうのはどういうことかと言いますと、簡単に言いますと、けじめをつけて、勉強する時には勉強をする。やる時にはやる子どもの育成をするということです。現在の小学校の子ども、例えば見てみますと昼休みにしろ、放課後の下校の時間が4時ですかね、4時か4時半ぐらいに決まっているわけなんですけど、昼休みと放課後にですね、グラウンドで遊んでいる子どもが非常に少ないというのが現状ではないかなあと思っております。話を聞きに行った小学校は、放課後私が行ったんですけど、生徒がですねたくさんの方がグラウンドで遊んでおります。これはもう校長先生が遊びなさいということで、4時半か4時ぐらいまでの下校の時間、スポーツ少年団とか塾に行っている方は別として遊んでいる。それは何で遊んでいるかと言いますと、その遊ぶ時には遊んで、しかし帰ってからですね、お風呂に入って御飯を食べたら何時から何時まで勉強をなさいって言わなくても、子どもたちが自主的に計画を立ててやるっていうのがですね、ねらいじゃあないんですけど、おのずとそのようなってるわけなんです。そういったことが一番教育の私は基本ではないかなあと思っております。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。秋田県の話がまた出てまいりますけれども、今、井野上議員さんがおっしゃった、当たり前のことを当たり前にしているだけなんだという回答が

結局、視察団からの質問、秋田県の学力がどうして高いのかという問いに対して、秋田の教育委員会あるいは学校の職員が述べた言葉として伝えられておりますけれども、今おっしゃったように、学習規律あるいは学習習慣、そういったものがきちっと子どもたちに身に付くということ。そして自分の頭で考えて自分で判断をし、そして行動できる子ども。そういった子どもたちの生活を高めていくということも学力向上と併せて是非取り組んでまいりたいというふうに思っております。市内の中学校においても、今、黙掃という活動を進めている学校が増えてきております。掃除を黙ってすると、自分の掃除区域を責任をもって仕上げる。そして掃除が済んだ後には、皆さんお疲れでしたという一言で頭を下げて分かれるというような生活づくり等にもですね、取り組んでおります。子どもたちが自分の生活にメリハリをつけて生活していくということの重要性ってということは、私もそのように全く同じように考えております。そういう学校づくりをこれから取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それから先ほどですね、教育長が平成19年度より、人が学び、人が育つ、学びの教育ですと。っていう目標を掲げてですね、キャッチフレーズといたらいいか分かりませんが、そういった目標を掲げて取り組んでいるということなんですけど、やはり豊後高田の例を出して言うのは大変悪いんですけど再三、例えば豊後高田市のですね小学生・中学生、全員に聞いてもですね、豊後高田市はどんなまちですかと言った時に、昭和のまちは教育のまちですと。みんな言えるわけなんですよ。多分佐伯の小学校・中学校に行った時に、佐伯のキャッチフレーズは、合い言葉はって言ったら悪いんですけど、何ですかと言ったときに、10人のうち1人も言えればこれはいいかなあっていうぐらいのレベルではないかなあと思います。秋田県に行ったときもですね、視察に秋田の小学校では、多分校長先生が最初に、ぼくも私もと校長先生が言ったら、生徒が一斉に夢を奏でてっていうふうにはですね、合い言葉は決まってるわけなんですよ。そういったですね、キャッチフレーズが決まっているのであれば、もう少し広く公開して、子どもたちにそれを意識づけて、子どもたちが大きくなって社会に出たときには、佐伯のふる里、佐伯はこんなまちですっていうですね、やはり誇りをもって言える。そのためにはやはりこういった小さい時から自然に身に付けることがですね、大切ではないかなあと思っておりますけど、ただ、キャッチフレーズを19年度教育委員会、非常にいい言葉だと思っておりますけど、それを生徒が1人も言えないっていったら悪いんですけど、そういうことじゃあなくて全員が言えるような方向で、各学校におおしてですね、周知徹底をしていただきたいと思っております。それから、現在、教育委員会まな美があるわけなんですけど、まな美をですね、平成26年度いっぱいには庁舎建設が完成をするわけなんですけど、現在、人数の関係もありまして、まな美の中に情報推進課とかですね、福祉の関係の課が入っているわけなんですけど、この建設を、庁舎建設をですね、城に例えて本城とした場合ですね、やはり本城から離れた重要な地点に築いた小さな城、正にですね教育のとりでの確立が私は必要ではないかなあと思っております。庁舎建設に向けてですね、今後、まな美を総合教育センターと改めたらいかがでしょうか。どういうことかと言いますと、やはり総合教育センターとして教育の核とする。そしてそこで教職員の研修や講演会、それから相談窓口、PTA活動等をですね、もう教育に関することならその総合センターに行ってみようというふうなですね、総合教育センターを目指しての何かそういった考えはあり

ませんか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。まず1点目のキャッチフレーズでございますが、確かに議員さんおっしゃるように、とても豊後高田の取組、いい取組だというふうに思います。先ほど申し上げました佐伯のキャッチフレーズは、子どもたちが唱えるのは若干そのままをもっていきづらいかなというふうに思いますので、また検討させていただきたいというふうに思います。それから2点目の佐伯市総合教育センターについての御指摘でございますが、先ほども述べました佐伯市の長期総合教育計画、その中に教職員研修の充実及び教育機関の一元化の観点から、また佐伯市の教育改革アクションプラン、これは昨年度9月に策定をしておりますが、学校教育、社会教育の総合的な研究・研修機能の充実の観点から、佐伯市総合教育センターの設置の必要性というものが挙げられております。是非この考え方に立って佐伯市の教育関係団体と教育行政が一体的に集い、そして教育のシンクタンクとして機能する総合教育センターを設置してまいりたいというふうに考えております。また、関係各課と協議をしながら、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 前向きな意見を大変ありがとうございます。それではウに移らせていただきます。職員の意識改革について、各学校のですね校長先生のやる気は様々ではないでしょうか。校長会等の会議でまず、校長先生の学力向上意識を高めることが先決ではないのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。議員御指摘のように、教育改革というものは教職員の意識を変えていくということが非常に大きなウエイトを占めているというふうに考えております。そういう意味で、先ほどからお話をいたしました中身とかかわってくるわけでございますけれども、教職員集団が一枚岩になって、同じ方向を向いて学力向上、あるいは児童・生徒の生活向上に取り組んでいくという取組を今年度初めから開始をしているわけでございます。そのことを徹底させるために、私も年度初めの校長会や教頭会でお話を申し上げ、また指導主事が計画訪問をし、各学校を回って授業の成果というか、授業の基づくりを今取組を始めているところでございます。今後、この成果が現れるのはもう少し時間が掛かるというふうに思っております。各学校で学校長のリーダーシップの下に教職員もその意識を行動に移すというまあ変化がですね、徐々に現れ始めているというふうに手ごたえを感じているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 互いに先生たちの持っているいいものを出し合ってですね、私は秋田県の教育のやり方で統一した授業のやり方というのを、先生たちもですね、どこの学校へ行っても同じ授業の黒板の書き方、ノートの取り方等をやっているという。そういったことをですね、学力向上モデル校って言ったら悪いんで、佐伯の中でですね、そういった実践をして、そうしたモデル校をですね作るぐらいの意欲を持った校長先生がですね、いるというようなですね、教育に関する姿勢が私は一番大事ではないかなと思いますけど、そういったモデル校を作るような計画ってというか、考えはないでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。モデル校をとということでございますが、先ほどのお話しした中身にですね、学力向上の推進事業ということをお願いしたんですが、その中で、学力支援教員の在籍をしている佐伯小学校、この佐伯小学校が現在のところ、この佐伯市の学力向上に掛かる取組の中核校として今年度から出発しております。モデル校といえ、その佐伯小学校がやはり一番近い存在になってくるのかなあという考えでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それでは工の学校・家庭・地域が一体となった教育についてお伺いいたします。学校を開放することで家庭や地域の方々にますます学校教育に関心をもっていただき、児童・生徒が地域の一員であることの自覚を深めるよう、学力向上と健全育成に努めることが大切ではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進ということで、御質問にお答えしたいというふうに思います。佐伯市教育委員会では、平成20年度から教育ネットワーク構築推進事業、別名、学校支援地域本部事業というものを文部科学省の委託事業として立ち上げております。市内の七つの中学校区、鶴谷、東雲、昭和、宇目緑豊、直川、鶴見、蒲江翔南で実施をしてきたところでございます。具体的には、公民館に学校と地域の連携を推進するつなぐ役割として、校区コーディネーターという人を配置をいたしまして、PTAあるいは各関係機関と一緒に校区ネットワーク会議というものを組織し、学力向上を始め、子どもたちに関わる問題を情報共有しながら、課題解決に当たっているところでございます。また、地域の方が学習支援ボランティアとして学校に関わること、あるいは環境整備の支援を行ったりすること。あるいは校区の安全・安心パトロール活動を通じて、子どもたちの安心・安全づくりを行っていること等、地域とのつながりを作っていく活動というのは教育委員会の方で指導し、地域に広げていっているところでございます。今年度は新たに2校区、城南校区と佐伯南中校区に地区コーディネーター2名配置をいたしまして、またその輪が広がってきているところでございます。このように地域教育ネットワークの活動内容の充実、そして佐伯っこ放課後学びの教室というような地域ぐるみの取組に大いに期待しているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 小学校の場合はですね、総合的な学習の時間を利用して地域との交流をですね、いろいろやっているということなんですけど、中学校の場合は、運動会や文化祭の時などは、よく人が集まるんですけど、開かれた学校ということで授業参観に行ってくれていうとですね、ちょっとまあ中学生になると問題も難しくてもおもしろくないというふうな状況もあるのかなあと思いますけど、先ほど教育長が言いました地区コーディネーターの設置ということで、やっているということで、是非これを伸ばしてですねやっていただきたいと思います。要望にかえます。

続きまして大きな2点目でございます。生ごみの処理についてお伺いいたします。台所から出る生ごみはなかなか減らすことができない上に、ごみの悪臭やよごれの原因になります。生ごみから良質のたい肥を作ることができます。庭に埋めると土壌の微生物がこれを分解して養分がいっぱいの土に戻してくれます。生ごみを100%リサイクルできるわけです。環境にやさしい資源循環型社会に変えていかなければなりません。そこでまずアとしまして、生

ごみ処理機の導入の状況について、台数と世帯数をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民生活部長の染矢でございます。それでは、井野上議員の御質問にお答えをいたします。本市では、リデュース、リユース及びリサイクルのいわゆる3Rへの取組並びにごみの減量化については機会あるごとに普及・啓発活動を進めてきたところでございます。その中で、家庭から発生する生ごみの減量化につきましては、これまでもたい肥化を目的としたコンポストやボカシ容器の無償貸与、生ごみを乾燥させることにより減量化を行う生ごみ処理機の購入費用に対する補助金の交付などを行っております。平成21年度のこれらの実績ですが、コンポスターは1世帯につき1基貸与しており、70世帯に70基、ボカシ容器は1世帯につき2器を貸与していますので、24世帯に対しまして48器を無償貸与しております。また、生ごみ処理機購入費補助につきましては、119世帯に対し348万4,200円を補助しております。コンポスターやボカシ容器につきましては、家庭菜園や農地等所有していない場合はたい肥化されたもののリサイクルが課題となり、利用可能な世帯は限られてくると考えられますので、貸与数もそれほど多くありませんが、循環型社会の形成には必要不可欠であると考えております。生ごみ処理機につきましては、臭いや虫の発生といった生ごみの処理でネックとなる課題もクリアできるうえ、どこの家庭でも生ごみの減量化に取り組めるとともに、方法によっては処理した生ごみをたい肥化できるといった長所を持っております。本市といたしましては、今後も生ごみの減量化対策として、これら二つの施策を維持していく考えでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 1点だけお聞きします。この生ごみ処理機の購入者、そしてコンポスター等の貸し出しをされた方のアンケートは取っているのか。市役所の方でアンケート用紙みたいな簡単なのを作って、どういうふうな効果があったとか、良かったとか、悪かったとか。そういうアンケートの実施はやっておるんですかね。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） アンケートについてはとっております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 続きましてイに移ります。生ごみの減量対策についてお伺いいたします。生ごみ処理機・コンポスターの貸し出し以外で、他市を参考にして佐伯市で新しい取組を何か佐伯市は考えているのですか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。本市独自の画期的な減量方法ということですが、先ほどの答弁の中でもお答えしましたように、生ごみを家庭で処理するうえでの一番の問題は臭いと虫の発生だと考えられます。特に通常のコンポスターやボカシ容器の場合は、取り扱い方法を誤ると多量の虫の発生や、きつい臭いが発生すると伺っております。また、アパートやマンションであれば、土や庭を必要とするコンポスターを使うこともかなり難しいのではないかと考えられますが、乾燥式の生ごみ処理機であれば、臭いや虫の問題はほとんどないと思われれます。また県内の自治体でアパートやマンションなどの庭などが無い御家庭においても、ベランダ等で雨が防げる場所であれば、生ごみをたい肥化できる段ボールを使ったダンボールコンポストのモニターの実施や購入費補助等を導入している自治体もあり、

佐伯市におきましても手軽に始めることができる生ごみのたい肥化方法の一つとして導入に向けて職員が実際のダンボールコンポストを利用して実験を行っているところであります。実験に使われているダンボールコンポストはもみ殻燻炭やピートモスなどの基材を使うダンボールコンポストとは異なるもので、虫の発生が非常に少なく、臭いもほとんどないといわれているものを試験しております。事実、職員が試験を行っておりますダンボールコンポストですが、試験を始めて約1か月ほどが経過しておりますが、いずれも臭いは全くなく、虫の発生もほとんどないと報告を受けております。この職員の実験により、問題点等の抽出を行い、その後、市民の方々を対象としてダンボールコンポストのモニターを実施したいと考えております。モニターに要する費用は、平成22年度当初予算に計上しているところであります。このダンボールコンポストのモニターにより、出された市民の方々の意見を整理し、今後の生ごみの減量化に向けた事業展開に反映していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 生ごみ処理機の2分の1の上限、3万の補助金ということもあるわけなんですけど、生ごみの処理をですね、もう少し安くして簡単な方法はできないのかということで、今話を聞きますと、ダンボールコンポストの実験中というようなことでございます。やはり少しでもですね、多くの人に提供できることによって、やはりエコ対策に関心をもってもらうことができると思います。先般、合同新聞にも出てましたけど、津久見市がですね、ダンボールコンポストを800基で約45トンの減量ができて、助成金を差し引いても約37万以上の燃料代処理費用を減らすことができるということで、津久見市、そしてまた昨年度から大分市でもダンボールコンポストに取り組んでいることと思います。その金額がですね、大体1,000円以内、大分の場合1,000円でしたけど、津久見の場合も1,000円以内だと思います。やはり予算計上で、例えば、先ほどごみ処理機をですね119世帯ということで、例えば、予算30万上げていれば、ごみ処理機が3万円の上限の補助があった場合に、簡単に計算しましても110台の世帯にごみ処理機がいくということなんですけど、こういったコンポスターの段ボール式であればですね、1,000円で計算した場合に330万の予算のときに3,300基を世帯にですね、そういった提供できるということで、今まではそういったごみ処理機、機械でのですね生ごみの減量が考えられていたわけなんですけど、これからはですね、そういった安い値段でごみ処理をする対策をですね、考えることが必要ではないかなあと思っております。佐伯もですね、職員が今実験中ということで、非常に私も楽しみにしております。続いてウの質問に移ります。小学校への生ごみ処理体験について、給食の残りでたい肥を作り、花壇や野菜づくり、緑のカーテンなどに利用し、リサイクル型給食に取り組むことによって、子どもたちに食べ物を大切に作るきっかけを作ったらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 小学生に生ごみ体験をさせてはどうかという御質問にお答えいたします。二つの観点があると思うんですが、食育の観点から考えてみますと、小中学校で給食指導する側にはですね、栄養のバランス等を配慮された給食はすべて食べ上げると、残さいは残さないということを第一義に考えております。給食はセンター方式の学校がほとんどになってきているというような状況の中で、残さいは回収し、計量されるようになって、仕組みがですねなっております、非常に難しい部分もあるかなというふうに考えます。また、これは関係課とのすり合せも必要になってくるのかなというふうに考えておりますが。一方ですね、

環境教育の観点から考えますと、限りある資源を有効に活用するということを実感させるということで、こういう体験をさせるということは非常に意義があることなのかなというふうに考えております。ある学校の例でございますが、家庭から野菜くずを持って集まってきた子どもたちが、それを米ぬかを使った大量のボカシを入れてかき混ぜ作業を行った上で土に戻して野菜を育てるといような活動をしている学校もございます。そういう意味から、議員御指摘の生ごみ処理体験というのは、子どもたちの教育には有意義であるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 100%子どもたちがですね、学校給食を残さないというのも大変、100%食べ上げれば給食をですね問題ないんですけど、現状はたくさん残っているというふうなことではないかなと思ってます。給食センターに戻してそれをたい肥にして、要る人に配布をしているということなので、先ほど教育長が言いましたように、環境教育を重視してですね、是非残った給食をちょっとだけでもいいですからたい肥にして花壇等に使うような環境教育を進めていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時40分 散会

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 6 月 1 6 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 4 号）

平成22年 6 月16日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 清 田 哲 也
5 番 河 原 修 仁	6 番 矢 野 哲 丸
7 番 井 上 清 三	8 番 佐 藤 元
9 番 和 久 博 至	10 番 上 田 徹
11 番 御手洗 秀 光	12 番 清 家 儀 太郎
13 番 日 高 嘉 己	14 番 玉 田 茂
15 番 梶 田 穂 積	16 番 三 浦 涉
17 番 宮 脇 保 芳	18 番 河 野 豊
19 番 浅 利 美知子	20 番 後 藤 勇 人
21 番 渡 邊 一 晴	22 番 井野上 準
23 番 兒 玉 輝 彦	24 番 小 野 宗 司
25 番 清 家 好 文	26 番 江 藤 茂
27 番 吉 良 栄 三 夫	28 番 芦 刈 紀 生
29 番 下 川 芳 夫	30 番 高 橋 香 一 郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	西嶋泰義公聴広報課長清家文明
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	嶋厚信情報推進課長松岡本伸一郎
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	塩分川三魚染石高三高江歳井
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	月藤原住矢田瀬又橋藤納上
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	厚高弘信慎隆初精秀滿幸一治勇
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	信嗣行治則喜市喜弥一治勇
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	公情財稅企商子保建都農林文学
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	聴報政務画振興課市業業文化校
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	広推政務画振興課市業業文化校
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	報進課課課課課課課課課課課
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	課課課課課課課課課課課課課課
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	長長長長長長長長長長長長長長
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	清松岡兒飛飛山平柴永吉田原野方
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	家岡本玉高高崎山田田原野方
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	文伸英修彌勝則浩也勝龜英俊宜勝
副教総財企市福建上農教消	市務部次長兼総務課	市長	明一郎二一則浩也德男一秀弘彦

議事日程第4号

平成22年6月16日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第2回佐伯市議会定例会第13日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、河原修仁君、2番、三浦渉君、3番、後藤幸吉君、4番、吉良栄三君、5番、江藤茂君、以上の順序で順次質問を許します。

5番、河原修仁君。

5番(河原修仁) おはようございます。平成会所属、河原修仁でございます。リンゴのふるさとが北の果て津軽ならば、ゲンジボタルのふるさとはいが本匠でございます。第19回のホタルまつりにおかれましては、市内外からたくさんの皆様方が御来場を賜りました。厚くお礼を申し上げます。一実行委員といたしまして、市当局、特に本匠振興局の職員の皆様方には大変お世話になりました。重ねまして厚くお礼を申し上げます。

それでは一般質問に入らせていただきます。国民健康保険診療所医師の確保について、小項目アとして、まず医師確保対策と地域医療の確保についてでございますが、医療を巡る問題は、何と言っても医師不足でございます。医療を巡る問題の多くが根底で医師不足と関係している場合が多い。高齢者や妊婦が緊急病院をたらい回しにあった挙げ句に死亡するという悲惨な事故が相次ぎ、それに伴って勤労状態が世に広く知れ渡ったことで、最近ようやく医師不足に社会の注目が集まるようになりました。そこで、医師不足による国・県・市の医師確保対策及び地域医療の確保について現状をお伺いをいたします。以上でございます。

議長(小野宗司) 石田福祉保健部長。

福祉保健部長(石田初喜) おはようございます。河原議員さんの質問に答弁いたします。厚生労働省では、無医地区等の医療提供体制を確保するため、昭和31年度からへき地保健医療計画を策定し、現在18年度から22年度までの第10次計画を推進中です。県はこれを受け、平成20年度から24年度までの5か年計画、いわゆる大分県医療計画を策定しており、へき地医療対策の根幹を担う医師確保をメインに各種対策を講じ、予算措置を行っています。具体的には、県内唯一の医学部がある大分大学と連携し、地域枠入学制度を充実するなど、医師養成段階からの県内定着を目指しています。市においては、条例上9か所の国保診療所が設置さ

れ、休診中の蒲江診療所を除く8か所をへき地診療所として運営しており、県から派遣された自治医3名と直接雇用医師2名、嘱託医2名でへき地医療を提供しております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） まずですね、確認を申し上げたいと思います。厚生労働省がへき地・離島の医療対策といたしまして、今、石田部長が申しましたように、第10次へき地の保健医療計画を平成18年度から県において第10次の計画を策定しておりますけれども、その条項に地域の実情に応じてへき地診療所における住民への医療の提供、へき地医療拠点病院などによる巡回診療や代診医派遣、緊急時の搬送手段の確保、遠隔医療の導入などに取り組んでいるという厚労省の条項がございますけれども、これに間違いございませんでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） ただ今の河原議員のおっしゃることに間違いございません。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それじゃあ次にお伺いをいたします。まずですね、医師不足はどうして生じたか。複合的な原因があると思いますけれども、これをお伺いをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 医師不足の原因について答弁いたします。議員御指摘のように、医師不足問題の一つに医師の地域偏在というのがあります。厚生労働省によりますと、毎年約7,700人の新たな医師が誕生し、退職などを差し引いても3,500から4,000人程度が増加しているといわれています。医師の数としては現在増加傾向にあり、同省の行った推計によれば、2017年には医師の供給が需要を上回る計算になります。しかしながら、現状として地域間での医師の偏在問題は解決していません。これは医師の多くが大都市に集中してしまうからです。県内でも大分・別府市を含む中部及び東部医療圏に医師の約7割が集中し、佐伯市は県全体の5%に過ぎません。近年、医師の地域偏在の背景としてよく上げられるものに、以下の4点がございます。1、大学医局制度の崩壊 2、開業医の増加 3、地方財政の赤字 4、卒業臨床研修制度の実施等であります。以上でございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） ただ今、福祉保健部長のですね、石田部長の答弁をいただきましたけれども、先ほど出ましたこの新臨床研修制度ですか、これはどういう制度であろうかということを一ポイント。先ほどですね、地域偏在と申しましたけれども、私はこの地域偏在だけのみならず診療間の医師の偏在もあろうかというふうに思いますけれども、その2点について見解をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それではお答えいたします。新臨床研修制度についてでございますが、日本では大学において6年間の医学教育が行われていますが、医師免許、歯科医師免許を持たない学生は法律的に医療行為を行えないため、大学卒業時点では医師・歯科医師としての実地経験は無いに等しいと言えます。そのため、診療に従事しようとする医師・歯科医師に対し免許取得の後に、臨床研修の名目で上級医の指導の下に臨床研修を積む卒業後教育が制度化されました。臨床研修を受けることは以前は努力規定でありましたが、医科では2004年4月から、歯科では2006年4月から義務化され、併せて研修方法も変化をいたしました。以前は研修医は各大学の医局に所属後、研修先の病院へ派遣されるのが一般的でした。しか

し、制度の改革によって研修医と病院側のマッチングで研修先を決めることができるようになり、研修医の多くが、希望として中央の有名病院へと集中するようになりました。その結果として、地方の大学病院は若手医師が減少し、従来のように地域の医療機関等からの医師紹介の要請に応じることが困難になったわけであり、全国的に医局による医師派遣システムは機能不全に陥っており、これが地方の医師不足に拍車を掛ける一因となっております。続きまして、医局間の医師の偏在があるのではないかという御質問だったと思いますが、確かに産科・婦人科とか小児科等、医療訴訟が増えまして、医学生がそれらの科を敬遠してしまい、なり手が減るといった傾向があると思います。医師数が足りずに激務になり、人気の科の医師はむしろ逆に増えていくという。こういった医師の偏在というものが存在していると思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 部長の答弁で今、新臨床研修制度によって非常に医師不足がまた余儀なくされたようになったということをお答えいただきました。ではそれを受けましてですね、2006年度にですね、こういった問題の認識ですね。安心と希望の持てる医療を確保するためには、医療についての中長期的なビジョンを伴う将来を見据えた改革を行う必要があるということで、医療制度改革以後ですね行われました、平成20年の6月に安心と希望の医療確保ビジョンが取りまとめられました。この安心と希望の医療確保ビジョンの取りまとめられた内容についてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 安心と希望の医療確保ビジョンについてお答えいたします。安心と希望の医療確保ビジョンとは、平成20年6月に舩添元厚生労働大臣らが中心となって取りまとめられました安心と希望の医師確保のための3本柱、1、医療従事者等の数と役割、2、地域で支える医療の推進、3、医療従事者と患者・家族の協力の推進からなります医療改革推進のための長期ビジョンであります。昨今、医療を取りまく環境が少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、量を増やしてほしいとの国民の声や、厳しい勤務環境の改善を求める医療現場の声が高まっていることから、そうした中で、医療制度改革を進めるためには、将来をしっかりと見据えた長期ビジョンを持ち、現場の声を聞きながら政策の立案や推進を行うことが必要であるとのことから策定されたものであります。具体的な政策としては、医師数の増加や勤務環境の改善、診療科のバランスの改善などがあり、地域で支える医療の推進という項目の中では、地域医療の充実、遠隔医療の推進にも触れられており、現状把握に努めたうえで、へき地医療機関への支援等を一層充実することとされております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 大変石田部長、2か月しかたたんののに、大変こう勉強されてるということで、敬服を申し上げます。今、部長から答弁をいただきましたことにまとめまして、厚労省が出しております発表によりますとですね、毎年8,000人程度の学生が医学部を卒業し、医師の国家試験を受験して7,000名以上が毎年新規に医師として参入していただいております。2010年の現時点の推定の医師数は全国で約30万人程度で、人口10万に対しまして既に230人を超えていると聞いております。その中で、女性の医師は約4万5,000人、17.2%であるかと聞いております。ただ、女性医師が結婚・出産後も就業を続けられる環境が整っていない部分

が多いため、女性医師の不足はトータルでの医師数に拍車を掛けているという状態だそうです。そして、医師の業務別では95%と圧倒的に医療施設に従事するお医者さんが多いそうです。病院の勤務医は約60%、大学病院の医師、もちろん教員にも入られてる16%、診療所の開設者勤務医は約34%、介護老人保健施設の従事者が約1%、衛生行政機関などに従事する医師は1%、そして先ほど診療間のお話を答弁いただきましたけれども、医療施設で働く医師の診療科では内科・外科・整形外科で半数を超えられと。内科が27%、外科が8%、整形が7%、以下、小児科・眼科・神経科・婦人科・耳鼻咽喉科というふうになるそうです。そこでですね、そういったことに対しまして、確保に対する予算をですね、実は医師確保対策予算というのを平成20年度予算において国が付けられております、161億円。それから平成21年度予算においては272億円を拡充し、これらの各班の対策が反映されるためにこういう予算を付けられている。これに対しまして、県や市はどういうふうに反映をされたのですか。その点について御質問いたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 緊急医師確保対策に関する予算の件だと思っておりますが、緊急医師確保対策ということで、平成19年度予算の中で、だれもが地域で必要な医療を受けられるよう、地域の医療に従事する方々が働きがいのある医療現場を作っていけるよう、実効性のある緊急対策として打ち出された対策に対する予算であります。県においては、平成21年度地域医療及び医師確保対策の関係事業といたしまして、自治医科大学の運営費を負担する一方、大分大学医学部特別選抜への地域枠の設定、医学部の定員5名増といった医師養成数の増加を実施したほか、県内出身の医学生を対象に、医師就学資金貸付金制度を拡充しております。しかしながら、こうした取り組みも中期的な対策でございますので、即効性のある対策とはなり得ていないのが現状であります。市においても、ちょっと具体的な取組内容は今手許にありませんけど、これに基づいて医師確保対策を県と連携しながら、医師確保対策に当たっておると認識しております。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今、石田部長の答弁を医科大等々の運営等にあれしたと言っておりますけども、ここで聞きしたのは、医療圏が大分県に6医療圏があるんじゃないだろうか、中部医療圏、東部医療圏、そして南部・北部・西部、そして豊肥医療圏、ここにですね先ほど部長が申しましたように、中部医療圏・東部医療圏に大体医師が集中をしております。7割でございます。そして佐伯市、この南部医療圏は5%と全体的にですね。ここにおいて県ではそういった中で何らかの基金を何十億か積み立てられまして、それの方で中部医療圏に医師の確保等々、東部医療圏についてのいわゆる投入、あるいは優遇の措置がなされているんじゃないかと思っておりますけど、その点については石田部長、どうでございますでしょうか。

議長（小野宗司） 平山保険課長。

保険課長（平山和也） 保険課長の平山であります。ただ今の御質問にお答えをいたします。国の段階におきましては、経済対策の事業といたしまして、これ一次補正でありましたけれども、地域医療再生基金事業ということで、それぞれの都道府県に約2事業、大分県におきましては、中部・豊肥医療圏の連携による計画、それからもう一事業といたしまして、北部医療圏・東部医療圏の三次医療機能を有する医療機関との連携による計画という二つの計画をそれぞれ25億円、合計50億円の基金事業といたしまして計画をいたしております。この中に

はですね、それぞれの医療圏を総括した県全体の中の医師確保の対策も含まれておりますので、基本的には二つの事業が計上されておりますけれども、医師確保の部分については全県的なものというふうに認識しております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） じゃあ平山課長に聞きますけども、どちらかと言うとやっぱり中部医療圏・東部医療圏や豊肥医療圏や北部医療圏に対しまして優遇措置が行われてるんじゃないかなあという個人的な見解はどうでございますでしょうか。

議長（小野宗司） 平山保険課長。

保険課長（平山和也） 県の方針といたしましても、特に今回、中部医療圏ですね、それと豊肥医療圏の部分につきましては、緒方病院と県立三重病院の統合の関係がありましたので、その部分に配慮したというふうなことは聞き及んでおります。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それじゃあアの部分はこれで終わります。イにまいります。県派遣自治医について、平成20年度には、県派遣の自治医が4名から3名に減員され、平成23年度には更に1名の減員が予定されているとお聞きしますが、県協議の現況はどうなっているのかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 昨年11月に行われました平成22年度の自治医派遣要望ヒアリングの中で、23年度派遣の厳しい状況が伝えられ、4月に1名減員の打診、5月には正式な減員申入れがありました。県は、22年度4月現在、県全体で派遣及び研修中の25名の自治医が23年度には20名に減少することを理由に、本市に派遣医3名のうち1名の削減を求めています。市としては、20年度に4名から3名に削減された経過も踏まえ、23年度においても3名の派遣医確保を求めています。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 部長の今お話を聞きまして、もう一度あれですけど、23年度では更に1名の減員が予定として今答弁をいただきましたけれども、現段階で23年度が1名減員されて2名に減員しているということはもう確定をしているんでしょうか、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 減員の確定がなされているのかということですけど、まだ現在の段階では確定ということではないと考えております。最終的には県の方の異動の内示が出された時点が確定であると思っておりますので、それに向けて、先ほども申しましたように引き続き3名の派遣医の確保を求めていくということでございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） ありがとうございます。この自治医大の建学の精神というのはですね、地域医療の格差をなくす。医療の谷間に明かりを灯す。これが確か自治医大の私は建学の精神だったというふうに記憶しておりますけれども、何としてでもですね、平成23年度にもですね3名の確保をですねしていただきたい。先ほどからこの7割が東部と中部に集中している。これは私はですね、最近のどっから話していいかわかんし、言葉は失礼かもしれませんが。医師会に失礼かもしれませんがですね、ちょっと最近は医は金なりみたいなですね、考え方におかれる医学界の方針等があるんじゃないかなというふうに実は危くしてます。

言えばですね、昨日も井上清三議員が憲法の第25条の1と2に書かれておりますけれどもですね、公衆衛生のですねやはりありと、言わなくちゃならないというふうに思って自治医大の先生方の確保をですね、何としてでもいただきたい。そして私も調べて見ました。因尾の診療所は昭和59年の6月に開所しておりますし、鶴見の診療所は実は平成11年の4月に開所しておりますし、大島診療所は昭和58年の8月、丹賀診療所は昭和62年の1月、米水津診療所は平成元年の6月、蒲江診療所は今休診中でございますけども、昭和38年の3月、西野浦診療所は昭和39年、名護屋出張診療所は平成15年の4月、大入島診療所は昭和63年、このやはり診療所を開所するためには、先人の皆さん方の御苦労とですね、関係者のなみなみなならぬ尽力でですね診療所を実は確保してる。用意をしたわけでございます。そういうですね、初心というか原点に戻っていただきまして、県に向けまして要望・要請活動を実は行っていたきたいというふうに思いますけれども、部長、課長どちらでも結構でございますけど、県に何回ぐらい活動、要望活動、招へい活動に行っておられるのかをまずお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 県への要望活動の件ですけど、実は次の質問の中でお答えしようと思ったんですが、今般6月18日の日に国保の診療所協議会の会議が予定されております。市長が会長ということで、その中で県の方から正式に減員の申入れがあると聞いております。その中で、そういったことになりますんで、今後は会を通じてですね、そういった要望活動を強化していきたいと思っております。実際、私は4月に就任したんですが、まだ県には実際私は行っておりません。県の方から、先ほども申しましたように、去年の11月、今年の4月・5月とお見えになっております。そして、その席ではこちらの方からの市の現状を伝え、現状維持についての強い申入れを行っているところであります。それと副市長にもそういった旨の直接申入れがありましたので、副市長の方からもそういった要望は行っているところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今お聞きしますと、県の医療政策課でしょうか。3回ぐらいお見えになって、こちらの方は1回かそれぐらいしか行ってないというようなことで、これはやっぱりですね、要望活動・要請活動はやっぱり展開をしていただかなくちゃいけない。豊後大野市、先ほど課長からも答弁がございましたけども、橋本市長にしる、田代副市長にしる、県の退職をなさった方でございますけど、佐伯の振興局長でもいらっしゃいましたけども、やはり度々やっぱり県の方にも赴いておるそうです。行ったたんびにやっぱり福祉保健部とか行きながらやっぱり招へい活動を行ってるそうでございます。これは何としてでもですね、確保に向けて全力を挙げていただきたいというふうに思いまして、議長、このイトウは関連がございますから、関連で答弁を受けたいと思います。で、イトウで、今後の医師確保対策について、県派遣自治医の対応策とですね、今後の確保に向けての取組ということでお伺いをしたいというふうに思います。自治医大のですね、先生方にお聞きをいたしますとですね、医師になるのには、9年か10年やはりかかるそうでございます。卒業されても研修期間、インターンとなって一人前になるのは10年医師はかかるそうでございます。そして何と言いますか、教育環境に問題があるそうです。その教育環境は、本人の医師としての教育環境、そして家族、子どもがやはり小学校辺りの低学年の時はいいんだけど、やはり高学年になってまいりますと、やっぱり教育の問題もあると。やっぱそういったところの環境の改善もやはり行っ

ていかなくはいけないんじゃないかなあというふうに思っております。そういった点が1点と。そして先ほど出ておりました社会医療法人制度の創設がなされておりますけど、社会医療法人とはどういう法人であろうかということも、今後の確保に向けての一つの方策としてお聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは今後の医師確保対策ということでウの項目についてですが、派遣医3名の確保を県に対し求め続けてまいります。県が自治医の派遣を人事案件として処理すれば、市の対応が後手に回ることが予想されます。こうした状況も想定しながら、市としては直接雇用の医師募集と医療法人を対象とする指定管理者制度を導入の双方を視野に入れた対応を考えています。それと社会医療法人についてでございます。社会医療法人は、へき地医療や小児救急など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけ、救急医療等の確保事業に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るということで設けられております。認定要件としては、社員・役員等については親族等が3分の1以下であること。へき地医療、救急医療等を実施していること。定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国等に帰属させる旨、定めている等がございます。また、税制上の優遇措置といたしまして、収益事業以外及び医療保険法については非課税となっております。それと医療法42条に基づいて行います附帯業務、一定の収益業務につきましては、収益事業として原則22%課税ということになっております。概略以上でございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 議長、それじゃあ2点ほど質問をさせていただきます。1点目は、南部医療圏、南部医療圏等の医療施設の状況と医療関係従事者の状況は、全国・県・佐伯市のいわゆる比率でしょうか。出てると思いますけれども、そのことを1件。それからですね、社会医療法人としてのメリットとデメリットがあるというふうに思いますけれども、このメリットと社会法人のデメリット。この2点について質問をいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 1点目の南部医療圏の医療従事者の割合ですが、大変申し訳ありません。資料を今持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。それと2点目の指定管理者を社会医療法人とした場合のメリットとデメリットということです。県が自治医の派遣を削減する以上、市に求められるということは医師不在による診療空白期間の回避でございます。即効性のある対策に基づくべく、へき地医療の安定的供給を行うことです。そのために、診療所医師の確保は最優先で、市が直接雇用の医師募集を行う、若しくは指定管理者制度の導入により、受託先医療法人からの医師派遣を受けるかのいずれかの方向に限定されると思います。このうち、医療法人が受託した場合、診療所の経営自体が法人に移行すること。当該地域に医師が常駐するかといった懸念があると思いますが、社会医療法人が相手先となりますれば、直接雇用の医師確保と変りがなく、交渉過程で疑問点は解消できるものと思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今、石田部長、メリットの方はちょっと若干説明いただけたんですが、デメリットの方の説明はいただけましたでしょうか。私が聞き落としたんでしょうか。デメリ

ットというのがあるそうです。今メリットのお話は聞いたんです。デメリットとそして社会医療法人の緊急医療確保事業の中で、医療法第30条の4の第2項5号の中で、緊急医療とか災害時における医療とかへき地の医療、周産期医療とはどういう医療なんじゃろかと。この2点についてお伺いします。

議長（小野宗司） 平山保険課長。

保険課長（平山和也） 議員の質問にお答えいたします。まず、社会医療法人が診療所の業務を受託した場合のメリットについては先ほどお話が出たと思えますけれども、デメリットに関してはですね、地元の医療を受けられる方々がどういったとらえ方をするかという点にしましては、直接的に医師を確保して今までやってきた経過からすればですね、診療所の経営そのものが医療法人の方に移行すると。継続的な医療の提供が行われるかということについて、地元の皆さんがどういった考え方をもちたれるかというのが1点です。それから通常の場合でありますれば、直接雇用医師についてはですね、現状では他地域から通勤する医師もおりますけれども、基本的には当該地域に常駐するというのが基本であります。ですから社会医療法人が受託した場合についてはですね、これがそのまま適応できるかどうか、あるいは複数の医師がですね、輪番で診療を行うということも考えられますので、その辺のところは今後、指定管理者制度を導入したときにはですね、相手先との交渉の過程の中で明らかになってくるというふうに思っておりますので、基本的には地元の皆さんの意向がどういった形で現われるかということが問題になるかなというふうに思っております。それから、救急医療確保事業、医療法第30条の4第2項5号の中、これ基本的に社会医療法人を通常の医療法人が受託する過程においてですね、この緊急医療確保事業のいずれかをやらざるを得ないということになります。通常、幾つか先ほど議員さんおっしゃったように、緊急医療であるとか災害時における医療であるとかありますけれども、へき地の医療、これを行うことによってですね、社会医療法人の認定条件を確保するというのが、通常今大分県下で4医療法人が取得しておりますけれども、そこになっておるというふうに思っております。中にはですね、緊急医療を選択されたところもあるように聞いておりますけれども、基本的にはへき地の医療を行うことによってですね、社会医療法人の要件を具備したということがあるというふうに思っております。ですから、中には周産期医療もありますけれども、基本的にはへき地医療、若しくは救急医療、大分市内の病院でありますと緊急医療も含めて30条の中の事業として選択されたところもあるというふうに聞き及んでおります。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 社会福祉医療法人のデメリット・メリットは部長からお聞きし、デメリットについて平山保険課長から答弁いただきましたけど、心配するのは在住するか否かということが大変ひとつ心配になります。そして2点目は、先ほども答弁の中にありましたけれども、医師が1人代診医として1人でなくて、2名か3名のローテーションでやる場合がでるんじゃないかなろかなということが危ぐされるという、私はデメリット的なものがあるんじゃないかなあというふうに実は考えております。それから周産期医療、周産期医療は課長の答弁がちょっと的を外れてる。周産期医療自体はそういう、先ほどの答弁じゃあないんじゃないかなろかな。これはやっぱり妊婦の問題がかかっておるとか。周産期医療そのものの答弁はちょっと的が外れてるんじゃないかなろかなと思いますから、また後ほどで結構でございますから、資料の方を提供していただきたいというふうに思います。もう最後でございますけれども、

この件につきましては最後までございます。因尾診療所においても今度因尾診療所、米水津診療所、それから丹賀・大島の方が今度もし1人減員になればそこが予定されるんじゃないかなあというふうに思われておりますけども、因尾診療所においてもこれはコミュニティ、過疎債の適用ができてこれを使ったとしても、診療所にかかるのに40分も50分も掛けて、悪いのに行くのにですね、そういうふうなことでは診療所のあれはできないし、また大島についても262名でしょうか今人口が。ここもやっぱり丹賀なくして確か火曜日に大島の診療所には先生が行かれてるんじゃないかなあというふうに思っております。米水津においても大変な昔から高血圧等の非常に漁業のところで、あそこは高血圧の疾患等の変なところなんです。その対象にあたっているどの地区をとりましてですね、やっぱり減員されるということはこれはできない。承服はできないような現状になっておりまして、今日は山本副市長がおれば強く要望をしようというふうに思ったんですけど、今日はちょっと急用があっておいでになっておりませんから、その代わりまして、トップでございます西嶋市長に最後の実は質問を1点目にいたします。市長はやっぱり安心・元気・飛躍というのをキーワードにですね、まちづくりを目指しております。そこでですね、市長の為政者、行政のトップとしてやはり生命や財産を守ることが原点というか、役目だというふうに思いますけれども、庁舎建設にしても50億、それから歴史資料館にしても10億、そして大手前開発にしても約50億、このハードな事業の中で、政治というか行政に携わるとしての常道でございます。一隅を照らすと申しますか、隅々にやはり昨日清田議員が申しましたようにですね、やはりこの周辺におかれましては保険・医療・福祉・教育、せめてこの部分はやはり皆さんに平等に、公平にやはり市民として、市長としてそれらをやはり執行していく責任が私はあるかというふうに思います。そういう中で、この8万市民のですね、医師確保、医療確保につきまして全力を傾注をしていただきたいというふうに思います。6月18日には県との協議がなされるそうでございます。ひとつ県に赴いてですね、何としてでも自治医大のですね、先生の確保に向けて全力をお願い申し上げたいと思います。そのことについて、お伺いをして1の部分については終わりたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。河原議員から、副市長の代理にみたいなことを言われましたが、トップは私でございますので、私の方の答弁を優先していただきたいと思っております。あくまでも副市長は県から派遣されて、私どもの全体を見ていただいております。また、この医療についても先ほど担当部長が申しあげましたように、私ども新市になりました、私もこのようにたくさんの自治医大派遣の医師がおられるということは合併して初めて知ったことですが、こうした中で日時この医師の確保には努めてまいっておる所存でございます。現在、御存じのとおり豊後大野市、非常に厳しくなり県立病院と緒方病院の合併ということになり、そうした波紋もあったわけですけど、私どもが一番大事なものは、医師全体確保ということでこれまで取り組んだ経緯の中に、議員も御存じのとおりと思いますが、南海病院が全社連が解体になるということで、この1年間この取組をやってまいりまして、今度法案が上がってその買手がなく、その地域に推移するということがあったわけですが、今回参議院選があるということで、この法案が破棄になりました。これはもう私どもにとりまして、南海病院そのものが解体になっていくということの方の力が佐伯市8万人の中の全体の中で基幹病院としての努めになりますので、これに向けての傾注を今までさせていただいて

おりました。今回そうした中で法案が上がったことによって存続が確定する予定だったんですけど、これが参議院選挙後にどうなるかということで、こちらの方も今見ながら、これに存続に向けてまた全社連との交渉もやっていかなければならないと思っております。また先ほど言いました、それかと言っても地域における医療体制、これは非常に必要なことですし、今回新過疎法の中でもいろいろやっております。またコミュニティバスの問題、高齢者の足確保という形で、医療に対する足確保、こうしたこともやっていかなければならないと思っておりますし、先ほど言った、私の方も県の方の直診の関係の役をもらっておりますが、役をもらっておところが削減されるというのは理に合わない。これはごね得じゃあないんですけど、佐伯市はこれだけ広いし、1市5町3村合併しても極端に言えば、今佐伯市だから無医村じゃないですよと言われるんですけど、私は10年間、15年間ですね、これが継続した法律の中でやっておるんで、各地域地域にお医者さんがあるのが本来だという。そういう論法で、合併は国や県の指導の中で、私もそうした弱い自治体が一緒になること。その中のお医者さんというのは、その地域によって根付いた人がいなくなることは私は本来あってはならない。いわゆる憲法の精神に反するというのを、これを強く訴え、この点については市長として、また市民の代表としてやっていかなければならないと思っております。特に、こうした状態でございますが、県にお話に行ってみますと、二・三年待ってくださいというけど、命は二・三年待てませんので、そうした覚悟でやらせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 1については終わります。2の時間が10分しかなくなりました。

佐伯市の農業振興について、農業振興施策の展開についてということで、これまでの市の農業振興施策を振り返って、その実績と成果をお伺いをしたい。2点目として、これまでの農業振興について、県普及員・JA指導員、市が密接な連携を図ってきたか、状況をお伺いをしたい。3点目、なぜ今農業への関心が集まっているのか。という点につきまして質問をさせていただきます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 農業振興を振り返って、その実績と成果についてですが、農業者の高齢化や担い手不足が進行する中で、食糧自給率の向上を図るための農業施策も転換期を迎え、新たな対策事業が次々と施されております。本市も地域農業の発展を目指して目まぐるしく変化する国の農業政策を水田を主体とする組織づくりや保全に向けた取組など、農村集落環境の整備を図ってまいりました。一部不耕作地での荒廃化は見られるものの、各地域での水田地帯では水田営農が今も盛んに行われております。施設園芸におきましては、蒲江の第2花き団地が昨年度完成いたしまして、第1花き団地と合わせまして3ヘクタールのキク団地となり、後継者の育成を含めた大規模な基盤が整い、産地への拡大へとつながっております。また、直売野菜についても道の駅、また直売所、インショップでの販路拡大により、売上げも着実に伸びております。消費者ニーズによりさらなる販路拡大へと動いております。一方、異業種からの農業参入も各地域で行われ、本市も企業の受入れに力を入れております。現在、2法人が参入をいたしまして、既に1法人は営農を行っております。今後の佐伯市農業に大きな変化を期待しております。次に、農業振興についての県・JA・市の連携ということですが、県の普及員は県の普及計画に沿った振興、また、JAについては営農指導計

画に沿った振興、市の職員は市の農業振興に沿った全農業者を対象にして振興を図っております。それぞれの振興する計画が異なるため、共有できない部分もありますが、事業面では密接な関係がありますので、担当者間での三者連携をもって事業の推進に当たっております。しかしながら、同じ担当者がそれぞれの組織にいるにもかかわらず、共有性がもてないため、濃い振興につながりにくいというのも現状でございます。議員も御存じのとおり、これからの問題を少しでも解決又は解消するためにも佐伯市の農業振興を考えれば県・市、農協が同じ場所に集まり、密接した連携の下に農業振興を図ることが最重要だと考えております。それに向けてワンフロア化の検討も現在も行っているところですが、場所また組織、問題等もありまして、実現に向けた協議を今後も重ねていきたいと考えております。最後に、今なぜ農業に関心がということですが、農業への関心と言え、近年深刻化する農業現場での労働力の不足に人材派遣会社が注目をいたしまして、全国の規模で豊富な派遣社員を抱え、積極的に乗り出しております。農業労働が市場と人材と両面で大きく動いております。また、建設需要が落ち込む中で、建設業界では新規事業を通じて雇用の維持をしようとする流れもまた強まっております。中でも農業は建設従事者の皆さんにも大変兼業農家等が多いことや、また機械等の操作になれていること。また、他業界ではあり得ない設備投資に今補助事業や制度資金の融資事業が活用できるということが大きな魅力とっております。なお、ワタミを始めとする農業法人が次から次へと参入し、直営の農場で栽培をいたしました農作物の販売を始めるといったように、農業の注目を浴びております。また、農地法の昨年改正によりまして、一般法人も農業経営に参入できるとあって、新たなビジネスチャンスが広がると見て、農業事業に参入する企業が今後も増えてくると考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 議長もう時間がございませんから、イは答弁結構でございます。2と3にちょっとお聞きをしたいというふうに思います。このワンストップ支援体制強化のためのワンフロア化の推進をされるというふうに部長、以前から一般質問の答弁に部長は答えておりますけれども、この辺りに一つの農業をこれから進めていく、活性化していく方策があるかというふうに思います。それが1点と、この農業振興協議会会長、塩月副市長にお聞きをします。いろんな所を私も研修をさせていただいております。今日私は長野県長野市、大分県日田市の大山町を披れきして答弁を受けたいというふうに思って用意はしておるんですけど、時間がない関係上、またにしておりますけれども、どうしても議員あるいは生産者の皆さんがおって私は見ますと農業振興費は市の単独費、単独費には農業振興費の単独には二つあると思います。市の単独費と畜産の単独費がありますね。20年度が1,133万4,000円、21年度が市の単独費が1,188万8,000円、それから平成20年度が1,054万7,000円、畜産の単独費が平成20年で451万2,000円、平成21年度が446万6,000円、22年度が371万7,000円、こういった単独費が出ています。これはやっぱりですね、市の予算をやはり増額していかなくちゃ農業振興の活性化は図れないということが1点。もう1点は、私たち議員の方々も研修をさせていただいております。私は職員の皆さん方がインターネットで資料を出し、議員の皆さんの一般質問に答える。現地に行って視察をしなくて、どうして真の生産者に向けての指導ができようかと思っております。やはり部長にしても課長にしても、担当職員も現地の視察に送ってですね、じかにそこで1泊でも2日でもいいんです。やはり研修をすることによって、本当にやっぱり議員の皆さんの答弁についても生産者に向けての意欲の向上、活性化、生産を倍増

させるための方策は出ると思います。やはり職員の皆さんに副市長やっぱり事業課の副市長としてやはり旅費を付けてやって視察に行かせなくては私はいけないというふうに思います。そうでなくては活性化は図れないというふうに思います。以上2点を。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 予算等を付けましてですね、職員の現場主義の研修ってということでございますけれども、市長もですね、そういう指示を部長会でしておりまして、議会がですね視察場所に行く所をこちらに報告していただきまして、良い箇所があればですね、積極的に職員と一緒に同行させるということもありますし、また、前議会で矢野議員から指摘されたように、生産流通課もですね、そういう意味合いをもった課でございます、売場とかですね、どうしても生産者は苦手な箇所をフォローできるような体制をとっていくと思いますので、今後そちらの方の予算も増やしていくと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

次に16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 16番、政友会、三浦渉でございます。先般の6月14日カメルーンと日本の大決戦の中で、日田市中津江村のカメルーンの後援会の多くの女性部がカメルーンの旗を持ち、カメルーンの制服を着、帽子をかぶって、死に物狂いで応援をしておりました。日本が勝ったと同時に万歳をして拍手を送ったシーンがありました。やはり日本人の素直な気持ちかな。大分県人の素直さかなと。思いも新たにしながら素直な今日は質問に入らせていただきます。

通告に基づき一般質問を一問一答にて行います。今回の質問は、市民生活になくはならない河川環境の質問であります。まずは、河川敷を取り巻く環境整備についてでございますが、ヨシツルは本州、南西諸島、東シベリア、朝鮮、中国、台湾に分布する多年草で、主に河川の中流から上流域の礫原れきげんに生育し、特に砂地を好み急流にも生育する増殖力が非常に強く、河川敷一円に広がっています。このような現状は河川の危機であると考えます。人にやさしい川づくり、河川環境美化とは言葉だけでしょうか。人が川に近づけない。清流と人の共生が求められません。以前はごく普通に子どもが裸足で川を歩き、川に飛び込むことができました。そのような河川環境こそが本来の河川がもつ機能であり、安全で安心して川に親しみ合うことになると考えます。河川環境は天然アユ、天然ウナギのそ上にも影響があります。天然アユ、天然ウナギのそ上は日本の大切な自然資源です。河川の危機は自然資源の危機です。河川環境を整備し、自然資源を守ることは内水面漁業者、漁業関係者だけでなく、今生きる国民である私たちの責務であろうと考えておりますが、佐伯市当局のお考えをお尋ねして1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 三浦議員のただ今の御質問にお答えいたします。現状としましては、議員御指摘とおりですね。場所で申しますと、稲垣橋付近や番匠橋付近、それから井崎川等で、御指摘のツルヨシが非常に多く見られます。河川内に繁茂しますアシ・ヨシ等の植物の除去につきましては、毎年各地区から多くの要望が上げられており、国・県・市、それぞれの管理河川におきまして現地の状況、環境の配慮を十分に把握したうえでたい積土の除去と一緒にその都度対応しております。また、河川公園等の親水施設などの人の多く集まる場所では、極力草刈をするよう努力をしておりますけれども、面積の広大な当市にあっては管理する河川

数も多数でありまして、必ずしも要望に応じきれてないのが現状でございます。昨年は1万9,700人の参加によります草刈や空き缶拾い等をしていただきました河川愛護デーの活動によりまして、市内一斉清掃を行う際にも適時市民に呼び掛けを行いまして、河川の美化活動をお願いしております。また、さらなる対策としましては、本市を流れます清流を次の世代へ継承するため、その保全に関する基本方針を定めまして、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、その三者の協働によりまして清流をそれぞれの共有の財産として保全することに関しまして、議員御指導によりまして新たに条例を今議会に上程しております。以上でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 高瀬部長は初デビューですから、今日はゆっくりやらさせていただきます。緊張しとるごときありますから。先般、12日と13日、2日間にわたって岐阜県で清流をつなぐ豊かな海づくり、第30回全国豊かな海づくり大会に出席してきました。天皇陛下をお迎えして、初めて海づくりが河川でございました。なぜ河川敷で海づくりがあったかと申しますと、環境省、水産庁も海をつくるのはまず川からだと、河川をきれいにしなければ海はできないという近年、そのような考えで、今回、岐阜県の長良川の河川敷であったわけでございます。私も全国内水面も協賛してやったわけでございますが、佐伯市の方も海をつくるのはまず川からだと、環境省や水産庁のお考えと一緒にでしょうか。その辺をお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） ただ今議員から、海をつくるのは川の関与と申しますか、お陰であるというふうなことについて市の考えということによろしいと思うんですけども、私も正に同様の考えでございます。と申しますのが、川の栄養と申しますか、そういう部分が海に流れ出ることによりまして、河口付近でそういった微生物と申しますか、そういった魚のエサになる微生物なりが育ってくると。そういうふうに認識をしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 番匠川もですね、このようにヨシでいっぱいでございます市長さん。川か水路か分かりません。このような状態でございます。ツルヨシが河川全般に広がっているために、先ほど部長の答弁に少し触れておりましたが、河床が上がる一方で河口口に流れ込まない。海砂にならないというようなことで、何回も私が質問をやってきましたが、河床が上がってきているのも事実でございます。ツルヨシが根を張って川砂利等が河口まで流れないということの認識は持っておるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今議員から写真を示されましたけども、私もそこはたびたびと言いますか、通っておりますので、それと以前ですね、私ごとで申し訳ないんですけども、番匠川の小田井堰の上で水辺に親しむというか、まつりがあると思うんですけど、その第1回の時に私は、かなり若い時でしたけども本匠の上流から第1回目は確かイカダ下りがあったと思います。それにも私は出ました。その当時は確かにその合流と申しますか、終点と申しますか、そのイカダレースの終点が小田井堰でございました。ですから、そこは川幅が広いというイメージは持っております。それと以前はそこを泳ぐ時にもですね、かなりの深さが川の中央でもあったと思います。現在は川の中央でも今写真で御指摘されたように、川幅が極端に水の流れる川幅は狭くなっておりまして、浅くなっていると思います。ですからそうい

った意味でツルヨシ等で小さな粒子の砂っていうんですか、そこらが止められておるということで、それが流れてないということは十分認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。これは何回も質問をしておりますが、いまだに女島付近の河床、国土交通省20万立米許可が下りながら全く手付かずでございます。市長にお尋ねしますが、臼杵市の方は毎年河口のこの河床の掘削、こういったものを2億から3億、今年も入札があってもう既に業者は決まっておりますが、3億近い土砂の予算が付いております。臼杵に合併しましたが、野津の河川も毎年付いております。なぜこの佐伯だけが河床掘削の予算が取れないのか。また、取ろうとしてないのか。これの陳情は何回ぐらい行ったのか。これをお尋ねを市長にしたい。そしてもう1点、これは担当部長にお尋ねをいたしますが、今回の補正でこれは議案質疑が出ておるから簡単に質問しますが、3,622万5,000円という減額、国の内示を受けて予算計上をした事業の中に確定した金額の中で、未実行のため3,622万5,000円を減額して国に返すという予算が上がっております。こういう予算はこの河床のツルヨシを整理したりするためには使われなかったのか、使おうとしなかったのか。その辺を担当部長にお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員から、番匠川の河床ということで質問にあげております。私もどういってお話かなと今お伺いしながら、私も市議会議員の時にですね、この番匠川の河床がえらい上がったなというのに気付いたのが、平成5年か6年だったと思います。当時、議員も御存じのとおり、本匠地区で大きな崖崩れがありました。何十万立米の土砂崩れがあり、番匠川をふさいだと。そうした後、大きな水が出まして、その土砂崩れがなくなった。その時点で私もちょうど住んでおりました池船地区の河川が、下が砂利だったのが赤土に変わりました。それも底数十センチたまったわけですけど、それから以降がですね、現在番匠大橋いわゆる今の議員が示した地域について砂利の点在が大きく見えてきております。当時そうした中で、この砂利について下の生態系が変わってくる。特に砂利にということになればいろんな微生物、また当時、手長エビとかですね、また地域によってはウナギも生息しておった部分もありますし、そうした中で当時の市として、また国土交通省、当時は建設省ですけど、そうした要望を掲げやっておりました。平成11年に議長になった時に、この問題を大きく取り上げ県知事の方にもこうした状況で川が変化しておるので河床掘削の方を是非ともやっていただきたいということで、国の方にもアピールしていた。当時建設省にいたしましては、全体の中での河床の基準に比べてはまだ河床としてはそこまで行ってないんだという返事が、その繰り返しで現在に至っておるわけです。先般、議員が言われましたように番匠川河口に20万立米、衛藤代議士と国会に行きまして、そこで民間サイドでやるんならいいと。認めましょうということで、そうした許可を得て、そこで市といたしましては、じゃあどうすればいいですかと。国土交通省といたしましては砂利組合とかをつくることによって民間の採取を認めるという経緯に至ったと思います。その中には民間採取の中には、地域のいろんな所管に関する方々との協議がなかなか整わなくて現在に至っているということで、上流部分につきましてはいろんな形の中で番匠川漁協の方が、感知しておりましたが、その部分についての河床掘削をやったと聞いております。そうした経緯の中で国交省におきましても一応民間の方にそれはもう一応許可をしてると。地域地域での話をということになっておりますので、

私どももなかなか行政の立場の中で、本来は国管理であるんで、国の方でやっていただくことが大事だということで、河口部分について以外は国交省にもお願いしているわけですけど、先ほど言った状態の中で、河床の基準範囲に至ってないということで予算が幾ら要望しても付いてない現況でございます。以上です。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えいたします。御指摘の費用ですけれども、これは緊急雇用、雇用対策でありますので、おのずと縛りがございます。一つはですね、市町村が企画した新たな事業であること。また既存事業の振替でないこと。今一つはですね、建設土木事業でないことという縛りがございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長、詳細な答弁をありがとうございました。本匠の小半の大災害は平成7年、ちょうど畑英治郎、現在の民主党ですが、先生が農林水産大臣の時、直接現地に来ていただき、その場で路線を決めていただきました。予算がすぐ付いてバイパスができたという経緯がございます。魚住部長には再質問はしませんが、縛りが建設とかいろいろありますが、草刈なんかいうのを緊急雇用でやれば縛りはいいんじゃないかな。その研究もしなくて縛りがあるんだというようなことでは、どうか答弁が悪いなあと。突然の答弁であったので、その程度でいいかなと思っております。河床掘削については引き続き市の当局の陳情、要望を県・国にお願いをしたいと思っております。

次に、番匠川や堅田川のツルヨシの問題質問は5月24日の佐伯市川を守り水辺に親しむ本部会議でも自治委員会の山中会長から、私は代理が出席しておりましたので、代理の方から聞いたんですが、そういった強い意見も出たということでございます。そういった大事な意見等は真しに受け止めていただきまして、整理をして今後どのように生かすのか。また、これは緊急といっても過言はないと思っておりますが、こういったものをまた対策本部等を立ち上げて、検討をしていただきたい。意見が会議で出ればその場限りでは会議ではありませんので、会議の内容をちゃんと受け止めて、それについてどういう対策をするのかと。本来であれば質問をした方に返答を1か月、2か月以内に返すというぐらいのが正しい会議のあり方ではないかなあと、このように思っておりますが、このツルヨシについては本当に今日・明日できるものじゃあございませんけれども、早急に何か検討委員会をこれ独自で立ち上げていただきまして、前向きに検討していかなければ、川に行くようなことができない。我々河川に放流するにも前の日に草を刈らなければ川にバケツを持って行かれないというような状態になっております。と同時に河床掘削と同時に、このツルヨシの退治も一緒にできるわけですから、河床掘削をやると。また河床が上がってなくてもツルヨシがたくさんはびこっている所があるわけですから、そういったところも検討していく。まずはこれについて検討委員会で立ち上げて検討していくというような考えはあるのかないかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど、先般5月24日に行われました、佐伯市川を守り水辺に親しむ会の中で、確かに山中自治委員さんの方からも具体的には木立の方の川を例に挙げまして、その外八幡地区の方もいわゆるヨシが茂っておってそれを河川愛護デーで、人力でやるにはもう到底無理であるというようなことで、その時、建設省の方、それから県の方も同席しておりましたので、その場での回答ということにはなりませんでしたが、その会議終了後、

うちの担当の方が国及び国交省、それから県の方にお尋ねをしましてですね、その回答はその日のうちに山中自治委員さんに、内容はちょっと承知しておられないんですけども、差し上げてはるでございます。その日の同じPTAの関連の会議がありましたので、その時点で申し上げたということです。それと後段のアシ・ヨシに対して、今後検討委員会なりをということの御質問ですけども、これにつきましては、河川の管理につきましては、国の河川、議員御案内のとおり国の河川・県の河川・市の河川とございます。その三者での管理の仕方ということにもなると思いますが、そうは言いますが長年の懸案事項というふうな感じですね、今日もこうやって取り上げていただきましたので、その検討委員会設置のお約束まではここではっきりと私の立場では言えませんが、そういった指摘もあったということですね、国及び県にも声を掛けまして、そういった動きは、動きといいますか、行動は私はとりたいたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 何か河床の質問をした時に、903の下にある河川はすべて西嶋河川だという質問をしたと思いますが、正に立ち上がって行動して、要望・陳情するのは西嶋市長の下でそういったことをしなければ、県や国の役人が来て番匠川や堅田川を調査して、ヨシが多いなアシが多いなということは言いませんので、佐伯市の方からそういった盛り上がりを作って、何かの会を作って陳情・要望をしていくということでありまして。市長もうこの辺でいいかな今日は。ひとつ第9回全国標語コンクールの中にですね、水産庁の長官表彰をもらった、久留米市市立金島小学校4年、井口渚さんという方がですね、「すんだ川 海までとどけ 未来まで」これでやっぱり海と川がですね、一体になったものいいんだと。「守ろうよ きれいな川と 海と森」これが新潟県の村上市立三面小学校の本間萌夏さんが書いた標語でございます。「山を守れば 川がきれいに 川がきれいになれば 地球もきれいに」山と川と海と一体なんです。そこで塩月副市長に最後、聞いてやめますが。海づくりはまず川づくりからという言葉もでございます。先般の岐阜県であった海づくりの第1回の大会は、玉田議員の話によると、鶴見町であったんだと。30年前に鶴見町が第1回の開催地だということを知っております。海づくりはまず川づくりからという観点から、塩月副市長、山床に植林を木を植えなければいい水は出ないと。降った雨がその日のうちに佐伯湾に流れるようなことでは、きれいな澄み切った水は流れないんだと。山床に木がたくさん植わっておることによって保水力が山にあるんだと。その保水力が今なくなってしまっている。山床に木が植わっていない。木がたくさん植わっていることによって保水が、水が保てるということが環境省等の調べで、これは水産庁も環境庁も同じ考えでございます。山に木を、何の木でも木を植えなければいけないというようなことではございますが、塩月副市長、天然ミネラルを佐伯湾まで送るためには佐伯の市有林がたくさん本匠等空いておりますが、もしこういった市有林等を地上権設定で貸して欲しいという方が出てくれば、地上権設定でこういったものを貸せるのか、また公団とか営林署が4割とか6割とかいう契約でやっておりますが、民間のグループとか、地域の方とかいう方が山に木を植えたいと。土地がないので市有林の空いているところを植えたいということが出てくれば、そういったものを地上権設定で貸して木を植えさせてあげることができるのか。これは佐伯市のためではないかなあと思うんですが、最後、塩月副市長の見解を聞いて終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 市長まで質問がきましたから、私を飛び越えホッとしてたんですけど、指名されまして、本当、「すんだ川 海までとどけ 未来まで」って本当すばらしい標語で正にですね、佐伯市をしっかりと川があるので、守ってくださいよという議員のですね、思いじゃないかと思います。本当に戦後、富栄養化にですね、高度成長に努めて、石けん粉いろいろな面ですね、川が汚れ海が汚れ、今はですねそれを環境問題、非常にクローズアップされまして、多くの日本人が子どもたち含めですね、反省に立って美しい郷土を取り戻そうという思いに立っていると思います。その中で、新聞で見たんですけども、東京湾ですね、江戸前の人工の砂浜にですねアサリが異常発生して復活したと。非常にこれ喜ばしいことだということですね、それはやはり污水处理場だとかですね、あっちこっちに東京の川に造ったのがそういう結果になったんじゃないかと新聞で解説しておりました。山にですね川を佐伯の海を守るために市有林に木を植えてはどうかということで、私も空いてる時に現場主義で先週の火曜日ですか、本匠から宇目、ずっと山をずっと職員と一緒に歩いてまいりました。本当に伐採した後にですね、天然性林といいますか、三つ叉の木というんですかね、非常に成長しておりまして、ああいうところはですね、自然そのままの復活ですね、いい山に育っていくんじゃないかと思ひますし、また、それかといってですね、奥の方は議員御指摘のようにですね、ほったらかしの所もあったかなという思いをしております。それは市有林全体をですねどうするか、こうするかっていうことはですね、年次計画でやっておりますですね、今後ほうっていくつもりはありませんので、また職員等とも相談しながらですね、その計画も立てていきたいと思ひます。どちらにしてもですね、いろんな夢がある中ですね、本当にきれいな海、きれいな川、きれいな山というのはですね、佐伯の誇りでもありますのでですね、ごみのない町、本当うちの職員もですね、いろいろ公務員関係で問題言われておりますけど、朝早く来て6人ぐらいですね、水曜日にごみ拾いをしております。こういう職員はまた増えていくと思ひます。そういう思いがですね、川・海を守る力になっていくと思ひますし、またごみを拾ってくれてる方もですね、非常に多くなってきております。そういう運動も併せてですね、やっていきたいと思ひますので、どうぞ番匠川漁協の組合長としてもですね、そういう運動にもですね是非とも参加していきたいと思ひます。また、先ほど市長が答弁しましたですね、番匠川のもですね河口の採取の件、市長から前言われておりまして、漁業関係者の一部はオーケーもらっているんですけども、まだもらってないところがありますので、全部私が当たりましてですね、報告をしていきたいと思ひます。前向きに取り組んでいきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。地上権の問題はちょっと私は苦手なところがありますので、担当部長に答弁させていただきます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今、地上権のことですが、地上権につきましては一応できないと。今、分収造林、公団といった形の中では今現在ずっと行っておりますが、そういう形については個人という形の中ではできないといった形になります。それと今現在、本匠地域又は宇目地域といった形の中で、本匠については18年度から予算を約1,000万程度を持っている中で、今年度もまた1,000万持った中で、そのように大体今7か所ぐらい本匠にもはっきりいろいろの所にありますので、現地も調査もしておりますんで、年次計画で今年も行っていきたいと。また植える部分については、そういう所をボランティアと言ったら失礼ですけど、そういう形で植えるところがあればですね、そういう所には提供はしていきたいというふうに

考えております。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 1番議員の志政会、後藤幸吉であります。今回通告が多いので、手短な、しっかりした返答をお願いします。まず、口蹄疫について市の対応をお尋ねいたします。口蹄疫という病気がなぜ今のように恐れられるかということ、偶数のひづめを持った家畜の成績が落ちるから、家畜ってというのは豚で言えば、たくさんの子豚を産んで、その子豚が健康に育って安いエサで、そして良い値段で売れるのが家畜の経営であります。今回のような病気は、死亡率ほど高くはありませんが、子豚が死ぬとか、牛でいえばミルクの出が悪くなるとか、そういうことで家畜の経営を圧迫するので恐れられているわけで、決して食べて害のあるものではありません。また、人間にうつるものではありません。私は執行部に風評被害が恐ろしいので、是非何かの形で市民の方に宣伝というんですか、広報してくれえとお願いしてありましたところ、既にケーブルテレビで食肉の安全性については流していただいております。それで、先ほど県の家畜保健所というところに確認を取りましたが、まだ延岡市までは来ていないと。周辺地域ですので延岡で何か怪しいことがあれば、大分県にも報告があるのだが、今のところは大丈夫ですという話でした。今回の発覚しました時に、21日の朝には私どもに消毒液を持ってまいりました。生産者ではなくて私の本職、運送業者などが一番危険なのであります。県の家畜保健所は、佐伯市は大変よく協力していただいております。ありがたいことです、というように私には言うておりました。市の対応に感謝しますが、その件につきましては吉良栄三君が次に質問しますので、私は食肉が安全であるということ、それだけを質問して終わります。もう既に対応していただいておりますので、この件は答えていただけますか。手短にお願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 後藤議員の風評被害を市民の周知と食肉の安全性のPRということですが、宮崎で発生しました口蹄疫は、予想を超える規模で連日の報道により、生産者や消費者を恐怖の渦に巻き込んでおります。口蹄疫は家畜の伝染病であり、人に感染することはありません。また、感染した家畜の肉が市場に出回ることもありません。仮に感染した牛や豚の肉を食べたり、また牛乳を飲んだりしても人体にも影響はありません。というような内容で6月の14日からケーブルテレビで文字放送で文字説明を行っております。また、7月1日号の市報においても掲載をする予定であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） どうもありがとうございました。県からほめられるようにあるので、佐伯市の対応は十分であると思います。

次に、ケーブルテレビについて質問いたします。実は、市民の方から500円で見始めたケ

ーブルテレビが、今回1,400円になるんじゃないかというような留守番電話が入っております。正式には1,365円とかいう値段ですが、市民から第三セクターではないのか、とかいうような意見も入っております。佐伯市のこの値上げについて、どのように考えているのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 後藤議員のケーブルテレビの利用についてということでお答えします。議員が御指摘の料金の値上げについてですが、佐伯市には行政がケーブルテレビ事業を行っているエリアと民間のケーブルテレビ佐伯が行っているエリアがあります。議員御存じのとおりだと思いますけど、旧佐伯市の行政エリアは500円、それからケーブルテレビ佐伯のエリアは多チャンネルサービスの最初3,150円でしか最初ありませんでした。当時の佐伯市では、市民チャンネルを行政エリアと同様の料金で見ってもらうために、平成16年にケーブルテレビ佐伯をお願いして500円コースを設定していただきました。その後、平成20年4月にそれまでばらばらでありましたチャンネルと料金を統一したということで、それと毎年1億の赤字を出していたことから、700円という料金に設定をしております。このことによって、ケーブルテレビ佐伯エリアも最初500円だったのが一応700円に値上げをして現在に至っております。それから今回ケーブルテレビ佐伯のエリアで700円コースを今年の9月から1,365円に値上げをするということで、一応市の方にも話がっております。市としては情報格差是正と市民チャンネルを見てもらいたいということから、何とか値上げをしないでほしいというお願いをしております。しかし、ケーブルテレビ佐伯のエリアのデジタル放送による施設の改修費や維持管理費が膨大で、さらには材料費の高騰などによって料金改定を行うということでもあります。市としては一応お願いはしてはございましたけど、企業の採算に関することでもありますので、これ以上はうちの方から言えるという立場ではないということでもあります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 第三セクターではないのかということについては、どうでしょうか。と申しますのは、去年12月に市長がケーブルテレビ佐伯の取締役を辞任しております。そういうことで会社の内部に発言力がなくなったのではないかと。それともう一つ、株主が大きく異動しております。普通上場会社なんかについては3%の株数を持っておれば、総会を招集してもらう権利がある。それを利用して急激な値上げは困ると。そういうことを発言するような用意はないのかどうかお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 市の権限というようなことになると思います。市の出資率は御存じのように5.62%、通常の株主の権利としては、株主総会議事録を正式のものとするための公証人出席要求権、それから臨時株主総会招集権、それから株主総会の議決撤回要求権、取締役の責任の取り方に対する異議申立権、それから取締役会の決定に対する異議申立権などはあります。ただ、地方自治法上では当然、施設設立時は市と民間が出資した第三セクターであります。出資率が25%以上で監査委員の監査、あるいは外部監査人の監査、議会への報告、それから50%以上になりますと、市長の予算執行に関する調査権などがありますけど、一応5.62%ということで、先ほど言いましたように、いろんな権利は持っておりますけど、やはり逆に言えば5.62%ということで、そこまでの権限しか持ってないというのが現状であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 大株主が佐伯市に株を引きとらんかという話があったと聞いております。多数の市民が4,119軒ですか今回上がる。1,365円になるその利用者があると聞いておりますが、それらの中には、昭和40年ごろ難視地域じゃちいうのでNHKがただで、電信柱まではNHKを受診できるようにしてくれたと。組合を作ってOBSであるとかTOSに対応していたそうです。ところがケーブルテレビができたから利用せえと言われて、ケーブルにかたつたと。NHKと民間2社、3社なり組合の状態で満足していたのに、今度のような値上げは非常に迷惑だという人たちがおります。相当な数であると思います。中国製のデジカメと一緒に、いろいろな機能はいらんです。基本的な部分だけがあればいいんです。ただその人たちは今更アンテナを作ったりするわけにはいきません、難視地域ですから。その人たちが現在それでは泣き寝入りということですか。しかも将来2,000円なり2,500円にならんという保証はないように思いますな。今までのそれらの質問と。もう一つ、水道料じゃあ、例えば九電なんかは、電気料は勝手に、独占企業ですから上げることができません。それらをチェックする機能というのはいないのでしょうか。それとなぜ影響力があるだけ佐伯市が株を持ちよらんじゃったかということについて質問します。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） もともとCTSエリアと行政エリアでは格差があったということは先ほど答弁しました。500円と市内の方で多チャンネルは3,150円ということで、当時からそういう値段設定がありました。共聴アンテナで見ていた地域、いろいろあります。その中で500円コースの加入促進をしてきた経緯もあります。このようなを含めて当然、先ほど答弁しましたようにCTSには値上げをしないでいただきたいというような要望は行っております。今回ただ、値上げまでは今までのチャンネルに今度はRKBの毎日放送、それからKBC九州朝日放送、TVQテレQの3局が追加されて行政エリアのチャンネルとはちょっと違うということで、放送の追加をして値上げもしておるといようなCTSのこれ経緯がありますので。それからチェックの機能というのはい、先ほど言いましたように、株主ですから権利は持っております。しかし、どこまでができるのかと言えば、やはり株主も佐伯市以外に10何名か20名かおります。それも一つの佐伯市としても一つの議決ということになりますので、市がどうこういうところはなかなか会社の方としても言えますけど、どこまでの権限かということになりますと、やはりそれぞれのそれなりの限界があるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 最後の質問を部長しちよらんど。発言力を確保するだけの株をなし大株主が譲渡と言った時に受け取らんじゃったかということな。今答えとらん。それと機能が幾つか増えるということは私が、中国製のデジカメと同じで、最低の機能があればいいって言うんじゃから、さっきのような答えはせんでいい。そのなし影響力があるだけの株を確保せんじゃったかということをお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員に譲渡の時の話がきましたが、この前全員協議会には確か申し上げたとおりですので、それだけ非常に累積赤の大きいということで、市民負担をするわけにはいかない。また、当日それだけの金額に対して議会の方では理解を得られないだろう、ということで私は全協の中でお話をしてると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私が言いよるのは、市民がそう言いよるということで、今回、それと今後も相手の言うままの値段で推移すると理解していいんですね。二千何百万かの出資を当初始めて、現在減資されて四百何十万円しか価値がない。佐伯市が出資しとる。そして今回、明日、他の議員がケーブルについては質問をしますが、かなりずさんな経営体質の会社のようにあります。そういうところが市民に負担を掛けるような、そういうことのないように今後見守っていただきたいと思います。次の質問に移ります。もう答弁要りません。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、後藤議員の中でうさんくさいような会社をですね、この答弁についてはやっぱり撤回していかないと。当時、佐伯市ですね中で、このケーブルテレビというのをやっぱり重要視して、今回いろんなことが発覚したのもですね、私の方の調査で明らかになったということです。十分言葉にはやっぱり気をつけていただかないと、相手に対する侮辱になると思いますので。それはこうした経過というのは当時佐伯市としては、ケーブルテレビについては市とまた議会とも了解を得ながらやって、またその当時の大株主の人も非常に前向きで取り組んでいただいたわけです。ところが結果としてこういうことが出てきたんですけど、当時の経営されたある海運会社の人というのは、非常に佐伯市のためにですね、尽力していただいたと。その方々がやっていた会社がいかにもうさんくさいような会社ということですね、私はちょっと言葉には気をつけていただきたいと思ってます。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 時間が止まっちゃらん。まあ海運会社の社長は私も知っております。その方たちが手を引くごとなってから高くなったんじゃないかと。それとうさんくさい会社というのは取り下げます。かなり立派な会社であるそうであります。それはいずれ分かります。次の質問に移ります。

中心市街地の活性化について、中心市街地活性化基本計画というのが3月に国から認められて私どもの手元にあります。その中でお尋ねします。計画策定委託業者への委託料について質問いたします。これは前回委員会の時にお尋ねしたところ、既にこの方に千数百万円払っているという話でした。アースケイプですか、そこに払ったのはなぜ払ったのか。私どもが佐伯市の庁舎を一応、基準として550人を収容するのであれば、1万4,800平米必要だと。それなら56億になるじゃろうという数字が出てました。中心市街地は50億であります。それなのに、この会社にどういう理由で、この会社を随意契約したかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 若干誤解があるかなあというふうに思います。御質問はですね、中心市街地活性化基本計画の委託料ということでもありますけども、この委託料につきましては、アースケイプではありませんで、熊本にあります株式会社人間都市であります。この委託料につきましては、693万2,100円であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この間、委員会の中で質問した時に、千数百万円払っていると。団塚さんが代表を務める会社に、と仰うことでした。そこのお尋ねします。もちろんその会社のその方のプロフィールじゃとか詳しいことはもうあれしております。なぜそこをそういう千何百万円も払うようになったのか。随意契約でそれが可能なのかどうか。それをお尋ねし

ます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 議員さんお尋ねのアースケイプにつきましては、基本計画ではありませんで、大手前構想の策定業務と駅前港も含めた計画の策定業務、これについて委託をいたしました。これは当初から市の単独の予算で組んでいたんですけれども、途中でですね、これ地域総合整備財団というところの補助を受けようということで、これはうまく取れまして、1,000万円の補助を受けました。これ100%ですけれども、それプラス市費を追加いたしましたして、大手前の基本構想の策定、それから駅前港も含めた計画策定業務で1,575万委託契約をしております。こうした作業にはですねなかなか特質といいますか、競争になじまない部分がございます。基本的にはですね、地方自治法に定めます競争入札によらない場合の項目といたしまして、これは競争になじまないとかですね、ほかに比べて安い値段で業務が策定できるという条項で委託契約、随契で結んでおります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは安いというところで団塚さん方になったと理解しますが、ほかの所のそういう見積りは取ったんですか。あなたが勝手に安いと決めてるんじゃないんですか。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 企画課長の飛高です。後藤議員さんが若干誤解をしとるようにありますので、説明させていただきます。アースケイプにつきましては、昨年度1,575万、それで今、先ほど部長が答弁いたしましたように、地域総合整備財団から1,000万ということでございます。この条件といたしまして、このアースケイプの団塚さんは20年度から大手前のまちづくりについて考えてきてました。その流れの中で、大手前の今準備組合であります地権者であったり、そういう方がですね、その方、団塚さん、この方を選択してきました。そして21年度大手前と駅港を開発するときに、団塚さんプロデューサーとして団塚さんを選びました。その補助条件の中に1,000万の中ではプロデューサーとその地域の方、この計画それがセットでありました。そういうことで随契をいたしました。以上でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは千万円の中身で団塚さんにはすべて渡らん部分があるんですね。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 1,575万は有限会社アースケイプと契約いたしておりますので、団塚さん個人じゃなく会社、そういうことで契約しておりますので、団塚さんの会社とは契約いたしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その選考の理由がいまだに分からん。ということは、逆に言えば、例えばこういう東京で成功されてる民間の方がおられると。その方が同じ佐伯市の人間に知り合いで、おいお前に頼むというのと、今度のような50億全部で、これ成功すればその方に幾ら払われるんですか。最終的には。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） この契約は成功報酬とかそういうことではございません。あくまでも平成21年度は1,575万で契約いたしております。今年度は新年度予算でちょっと金額は忘れましたが、やっぱり今度基本計画に上げます。その中で経過として基本構想をアースケイプ

と委託しておりますので、今後も今年度につきましても随契でアースケイプと契約いたしません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 千万円はそういうところから出るにしても、後の金は五百何十万ですわな。佐伯市の委託契約な、50万くらいじゃろうと思うんですが、それと随意契約それに接触はしませんか。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 後藤議員さんちょっと勘違いしていただいたらいけないんですが、あくまでも歳出の中の財源構成ですこれは、例えば、単費であれば1,000万の契約をすれば一般財源が1,000万でございます。あくまでも平成21年度に契約いたしました1,575万円のうちの575万円は一般財源、そして1,000万円は地域総合、昔で言うふるさと財団からいただきました。ということでございます。それで昨年の21年度、1,000万が先ほど部長が答弁いたしましたように、1,000万が国からとれました。簡単にふるさと財団からとれましたので、だから一般財源で充当させていただいておりますということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） その充当した五百何十万は分かるが、今いう随意契約で五百何十万使えるんですかということ。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 当然使えます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは分かりました。次の質問に移ります。現計画を採用した理由は今と同じようなものですか。山手・馬場地区の活性化についてお尋ねします。今度の中心市街地活性化基本計画の中に、山手区の名前を出していいんじゃないと思うんですが、つたや旅館跡地を購入するようになっております。これは2,000平米だそうです。これは幾らで買い取るのでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 事業費につきましてはですね、本年度活用計画の策定に向けた業務をしていきますので、その中で決まっていこうと思っておりますが、今その企画等について交渉しているわけではありません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは26年度までに2億8,500万円、このここを造る目的は観光客のためのビクターセンターとしての機能を配置し、にぎわいの創出を図るということになってます。全部で2億8,500万円見ております。そこで、山手・馬場の活性化ということで質問しておりますので、お尋ねします。この路線価格、路線価格4万320円です。ちなみにNTTあつこの土屋邸の前です。あそこは今回競売ちいうんですか、それになっております。土地の広さが150坪、最低何とか価格が10万円です。26日かに価格が競争入札が行われると思います。それを参考にするのでしょうか。それとも飛び込む計画が太いから、大きな金額を使って購入するのでしょうか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 旧つたや旅館につきましては、平成16年度に市民ワークショッ

ブで策定した山際周辺地区まちづくり基本構想、この中で歴史的なたたずまいを尊重したい建物として位置づけをしております。その後、協議を重ねる中で、山際周辺地区の観光交流促進ですとか、歴史的景観を保存するという観点から、来街者が気軽に立ち寄ったり、地域の情報や物産品、そういったものなどを得られる休憩施設として既存建物を活用していくこととしました。その中で、都市再生整備計画ですとか、中心市街地活性化基本計画にも山際周辺地区の主要事業として位置づけした。仮称ですけれども、城下町観光交流館ということですからね。議員さんが言われますようにですね、これ例えば購入、それから中の改装、そういったものに掛かる費用というのはこれから積み上げなくちゃいけません。買取り価格につきましても、先ほど言われますように、路線の価格等も参考にしなくてはいけないでしょう。後は売手・買手との条件もありますので、これは何とも言えません。ただ一応ですね、ざっくりと計算した金額を2億8,500万で上げておりますけれども、この数字はですね固定化したものというふうにとられるとなかなか厳しいものがございます。それは目安として上げているだけのことです、すべてはこれから先の交渉、あるいは計画によって確定していくというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 実はその場所にこだわらんでいいんじゃないかなろうかちいう話をしたいと思っております。と申しますのは、子ども手当やなんじゃが年間2万6,000円払われたって、大人になって本人たちが払う。国が40兆も50兆も借金して予算を組むようにあったら、先々んことは分からん。今佐伯市は山手に同じ100メートルほど離れた所に山中邸をも所有しちよる。な、山中邸。そこを買い取ったのが結局1億880万ほどで買い取って、その後の塀をしたり門を造ったりというのは議会を通してますが、3,200万使うとる。今の現状になっております。多分佐伯市民のうち7万人ぐらいは行ったことがないと思います。な、観光客は寄るかしらんけど。そこの一画に、中に交流センターなるものを造って、トイレも造って今と同じような目的に使うような方法は考えられんのかということ。これが一つ。それともう一つ。佐伯市は営林署を同じく持っております。跡地、いまだに遊ばしちよることあります。あそこは広さが路線価格が4万1,600円ですな。そして472坪あります。あの地域は活性化でお尋ねしよるから、お尋ねします。国木田独歩が旧坂本邸におったと、そしてその中で豊後の国佐伯という所、1895年に紹介しております。「そのものさびしき声今なお耳にあり、これを城山の森林に聞き、これを御所大明神の森に聞き、これを馬場の松原に聞く。」と。そして国木田独歩を紹介しとる人の文書の中には、「独歩の下宿坂本の門前の道を西へ行けば城山の登山口三の丸に通じ、門前から反対の方へ行けば一町ほどして名刹養賢寺がある。この寺前で直角に右手に折れて街の方へ通るのは老松並ぶ馬場通り」、現在はこの道に沿って佐伯鶴城高等学校がある。あそこにそういう組織を造れば櫓門まで歩いて行けるし、場所をこだわらんでもいいんじゃないかなろうかと。そのように思っております。これは副市長にお尋ねします。大変なまちづくりだから、車がどんどんどん通って交通事故が起きるような道路がいいのか。よそから来た人たちが営林署の所からずーっと櫓門まで、今言う鶴城のあそこは第二種景観保存地域です。それを大事にして、そういう観光地にするのかどうか、お答えください。2分ぐらいで。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） それは場所的に考えてもですね、車が普通の幹線道路みたいにですね行き

交えばですね、遊休のひとときを感じる場所でなくなりますので、私は車のできるだけ通らないほうが場所として価値が上がると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ありがとうございます。私が言いよるのはあくまで都市計画とかそういうことでなしに、山際馬場の活用方法で尋ねますが、今言った佐伯市が現在持っている山中邸、営林署、それを活用して、先ほどの観光客が集うビクターセンターとして活用するつもりはありませんか。多分2億なんぼのうち、土地代がおのずと分かりますが、新たなそういう土地を求めんでも、現在の佐伯市の土地を、同じ地域にある土地を活用しようとは思いませんか。部長どうぞ。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 旧営林署、これも言ってみますれば歴史と文学の道というよりも歴史街道と言いますが、その中にきちんととらえられる場所にあるというふうに思っております。ただ、これまでにですねいろいろなワークショップ等を積み重ねまして、旧つたや旅館、これが歴史と文学の道のちょうど中央に位置する。歩くにも休む所がちょうどほしいなあという大変いい位置にあるというふうに思っております。この山際の通りにつきましては皆さん大変思い入れが深いですから、いろいろな考え方をする方がおられると思います。ただ、この積み上げてきた内容といいますのは、それなりにとらえていただきたいといえますか、Aさん、Bさんそれぞれ意見がありましようが、そのたびごとに動いていたのではですね、なかなか構想もまとまりませんし、計画まで高まらないというふうに思っております。今のところはこの旧つたや旅館、これが最もふさわしいと、そういう交流館としてはふさわしい場所であるということで考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 20メートル離れとらんがなあ、山中邸とは。そうげえ20メートルでだるかあ。ほて汲心亭も横しによこい場があつてな、車の駐車場も何台かある。だから私は持ってる所を活用せよと言うんですが、あなたたちがそういうことであれば、私は質問をただけだから。頭の中には入れちゃってください。次に移ります。教育次長、何度もお尋ねします。文化会館は現在のところ新しい建設場所が決まっておりますか。規模については決定しておりますか。二つだけお尋ねします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 3月議会でもお答えしましたとおり、規模、それから用地については現状では決定をいたしておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 決定していないそうですが、日田、大野郡三重町、両方の施設を見てみますと、50億とか60億という数字が出ております建設費について、ということは佐伯市は将来、今の文化会館の所には土地は造られんわけですから、先々またそれだけの金を用意しなくてはならない。で、土地ももちろん警察がよそに行くほどですから、中心市街地にはそういう土地はないと思います。これで質問終わります。それでは歴史資料館の必要性について、市長にお尋ねします。理由は昭和63年の時点で佐伯市はアンケートを取っております。もう文化会館もできてる時代です。その時に市民を対象にアンケートを取って一番欲しかったのが、市民が欲しかったのは運動公園、二番目が確か美術館、三番目が今の和楽であると思います。

四番目が歴史資料館でした。そして私たちが一昨年12月、歴史資料館の用地として、その当時の議会は否決しました。その後、市長が土地を買われて話が進んでおりますが、歴史資料館の必要性について市長にお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員には幾度もこの質問には答えつつもりです。やはり一般質問ですので、その都度都度同じような言葉になると思います。市民ニーズというのは本当にあるかの問いということですが、私どもも一昨年、毛利の400年祭もしました。そうした中で、歴史資料館については、その地域における必要性ということで作らせていただいております。そうした中で、佐伯市における資料というのは非常に重要なものがあります。佐伯市は資料はその時にも見に来られた方が、こうした資料をなぜ展示しないのかという多くの声も上がっております。当時、アンケートを取ったときの私の記憶の中では、佐伯市にほとんど資料がないだろうという中で、歴史資料館のことはあんまりボリュームアップしておりませんでした。当時またいろんな中で施設等の要望というよりも、全国的には美術館ブームみたいな部分もありました。そうした中で今回歴史資料館については、先般からまた前回も申し上げましたように、佐伯市がそうした中で展示をし、公開し、社会的教育の立地から佐伯市の歴史を広く市民に知っていただくということで歴史資料館の必要性を訴えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 何度もお尋ねしました。現在ある独歩館、それと年間1,400万ほど赤字を出しております。3月議会で1万人から1万5,000人の入場者が見込まれる。県内に同じような施設が22ある。かなり全国的な負担を感じるところがあります。そのように市長が、自分が自信を持って将来までもやれるように、この政府の箱物に対する厳しい世の中で、あなたがどうしても造りたいようにあったら、退職金を供託しませんか。10年なり先にそれなりの効果があれば返してもらえばいいじゃん。供託じゃあけ、寄附じゃあないんじゃから。私も期末手当多分200万ぐらいもらうでしょう4年間。それは同じようにして結構です。自信があって佐伯市に損を与えんということであれば、あなたの覚悟をお尋ねします。例えば、中津市なんかは小学校の子ども、そういう施設にバスで案内しております。展示場だけであれば子どもの教育のために見せるのであれば、郡部にある振興局を利用してもいいわけですから。箱物を造らなくてもいいんです。それまでの覚悟はあるのであれば、あるかどうかお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私も議員時代から今までこうした質問を受けて、質問も聞いたことがありません。と申しますのは、これは社会教育施設としてのですね必要性だということで、議員が言われているのは入場料で赤字になったとか黒字になったという話だと思うんです。市における社会教育施設、文化の施設って非常に乏しいものがあります。また、歴史資料館、先般も私の方の担当課が説明いたしましたように、何の建物でもいいということじゃあないと思います。それは湿度の管理、温度の管理、いろんな中で歴史の資料っていうのはそうした気温とかいろんな管理があって歴史の資料が守られてるわけですので、どこでもほたっていいというような資料ではない分もあります。そうした中で、社会教育施設として歴史の流れ、また今まで貯蔵しとったものもですね、見せるためにもそれだけの施設が一応いると思ってお

ります。以上です。それから、そういうことで一応供託の話というのは、これは基本的にはそうした話をですね、私としてはですね、私がするからしなさいというのは、ある意味では違った方向の話になる可能性もありますので、この点については答弁は差し控えさせていただきます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 先ほど言ったように、子どもを教育するのであれば、ほかの方法もあると思います。造るのは造って後は知らんちいうことのように、経済的に関してはな。経済的なことに関しては知らんというように理解します。次の質問に移ります。大手前のコンベンションホール構想についてお尋ねします。この中で、私どもに昨年示された。一昨年示されたこの絵。この部分、具体的に商工会議所が800平米の床を買い取って、1億7,800万円で買うんじゃないというのが具体的に事業概要で出てきております。ところが商工会議所もこないだ5月の二十何日かに臨時議員総会を開いて、ここには買い取ってまで移らんということになりました。床面積としては市に次ぐ最大の利用者であると思います。このコンベンションホールを商工会議所がのかん、入らんごとなったときには対応はどのように考えているのか魚住部長、あなたじゃろう。コンベンションホール、今度建設課か。しよわねえか初めてでから。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 後藤議員から大手前開発の件で御質問がありましたので、お答えします。大手前開発構想の変更についての御質問ということでお答えいたします。商工会議所が地域交流センターに入居しなくなったことによる構想案の変更はあるのかというふうな御質問ですが、このことは議員も御承知のとおり、平成22年5月25日付けで佐伯商工会議所から大手前地区の権利を購入し、移転することは不可能であるとの文書をいただいております。しかしながら、内閣府の認定を受けました佐伯市中心市街地活性化計画の中での事業内容としまして、店舗・住宅、駐車場、地域交流センター、広場・公園を整備するということがありますことから、地域交流センターを計画しないとはお考えしておりません。現在、構想案から計画案に向けた準備を進めておりますことから、関係者等十分な協議を重ね見直しを図っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、商工会議所が入らんでもひとつも影響はないということですね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど答弁しましたのは、会議所につきましては購入しての移転は不可能ということをお聞きしておりますので、その他の可能性、今後につきましては探っていきたいと。そういうことでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 部長、あなた自分が家を造るときにな、人を下宿させるんを前提にして大きな家を造りますか。自分の金で造るんじゃないたらな。どうですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私が家を造るときに、下宿人がおらんのに大きな家を建てるかちいうことですね。そういう個人的なことやなくてですね、先ほどの答弁に付随する、補足になると思いますけども、先ほど私が答弁しましたのは、会議所そのものが買って自分のものにして

の移転は考えてないということですので、今大手前計画の方では、構想案から先ほど申しましたように計画案に向けての今準備を進めております。その中で、会議所につきましては、間借りといいますが、スペースをですね借りるとか、そういった方法はないのかも模索していきたいということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 私はあなたが家を造るときのことを聞いたんじゃないからな、そういう余分なことをするんかちいう話です。それと商工会議所も、そしたら借りるって約束があったんですか。あったんですか借りるち言うて。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 繰り返しになりますけども、現在は大手前は構想案から計画案に向けた準備を進めておりますから、あくまで商工会議所につきましては、可能性を先ほど冒頭に答弁いたしましたように、可能性を探るということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 何たってほかが忙しいからあれですが、なるべく大きなものは造らないほうがいいように思うから、そういうわけです。それよりも大事なものは、まちづくりの今度の基本計画を立てる段階で、まちづくり会社、商工会議所の役割があります。その相手方とも確認をせんで、私たち議員の前にこういうことを出すようなずさんな計画ですよ。そげえなりや、断われたんじゃないからな。そんなことはしなさんなという話です。このことでほかに異論がある方がおりますか。その代わりちゃんと商工会議所と相談して商工会議所が入るちいう約束をあんたにしたち言うんならいいよ。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 商工会議所の件につきましては、建設委員会と言うんですかね。その中でこの構想案を出すときに、商工会議所を入れさせていただきますということは了解をもらっております。その中で、今度全体はその建設委員会につきましては、その中に入る、入らないというのは全体の議員さんたち皆さん、臨時議会と言うんですか、臨時総会と言うんですか、議員さんたち商工会議所のメンバーの方が、そういう中で買えないと、買えないということの結論を出しておりますので、建設部長が先ほど言いましたように、その私たちが構想を出す段階では商工会議所にはこの構想案についてお話をしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） だいぶ私が現場で聞いておると違いますが、結構です。次は、それでは大手前の民間の部分について、どの程度進んどるんでしょうか。例えば、皆さん協力するとは言われよるけど、26人ですか地権者の方。何人の方が土地を売りっぱなしにするのか。店に入りたいと考えておるのかな。それと9件店舗を用意しとるそうですが、広さと店舗数とは違うと思いますが、どこまで話がいつてますか。進ちょく状況をお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大手前開発事業の店舗・住宅等についての具体的な取組の進ちょく状況につきましては、議員も御承知のとおり、この再開発組合が行います第一種市街地再開発事業は、県内でも初の試みでございます。そのような中、平成22年4月1日に佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合が設立となったことによりまして、準備組合は構想案をまとめたコンサル基本計画に向けた検討を重ねるとともに、事業協力者の選定方法等の検討も行ってい

るところです。市といたしましては、区画整理及び基本計画を作成する上で必要な現地測量や調査等の委託業務を発注する準備をただ今行っております。したがって、現時点では具体的な取組の進捗状況等の説明を個々に行えないのが実情でございます。地権者との協議の状況におきましては、毎月8日、18日、28日の8の付く日に準備組合が主体となって勉強会を開催し、事業に対する理解を深めているところでございます。今後につきましては、調査・委託等を進めながらさらに詳細な協議を準備組合と進め、全権利者等に個別ヒアリングを行い、合意のうえで事業を行いたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その中でマルシェについてお尋ねします。3月議会で魚住部長は、こういう現在仲町にあるまちの駅番匠、あそこも力を付けていただいて大手前に入っていたらいいというように言うちよりますな。ところが計画の中では、中心市街地活性化基本計画の中では、まちづくり会社佐伯、これが事業主体のようになっております。どっちが本当ですか。うそを言いよらせんど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） マルシェをまちづくり会社が事業主体にと、これはマルシェと言いますのは、あの広場を利用するのいわばバザールといいますか、そういう状況ですので、その運営ということになるかと思えます。一定の床をですね取得してうんぬんということではありません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） はい、分かりました。それではお尋ねします。再開発事業費の補助金についてはもうお尋ねしません。こういう事業をたくさんするようになったら更なる行財政改革の必要性があると思えます。例えば、前も言うたように、篠山市のようにかなりの割合でつこうとります。佐伯市もかなり使うようになります合併特例債300億ほど使うということは前回お尋ねしております。そうしたときに、篠山市のように結果が出てから職員の給料を10%カットするようにしたりするのか。今のうちにどういうふうな対応をするのか。今度の新しい計画はもらっておりますが、これでは10年後、ある議員の会報によりますと、32年には基金がほとんどなくなるんですが、更なる行財政改革が必要だと思えますが、どうでしょうか。三原部長。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは私の方から行革の必要性についてお答えをしたいと思います。議員も御承知のことと思えます。今議会の開会日におきまして、市長が市政諸般の報告で申し上げましたとおり、本市におきましては、昨年度の3月に市債残高の100億円の削減と、それから920人以下の職員数を基本方針とした第2期行財政改革推進プランを策定し、行財政改革の推進に努めているところでございます。このプランにおける今後の財政収支の見通しに提示をしておりますとおり、プランに沿った財政運営を行うことによりまして、本市の財政の健全化は保たれるものというふうに認識をしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは次の質問にいきます。自治委員の報酬について、市から払われている報酬は、仕事の一つの中に市報の配布というものがあります。それは個人が受け取っているのであれば自治委員が自分で全部配るのが本当でしょうか。それとも全額を区に入れて区

民から集める区費と一緒に区長手当を取って、班長じゃあなんじゃ、そういう人たちに協力してもらうのが筋じゃろうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 自治委員、自治委員の報酬っていうのは市報の配布だけではありません。自治委員の業務の中にはいろんな業務があります。募金とかそういう災害の時の通報とか、市報の配布、だからそういうのがありますけど、それは自治委員さんに報酬は渡しております。その後、区がどうしようが区の中でやりくりすればいいということだと思っております。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 久しぶりの一般質問の登壇でございます。この6月定例会に私も中心市街地活性化計画の一般質問を考えておりましたが、後藤議員の方から、おれに任せろということまで話がありまして、私は違う形で質問を、違う内容での一般質問を行いたいと思いますので、27番、吉良でございます。よろしくお願いいたします。6月に入りまして、あっちこっちで田植えをする光景を目にします。昨年はこの時期雨がほとんど降らず、非常に苦慮したことを覚えておりますが、今年は順調な植付け作業をする姿を見てほっとしているところであります。しかしながら、農林水産・畜産業にとって生活にかかわる、表現を変えれば命きするのに非常に深刻な問題が発生をしておりますので、何とか改善に向かってほしいという思いで今回一問一答により質問をさせていただきます。

1点目は、家畜伝染病口蹄疫、2点目は、鳥獣被害であります。家畜伝染病口蹄疫につきましては、先般常任委員会での委員長報告もさせていただきましたし、新聞・テレビ等でも頻りに報道されておりますので、その状況と深刻さは十分理解をされていると思います。口蹄疫の繁殖力、日本の正常国としての位置づけ、牛の市場またスーパー種牛とかエース級種牛といった言葉もお聞きしたと思いますが、昨年の4月に畜産振興についての一般質問を行いました。牛の系統ブランド力が市場において重要であると。あの時に言わんとしたことが理解が深められたのではないかと考えております。口蹄疫も一時は終息に向かっているかと思いましたが、無情にも感染地域は広がっております。先般、宮崎県の被害農家への視察を行った菅首相も国家的危機との認識を持っていると発言をされておりますし、昨日の新聞のトップにも事態が深刻化と大きく見出しが出ており、県も追加予算を検討ということであります。畜産農家を始め関係する皆様には本当に心からお見舞いを申し上げます。大分県では今のところ感染例はありませんが、まだ市場の見通しはありません。県・市で毎年秋に開催する畜産共進会も今年は中止ということであります。今日の新聞でも佐伯の大きなイベントの一つであります伊勢えび海道の開催も難しいということであります。さらには、宮崎県と結ぶ国道等も交通量は激減しておりますし、道の駅などでも売上げが落ち込んでいるとお聞きをしております。一次産業の厳しさ、難しさを改めて痛感しておりますが、昔から日本の風土と自然と共存共栄しながら国を支えてきた根幹の産業であります。何とか国・県・市とで後世に未来に残していく資源・産業として支援をお願いしたい。そんな思いを込めて質問をさせていただきます。まず、対策本部の設置と市の姿勢についてをお伺いいたします。今回の家畜伝染病口蹄疫の被害に対しまして、国・県、そして本市においても対策本部を設置しております。この体制によって防疫体制の強化、仮に感染したときの迅速な対応をしていくことと思っておりますが、4月の20日に宮崎県で感染が確認されてから4月30日に大分

県で対策本部を設置しております。佐伯市はその1か月後、5月28日に設置ということで、宮崎県と隣接する本市としては南の玄関口でもあります。対応が非常に遅いのではないかと感じております。県下、他の自治体よりも設置が遅いというのは危機感が足りないのではないかと。担当部局が昼夜一生懸命対応に追われているのは私も十分認識をしておりますが、他の部局との連携はあまり感じられない。市として、今回の深刻な問題をどのように認識をしているのか、私なりに疑問に思っておりますので、お伺いをしたいと思っております。手法論ではなく姿勢論としてお尋ねをしたいと思っておりますので、誠意ある答弁をよろしくお願ひし、最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 口蹄疫に対する市の対応についてお答えいたします。佐伯市は4月20日に口蹄疫の発生の一報を受けまして、2日後に畜産農家に消毒剤の配布をもう既に行いました。消毒の徹底の周知と情報の収集にも当たりました。5月6日に各生産者の代表、そして県、家畜保健所、そして農協、そして共済、市を含めましての第1回の口蹄疫対策会議を行いました。また、子牛市場の開催が延期されることによる農家の経済的支援や防疫の徹底のために全畜産農家に消毒槽の配布も行いました。5月18日には第2回目の口蹄疫対策会議を行い、更なる防疫体制の強化のため、消石灰の配布などを全農家に行いました。また、口蹄疫が佐伯で発生する可能性にかんがみ、5月28日に佐伯市口蹄疫対策本部を設置いたしました。埋却地の確保が感染拡大を防ぐかぎを握るので、早急に埋却地の選定作業にかかり、全体的に把握をしたところですが、また、宮崎県北浦・蒲江間に一般車両の消毒ポイントの一つ追加するよう県にお願ひをし、それが消毒するように至ったということです。また、先般林道の上から2路線の林道の通行止めと、それと日之影線の一部を明後日ごろから消毒をやるというふうな今のところ決定をしております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ただ今担当部長の方より答弁をいただきました。私はこの対策本部に対しての質問をしておりますので、対策本部長から答弁をいただきましたかというふうには思っておりますが、これまで発生をして対策会議等を重ねながら関係機関と連絡を取りながら対応をしてきたというのは私も十分に承知をしております。その中で、対策本部を設置する意義というのは一体何なのかという部分に非常に考えを持ってほしいというふうには思っております。この対策会議連絡協議会等はもう佐伯市ではありません。大分県各自治体でも十分されてきております。その中でやはり担当部局だけの対応ではまずいと、全市的にこの口蹄疫に対して防疫体制、迅速な対応をとっていかなくちゃいけないという中で、対策本部を各自治体が設置をされていると私は認識をしております。その中で、大分県内における口蹄疫対策本部の状況についてちょっと述べたいと思っておりますが、4月30日に大分県が対策本部を設置しております。5月の18日に九重町、同日、この日には市議会といたしましても経済産業常任委員会を開催し、この口蹄疫の対策についての協議をさせていただいております。翌日19日は玖珠郡が設置をしております。21日竹田市・豊後大野市、24日臼杵市・国東市、またこの24日には議会といたしましても県の方に防疫体制の強化を求める要望書を提出をさせていただきました。議会としても執行部にやれやれというだけでなく、議会としてもやっぱり動かなくちゃいけないということで要望書を提出させていただきました。そして26日が由布市、27日が豊後高田市、そして28日が佐伯市ということになります。対策本部の設置は他市がや

るから佐伯市もやらんと格好が悪いというふうな対応に見受けられるような気がします。一番県南に位置する佐伯市であります。その佐伯が率先して対策をするべきではなかったんでしょうか。由布市や豊後高田市、国東市の方が一番県北の自治体が先に設置するというのは非常に対応が遅いのではないかとこのように私は認識をしております。この件につきましては、対策本部長である市長、やはりこういう体制は市長のトップダウンで指示し、早い対応をするべきではなかったんでしょうか。私はそういうふうに思っておりますが、そういった指示は市長はしなかったんでしょうか、対策本部長として。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員より、対策本部のあり方についてですが、対策本部というのはいろんな中の考え方があると思うんです。これは議会の方にも私どもの方が5月6日に各生産者の代表、とにかく初期行動としての動きをやっていることを報告してると思っております。また、第2回目の5月18日に2回目の口蹄疫対策会議を行ったということで、こうした対策本部を行ったときに全体的にどうあるべきかということで調整会議も必要であったと思っております。また私が報告を聞いたときに、5月何日か県の方で全体的でやるときに佐伯市もそうした中で、埋土の場所いろんなところも全部検索しあげて、それがもう即対応できると。だから対策本部を起こすだけで起こした。でも作業的には私どもは、先ほど言った対策会議で十分な対策をし、やっていったと私は思っております。なお本部ができないからそれだけ周知を行っていないという具合には考えておりませんし、それを本部をつくった時には、またこれは本部ができてですね、県の本部から命令がないと佐伯市の本部ができて一切動かないわけです。対策協議会の場合は市独自で直接動けるということで、そうした本部ができて本部長がなんぼ言ってもそうした県との連携がなければいけないということも御周知いただきたいと思っております。不足の分があったら部長お願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今市長が申しあげましたように、この口蹄疫の対策本部の遅れといった形の中で言いますと、この口蹄疫伝染病は国の口蹄疫家畜伝染病予防法に基づきまして、また国の防疫指針に基づきまして大分県知事が委任を受けております。起こればですね、大分県知事がすべての対策本部長となって全庁にわたり、そしてもし仮にですね佐伯市に入りますと、入ってはいけませんけど、入りますとそこで南部振興局長が現地対策本部というのを立ち上げることになります。その指揮下の中にこの対策本部がお手伝いという協力体制といった形の中に入って行く形になりますので、ちょうど5月28日が遅かったとか、そういう形でなくて、我々は十分それまでによそよりも報道に載る前にいろんな消毒槽、いろんなことについてはよそよりも早く、新聞には出なかったけどすべてやってきたというふうに考えておりますので、そういうところの誤解にはちょっと避けていただきたいと思っておりますので、本部の動きというのはそういうことでございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今対策本部長と担当部長より答弁をいただきました。対策本部というのはいろんな考え方があると、対策本部を設置する前に十分な対策を市としてもやっているというふうな答弁でありましたけど、十分な対策をしてるんであれば、変な話が対策本部も設置する必要はなかったんじゃないかと。どうしてもこの28日という設置であるんであれば、もっと

ほかの自治体に取り組んでる前にもっとやっぱり設置をする必要、この佐伯市という一番南に位置する宮崎県と隣接をしておりますので、やはりそういう対応が私は必要ではなかったかなあと考えております。いろんな考え方があるということではありますが、やっぱり一番は大分県に入らないための防疫体制をこの対策本部、市全市としての取組としてやはり取組を進めていただきたい。私は先ほど手法論じゃなく、姿勢論としての質問をさせてほしいということで申し上げたとおり、やはりそういうこの大分県に入らないための南の玄関である佐伯市がやっぱり率先して、県の対応を待つということではありますが、そういう中でもそういう姿勢を是非みせてほしかったなあというふうに思っております。この佐伯の畜産農家も大変口蹄疫というものに対して恐怖を感じておりますし、不安を感じております。市長も対策本部長として、この農家の方からの声というのでも聞いたかと思えます。私も聞いております。ちょっと紹介させていただきたいんですが、もし自分ところでこの口蹄疫が感染したら当然収入もなくなる。生きがいもなくなる。さらには借金が残るという中で、非常に心配をしておると。だけどそれ以上に、やはり自分とこで口蹄疫が発生することによって佐伯市に迷惑を掛ける。大分県に迷惑を掛けるという思いを畜産農家の方は持っているようであります。もしそうなったときには、もう自分は首をくくらないけんのじゃねえんかというふうな、非常に恐怖に見えない敵と闘いながら畜産を今でもやっているという、それが佐伯の畜産をされてる方の意見であります。やはりそういう意見を聞きますと、佐伯市として、やはり佐伯市から口蹄疫を発生させない。そういったやはり姿勢、努力をもっともっと私は佐伯の畜産農家のためにも、また大分県のためにも是非この佐伯市という自治体がとってほしいというふうに思っております。十分な対応をしてるということではありますが、その対応に、仮に今まだ発生しておりませんので、私もこういうことを言わせてもらっておりますが、仮に発生した場合に、ああ、ああしとけばよかったというふうなことにならないような対応を、この佐伯市という自治体、畜産を抱えている自治体としてもそういう姿勢を是非市長、持っていただきたいと私は思っております。この件について、そういう畜産農家の心情に対してのねぎらいの言葉といたしますか、少しでも不安を解消させるような市長の意欲的なものをもう一度聞かせていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほどから市における姿勢という形の中で、私どもも道路の封鎖等につきましても県にですね、提言しながらここをすればいいと。そうしたことをやってきておりますが、これは市、要するに行政だけの仕事ではないと私は思っています。今日ですね、私もいろいろ見るときに、これは延岡市の記事なんですけど、市民有志が消毒液散布、この中に書いてるのは、市がやっても限界があると。そうした時間帯には私たち市民が、そうした口蹄疫が入らないためには、国交省からの散水車を借り受け、同市が設置した消毒ポイントに消毒液を散布。そうした活動をやっていきたいと。そして友人・知人にも畜産農家がいって本当に困っているし、もしこれが入ったら大変だと。そうした中で、建設関係者や自営業者の市民約10人がローテーションを組み、ほぼ毎日、口蹄疫の消毒作業のため国交省が散水車を貸与している情報を聞きつけたのがきっかけで、同市に消毒液散布のボランティアがそういう形でかって出たということの記事がこれは出ております。同じように都城市でもやってるということで、行政として打てるべき点は打っていきませんが、本当に農家にとっても大変なことだし、先般、都城でも単に農家だけじゃなく、市そのものの経済が影響するということが

あります。そうした中で県内で初めての先ほど部長が申しあげましたように、林道等の通行を禁止する。これもいろいろ諸問題がありますが、やはり私どもはこの県南に一步も入れないぞという強い意気込みで各地域、また私のところに電話が掛かってきて、よくストップしたなあという激励の電話も聞いております。そうした意気込みが皆さんに分かっていただいて、この口蹄疫が佐伯市に入らないように、努力をやっていきたいと思っておりますし、またいろんな御意見等、またこうすればいいんじゃないかというお知恵等がありましたら、いつでも私たちに御提示いただければと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今は宮崎県等の事例を市長の方から、対策本部長の方から答弁をいただきました。そういう取組があつてということでもあります。実際に現地としてはやはりそういった市民運動的な取組も起こっていると思いますが、対策本部としてもですね、佐伯市は設置をしておりますので、そういった呼び掛けもやっぱり対策本部からしてもいいんじゃないかなあと思っております。また、佐伯市はケーブルテレビ等も整備されておりますので、先ほど後藤議員からも食肉の安全ということでは申し上げておりましたが、やはりこの佐伯市民に対してもやはり協力を願いたい。何とか御理解を願いたいというふうな、そういった部分の啓発もやはりケーブルテレビなどを通じて対策本部長から発信をしていっても私はいいんじゃないかなあと思っております。風評被害等もやはり非常に懸念をしておりますので、そういった正確な情報を伝えるためにもやはりそういった取組も今後視野に入れていただいて、考えていただければと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。本当に担当課はですね、非常に苦慮されておる。対応に追われている大変な状況であるというのは十分に認識をしております。先般、夜中の12時ごろですね、私も市役所の近くを通ったんですが、農業振興課のところに電気がついておりました。ああなかなか大変な、残業をして大変だなあというふうに非常に思っておりますが、こういった事態でありますので、何とか大分県に佐伯市に入って来ないような対応をよろしく願いしたいと思っております。この件については終わりたいと思っております。続きまして、イに移りたいと思っております。今後の取り組むこと、取り組めることについてをお伺いをしたいと思っております。私もこの質問をするころは口蹄疫問題もほぼ終息をしているだろうと。終息をしてほしいなあという願いも込めた質問ではありますが、まだまだ気の抜けない深刻な状況であります。今回の問題は国・県、各自治体が今後の教訓として生かしていかなければいけないと思っております。そういった議論もこれから各署でなされてくるとも思っております。畜産という分野の中でこれを教訓として、佐伯市としてこれから何を指すか、何が取り組めるかというのが今回の問題によって何か見えてきたのかなあ。そういうピンチをチャンスに変える発想の転換がもし市の方であればお伺いをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今後取り組むこと、また取り組めることということですが、鳥インフルエンザ、また豚オーエスキー病、BSE、口蹄疫等の畜産を脅かす病気はたくさんありますが、特に今回の口蹄疫は感染規模が大きく、地域に甚大な被害を残すことになりました。今回行政の対応の即受性が問われておりますが、畜産の少ない佐伯市においては、特に感染を最小限に食い止める対策を講じる必要性を十分今回認識をいたしました。また、畜産を振興する上で避けては通れない伝染病の重要な事態に、家畜の管理や防疫対策まで完結して対

応することができるように、農家の間でのやはり意識または醸成等を図っていくことが非常に大事であるというふうな形の中で、再認識をしております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） それでは今のイを踏まえてですね、今度3番目のウに移りたいと思います。粗飼料の推進と確保についてをお聞きしたいと思います。口蹄疫が発生した川南町では、輸入わらをえさとして使っていたとお聞きをしております。口蹄疫感染の原因は特定はされておりませんが、海外でも猛威を振っている口蹄疫ウイルスと同じO型のウイルスということは判明をしているようであります。佐伯市の畜産農家では、輸入わらをえさとして使用していないとお聞きをしております。今回の問題で粗飼料や農耕飼料の取扱いも国のレベルでも見直しをされてくるのではないかと私なりに推理をしておりますが、佐伯市の畜産振興の一環として、わらや草の粗飼料の推進に取り組んでみないか。身近なところの話をしますが、番匠川の河川管理として河川敷の草刈りを業者に委託をしております。その草の一部は、近所の農家の方が有効活用しているとお聞きをしますが、多くの刈られた草はごみとして処分をされているようです。刈った草を束ねる結束機があれば、草を束ねて固体にすれば草がごみではなく畜産用粗飼料として再利用が可能であると思います。委託業者に活用していただいて、そういう機械を活用していただいて取り組むと。こういったところにも目を向けて、国交省また県との連携を取りながら、こういった取組が実現できないかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 粗飼料の推進確保についてですが、口蹄疫ウイルスはわらが感染路になる例がありますけども、今回は感染経路については先ほど言われましたように公表されておりません。現在、畜産農家と耕種農家が連携して行う耕畜連携粗飼料増産対策事業、そして水田利活用自給率向上事業により、稲わら、牧草の粗飼料の確保に約80ヘクタールで取り組んでおります。また、農家が個人的に稲わらの確保ということにも努めております。国土交通省が毎年実施しております番匠川の河川敷の草刈りについては、国土交通省から刈り取った草を引き取ることはないかという問い合わせにより、畜産農家等に紹介した結果、数戸の畜産農家が刈り取り作業をする、実施をしている業者から直接草の搬入が行われております。しかしながら、ばらでダンプに積むために多少の土砂等が混じりますので、非常に取り扱いに手が掛かっているということです。そこで、刈り取った草をきちんとこん包し、農家の取扱いをよくすれば、粗飼料として非常に有効な資源になりうると考えております。今後、資源の循環又は環境面からも国土交通省の方に協議を重ねていって、そういう形の中で農家とか、果樹園農家、畜産農家といった形の中でやはり取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今回のこの質問に当たりまして、実は県の方から話がありまして、私も相談を受けまして話をしました。その中で、実は大分市の方はもう既にこういう取組はなされているということでありまして。大分市も大変広い河川がありますので、そちらの方では委託業者が刈った草を結束して、束にしてもう固体にして畜産家が引取りに来るというふうな体制ができていているということでありまして。じゃあなぜ佐伯市はできないかと言いますと、佐伯市が今委託をしている中で、そういった機械がですね、結束をする機械がまだないということ

で、業者もそれを持っていないということで、まだ佐伯市が番匠川河川の草を使用するというのがなかなか実現に至ってないようであります。要はその委託業者の草刈りの流れはできておりますので、その機械があれば何とかそういう対応ができると思っております。じゃあその機械はどうするのかということで、じゃあだれが負担をすれば実現するのかという話も県の方ともしましたが、やはり市として畜産振興、またそういった粗飼料の振興もですね考えているのであれば、そういった機械を市の方で準備すれば、そういった草もごみにせず粗飼料として活用ができる格好になるかと思いますが、この機械というのが大体1個100万ぐらいする機械であるそうであります。大分市は業者がそういった機械を持っておるので、業者の方でそれを踏まえた上での入札をして取り組むということではありますが、佐伯はまだないということで、そういう取組をしていけば、市の方で用意できれば従来どおりの入札もし、佐伯の業者が管理はできると思えます。もしこれが業者の方で対応しろということになれば、もし対応ができないのであれば、佐伯以外の業者を入れるしかないなあというふうなことにもなりかねません。ですからやはりそういった佐伯にそういった仕事を落とし、またそういった草が活用できるのであれば、そういったのを市の事業として補助事業等もいろいろあります。そういった部分も研究をされながら、そういった機械を市で導入されても私はいんじやないかなあと思っております。機械も1機、そんな1年、2年で壊れるもんでありません。やっぱり七、八年はもつもの、10年はもつというふうに言われておりますので、そういったものを活用できれば取組ができると思っておりますので、その辺を市の方で考えてみたらいかかなあと思えます。いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） こん包機を市でということなんですが、国土交通省と協議をする段階でこん包機は畜産農家で提供してほしいとの見解がありました。その中で、畜産農家が話し合いを行い、畜産部会での取組は無理だとの判断で、こん包機を市で所有して畜産部会での取組は難しい判断となっております。というのは、中に入って市が買って与えた場合に、近くの人が取りに来て全体的には当たらないとかいろんな問題があるそうです。そういう形の中で、この河川管理事業として今草刈り機等は建設省が持っておりますので、そういった形の中で、できれば建設省にお願いに行って一体化の機械を買っていただいて、そういう形の中で今さっき言われました畜産農家また野菜農家、又は果樹農家といった形の中で取っていかないと、片寄った形の中で、近くの人が先に取っていくというようなことが出てきますので、そういった形の中でもう一度国交省の方へ行ってですね、協議をして中でも話していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 部長今答弁いただきましたけど、そういった問題というのは、農家が畜産農家がお金を出し合ってそれを買った場合にその辺が難しいんじゃないかというふうに私は話を聞いております。畜産農家が機械を使ってやるわけではありません。その業者が、その機械を使ってものを準備すれば、畜産農家が取り決めをして有効利用をするというのがこの流れだと思います。私は市としてそういう部分も対応していいんじゃないかなあと思っておりますし、市でできないのであれば、県あるいは国交省で相談しながらですね、お金を出し合うとかいろんな対策の仕方があると思えます。だからそういう姿勢をですね作っていただきたい。もう一度、市としてもそういったのを活用したいんだということで、県・国

交省と協議をもう一度重ねてほしいと思います。その辺、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 金額的にもですね、そういう金額でできるのであればですね、要は農家の方がそのわら・草をですね必要としてるかどうか。本当に必要量があればですね、取り組んでいいと思いますので、市長に相談しながらですね、国交省・県に相談しながらですね。前向きに取り組んでいきたいと思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） そういった実態調査もしていただきながら取組を進めていただきたい。県の方もね、そういう聴き取り等もされてると思いますので、協議をしていただいて考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それではこの畜産の関係は終わりまして、鳥獣被害対策についてを質問したいと思います。

この鳥獣被害対策につきましては、合併し新市になって5年が経過しましたが、本当何度も何度も私もその一人であります、たくさんの議員から一般質問がなされております。それだけ多くの方が、多くの地域が深刻な問題として改善を求めているわけでありまして。その中で市としましては本市が抱える最重要課題の一つとして数々な国・県の支援も受けながら予算措置をいただき、獣害被害への対策を講じていただいております。なかなか目に見える効果というのは見えにくい部分もあるかと思いますが、取組の御苦労にはまず感謝を申し上げたいと思います。近年の獣害被害の状況を見ますと、特にシカそして猿による被害が本市においても実態として伺うことができます。生息頭数の増加も要因の一つであるということも言うまでもないと思います。今回、質問するに当たりまして、市民の方からこういった意見がありました。城山のシカが非常にいなくなったと、ちょっと捕りすぎるんじゃないかというふうな市民の方から御意見をいただきました。また、城山は鳥獣保護区になっているんじゃないかというふうなことでありまして、私も調べて見ましたら鳥獣保護区ではありますけど、やはり近隣で農作物の被害があつておると。さらには、車との接触事故も近所であつておるということでありますので、保護区でありますけど有害駆除を出しているということで、城山のシカも捕獲をされているということではありますが、そんなに一匹もいなくなるほどはまだそんな実績は上がってませんよということではありますが、そういった御意見もいただいております。なかなかそうはいっても死活問題でありますので、取組の方お願いしたいと思います。それでは質問に入りますが、これまで講じてきた鳥獣被害対策の手ごたえについてをお伺いいたします。先ほどもう述べましたが、農林地の鳥獣被害は佐伯市にとって大きな課題の一つであります。これまで国・県・市としても鳥獣被害に対して防護柵の整備や有害駆除捕獲頭数の増加を目的とした捕獲報償金などといった取組をかなりの予算を投じて行ってきましたが、手ごたえはどのように感じているのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんの鳥獣被害対策についてということですが、この手ごたえといたしましては、鳥獣被害対策といたしまして、有害鳥獣の侵入防止柵等を設置する防護と有害鳥獣の捕獲対策を両方実施しているところです。最初に対策の実施状況を説明いたしますと、まず防護対策については、集落を大規模に囲む中山間地域総合整備事業及び農村振興総合整備事業につきましては、地域ごと実施計画を立てながら順次整備しているところです。中山間地域総合整備事業では、侵入防止柵等の事業を実施しておりますが、これは宇目・直

川・本匠・蒲江の4地域について8億5,900万の事業で実施されております。農村振興総合整備事業では、弥生地域においては5,230万の事業費で、また平成23年から26年度に実施を予定しております。また、再造林地鳥獣害防護柵設置事業は、平成20年度・21年度に1,450万の事業費、有害鳥獣被害防止対策事業費は、平成19年度から21年度に対して1,170万円の事業を行っております。こうした防護対策については、手ごたえについては施工した場所によりほとんど被害がなくなったというところもありますし、被害が減ったものの依然としてほかのところで被害が出ているなど、様々な声が聞かれております。事業実施については、鳥獣に侵入されないよう、防護柵の設置場所を十分に検討するとともに、その後の管理をしっかり行うことが大切であると思っております。また、捕獲対策についてですが、イノシシ、シカ、猿を捕獲した場合に報償金を支給するものです。実績につきましては、平成19年度から21年度までに1万4,701頭を捕獲し、1億2,910万円の報償金となっております。特に平成21年度からは根本的な問題を解決するため、生息頭数を減らすよう捕獲対策に力を入れております。このような形で捕獲対策に取り組んでまいりました手ごたえといたしましては、客観的な数値でないものの、一部の地域の方から、最近、議員がさっき言われましたように、あまり見かけなくなったとの声が聞かれるようになってきました。しかし、依然として被害は甚大であり、また捕獲が進んでいない地域では依然として多いとの声が聞かれます。防護の対策をこれまでどおりに実施しながら、引き続き捕獲に重点を置き、対策に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 市長から答弁をいただきました。被害が減ったとか、効果があったという声もあるということでもあります。また、最近では見かけなくなったという声もあるということではありますが、私も田舎に住んでおりますので、非常にこういった状況には肌を感じておるんですが、確かに猟期の間は見掛けなくなったんですが、猟期が終わった途端、田んぼにあちこちにシカを見掛けるといった、まだそういった状況ではなからうかなと思っております。また、近年鳥獣捕獲に力を入れると、予算化をしてるということで、かなりの捕獲頭数は上がっておるようであります。先ほど市長も言いましたけど、シカについては21年度が9,422頭、猿については263頭ということで、20年度に比べますともう倍以上の捕獲頭数が実績として上がっているということでもあります。捕獲は免許を取った猟友会の方にさせていただいております。こういった成果をいただいていることに本当にこの場をお借りし、感謝を申し上げるところであります。この私の手ごたえという質問の中には、一つは成果、一つは効果というやっぱり見方があるのではなからうかと思っております。その成果といたしましては、これだけシカの頭数、猿の頭数も捕獲頭数が増えたという部分では非常に成果としては上がってきておりますが、そもそもこの有害鳥獣の目的というのは、要はそういった農林地の被害をいかに抑えられるかというのが一番の目的ではなからうかなと思っております。そして、数々の国・県の補助をいただきながら支援策を市としてもやってきておりますが、じゃあ実際にどれだけの鳥獣被害が農地・林地、鳥獣被害が減ったのかという部分の分析はされているのか。そういった数値が分かればお伺いをしたいと思います。毎年、県の南部振興局の方に被害調査ということで、被害額等も提出をされていると思いますので、じゃあ実際にそれだけのたくさんの施策を講じてどれだけそういった部分、被害に対しての効果が出ているのかをお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 大変申し訳ありませんが、被害の状況についての、出すときの被害状況について資料を持っておりませんので、後日でよければそういう形の中でお渡しをしたいと思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） やはりその辺が一番大事じゃなかろうかなあと考えております。それだけ被害がいかに減ったかというのが、これだけ有害鳥獣の対策をした大きな目的ではなかろうかなと。やっぱその分はきちんと把握をしておかなくちゃいけないのではなかろうかなと。私の資料でよければちょっと報告をさせていただきますが、19年度の有害鳥獣の被害状況ということで、もう大まかな金額でいきますけど、19年度は約2,000万の被害が佐伯市管内であってるといふこととあります。平成20年度につきましては3,580万、21年度につきましては3,900万ほどの被害状況であるというふうな県の方に提出をしている資料ではなっているようであります。実際に効果が出ているという声もあるようではありますが、こういった状況を見ますとまだまだ毎年毎年この被害状況が大きくなってるといふのが佐伯市の現状ではなかろうかなと聞いております。そうする中で、これまでたくさんの事業を取り組んでおりましたが、じゃあそれ以外の取組は何かできないのか。新たな取組を考える必要はないのかということで2番目の新たな対策についてを通告をしておりますので、答弁をいただければと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 鳥獣被害対策の新たな対策ということですが、政策にいたしましても今年度捕獲に重点をおいてると、これは先ほど述べました。生育頭数の減少に力を入れていきたいということで、昨年から通年のですね有害鳥獣扱いという形で報償金を出してる。そうした中にこれまで捕獲班という形で有害鳥獣の場所、場所を決めていったわけですけど、5月31日よりすべての班が佐伯市全域で有害鳥獣の捕獲を行えるという広い範囲での捕獲をやっております。また、市内の国有林全域におきましても、大分森林管理署と協議のうえ、一部入林禁止区域を除き、有害鳥獣捕獲が行えるようにするとともに、併せてすべての鳥獣保護区において捕獲許可を出すようにしております。さらに、わなの標識につきましては、1人当たり上限の30個を配布することとして、銃による捕獲がしにくい夏場の捕獲頭数の落ち込みを防ぎたいと考えております。加えて、狩猟期間中のシカにつきましては、今年度も引き続き捕獲報償金の対象とすることとしており、早急に被害が減少するように取り組んでるところです。こうした捕獲の対策と併せまして、捕獲班員を増加させるために、新規のわな免許取得の推進にも取り組んでいきたいと考えております。また、今年度の予算であります。農業振興課ではこれまでの捕獲班の組織と別個に、甚大な被害を引き起こすシカ対策として、捕獲班が行う有害鳥獣捕獲をサポートするためのわな免許取得に掛かる経費とくくりわなの補助を行い、農地を中心としたわなによる捕獲活動を目的とした有害鳥獣ボランティア隊の組織化に向けてこれも取り組んだ体制としております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 捕獲にこれからも力を入れていきたいということで、私もそれには大いに賛成でございます。非常に頭数が多いという中で捕獲をしていかなければ、適正頭数にしていかなければなかなか成果は出てこないんじゃないかなあと考えておりますが、ただ、捕獲頭

数を増加するのはいいんですが、非常にそうなってきますと新たな課題というのでも出てくるんじゃないかなと思っております。もう現にそういった声も聞いたりしておりますが、非常にこの捕ったシカの肉、そういうのをですね、山にそのまま放置をしているとかいうふうな話も聞きます。衛生的にもよくないんじゃないかというふうな、そういった声も耳にしております。そういった捕った後の始末。肉の後処理等も捕獲頭数を増やしていく姿勢であれば、そういった部分も併せて考えていく、対策を講じていく必要があると思っております、その辺については何か考えがあるのでしょうか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 非常に難しいんですが、一応猟友会の方には、撃ったシカについてはやはり掘ってまでとはできないと思っておりますが、やはり横に放置するという形じゃあなくて、やはり形をつくった形の中で整理をしてくださいという形の中ではちゃんと会議の中でも通達をしておりますので、そういうところについては一部見られないところもありますが、そういうことで通達をしながら、みんなと話してこの捕獲に取り組んでいるということです。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） なかなか難しい課題だということではありますが、やはり捕獲頭数を増やしていくということは、そういった部分にもやはり直結をしてきておりますので、そういった部分の対策もですね、今後考えていってほしいと思っております。そういうことで、もうちょっと時間もなくなってきましたので、最後のウに移りたいと思っております。追い払い犬の育成・指導について佐伯市で取り組めないかということで質問を出しております。これまでも何度か追い払い犬、モンキードックと言ったほうが分かりやすいかなと思うんですが、今これはモンキードックと言えども猿に限定されますんで、今シカにもこういった取組が効果があるということで、追い払い犬という表現をしておりますが、この導入に関する質問が平成20年ですか、矢野哲丸議員もしておりますし、こういった質問も以前出されております。市としてもこういった取組に対して十分研究をされてきていると思っております。改めてお伺いしますが、追い払い犬の導入による鳥獣被害対策を佐伯市でも取り組んでみないかをお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 追い払い犬の育成、また導入についてですが、御承知のとおり、追い払い犬につきましては、環境省の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の通知によりまして、人や動物に危害を加えないよう訓練されていることや、またリードから放す時間は最小限度であることなどの放し飼いへの基準が示されております。また、犬の訓練につきましては、一般的には一匹につき期間が大体3か月程度で8万円ぐらいということで訓練を受けて、適正テストに合格すれば家庭でやはり自主的な訓練を行うことが必要であると聞いております。そして、実際の運用につきましては、猿やシカ等が来たことに飼主が気が付いて犬を放すといったこととなりますから、実際に追い払い犬の効果が期待できる範囲はかなり狭くなると考えております。このため、一定の効果を上げるためには、多くの犬、また人、経費、そして近隣の地区を含めた地域の理解が必要で、実際に実施できる地域もまた限られて来ると考えております。さらに、追い払われたシカはまた隣接する地域の山に逃げますので、そうした地域でのまた被害が増加されると懸念をしております。こうしたことから、基本的な問題解決を図るためにもこれまでどおり、やはり捕獲を重点において鳥獣被害対策につい

て、佐伯としては取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 部長から答弁をいただきました。佐伯市では非常に難しいのではないかと。難しいのではないかとというふうな答弁でありました。私もそう思いました。実はこの追い払い犬を導入したらどうかという御意見もいただいた中で、私もその時は無理じゃわーと佐伯市でそんな犬をですね、放し飼いにして人に迷惑が掛かると。そういうのはやっぱりこの御時世無理やわというふうなことも私は言いましたが、いろいろと調べてみると、そうでもないような感じもしております。国はですね制度を改正しております。鳥獣被害防止特措法というのを制定をしております。これは各市町村があるいは都道府県が鳥獣防止のための事業に取り組むときに、国が交付金を出しましょうというふうな制度であります。これは鳥獣被害防止総合対策交付金というものがあります。ちなみに22年度は22億円ほど国が予算を組んでおります。その事業の中で、ソフト事業、ハード事業というものが分かれておりますが、このソフト事業の中に、犬等を活用した追い払いというものが新たに導入をされております。そして、その辺の取組自治体を私も調べておったんですが、これはですね非常に近年、取り組んでいる自治体が増えているというのが分かりました。平成17年度は実施する都道府県が二つ、2都道府県のうち、市町村では9市町村が取り組んでいたということですが、こういった国の制度等もできて年々取組が増えておりまして、21年度ですね、21年度は23都道府県の中の60市町村が取組み、あるいは取組の準備をしているというのが分かりました。やっぱりこれだけ取組を進めているということは当然、効果のないものはやはりしないと思います。効果があるという見込みの中での各自治体の取組であると思っておりますが、参考までにですね、この制度が施行される年に実際に取り組んでるところのアンケート調査を国の方がしております。その中で、放し飼い16市町村に対してのアンケートであります。放し飼いが10市町村、引き網で行動制御をするのが6市町村ということであります。その中で効果があるのかというふうな問いに対しては、実施しているすべての市町村が効果があるというふうな結果を出しております。その中で実施している各市町村の資料も私、持っております。また、国の生産局の方にも問い合わせをいたしました。その中で実際今60市町村であるが、今年度もその取組の申請をしている市町村が段々出ているというふうな状況であります。部長の言うように効果がなければどこもしないと思いますが、そういう効果の事例がある。また、そういうのが有効だという判断をされてる自治体が多いという中で、全国的にもこの取組が広がっているようであります。ちなみに、この事業に対しましては、国が年間追い払い犬の導入のための予算として200万円の交付金を配分するというふうなことも伺っております。当初はモンキードックという形で津久見市がやっておりますが、モンキードックという形でやっておりましたが、シカの追い払いにも十分効果があるというふうな流れの中で活用している自治体も増えているようにあります。中にはちょっと奇抜な、奇抜と言いますか、おもしろい例があるのは、例えば山梨県とかはですね、甲府の飼い犬をその犬に活用していると。また、長野県の方でも北海道の犬を、北海道犬を導入して訓練をしてそういう取組をしているという事例もあります。入口論では非常に難しいかもしれませんが、こういった制度を精査して佐伯市でこういった形で取り組めるんかっていうのを考えていけば、非常に不可能ではない取組だと思っております。先ほど部長が、厳しいと言いましたが、こういうふうに取り組んでる自治体も多いので、不可能ではないんじゃないでしょうか。お伺いをしま

す。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今、津久見、全体的には増えているというふうなことを聞いておりますけども、津久見においても年間200頭から300頭、また延岡においてもやはり年間300頭といったぐらいのシカの確保といった形で、佐伯においてはやはり今9,000の1万頭を撃つという形の中でやっております。また、面積も佐伯より広いところもあるかもしれませんが、非常にこの佐伯市も九州で一番広いというような形の中で、やはり今言いましたように、人と経費と犬という形の中でやっていくにおいてはですね、そういう形の中でやはり地域の中でそういう形に取り組む人がおればですね、そういう形の中でのやっぱ話にはやはり考えていくべきものはあるんじゃないかというふうには考えておりますけど、市が直接そういう形の中でということについては、今さっき言いましたように、市については今のところ捕獲を中心にやっていきたいというふうには考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） これを実施するに当たって、さっき言いましたように国からの交付金があるということで、各自治体が取組をしております。そしてその交付金を受けるためには佐伯市も作っておりますが、鳥獣被害防止計画というのを、これ3年計画であります。これを作った県の方に申請をし、県が取りまとめをして国から交付金をもらうというふうな流れになっております。これ3年計画であります。先ほど捕獲の方に力を入れるというのは分かりませんが、先ほども言いましたように、まだまだ被害状況というのは佐伯市は非常に被害状況が伸びております。深刻な状況であります。できる対応であるのであれば、いろんなことに取り組むべきではなかろうかなあと考えております。当然先ほど部長が言いましたように、地域の理解というのは当然必要だと思います。そういう理解がなければこういう事業も実施はできない。この理解をもらうためには、そういった他市の事例だとか、国の制度とかそういう部分を精査して、市としてこういうのが有効だから、佐伯市でもやってみたいと思う。皆さんどうでしょうか。地域の皆さんどうでしょうか。こういう取組をすればほかのところは減ってますよというふうな持ちかけをするのが、私は、担当課、行政の役割ではなかろうかなあと考えておりましたので、是非ですね、この計画の中に、これが22年度まででありましたので、今年度また見直しをしなくちゃいけません。23年度からの計画を出さなくちゃいけないので、その中に是非盛り込んでいただきたい。そういうふうな取組をやはり非常に深刻化しているこの鳥獣被害でありますので、そういうところまで首を突っ込んでやっていかなければなかなか効果が出ないんじゃないかなあと思っております。狩猟者の方も高齢化をしてるというふうに聞きますし、なかなか鉄砲を撃つのも条件が厳しくなっているという中であります。やっぱいろんな、あらゆる効果のあると思うものはあらゆる対策をやはり考えてみる。講じてみる必要があるんじゃないかなあと思っております。あんまり経費も掛からないんですよ実際に私やってるところにも聞いたんですけど、200万とか300万、毎年そのくらいの予算でやってますよと。当然頭数とか規模が変われば、どんどんその辺も変わってきますが、そんなに経費が掛からない中で実施をしておりますので、財政負担もないんじゃないかなあというふうにも思っておりますので、非常に有効な取組だと私は思っております。さっき言いましたように、佐伯市よりも広い面積を持つ自治体でもやっております。佐伯市の2倍以上あります岐阜県高山市ですかね、あそこでも導入をしているようにありますので、

そういった他市の事例を十分研究をしながらですね、取り組めるように佐伯市もやっぱり進んでいく必要があるんじゃないかなあと考えております。今日、皆さんの方に資料を配付させていただきました。これは現代林業に載っている記事であります。この資料をこういう状況だよということで参考までに皆さんに出ささせていただいたんですが、市長はもうこの資料は随分前から御覧になっていると思います。この資料をくれた方も気にしておりました。市長は何と言いつたかなあち、市長私、今いろんなことを言わせていただきましたが、そういった部分に効果があると私は考えております。市長、この記事を見て、また追い払い犬の導入について市長なりの見解があればですね、お聞かせいただきたいと思います、最後にしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この記事は昨年もらいまして、昨年は特に宇目ですね、タウンミーティングやないですけど、森林組合の林業課の方とお話したときに、この話を伺いました。彼自身の考え方というのは、そのまま犬を放し飼いにしたいということですけど、私はそれは難しいと、やはりさっき部長が言いましたように、訓練をした犬をですねやっていく必要があるんじゃないかと。また、訓練する犬に対する費用等については、さっきから議員が言われてました特別交付税、また今回過疎債対象の基金の問題とかいろいろあるんで、こういう分は十分研究してですね、やれる部分というのはまた担当部と話していきたいと思ってます。少しでも犬の使いみちをうまくやるのが、日本人じゃないんですけど、オーストラリアは羊をですね、犬を使ってあれだけの広大な面積をやったり、またおおかみを追っ払ったりするか。犬というのは人と一体にかなうものがたくさんあると思いますので、そういった部分を考えていきたいと考えております。担当部の方も急にどうなんだろうかということで返事ができない分がありますので、その点御了承いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後3時20分より開会致します。

午後3時03分 休憩

午後3時20分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に26番、江藤茂君。

26番（江藤茂） 休憩を挟み、本日最後の質問者となりました26番議員、市民の会所属の江藤茂でございます。今回私は四つの項目を通告しておりますが、一問一答にて行います。しかしながら、他の議員と質問事項が随分重なっており、回答が重複する部分がございますので、割愛しながら進めてまいりたいと思います。まず最初の項目として、太平洋セメント佐伯プラント生産中止と八幡地区の振興についてお尋ねをいたします。この質問につきましては、初日に上田議員が行っており、答弁がなされておりすまけれども、私なりに分析をしながら地元のことでございますので行いたいと思います。最初に関連企業対策と雇用確保についてお尋ねをしたいというふうに思っております。金融支援対策及び離職者に対する支援についてお尋ねをいたします。この質問につきましては、上田議員も質問しておりましたが、市の対策会議あるいはハローワークまた14日の月曜日にですね、設置をされました市の窓口等に、

これまで寄せられた相談あるいは関連企業からのですね、支援要請等があったのかどうか。お尋ねをしたいと思います。また、89名の本工の従業員の皆さん方が今現在会社側とですね交渉中であります。当然9月ごろまでに決定するという事は聞いておりますけれども、市としてどのように把握されておられるのか。この2点についてまず最初にお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的には、上田議員にお答えしたとおりです。それで窓口を訪れた相談件数についてですけれども、これは5月の末にですね、企業から1社相談がありました。それから月曜日に、その他の相談を受け付ける窓口を商工振興課の方に設けましたけれども、これは個人を対象にしておりますけれども、今のところ相談はありません。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 本工の89名の方についてはどのように把握されておられるのか。ちょっと分かればもし、今対応中ということで多分、労使の協議中というふうな話を聞いてるんですが、その点がもし分かればお答え願いたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私どもの情報としましては、一応7月末までにですね、本人の行く末について会社と協議をするということになっておりまして、その間の情報というのは入っておりません。基本的にはそれを経た後に身の振り方といいますか、個々人で判断されていくことになろうと思います。その後に対応という形になると思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 分かりました。本工の方はですね、随分八幡地域を始めとして地元の方が20代を始めですね、多数おられてですね、この機会に退職されるというような方もちらほら聞いておりますので、十分な対応を実はしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。次に移っていきたいんですが、市の税収等に関しては、先般上田議員の質問にて法人税等を含めてですね、住民税・市県民税含めまして一億五、六千万あるということで、答弁がございましたので、この点についてはもう割愛をしていきたいというふうに思っております。次に、佐伯港におけるですね、セメントを中心とした鉱工業製品の輸出入がですね、恐らく今年度以降激減するのではないかなあと、重要港湾である県内五つの中でですね、大きく落ち込むのではなからうかというふうに思っておりますが、その部分についてはどのように把握しておられるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 平成20年の佐伯港の取扱貨物量を見ますと、これは出と入とがありますけれども、先に輸出の方を申し上げます。輸出ですけれども、これは42万3,000トンでこれはすべてセメントであります。それから出る方で移出ですね、これは貨物を国内でほかの地域へ移すという部分ですけれども、これは105万9,000トンで、そのうちセメントはですね、68%、72万1,000トンです。で輸入ですけれども、これも同じように輸入と移入とがありますけれども、輸入量は22万5,000トンで、そのうちの93%が太平洋セメントの石炭と石こうであります。移入これは国内のほかの場所から佐伯の港に入る部分ですけれども、これが230万2,000トン、このうち71%が太平洋セメントの石灰石と石こうということになっております。合計しますと全貨物量400万9,000トン、このうち74%に当たる298万5,000トン

が太平洋セメント関連となっております。太平洋セメントの佐伯プラントは今後火力発電所で石炭を燃焼させた際に出る灰の一種でありますフライアッシュ、これを一時的に貯蔵するフライアッシュセンターとして存続するという予定ですが、フライアッシュがどれだけの取扱量になるのか今のところ不明ですので、何とも申し上げようがないんですけれども、いずれにせよ佐伯港の取扱いの貨物量は激減するというふうには思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 貨物量が激減するということがありますけれども、港のですね重要港湾としての指定がですね、いわゆる需要予測というんですか、今後のですね港湾の国の直轄が重要港湾であれば事業がですね進ちょくしていくんですが、もし今、国交省も5月に何かそういうふうな発表、重要予測等に基づいて今後の重要港湾の決定をするというような、存続するかどうかを決定するというようなことを聞いておりますが、今後ですね、これ激減したらどういふふうに重要港湾という位置づけがですねなされると執行部の方はお思いなんでしょうか。ちょっと思いがあればちょっとお聞きしたい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 政権交代によりまして、この度、先日新聞に出ておりましたけれども、全国の港湾の中から重点港湾を選ぶということが出ておりました。これは重要港湾の中からですね、今後も引き続き港湾の整備を行っていくかどうかという港を選ぶということでもあります。数からしますと全国で40か所ということになりますと、大分県下では五つの重要港湾がありますけれども、その中で一つ入るかどうかということになるかと思えます。その中に入れるかどうかということです。ただ、それに入れなかったからといって重要港湾でなくなるということではなくて、今後の投資が行われなくなるということになるかと思えます。これは中津等はですね、国への働き掛けをしてるようであります。取扱量が中津よりも佐伯の方が若干多いようにありますので、今のところ、セメントをのければですね、多いようにありますので、そうした働き掛けも必要になってくるだろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） セメントがですねこういうふうな状態になって、港における佐伯港のですね重要度っていうのが非常に下降してしまうということの中でですね、市としてとるべき方策ですね、市長はどういうふうにご考えておられるのか。大変だというだけではですね、やはりどうにもならないのかなあと。早急な港、いわゆる使うですね企業の誘致とかですね、そういうものを太平洋セメントの後に誘致の努力をですね、真剣にいただかなければこれは大変なことになるんじゃないかなあと。木立の方に工業用地を取得するというお話でございますけれども、佐伯工場ですね、太平洋セメントの後をですね、佐伯プラントの後が。かつて海崎には二平合板とか佐伯合板とかございましたけれども、あれらもああいうふうな形で閉鎖に追いこまれた後もですね、現在鉄鋼団地等で随分にぎわっておりますので、十分その余地はですねあるかと思えます。そういうふうな働き掛けを今後どういうふうな形で、佐伯プラントの跡地をですね、市長としては本会社に陳情に行ったりですねいろいろしておられるようでございますので、市長の見解をですね、その点についてちょっとお聞きしたいと思うんですが。市長にもし御意見がございましたら。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員より太平洋セメントの件で、本社に行きましたらですね、現状ではまだ本社としては方向は出ておりません。だから即その用地の運用というのは太平洋セメントそのものでも今、今度フライアッシュですか利用してあるし、またその用地については活用もいろんな角度でやっていきたいと。そうした状況の中で私の方が、じゃあ次はどうですかというようなお話はなかなかできない部分があります。基本的には太平洋セメントの関連会社とかいろんな形がですね、そこを利用することによってやはり今までと同じような雇用をですね持っていければと思っております。またもし、なければということで現在議会でもあっておりますが大型船のですねドックの話等についても、そこが使えればということで、そういうお話も太平洋セメントにはさせていただいております。何分重要港湾のそうした非常に難しい時期ですけど、14メートルの護岸については、これは政府その当時、党を通じてということでありますので、民主党県連を通じて14メートル護岸についての整備はお願いしておりますし、また先般、国交省の副大臣が来ました時に、インターと14メートルの重要性ということも一応お話をさせていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 民主党のお話が出ましたけども、コンクリートから人へという。コンクリートがちょっと悪だというような、必要悪というような政策の結末としてこういうふうな形で太平洋セメントもですね決意をして、佐伯プラントは効率が悪いということで踏み切ったのではなからうかというふうなことも何か新聞報道等でもなされておりますけれども、是非ですね重要港湾のこともございますので、今後のですね佐伯工場の跡地についてはですね、大手企業でございますので、関連企業とかいろいろございますので、何か考えておられるかとも思っていますので、どうか市の方と、向こうの方と連携を取りながら対策を考えていただきたいと思っております。次に、八幡地区の振興策について、今後どのように考えているのかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 八幡地区及び西上浦地区は太平洋セメントとその関連企業で働いていた方が多い地域で、働く場の確保が緊急の課題となっております。今後は、太平洋セメント佐伯プラントの有効活用を働き掛けるとともに、周辺にある遊休地への、これは大変難しいかも知れませんが、企業誘致に努めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 八幡地域はですね、これまで80年以上にわたる太平洋セメントとのですね、佐伯工場とのつながりの中で地域が発展し、これまできたわけですね。随分悪い言葉なんですけれども、太平洋セメントにおんぶにだっこというような形で地域がですね、結びついてまいりました。そういう中で、こういうふうな閉鎖ということで、夜も全然もう電気もついてないんですね。真っ暗な中に工場がそびえ立っているというような状況の中で、地域の地元の人たちとしてはですね、何かこれまで地元としてですね、1億5,000万も6,000万も税収を払ってきた企業がですね撤退をしたという時にですね、何ら市の地元に対する対応策はないのかというのが正直な話、住民の気持ちとしてですねあるわけですよ。地元の自治会あるいはいろんな各種団体等がございます。地元ですね要望等は声が届いているかどうか分かりませんが、地元のそういういろんな団体とですね、執行部と魚住部長でもいいんですが、窓口となってですね、意見交換会なりあるいはそういう協議をですね持つ意思があるのかどうか。

まずその点をお尋ねをしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 地元の方の声はちらほらですが聞いております。聞くにつけて、これまでのセメントと地元との強いつながりといいますか、正にですね佐伯の企業というよりも八幡の企業、八幡・西上浦の企業という関係だったんだなあということを痛感させられる思いです。例えばグラウンド使用にしてもそうですし、各種大会、催し物についてもいろんな面でのセメントの協力があって今まで行われてきた。五丁の市も9月にありますけれども、こうしたところへのセメントの関与といったものもかなり大きなものがあったと思います。そういう意味で言いますと、単に雇用や経済の面だけでなくですね、八幡地区民のですね、精神生活といいますか、そういったところにもかなりの影響を及ぼしていると思います。これは会の持ち方というのは大変難しいなとは思いますが、もし要請があればこちらからも行きますし、こちらからもですね地元の方々の声を吸い上げるといった努力はしていきたいと思っております。議員さんがもしお骨折りいただけるのであれば、仲介をしていただければいつでも出掛けて行く用意はあります。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。是非そういう機会がですね成就すればですね、お願いをしたいと思っております。特に、部長も御存じのとおり、太平洋セメントが社宅として持っておりました片山の地区はもう社宅を全部取り払いまして、全部更地になっております。これも集落のど真ん中でございます。今度、戸穴の方の新越という戸穴地区のちょうど真ん中になるんですが、一番いい所にやっぱり太平洋セメントの住宅がですね、まだ職員の皆さん方が入っておられるんですが、いずれこれももう取壊しになるだろうと。職員がいなくなればですね。そこにポッカリ穴が開くわけですから、もうほんと対策としてはそういうところも市から買っていただいてですね、佐伯産の木材を使った1戸建ちの住宅でも、市営住宅でも建てていただいたらいいのかなあと。そうすれば学校の児童数も一時的には減るわけなんですけど、また確保できるのかなあというふうな思いもございまして、また先ほど部長が言われましたように、空いた土地をいっぱいセメントが持っております。そういう部分のところにおいてもですね、小さいながらも企業誘致がもしそういう所に可能であればですね、していただく。あるいはグラウンドの使用についても非常にですね、今八幡の地区はもうセメントのグラウンドを使えばいいということで地域ですね、そういう設備等はなされてこなかったわけです。ですから八幡の中に公共施設があるというのはもう小学校、中学校、幼稚園、それと地区の公民館が1か所あるだけで、ほかにはですね公共の施設というものは何もないと言ったら大変語弊があるんですけども、そういう状態で今まで来ておりますので、是非ですねこの際、1億5,000万も関連企業とですね佐伯プラントの工場ですね、御利益を今まで受けておったわけですから、少なくとも1年分ぐらいはですね、市は吐き出してもですね、おかしくないんじゃないかなあというふうに思っておりますので、よくですね内部で検討していただいて、今後の対策にですね十分役立てていきたいと思っております。最後に市長にお尋ねいたしますけども、今度のこの佐伯プラントのですね、閉鎖というのは先ほど私も申しましたけども、民主党のコンクリートから人へというキャッチフレーズのもとですね、最後のため押しだったのかなあというふうに思っておりますが、市長どうなんですかね、今の民主党の政権の国交省のですね、前原大臣のコンクリート

から人へというですね、公共事業を途中で中止するというような、先般私ども市民の会で熊本県の五木村に実は行ってまいりました。川辺川ダムができる予定であったんですけども、国の方は中止と地元の五木村の人たちはまだ推進の立場をとっております。で、湖底に沈む予定だったところを全部引き払って上に上がってですね、橋の上から自分たちがかつて住んでいた地域がですね、そのままの姿で廃墟とした形で残っている。これが湖に沈むこともなくそのまま放置されていくというような状況の中ですね、私もそれは一地方の議員ではございますけれども、やはり行政が進めるということに一度決定をしてですね、前に進めるということをはじめた以上はですね、例え政権が変わろうと。佐伯市のことで言えば、市長さんが変わったら大手前再開発が変わるとというような前委員会でそういう御答弁がございましたけれども、そういうことがあってはですね、やっぱりならないと思うんですね。市長はそういうふうな部分をどういうふうに思っておられるのか。もしまあ御意見があれば、最後にお聞きしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 地方自治体と県の関係、これは熊本県知事もそういう状況の発言をしておりますんで、私どもから見れば、私どもの市としてのこのことについての見解は差し控えたいと思っております。また、コンクリートから人へという中で太平洋セメントの件につきましては、基本的には日本におけるセメントの生産量が非常に過剰だったと。そうした中、中国・韓国、そうしたところがセメント工場がどんどん出てきたと。今日の新聞を見ますと、世界で第2位になった新日鐵が今度世界で第6位になった。そういう具合に特に大手企業、海外に輸出ををするところについては、そうした世界経済を見込んだ体制をやっていく。いわゆるそうした競争化の中に私は太平洋セメントが入ってきたのではないかと思います。特に会社の方とお話したときに、リーマンショックでアメリカの方の会社が非常に大きなマイナスを出したことも今回の一因の原因であるということも話を聞いております。また政権交代等ということを言われますが、現在公共事業等についても前年度に比べてそんなに大きくは落ちてないような印象をしております。私の方の見解ということでさせていただきます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 次に移りたいと思います。部長ありがとうございました。次に、口蹄疫対策についてお尋ねをいたします。口蹄疫対策につきましては、先ほどまでですね、後藤議員、それから吉良議員と私と続きますので、2人の質問で答弁がなかった部分だけをお尋ねをいたしたいと思います。最初の管内での対策は道路封鎖などの先ほど答弁されましたので、これはもう結構でございます。次に、市の対策の中で消毒剤の支給及び飼料の配給、そして繁殖牛農家に対する運転資金について市の対応はどのように考えておられるのか。長期化の様相を示しておりますので、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 運転資金につきましては、今のところまだ検討中でございますけれども、一応国又は県がもう実施されております。子牛等の今度市場が始まるといった形の中で、やはりその中で県が市場価格においての1割減の価格補てんといった形の中の4分の3を県が行うといった形の中で、後4分の1についてやはり市が行っていきたいというような形の中での保証を考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 口蹄疫がですね、早い段階で終息すればいいんですが、被害が拡大するあるいはなかなか終息しないということになりますと、繁殖牛農家が特に子牛のせり等がなければですね、販売代金が入らないと。当然運転資金に困ると。JAも資金融資はするということになるのでございますけれども、もし長引くようなことがあればですね、今後対策を十分ですね、協議をしてとっていただきたいというふうに思っております。先般、次の質問にもう移りますけれども、先般、もし万が一ですね発生したときに、市の方としては100人体制で防除対策をとるということが発表されておりますけれども、その件についてはどのようになっているのか。ちょっともし発表できればしていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 感染が確認されたということからでいいでしょうか。感染が確認された手順といったことの中で、口蹄疫が確認されれば県の農林水産企画課から南部振興局に連絡があり、そして農業振興課というふうに順に入ってきます。その時点で知事が本部長とする大分県口蹄疫総合対策本部が全庁に対応されます。そして現地では南部振興局長を本部長とする大分県口蹄疫現地総合対策本部が設置をされます。それには県と市が合同の組織体になります。市の対策本部については、県の現地対策本部の動きに準ずるといような形になります。対策本部は主軸は初動防疫体制になり、まず発生農家を中心とした小範囲に完全に封鎖をし、完全消毒体制をとります。農家の中で殺処分し、農場内や車両の消毒を並行して行き、また処分された家畜の搬出を行います。埋却地では、重機による掘削を行い、搬入されてきた家畜を順次消毒を行いながら埋却をしていくということになります。そのほかには、集会所で資材の手配、また関係者の健康管理に当たります。これらの一連の作業を簡潔に行うことによって、感染拡大を最小限度に防ぐものと考えております。先ほど言われました市の初動体制ということですけど、一応、初動体制につきましては大体100頭を処分するといった形の中での人員配置といった形になります。その中で、獣医師が大体7名、そして南部振興局が県をすべて含めまして58人ですか。そして市の職員が59人、そして保健師が4名、そしてオペレーター業務関係で7名の計135名という形の中で初動体制に当たっていくという形で、もうすべて市においては名簿を全部提出してこの中に全部しております。この中で大部分が殺処分、いろいろそういうところについてすべて農林水産部で全員で対応していくといった形をとっております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） ちょっと再質問をしたいと思えます。この初期防除はですね、直ちに殺処分をしてウイルスを封じ込めるというのが最大の目的で、1か所だけで閉じ込めるというのが拡大防除に最大の効果なんですね。市の方でも135名体制、市と県と保健所等で含めて体制を整えているということですので、万が一ですねそういうふうなことになってはならないんですけれども、十分臨戦態勢をとって対応していただきたいと思います。それとですね、もう1点、実はこの口蹄疫偶蹄類に発生するということで、野生のですねシカとイノシシはこれ感染の恐れがある動物なんですよ。管内におけるシカとかですね、イノシシにおけるいわゆる猟友会員とかですね、森林組合の作業班とか、もしそういうふうな山中で、あるいは有害駆除の時にですね、そういうものが発生したとき、発生じゃあない、それらしき症状のみられた野生のそういう動物がですね見られたときの対応策と言うんですか、そういう要請は行っているのかちょっと確認しておきたいんですが。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先般ですね、対策本部を行った時にですね、家畜保健所の防疫班が来て説明した中で、今宮崎関係でもそういう事態のですね、山においてシカ等が倒れてるといような状況の中で、直接家畜保健所が行って調べた結果はなかったということです。今回、この佐伯においても対策本部の中でそのように、山において死に方が今言ったように、けがをしないで自然死といような形の中でいけば、連絡を介して振興局長も来ておりましたので、すべてこちらの農業振興課の方に連絡をしていただき、絶対そこには行かないといった形の中で、うちの方から家畜保健所に連絡をとって、家畜保健所が直接行くといった形の中で今話を進めています。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 野生動物についてもですね、もしそれが感染した状態で発見されるということになるともう大変なことになるかというふうに思いますので、そういう部分も十分ですね、猟友会なりあるいは森林で働く人たちにですね、呼び掛けをして、もしそういう状態が確認できればですね、速やかに触ることなくですね、通報するとかいようなことをですね、ちゃんとしてもらわないと具合が悪いのかなあというふうに思っておりますので、十分な対処をお願いをしたいと思います。以上でこの問題は終わりたいと思います。

次にですね、農業における農家戸別所得補償についてお尋ねをしたいと思います。まず最初に、管内の状況としてですね、今回制度が変わりまして、対象農家数等についてですね、まずお尋ねをしたいと思います。どのくらいの対象農家数が出てくるのか。それとですね、今年度の所得補償の締切りがですね、6月末ということになっております。現在の状況はいわゆる対象戸数に対してどのようになっておるのかですね。それと未申請者の農家が随分おるといことになるとですね、後わずかな日数でございますので、どのように対応してるのかですね、申請をしてない農家に対する対策等もちょっと分かればお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 農家の戸別所得補償の管内の状況といったことの中で、まず管内の農家数は3,363戸で、水田利活用自給率向上事業の対象農家は500戸で、米戸別所得補償のモデル事業の対象農家は552戸と現時点で把握をしております。次に、申請の締切りが6月末での状況ですが、6月4日現在の時点で申込数が595件で、集落営農組織が3件、そして法人が2件、そして個人が590となっております。未申請の農家に対する対策については、水田利活用自給率向上については随時説明会を各地域の中で行ってまいりましたが、説明会に参加できなかった農業者には、すべて文章や電話連絡といった形の中で今も進んでおります。そして、また、米の戸別所得補償制度の事業についても生産調整を達して、まだ申請が出てない農業者に対しても同じく文章、電話ですべての人に連絡をして、そのような形で推進を図っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） この農家戸別所得補償っていうのは今年から米に限って対策をとられたんですが、これもまあ民主党政権に変わってですね、これまでの転作あるいは休耕田の補償からですね、米自体ももう補償といような形になってきたんですが、直接支払いといようなことですね、なかなか農家自身が直接申請をしなきゃいけないと。今度のこの所得補償の分

がですね、非常にちょっと複雑なのかなあというふうな感じもしておるんですが、制度が変わって初めてのことで戸惑いもあるのかというふうに思いますけれども、次の質問に入るんですが、個々の農家、いわゆる米農家一軒一軒に対する戸別の所得補償と今度集落営農の組織に対する補償がですね、随分とまあ支給基準がちょっと変わってるようでございますが、その点についてもし御説明ができればですね、説明をしていただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 戸別所得補償制度と集落営農組織に対する補償の違いといったことなんですけど、今先ほど言われましたように、今までは米には補償がなく、転作部分についてももちろん生産調整を行った人が対象でございましたけど、今度は生産対象を行った人にも米にも出る。また、しない人の裏作についてもすべて出るといった形で動いていきます。この戸別所得補償の違いについては、米戸別所得補償制度によればですね、1戸当たり主食用米の作付面積から自飯米と縁故米ですね、これを供される分として一律10アールを引いた面積に対して交付されるということでありまして。これに対して構成員が30人でも20人でもそういった形の集落営農組織であればですね、10アールの控除した面積に対して交付金というのが個人でも10アールですけども、集落営農の場合は30人でも10アールといった形の中で面積加算中の交付金が得られるといったことが違いになるかと思っております。やはりこの米を作るにおいて、やはり組織でまとまって加入することが有利であるというふうに考えられます。次に、新制度における支給基準についてですが、新制度になる戸別所得補償制度には、水田利活用の自給率向上事業と米戸別所得補償のモデル事業があります。水田利活用の自給率向上事業は、米の生産数量目標の達成にかかわらず、米以外の作物の作付に対して10アール当たりそれぞれ定められた基準がございますので、その基準に従って交付金が支払われます。ただし、出荷契約等の確認が必要になります。また、戸別所得補償モデル事業は、米の生産調整を達成された農家に対して作付面積から一律10アールを控除した面積に対して10アール当たり1万5,000円が交付をされます。ただし、生産調整を行った人についてはですね、水稲共済の加入者又は前年度までのいろんな実績、販売実績のあるといった形のものが該当者になります。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） この問題についてちょっと再質問をいたしますが、いわゆるこれまでは転作を大豆なら大豆、麦なら麦を収穫はできなくても植えておけばいいというようなことであったわけですが、今回捨て作りは禁止ですよね。当然大豆を作っても引き取る相手との契約がなければ麦もそうなんですけど、いわゆる米以外の部分についてはそういうものの確認ということで、大変今までとですねちょっと様子が違うのかなあ、補助金目当ての作付はちょっともう認められないというような政策になったのかなあというふうに思いますが、そういうところの指導とかですね、非常に作付が農作業の遅れからですね、収穫が植えてはあるんだけども皆無というようなこれまで見られたわけですけども、そういう部分の指導っていうんですか。徹底をしておかないと後になってですね、いやうちは作ったけどもらえないというふうなことになるケースがですねまあ出てくるのかなあ。そういうところの周知徹底というものを部長の方で考えておればちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今の水田利活用の分の方に該当すると思うんですけども、そういった形の分についても先ほど言いましたようにですね、各地域も回ってですね、水田協の方がすべて回っておりますので、また今もう回ったりいろいろしておりますので、そういうことについてはもう皆さん御理解はいただいているというふうに、また昨年やっている方についてはそういう形の中で分かりますんで、それ以上の人がそういう形の中で救われていくという形の中で頑張っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 次の質問に移りたいと思います。次にですね、農業振興が非常に大事な中で国が食糧自給率の増大を目指してですね、こういう補助事業を戸別所得補償を実は実施しているわけなんですけど、佐伯市もですね単独の独自事業やっておられるようでございますが、その補助事業についてまずちょっと説明を市の単独事業ですね。これについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 市の単独事業につきましては、水田畑作の補助事業は3件、ございます。まず、麦・大豆の作付定着推進補助金として、麦・大豆の販売目的で生産している農家に農協等の検査を受け、出荷した麦・大豆の量に対しまして、1キロ当たり50円の価格補てんをしております。次に、そばの作付においては推進事業補助金として、そばの振興を図るための作付面積に対しまして、10アール当たり4,000円を補助しております。それと最後に、菜種の定着振興補助金といたしまして、菜種の振興を図るために出荷業者に出荷した菜種の量ですね、それに対して1キロ当たり100円を補てんしているというのが今の現状です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 3品目ですね、もっとですね市の単独の補助事業も農業振興の意味を含めてですね、出していいのかなあというふうに思っておりますので、今回の戸別補償の状況なんか見ながらですね、更に上乘せできるような品種についてはですね、是非やっていただきたいというふうに思いますので、今後ですね内部で検討しながらよろしくお尋ねをしたいと思っております。以上でこの質問は終わりたいと思います。

それでは4項目目の子ども手当の支給についてお尋ねをいたします。この項目については初日に、矢野精幸議員がお尋ねをしております。重複の部分は省かせていただいて質問をいたしたいと思っております。今回のですね、認定給付について、未申請者がまだ幾らかおられましたけれども、9月末までに申請すれば4月にさかのぼっての支給ということでございますので、この未申請者に対するの対応をどのようにとっておられるのかということと。もう1点ですね、この給付の財源、10億超す財源が必要なんですけど、この支給にかかる経費ですね、財源と経費を国からの地方交付税ですべて賄ってはないというふうに思っているんですけど、市の持出し分がですね、この支給にかかわる経費を含めてですね、あるならばどれぐらいかかるのかですね、持出し分ですね、が分かればお尋ねをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 子ども手当についてお答えいたします。子ども手当は、平成22年3月31日時点で児童手当を受給していた世帯については新たな申請は必要ありません。ただし、児童手当受給対象児童のほかに、中学生の兄弟がいる場合には、額改定認定請求書の提出が必要であり、中学生のお子さんだけの世帯や所得制限により児童手当の受給ができなかった

世帯は認定請求書の提出が必要となっております。額改定を含む新たに請求書の提出が必要な世帯には申請のお知らせを郵送しており、1,247世帯でありました。そのうち6月10日の支給に間に合わなかった世帯は135世帯でした。このうち各事業所で手当を支給する県や国の職員、いわゆる公務員についての世帯を抜き出すことが困難でありますので、明確な世帯数とはなっておりません。約135世帯程度だと思っております。次に、子ども手当支給にかかる経費についてですが、昨年度までの児童手当と同じ負担を市は負うこととなりますが、新たな持出し分というのはございません。新たに支給対象児童となった中学生の手当は全額が国庫負担であります。また所得制限がなくなったことによる負担増は、国の特例交付金で措置されます。また、支給にかかる事務費の増額分についても全額が国の補助対象となっております。それと漏らしました申し訳ありません。未申請世帯への通知の方法なんですが、一応市報による広報のほか、7月以降に個人あてに個別通知を送るようにしております。それと経費の負担割合ですが、市の分だけ申し上げますと、全体で10億8,001万4,000円ということなんですが、そのうち市の負担額は1億1,819万7,667円となっております。以上であります。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 再質問をしたいと思います。時間がございませんので、もう手短に行いますが、未申請者の確認をですねよくしていただいて、漏れのないように十分配慮しながらやっていただきたいと思います。この分も子ども手当は児童手当が変化してですね子ども手当に変わったわけなんですが、昨日の15日までに県内どこも支給をされたようであります。第1回の支給が行われたわけなんですけども、この子ども手当の支給が行われることによって、うちの佐伯市ではないんですが、よその市町村では、ところによってはですね、これまで独自で行ってきた子育て支援に対する廃止等がですね、段々出てきてるのかなあというふうに聞いております。当市も子育て支援の中で医療費の無料化とかですね、してきてるんですが。今後そういうふうな、子育て支援にかかわる市独自のですねものを廃止すると、子ども手当が年間中学生まで含めてですね、支給されるようになったので、来年度は2万、倍額ということ民主党はできないというようなことを今言っておりますけれども、こういうふうにある程度の金額がですね支給されることによって、これまでやっておいた子育て支援を廃止するというようなことは考えていないでしょうね。そこだけ確認をちょっとしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 子ども手当支給に伴います子育て支援策の廃止はないのかという御質問なんですが、御承知のとおり、佐伯市では今まで乳幼児医療、いわゆる佐伯っ子医療という形で小学校3年生までの医療費を無料にしておりました分を、今議会において小学校6年生までに拡大するような拡大策を上程しております。それと1点、母子手当・父子手当という手当がございます。その分につきましては、この子ども手当と若干福祉サービシ的に重複する部分がございますので、その部分については一応今議会の中で廃止の条例を出させていただきます。以上でございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 最後に、市長にちょっとお尋ねをしたいと思います。この子育て支援で直接ですね、民主党が子どもさんを持っておられる15歳までの家庭に直接現金支給というような形で、私自身が考えるとですね、そんなお金があるんならそれに応じた金額をですね、地方自

治体にいわゆる子どもの支援にかかわる学校の建て替えとかですね、保育所の設置あるいは幼稚園の充実とかですね、あるいは給食費をもうこのお金でから全額無料にするとかですね、そういうふうなことをですね、の方が私は効果があるのかなあというふうに、いわゆる経済の波及効果がですね、これ子育て支援は0.6か何かですよ。経済的な波及効果を考えると、子ども手当はそういうふうな方向のほうがいいのじゃなからうかなあというふうに思うんですが、もしまあ市長もそういうふうな考え方があるのであればですね、全国市長会の会議等を通じてですね、当然国の方に働き掛けてですね、やっぱり国から言われたからそのままの状態を受け入れるっていうんじゃなくて、やっぱり制度として私たちが考えてですね、おかしいと思うのであればやっぱり地方議会からも声を上げてですね、それだけの財源があるんなら地方にですね任せていただいて、地方独自の財源としてですね、させていただくのが一番妥当な使い方かなあというふうに思うんですが、今後市長会等を通じてですね、市長はどういうふうな考え方でこういう問題について対応されるのか、お考えがあればですねお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員より、子ども手当に関するということで、これはもう市長会はもうこれで動いております。昨年の秋の九州市長会でこの要望を上げておまして、今回手元に持ってるのが、この前、全国市長会がありました6月9日にですね、通常要望っていう形になるんですけど、これは逆に決議でですね、全国800都市の決議文という形で上げてます。この中の内容はですね、1、平成23年度以降、いわゆる22年度には法律改正に間に合わないからということで、23年度にはできるんじゃないかということでありますんで、23年度以降、子ども手当はシステム開発経費等の事務費や人件費を含め全額国庫負担とするとともに、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。また今年度の子ども手当について円滑に支給事務が遂行されるよう引き続き適切な措置を講ずること。2番目に、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当額を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充てることできるように法律に明記すること。このことについては本年度においても実現できるよう速やかに検討すること。3、子ども手当のあり方については安心して子どもを生み育てることのできる環境整備に向け、地域の実情に応じたさまざまな子育て施策を推進していることから、現金による直接給付と保育サービスを始めとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮をすること。4番目に、国民の理解が十分得られるように、国はその責任において積極的な広報活動を行うとともに、財源確保の見通しを早急に示すこと。5番目に、23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し、国と地方との役割分担を明確にした制度の構築を図ること。ということで、保育所の建築とかいろんな関係があるんで、こうした意味での決議をこの前の6月9日にやっています。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） ありがとうございます。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時18分 散会

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 6 月 1 7 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 5 号）

平成22年 6 月17日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 清 田 哲 也
5 番 河 原 修 仁	6 番 矢 野 哲 丸
7 番 井 上 清 三	8 番 佐 藤 元
9 番 和 久 博 至	10 番 上 田 徹
11 番 御手洗 秀 光	12 番 清 家 儀 太郎
13 番 日 高 嘉 己	14 番 玉 田 茂
15 番 梶 田 穂 積	16 番 三 浦 涉
17 番 宮 脇 保 芳	18 番 河 野 豊
19 番 浅 利 美 知子	20 番 後 藤 勇 人
21 番 渡 邊 一 晴	22 番 井野上 準
23 番 兒 玉 輝 彦	24 番 小 野 宗 司
25 番 清 家 好 文	27 番 吉 良 栄 三夫
28 番 芦 刈 紀 生	29 番 下 川 芳 夫
30 番 高 橋 香 一郎	

欠席議員の氏名

26 番 江 藤 茂

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 画 市 福 建 上 農 教 消	市 市 育 務 部 務 部 商 工 観 光 部 民 生 活 部 祉 保 健 部 設 部 下 水 道 部 林 水 産 部 育 次 防	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清 一 郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市 長 三 又 秀 喜 長 高 橋 滿 弥 長 江 藤 幸 一 長 歳 納 良 治	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 総 務 部 次 長 兼 宇 目 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 直 川 振 興 局 長 防 災 危 機 管 理 課 長 情 報 推 進 課 長 財 政 課 長 工 事 検 査 課 長 企 画 課 長 商 工 振 興 課 長 建 設 総 務 課 長 建 設 課 長 都 市 計 画 課 長 教 育 総 務 課 長	井 上 勇 小 野 富 志 夫 矢 野 幸 正 箕 河 原 司 松 岡 伸 一 郎 岡 本 英 二 坂 本 学 飛 高 彌 一 郎 飛 高 勝 則 根 塚 洋 二 柴 田 勝 德 永 田 龜 男 山 野 内 眞 人
-------------------------------	---	--	---	---

議事日程第5号

平成22年6月17日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第2回佐伯市議会定例会第14日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、和久博至君、2番、御手洗秀光君、3番、佐藤元君、4番、河野豊君、以上の順序で順次質問を許します。

9番、和久博至君。

9番(和久博至) 9番議員の和久博至です。2か月半ほど入院しておりまして、相当に厳しい状況にありますけど、ここに生きてこの場に立てることを感謝しております。準備万端という訳にはまいりません。なかなか調べるといことはエネルギーがいるものですから、未熟な質問になるかも知れませんが、よろしく願いいたします。政権が交代いたしまして、私にとって一番身近な人が総理大臣になったのかなあという気がいたします。ただまあそれはそれとしまして、佐伯港の将来、佐伯の将来にかかわる問題ですので、是非そのことに重点を絞ってまいりたいと思います。

一番最初にまず、不透明な佐伯港の将来像についてお聞きいたします。佐伯港の将来と言いますが、これはやはり大きな問題点が生じております。それは何かと申しますと、結局これまでの公共事業頼みのそれを元とした政策運営ですね、それが大きく政権交代によって見直されたということになりますね。そして今、問題になっているのが借金を抱えたこの財政、これをどうするか。つまりこれまで無駄が多かったんじゃないか。そういう見直しが行われているわけですね。特に、空港等でこんな不要な空港を何で造ったかと今になって言ってるわけですね。地方にとっては非常に、これが欲しい、あれが欲しい、絶対に欲しいからやってくれと言って、公共事業として本当にありがたい公共事業としてやってきたんですけども、それがその財政という名の下に一気に切られようとしている。こんなの不要じゃないか、これから借金を重ねていくじゃないか。そういうことでテレビではまあ騒がしいほど話題となっております。そして、この港湾についてもまたそれが出てきはじめております。既に国土交通省はその見直しを要求しております。どのような見直しかと言いますと、これはどう理解しているかちょっと佐伯市の方がどのようにとらえているかということもお

聞きしたいので、まだ説明しないで聞きすることになると思います。だからまずは、そのことについてですね。国土交通省は今年の5月25日に重要港湾で計画見直し対象となる港を発表しました。佐伯市が佐伯港の見直しの対象となっておりますが、詳しく説明してくださいということで、まず第1の質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 改めましておはようございます。建設部長の高瀬でございます。和久議員の最初の御質問にお答えいたしたいと思っております。港湾管理者であります大分県に問い合わせしましたところ、国土交通省が5月25日に全国の特定重要港湾・重要港湾126港のうち、法定の港湾計画に記載された貨物需要予測と比べまして、実績が低迷している港湾につきまして、港湾計画上の過大な施設配置計画を抜本的に見直す方針を表明しました。見直し対象港は全体の3分の1に当たります43港が対象となっております。具体的には、一つとしまして、施設が未整備のため計画していた貨物を取り扱うことができない港湾、それが21港、二つ目としまして、施設が暫定供用中または整備中で、想定した貨物を十分取り扱うことができない港湾が6港でございます。それから三つ目としまして、施設は既に完成しているが、企業活動縮小、民間建設投資の減少やフェリー航路の廃止、減便等で取扱貨物量が低迷しております港湾が16港で、計43港でございます。このうち佐伯港は、一番最初に申し上げました、一つ目の施設が未整備のため、計画していた貨物を取り扱うことができない港湾の中に入っております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） この見直しについてはですね、先日、江藤議員の質問に対して、企画部長の方からお答えがありましたけども、どうもそれと混同しがちなので、ちょっと分けて考えてほしいと思うんですね。大分合同新聞の方で出てきているのが、重点の港湾の選定という形ですね。これは国土交通省の前原さんがですね、言ったことですよ。今機能してない港湾が多いじゃないか、つまり無駄な空港が多いと同じような発想で、無駄な港湾が多いと、だからこれについては重点港湾と絞って40港ほど絞って、そして、そこに直轄事業を投資しようじゃないか、集中的に投資しよう。そういう発想ですね。これで重点港湾40港だから非常に苦しんで。なかなか選定に苦しむだろうと。だから佐伯が選ばれるかどうか、この5港あるうち、大分県に5港あるうちの佐伯が選ばれるかどうか問題なのだと。こういうことなんですけど、実はそれだけのことなんですよ。これは優良、126港あるうちの優良の40港を選んで。ところが今回の5月のこの見直しというのは、悪い43港を選んだということですよ。つまり60%、需要予測から60%に達してないもの。それについては、これは今後新規の事業を認めないだけでなくってですね、港湾計画がまだ改定されてないところは早めその港湾計画を見直せと。こういう達しなんですよ。そこで資料としてここに出してきてますけど、これは西日本新聞が5月26日に出したものなんですけども、ここで佐伯の位置が明確になっておりますね、つまり465万トンとなっておりますけども、平成17年度が実は需要予測の目標となっている年次だったんですね。ところがそこでは406万トン、もっと少ないわけですね。ただ国土交通省の見直しの基準としては、平成19年度を参考にするということですので、平成19年度少し上がって465万トンになってるということですよ。これでも30%の達成率しかないということなんです。この30%の達成率でぶりから2番目ですよ。本当にこれ港湾計画、今問題になってるのがですね、実は港湾計画の改定の時期に佐

伯市は入っているということですね。港湾計画を改定してる途中なんですよ。そして既にもう前回3月ですかね、3月に長期見直しの検討委員会を開催したと思うんですよ。そして後2回の開催を経て、これから来年度、平成23年の9月、これは県の港湾審議会で11月国の港湾審議会になりますね、そこで改定を決定すると。だからもう待ったなしの状況に実は置かれてまして、それが、もうこの30%の段階で実はこういう状況に入ってきたわけですね。その30%の状況で恐らく長期見直し検討委員会がこれから入るんだろうと思うんですよ。そのところ、ちょっと流れをですね、もう一度説明をしてもらえませんか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、和久議員がおっしゃられた今年の3月に第1回目があったという部分は委員会と幹事会の合同会議があったと前部長から引き継いでおります。この43港に絞り込むというこの中で、当初の平成7年でしたかね、現在生きている港湾計画は1,540万トン想定して計画を作られております。しかし、この計画につきましては、その当時どうしても計画見直しになりますと二、三年前から計画準備に入りますもんですから、ちょうどパブルのはじける前後だったと思います。この見直しの目標値があまりにも大きかったといえますか、そういったことだと思っております。先ほども申しました、これからの工程につきましては、ただ今和久議員がおっしゃったとおりで、23年度の見直しを目指しまして現在これからですね、会議を進めてそういった流れになっていくというふうに承知しております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次の質問に移った方が分かりやすいからですね、次の質問に移りますね。太平洋セメントの問題が実は出てきたわけですよ。太平洋セメントのですね生産が中止になるという事態が今年になって起きました。実はこの港湾計画、つまりこの港湾の貨物というのはですね、実は大きく木材、佐伯の場合はですね、木材それとこのセメントだったんですよ。ところがこの木材が大きな見直しが実は行われました。港湾計画が平成5年に作られた直後、もう直後なんですよ。これは二平合板が実は会社更生法適用だったのがもう倒産、これが平成7年、次の2年後なんですよ。だから実は大きな原木というのがラワンとかが入ってきたこれがまず完全にカットされたということですね。そして、そのすぐその同じ年にですね実は法務局、法務省の方も実は法務関係ですね、税務関係・入管関係、それを全部廃止して、支所を廃止してもう佐伯はなくなったわけです。つまり外国貿易ができにくくなった状態になったということですね。それに加えて今度は平成9年、もうその2年後に実は興人パルプが生産中止、つまりチップを百十二・三万トン輸入しますよと予定してたそこがなくなったわけです。そしてパルプをするということで新たに想定してたんですけども、これも39万トンほどなくなりました。つまり大きく全体として200万トンほどがカットされたということですね。そして、この材木が主だったのがなくなった。それに加えて実はここに非常に大きな今年になってですね、セメント会社の生産中止という。このセメントというのはもちろん輸出はほとんどセメントで占められてます。そして、それに加えて輸入で大きかったのが、実は石灰石なんですよ。これ石灰石が300も400もあったわけで、ここがまた一気になくなるということになりますから、佐伯の実は貨物量がですね、今ここに上げられている450とか460とかいうそういうレベルじゃないんです。ということが実は心配になってくるわけですね。それで太平洋セメントの中止がですね、さらに取扱貨物量を減少させますが、平成19年度、この20年度というのがそこに資料として渡されたんですけど、その方が分かりや

すければそれでもよろしいです。それと何万トンですね減ると予測しているのか。また、フェリーの貨物量がどのようになっているのか。これをお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大半はもう議員の方でおっしゃられたとおりでありまして、佐伯港の平成19年の取扱貨物のうちの太平洋セメントの関係を申し上げます。セメントの輸出、それから移出、これが127万8,000トンであります。石灰石の輸入、これが150万6,000トンです。それから石炭の輸入が22万3,000トン、その他が58万4,000トン、合計359万1,000トンとなっております。セメント・石灰石・石炭、これがなくなるとすれば少なくとも300万トンの減少というふうに思われます。フェリーにつきましては、これ20年の実績ですけれども、乗降客数が6万8,113人、車がですね2万5,771台ということになっております。フェリーの貨物量というのはちょっとデータがありません。車の台数でしか。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 昨日も江藤議員にお答え、ちょっとテレビでしか見れなかったもんですから、テレビで拝見してたんですけども、それによれば相当に減るということですよ。それも合わせて算定しますとですね、約102万トンにしかならんということですよ。つまり来年度これセメントがなくなりますからですね、102万トンにしかならんわけです。約100万トンにしかならんわけです。つまりこれ1,500万トンを目指してた港なんですよ。1,500万トン目指してた港が100万トンしかない港になる。実績としましてもですね、これが平成3年度これ算定する基礎となるような平成2年、平成3年というのが、実は平成5年の港湾計画を作るときの算定の基準になる実績なんですけども、この実績で1,011万トンなんです。つまりこの実績からしても10分の1にしかならない。どういうことを意味するかと言いますとですね。これはもう重要港湾も何もないんですよ。実は重要港湾になる前、ここでもう既に380万トンほどあるわけです。つまり重要港湾前の整備する港よりももっと落ちるようになるわけです。ということになってきますから、重要港湾をこれ指定してる意味がなくなってくるわけですよ。としますと、重要港湾があるからこそ港湾計画の改定というのが行われるわけで、この港湾計画の改定すら必要ない事態になってくるんじゃないかということになるわけです。そこのところをどのようにお考えなのか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず最初に私、先ほど和久議員の御質問の中で、現在生きてる港湾計画が私7年と言ったようにあるんですけど、実際には平成5年でしたので、訂正させていただきます。それから今の質問につきましては、確かにいろいろな経済状況の悪化等々により、当初の平成5年の改定目標から現在は、現況としては1割ちょっとしか満たないような状況になっているのは確かでございます。国土交通省の方針としましては、とにかく見直しをなさいということの指示がきておりますし、見直しをする中で43港に入るのが一番いいんでしょうけども、そこらは県としてもまだ情報が無いと。選ぶのにですね、こういった手法で選ぶのか、そういった詳しい情報はないということは何っております。それから現在マイナス14メートルバースを手掛けておりますけど、これが平成25年度の供用開始を目指してやっておりますけども、これとは直接の要するに重要港湾で今10分の1ぐらいの貨物量になっておりますけども、継続中の工事については引き続きやるということだと認識しておりますので、今後14メートルバースにつきまして完成後ですね、いかにその施設を利用して佐伯市

の各機関と連携を深めながら連携を図り、また協議を重ねながら企業とかですね、そういった貨物量の増えるような工面をしなければならないと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと、だから混同が既に始まっているわけですよ。つまり大分県がどれを重点港として選ぶのか、そこが問題です今答えの。私はそんなことを聞いてないんですよ。見直し、つまり港湾計画を見直せという指示が出された港が実は佐伯港なんですよ。選ばれるか選ばれないか、上の上位40港を言ってるんじゃないかと、下の上位40港に入ってしかもびりっけつになろうとして、もうこれは必要ない港になろうとしている。それをどう考えますかと聞いておるんです。上に選ばれるかどうかなんてもうこの段階でレベルじゃあないんですよ。そこをちょっと。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず一つは、港湾計画の見直しということが迫られているという現実がございます。それと今後の和久議員のおっしゃるのは方向性ということでよろしいんですかね。先ほど申しましたように、当初の港湾計画に沿いまして、今マイナス14メートルバースの整備ということが行われておりまして、25年度の供用開始を目指しておりますので、そういった部分を利活用進めていくですね、そういった企業なり、そういった貨物量の増えるような施策、それにつきると私は思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ以上議論しても多分分からんと思いますので、次に移ります。実は興人についてなんですけども、興人がだから実はチップをですね10万トン、20万トン、もう10万トンしか使ってなかったんですけども、10万トンしか使えなかった。それ水の関係でもうこれしか使えなかった。その時に実は120万トンというチップ量を想定して実は今の港が造られているわけです。つまり非常に過大な予測をして、つまりあり得ない予測をして実は出してきている。それがその港の計画だったんですよ。それでちょっとお聞きしますけども、今度もそうなってもらうと困りますんでね、平成20年度の工業用水許可の更新の際に新規事業を展開すると工事名はなっております。その新規事業によって貨物取扱量が増えたのかどうか。将来の需要予測をどのようにとらえているのか。これはどちらになるのかな。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 興人につきましては、先ほど、先日ですか新聞の報道がありましたけれども、生産設備の増強をいたしました。ただこれは造っておりますのは、酵母エキスアロマイルド、それとグルタチオンという生産設備を増強しております。これらの生産と申しますのは、オーダー的に何万トンという単位でありませんで、陸送で行われているということであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） そうしますと、今の佐伯でですね、実は100万トンを超える量、これができるのは産廃とかそういうものだけなんですよ。だからもちろん汚泥とか産廃が入ってきてる。これも昨年度の量にも既に加えられてるわけですよ。それにしてもそれを後1,000万トン増やしますとかいうような話にならんと思うんですよ。だから既に1,000万トン想定して作られてる。1,500万トン想定して作られてるこの港湾計画を100万トンの計画に見直せという話になってくるんだらうと思うんですよ。そうなるかどうかというの

が、実は長期構想検討委員会という、この役割が非常に重要なものになってくるんですけども、そこで委員の構成を公表してください。また、港湾計画改定佐伯港部会とどのような関係にあるのかも説明してください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 和久議員の御質問に答弁いたします。港湾計画作成者であります大分県に問い合わせましたところ、長期構想検討委員会の構成員の氏名の公表につきましては、設置要綱に定められております委員構成についての公表であれば可との返答をいただいておりますので、申し上げます。佐伯港長期構想検討委員会設置要綱第3条第3項で、委員は次に掲げる者のうちから大分県と協議の上、社団法人日本港湾協会会長が委嘱すると定められておまして、構成員としまして、学識経験者、港湾関係者、国の行政機関の職員、関係地方公共団体の職員、その他が掲げられております。次に、和久議員御質問の中で、港湾計画改訂佐伯港部会と呼ばれる組織のことでございますけども、私の承知しておる範囲では、このような名称等の部会はないのではないかと。審議会の中の部会という意味ですかね。ですから最初、港湾部会というふうには呼ばれる組織のことでしたので、その辺につきましては、ないので説明いたしかねますというような答弁をするつもりですけど。長期構想検討委員会の中のその末端のと言いますか、下には作業部会というのはございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 実はこれ佐伯の将来を考える非常に重要なものになってるわけです。前回もですね、実はここは公表されてないはずですよ。つまり全く人が知らない。佐伯の人も知らない。私たち議員というのは佐伯の市民に負託されて市政のことをチェックしてくれと言われてるわけですよ。ところが私自身にも答えられない。つまりだれも知らないわけです。このようところが、これから佐伯の重要なものを担っていく。そこを何も答えられないで秘密裏にされると、おかしくないですか。前回、実はこのあとすぐ、前回平成5年の時にですね、すぐ県の港湾審議会がありました。ところが県の港湾審議会が終わった後に漁業者に説明がいったるんですよ。石間の埋立てについて、これについての説明会が港湾審議会が終わった後にいったるわけですよ。何の意味もないでしょ。じゃあ佐伯の意見というのはだれが吸い上げて、だれが発表したんですか。そのメンバーでしょ。それがだれも知らない状態に現在また置かれようとしているわけです。そのことをどうお考えなのか。少なくとも私自身、これは無理でしょうから、こういうことで無理でしょうから、だけでも議員にだけということができるおかしくないでしょ。しかもさっき佐伯港港湾部会はありませんと言いましたね、僕にこの場で、この場で言いました今、初めて聞きましたよ。何で事前にこういうもんがないんだけどもこれ間違ってるんじゃないですかと言わなかったんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず最初の御質問ですけども、これはあくまで港湾計画作成者であります大分県に問い合わせたところ、そういった回答を得ましたので、私どもとしましては、大分県の指示にあたるというふうには受け取っておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。それから、港湾計画の策定港部会との関係の御質問でしたけども、これにつきましては、先ほど私申し上げました委員会の中に幹事会があって、その下部に作業部会というのがございます。そのことかなあとは思ったんですけども、当日の質問のやり取りの中で御説明ができると私は思っておりましたので、その点についてはそういったことで

御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ここに市長以下何名かの地方公共団体の人が出るようになってますね。そのメンバーの名前を発表してください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 繰り返しになりますけども、この件の御質問に対しまして、大分県に問い合わせましたら、先ほど私答弁しましたような回答をいただいておりますので、ここで私の口から具体的なといいますか、個人名の公表というのは控えさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） つまり市政に携わる人がここに参加するわけですよ。それも名前も公表できない。おかしくないですか。非常に重要なことがこれから起こると思います。つまりこれは市政全般の問題ですね。つまり市の経済それが貨物量だけをとらえてみますと、10分の1の量に減ってる。平成3年と比べてですね。このような事態の中でいったいどのようにするのかと、港をどうしようとするのか、これが今こ出席しようとする佐伯市の代表者は問われてるわけですよ。そこでお聞きしますね、私も非常に危機感を持ってから聞いているわけです。大型ドックの構想というのがどのようなものなのか、その問題点はどこにあると考えられているか。これは大型ドック構想というのが先般ございました講演会がですね、ほかに長期構想に入っているものがありましたらお答えください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大型船修理ドックについてですけれども、これは議会も特別委員会を立ち上げておりまして、独自に視察にも出掛けられておりますので、状況についてはよく把握されているのではないかと思います。繰り返しになるかも知れませんが、私の方からも申し上げます。大型船修理ドック構想につきましては、これは大きさにもよりますけれども、長さとしても200メートル以上もある大型船の修理ドックを佐伯湾に誘致・建設をしようとするものであります。建設の適地あるいは経営の主体、それから採算性といった問題・課題がありまして、それについて大型船修理ドック建設推進協議会を組織し、研修会を開催するなどして検討しております。以上であります。ほかに長期構想案に何かが入っているかということですが、これは作成者であります大分県に伺いましたところ、長期構想計画の策定段階であり、決定されたものではないので、今の時点では説明いたしかねますということですので、私の方では資料がありません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 大型船ドックの構想というのは私は非常におもしろいと思いました。ただ、問題点について簡単に適地、主体、採算性とか言われたんですけどもですね、佐伯に見直していったいどうなったら問題なのか。そこを答えていただきたかったですよ。特に、企業誘致の担当ですよ、一体何が問題なのか、実はそこを答えてほしかったんですよ。これ例えば、現在出てきているのがですね、太平洋セメントあそこの跡地を何とか利用できないか。つまりセメントに替わるものが利用できないかというので出てきているのが一つだと思うんですよ。ところが大型船になってきますと300メートルを超えるような大型船になってくる。そうすると回転、回れないわけですよ。向かって入ってきたけども、それを回転してドック

クにいれなきゃ駄目なのにこれができないと、だから適地としては非常に問題があるんじゃないかと。ただそのかわり小型だったらいい。ただ小型になるとこの修理というのが佐伯でいいのかどうかという問題が出てきますから、そこで問題になるということですよ。だから大型船ドックの構想というのは、佐伯では非常に無理だなあという感想を僕は抱いてます。つまり病院でしかなかった、病院にいての議事録を見させていただいての質問になるんですけども、ところがその次にですね、第2回目に入ってきたのが、このシップリサイクル事業なんですよ。シップリサイクルというのは、容器・包装なんかと同じで、家電と同じようなことで、家電リサイクル、つまり家電をしたところが全部そこ責任を持って処理するというようなことですよ。それと似たようなことなんですけど、まだその段階には至ってない。ただ、条約が結ばれているわけですね、条約は結ばれたけどもこれを批准するには、これを法律として批准しなきゃ駄目、国内法としてやるとしたらですね。ところがまだその段階には至ってない。そこでシップリサイクルというのがですね、まだ今すぐできるような段階ではないんですけども、船の修理じゃあなくて、これを船の解体ですよ、これを行えば非常に経営的にも安定するんじゃないかという。それで恐らく国土交通省の海事局長が説明されたと思うんですよ。その点についてどのようにお考えなのか、お答えください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 修理ドックからひとつの可能性としてですね解体といったところまでの話が今できてきていることは確かです。これは解体に際しましては、汚水等の処理の問題もありますが、これはバラスト水管理条約ですか、これが近々批准されるという形になってきますと、今まで3K職場として東南アジア等で行われていたような解体がですね、国内でも可能になるのではないかという見地に立っていると思います。それは大きき的には先ほど議員が言われましたように、200メートル、300メートルということになりますと、回転になかなか問題があります。それと今ひとつは工場の敷地の広さがどうなのかという問題もありますが、解体ということになりますとある程度可能性が出てくると考えております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっとお聞きしている限りでは、どうも勉強してないなという。これシップリサイクル法というのは実はパーゼル禁止条約から出てるわけですよ、つまり船を持って行ってそこで解体する。それが実は廃棄物を輸出してはならないというパーゼル禁止条約があるわけですよ。その抜け道になってたわけですよ、船というのはどこが国籍があるか分からんから、そのパーゼル条約の抜け道をふさぐという意味で実は条約が結ばれた。その条約が結ばれて、今後国内で処理しなきゃ駄目になりそうだなということなんですよ。そうなってくると非常に需要が大きい。ただそれについては非常にいろんな、産業廃棄物のような、自動車の解体と似たようなところがありますから、その施設・設備をきちんとしたもの。そこに対して請負わせよう。ということで室蘭が実はそこで国のモデル事業として3億円ほど出資してもらって、そしてもう解体の実はモデルを始めたわけですよ。モデルの実験を始めたわけですよ、だからそれに何で急がないのかなというのがあるんですよ。この前お聞きした話では、太平洋セメントの方もそういうのであれば応援したい。県知事の方もそれであれば応援したいと、そのような体制になっていると思うんですよ。そうだとすると、あそこで可能かどうか。そして、そこで解体をするときの危険性が除去できるようなもの。いろんなものが入ってます。いろんな船に塗っている塗料とか、いろんな危険なものも入ってま

すから、それをうまく管理できたら逆に言えばここが安定的な企業になる可能性が非常に高いんですよ。そして、ここは造船を持ってますから、幾つかの造船から人を出してもらって、そして需要が多いとき、需要が少ないとき、それを人員を交換しながら安定的な人員の配置ができる。そのようなことにもつながってくると思うんですよ。だからそこでお聞きしとるわけです。だから絶対勉強せんといけんのですよ。もっとそれをですね、実は近いうちにやってほしいんですけどもいかがですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 近いうちにと言うのは、勉強会のこと。分かりましたお知らせいたします。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 実はこれ長期構想検討委員会にも入ってくる課題なんですよ、それをどの程度理解してしてるのか。これだれが出るのか分かりませんと言ってるわけです。私は聞けないわけですか。それおたくも勉強せんといけんわけですよ逆に言えば。そのことをシップリサイクルについてどうされるおつもりなのかお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） シップリサイクルの件につきましては、私も講演会等々に出席しての知識しかございませんけども、国の方で、先ほど魚住部長が答弁しましたように、自分の国で生産した船は解体するときも自分の国でと、そういうことになるというふうに講演会では私認識しております。そこらが数年後になるからそこらは船についてもかなり立派な鉄といいますが、密度の高い鉄を使っているので、この前の講演会では大型タンカー1隻で、確かにいいことだと思います。そこらについて佐伯の港湾計画見直すうえでも、そういった貨物量の取扱いの増につながりますので、非常にいいことだと思いますけども、それを進めるためにどうするかということで、先ほど議員から指摘されましたように、これからもまた勉強していきたいと私は思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 相当に勉強しておいてください。これは佐伯市の将来を担う恐らく一つの切り札の一つになるんじゃないかと私は思ってるから言ってるわけです。勉強してなければ今話してもどうしようもありませんので、この程度にとどめます。次に石間埋立てについてお聞きします。平成22年9月からしゅんせつ工事が始まりますが、しゅんせつ土砂の量及び工事期間、工事について注意すべき点について説明してください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 和久議員の石間の埋立ての工事等について注意すべき点ということの御質問に答弁いたします。航路、泊地のしゅんせつ計画土砂量につきましては、国及び県に確認しましたところ、当面の供用に必要な範囲の14万3,000立方メートルでございます。工事期間につきましては、平成22年度は10月に開始し、同月末に完了予定と伺っております。それから工事の注意すべき点でございますけども、しゅんせつする際の濁り防止で、汚濁防止膜等で対応するように伺っております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ量が14.3万立方メートルと言ってますね、33万じゃあなかったんですか。つまり大きく違っているわけですね県が発表したのと。これはしゅんせつ工事の土砂とい

うのは、これは国土交通省がやりますね。しゅんせつは国土交通省がやるはずですね。そして、それを陸に上げて、それを処理したうえで陸に上げて、それをを行うのが県ですね。だから、その県が工事期間これ決めてると思うんですけども、ちょっともう1回そここのところを説明してください。それとしゅんせつが完了すればですね、石間の廃棄物埋立護岸は公共残土処理のためだけの施設になってしまいますが、どのような公共残土を想定しているのか。また高速道路の残土はどのような処理にするのか、その費用は幾らなのか、これもお答えいただきたいと思います。次に九電は二、三年後に新規の原発施設、核廃棄物処理施設をどこに建てるか発表するとしておりますが、この公共残土との関係も問います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 復唱になるかと思いますが、航路、泊地のしゅんせつ計画土砂量につきましては、国及び県に確認したところ、当面の供用に必要な範囲の14万3,000と伺っております。これはですね、当初の計画から泊地、それから回転場所というんですか、回転位置を変更したことによりまして、8万3,000立米ほどの削減が図られておりますので、当初は土量は22万6,000だったと思います。それから8万3,000の航路及び回転位置の変更により、土砂量が減ったということで14万3,000と、そういうふうに認識しております。それから2番目と3番目の質問になりますけども、佐伯市管内発生 of 公共陸上残土となります。また、高速道路の建設発生土につきましては、現在、蒲江高山地区へ11万立方メートル、蒲江インターチェンジと連結する国道388号線B区間、B区間と申しますのが、インターの所の取付けになります5万立方メートル、臼杵市野津町へ3万立方メートル、計19万立方メートルの処理を見込んでおります。処理に掛かる費用の御質問でございましたけども、これにつきましては具体的な経費は情報提供をいただけませんでした。輸送経路が短いほど単価が低くなることから、国土交通省において、なるべく短距離な処理場の確保に向けまして、佐伯市、大分県とともに検討を今進めておるところでございます。最後の質問になりますけれども、九電からは御質問のような打診や協議は一切ありません。本市としましては、話があっても一切受け入れはいたしません。したがって、公共残土との関係はないということになります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） それから公共残土だけの施設になってしまう。しゅんせつが終わりますよね。つまりこれは2バース造る予定だったんですよ、それをもちろん今のような大きな貨物量の減少があったと思うんですね、で1バースだけにした。もうこれで十分なんですよ。これから100万トンレベルの10分の1程度の貨物量ではこれはもうできませんね。新たに設置して、新たに大きな計画をなんてできませんよね。そうしますと、これは単なる公共残土の受け入れだけのものになるんですよ。そうすると公共残土の受け入れだけのために70億円を使って護岸を整備するののかということなんですよ。そこをお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この大入島の埋立ての問題につきましては、県知事の方も4月だったと思います。記者会見の方ですね、東九州自動車道の関連工事で陸上からも土砂が出ると、それでやりたい気持ちがある。いろんな状況を見極めたいというようなコメントを寄せられていたと思います。そういうことで私も理解をしております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） まずですね、一つはしゅんせつ工事、これ9月からでいいんですね。10月からですよ、一番重要な点は何だとお考えですか。まず漁業被害が非常に大きなものになってくると思うんですよ。そこに対してどのような配慮をしてるんかということのを第1点お聞きします。そして、これ推進すると言ってますよね、つまり今言ったように、大きな港はもうできないわけですよ、でその中でしゅんせつ土ももういらぬわけですよ。その中で公共残土だけ、これ佐伯市が一番バブルが盛んな時、1年間に10万トンしか実は残土処理予定しなかったんですよ。そして、ちょっとこれお聞きしたいんですけども、廃棄物処理用地というのは港湾計画の中に造られたことがありますか。佐伯市の港で造られたことがありますか。佐伯港で、そこをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 関係機関であります国及び県に確認しましたところ、汚濁防止としまして、しゅんせつする際はしゅんせつ船がその場所に泊まるといいますか、行きて、その周りを汚濁防止膜及び汚濁防止枠で囲むというふうになっております。つまり船の周りを囲む、ですからそういったことのないようにということで進めていくものと思っております。漁業関係者とのことにつきましては、その辺についてはちょっと伺っておりませんので、答弁はちょっと致しかねます。それから港湾計画の中に廃棄物処理場がってということにつきましても、大変申し訳ありません。そこは勉強不足ではっきりとお答えできません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） かわられたばかりなので恐らく分らんと思うんですけど、実は廃棄物処理用地というのは、佐伯港には造られたことがないんですよ。残土処理場も計画されて、それが造られたことはないんです。実は昭和57年に改訂されたんですよ。これ昭和45年にこれは重要港湾に指定されましたけども、そして計画が作られて、そして港湾計画改訂が57年に作られました。この時に初めて廃棄物処理用地というのはできたんですよ、ところがこれは海崎なんです。海崎で反対にあいました、反対にあって実はなくなつたんですよ。そして新たに平成5年にできたのがこの250万立方メートルを捨てるという石間の埋め立てなんです。で、一度もできたことがない。それでずってるわけです。つまり何の不自由もなくずってるわけです。全部陸上に処理してるわけです。それなのに何で250万立方メートル、これから70億も掛けて石間に造らんといけんのか、ここが一番問題になってくるんですけど、どのようにお考えなのか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、資料を探しているんですけど、東九州の関係のですね、土量につきましても現在のところ、4月の時点で県と打合せをしたところでは、約58万立米いわゆる陸上で処理する部分もありますけども、これから発生します東九州関係並びに県等の工事概要をまとめて差し引きしましたところ、確か58万立米がまだどこに処理するという事は決まっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 何のための施設かというのが非常に大きな問題になってくるんですけど、そこで九電が出てくるわけですよ。実は平成2年これ三菱総合研究所ですよ。三菱総研から大分県に実はこれ企画調整課、一番重要なトップなんですけども、そこに実は出張できているわけですよ主任がですね。つまり普通じゃああり得ないわけですよ、民間の業者を県のトッ

プの計画に入れるということは、そしてそこでその後、実はこの佐伯の佐伯港の港湾計画も練られてくるわけです。そしてできたのが平成5年、もちろん平成2年、今言った平成2年、3年、この当たりにもう既にできあがって、そして出てくるんですね。そうするとその時点でもう既に石間の埋立て、これができてきてるととらえられるんです。そして平成5年、ここに大入島の養殖場に実は日本のすべての電力会社がここに視察に来てるわけです。それ何のためなのか。そして九電は、実は今年になってですね、発表しましたですね、去年ですね、去年発表しまして、これ長期計画を発表しました。そして原発、新たな原発第3の原発、そしてそれと核廃棄物のこれ中間処理施設これを造ると。そして、それについては核廃棄物の処理施設についてはこれは二、三年後にもう既に計画から実行に移すと、そういうことを言ってますね。だから私は聞いておるわけです。つまり非常に今まで私が調べた中では、例えば県の中核に食い込んで、そしてこの計画もできて、大入島の計画もできている。だからこそ聞いてるわけです。そして佐伯ではどのようなことが行われたか、平成7年にこれは海洋都市構想計画が作られました。この海洋都市計画というのは、実は三菱総研に委託してるわけです。三菱総研に委託して、その三菱総研が作ってきておるわけです。だから非常に心配だということであります。もちろん全くそのことについては今分かりませんということですので、この程度にとどめておきたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） どうも皆さんおはようございます。和久議員におかれましては、病気というこの中で2か月間、本当に非常に大変でございました。今、過去の計画の中でお話を聞いたときに、私当時議員でございましたけど、議員と大分違う話が私の方の耳に入っておりますので、これはあと今後とも議論していきたいと思っております。まず当初におきましては、海崎地域におきます都市計画の中の産業廃棄物処理場の件でございますが、これは平成7年度に大入島に替わったと、平成5年ですね。だからその時にですね、私も議会についてはですね、これはどうか変わったかという話はその当時ありませんでした。当時の港湾審議会の中で、地域にしても海崎地区から反対という言葉もその時はありませんでした。それは将来的には港湾計画をする時に、埋立しゅんせつ土については石間地区が妥当だろうという範囲で私たちに報告を受けております。また、今の原発等についての話が当時マリンの会社が佐伯市が主体で作ったときに、和久議員の持論としてそういう話が入ってきておりましたが、当時私たち議会としてもそうした話を調べましたが、いろんな佐伯の海洋都市マリンを使った、船を使った会社として佐伯をどうリゾートで増やすかと、リゾート地域としての話が出た経緯があったと思っております。またその中で入ってきた、これは私の方が当時の蒲江の町議会に聞いたわけですけど、蒲江北浦間にそうした原発のうわさがあるが、実はどうなんだろうかと伺ったところについては、そうしたうわさが出て困っているんだと。そうした中で蒲江と北浦については議員交流会をしながら、その原発についての話はないと。またそのためには非核の関係のそうした宣言都市をするということで話を聞いております。だからうわさがうわさと呼ぶということもありますので、こうした本会議場ですので、和久議員の思った中での考え方、当時私も議会におりました時に、そうした中での話を聞いたということはこの場で答弁させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 私は事実を述べておるわけです。それだけのことです。だからこれから恐ら

くまた出てくれば議論になる。出てこなければそれなりということになると思います。

次に移ります。佐伯鶴城高校前の道路とテニスコートについて、実はこの問題につきましては先般お聞きしたところなんですけども、都市計画そのものではありません。もう既に計画が告示されてるとお聞きしました。都市計画道路について、これいつから工事、もう工事の問題に入ってきますから、工事の中でお聞きします。そして、高校横の道路について、馬場の松との関係でどういうものになるか説明してください。交通の危険性をどのようにして除去するのも説明してください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この佐伯都市計画道路3・5・15馬場女島線でございますけども、養賢寺を起点としまして女島橋を終点とします延長1,550メートルのうち、市営駐車場のある国道217号交差点から終点女島橋までの1,220メートルは既に幅員12メートルにて改良済みですが、養賢寺前から国道217号交差点までの間の330メートルにつきましては、馬場の松を中心に置いた幅員20メートルの計画が昭和34年から残ってありました。この未整備区間につきましては、都市計画審議会で答申を受けましたので、今、市から県の方に県知事の同意協議を行っております。県から市へ知事の同意書が送付されましたら法定の告示と縦覧を行いまして、実際にはそれから測量等に入っていきます。で、今年度は地形測量や境界測量、道路詳細設計を行う予定になっております。22年度はあくまでも調査・設計などの準備期間でございます。23・24・25の3か年で用地補償を行いまして、26年度に改良工事を実施する予定で、現在のところそういった予定でございます。それから、道路につきましては、先ほど申しましたように217号から鶴城高校の方につきましては20メートルの路線が生きておりましたので、既存の12メートルと20メートル、中心線がどうしても食い違ってございますので、その影響を最小限にとめる計画とするよう検討しております。これも復唱になりますけども、計画決定後の工事実施に関しましては、要望の声を多く聞いております国道217号と交差点の整備を優先的に行うことによりまして、和久議員御指摘の交通の危険性の除去を行いたいと考えております。また、馬場の松の区間の整備につきましては、今後関係者との協議が必要であると、そのように考えております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 実はここは御存じのようですね、佐伯市の道路が通ってますけども、鶴城高校のグラウンドがあって、馬場の松があって、土手があるわけですね。そして鶴城高校があると、そこを道路が通ってるんですけども、実は非常に今でも危険な所なんですよ。むしろ学園の中に道路が通っていると。これ第2グラウンドもありますから奥の方にですね、だから生徒がそれこそ何百人という生徒がどんどんどん移動してくるわけですね。非常に危険な所で、正にこの道路そのものが、道路が先にあって、そして学園があるんじゃなくて、学園が先にあって道路があると、そういうふう考えたほうがいいと思うんですよ。そうするとこれ30キロというふうにお聞きしとるんですけど、時速30キロで危ないと思うんですよ、そうじゃあなくて時速20キロ程度で、もうこれを通れないような道路にしていくと。逆に言えば、スピードが来たらスピードを落とすような道路にしていく。そしてスピードを落とすとして、例えば段差があるような道路が今できているわけですね、ガタンガタンガタンとなるようなスピードを出せないような、そういう強制的にでも歩道と一体となったような道路にしていく。スピードが出ないような道路にしていく。そのようなことが必要じゃあないか

と思うんですけど、いかがですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 都市計画街路として、今最高速度30キロでしておりますけども、議員の御指摘の段差を付けたり、くねらしたりという部分もあるとは思いますが、都市計画街路としてはそういった工法はとれないと伺っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 検討してほしいと思います。いろいろと非常に問題がある道路になると思います。鶴城高校、次にいきます。鶴城高校第2グラウンドは臼坪新女島線によって狭くなり、買取りの際隣接するゲートボール場との交換が問題になりました。その際、工事に必要だとして市の判断が先送りされましたが、テニスコート用地として無償貸与されるような考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。それと鶴谷中学校横ですね、これのテニスコートについてどのような利用が可能なのか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御質問のことにつきましては、平成15年10月2日付にて和久議員が鶴城高校のPTA会長をされていたときに、佐伯市は申入書として受理した経緯がございます。その内容といたしましては、佐伯鶴城高校第2グラウンドで陸上部の投てきや跳躍の練習をしている一部が市道臼坪女島線の道路用地として買収されたため、代替地としての付近の市有地の提供を求めたものでしたが、当時この市有地は、道路工事の資材置場・作業ヤードとして利用が計画されていたことから、申し入れには応じられなかったものと思われまます。また、御質問の鶴城高校のテニスコートそのものは、第1グラウンドに現在あります屋内多目的競技場の建設に伴いなくなったものであり、原因が市道臼坪女島線の建設に直接関係していないと認識をしております。したがって、現段階で付近の市有地をテニスコート用地に無償貸与又は交換するということは考えておりません。しかしながら、鶴城高校からそのような要望があれば市といたしましては、関係部局と協議を行い、最善の努力を図りたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 今聞いたんですが、鶴谷中学校横のテニスコートはですね、実はこれまだ川だというような位置づけになってると思いますけども、これがどのような位置づけになってるのか。また、鶴城高校が利用できないのかどうか。つまり非常にテニスをやってた高校で中学校でやってたけどもできないという事態が起こってますんで、何とかしないと。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えいたします。鶴谷中学校横のテニスコートにつきましては、当時、鶴谷中学校が大変大規模校で狭かったということもございまして、鶴谷中学校のテニスコートとして平成6年から7年に当時の地域総合整備事業債というのを活用して整備をしたものでございます。鶴谷中学校はもう御存じのように、市内で一番の大規模校であるということで、グラウンドが大変狭くてテニスコートを含む屋外運動場の十分な確保ができていないという事情があったために整備をしたものでございます。鶴城高校の生徒がこのテニスコートを利用することについてでございますけれども、鶴城高校のグラウンドの事情等は十分理解をしておりますけれども、鶴谷中学校のテニスコートとしての性質上、基本的に同校生徒以外の利用は現時点では困難であるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

次に11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） 11番議員の新風会所属の御手洗秀光でございます。通告書に基づきまして、2項目について、一問一答方式で一般質問を始めさせていただきます。大項目の1のアについてでございます。都市計画公園についてお尋ねをいたします。佐伯都市計画図を見ますと、都市計画公園は25か所でありまして、その場所も掲載をされております。すべての欄には、街区、近隣、総合、運動、特殊、緑地というふうに6分類されていますが、都市計画公園と都市公園、あるいはまた、我々がよく見かける一般の小さな公園とでは、その形態・機能、あるいは役割がどのように違うのか。また、この都市計画図に記載されている都市計画公園は、いつ・どこで・どのようにして決められてきたのか。佐伯市には事業中の都市計画道路もあります。また未整備のまま何年も経過している路線もかなりあります。都市計画公園は、都市計画道路との関連もあろうかと思いますが、記載されている都市計画公園の計画に対する進ちょく状況はどのようになっているのか。まず第1回目の質問といたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御手洗議員の公園についての御質問に答弁いたします。一般の公園とは、公衆が憩い又は楽しむために公開された公共的な区域で、国や地方公共団体等が設定管理するものをいいます。都市公園は、都市計画法の中で都市施設として位置づけられ、国又は地方公共団体が設置します公園又は緑地に設ける公園施設のことをいいます。その中で、都市計画決定された公園が都市計画公園で、自治体が定める都市公園条例で適正に管理しております。形態及び機能としましては、街区公園・運動公園等の利用目的に応じたものであり、役割は概的には公共の福祉の増進に資するものと思っております。次に、都市計画公園の決定につきましては、佐伯市や大分県が主体となりまして、計画的に公園の形態や規模などを順次決定しております。その手段としましては、法定手続により原案を作成後、関係機関と協議を行い、縦覧や住民説明会、審議会などの住民合意形成を行った後、都市計画決定を行います。都市計画公園の進ちょく状況につきましては、街区公園であります児童公園は脇公園を含め15か所、近隣公園である鶴望公園1か所、大分県が計画決定した総合運動公園1か所が整備済みであります。また、このほかに池田、野岡の緑地2か所も整備済みとなっております。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） ただ今、公園の種類によつての機能等についてお話がございました。理解をいたします。ただ、私がここでお聞きをしたかったのは、次の点とも関連をするわけでございますが、25か所、実はこの都市計画課からいただいた佐伯市都市計画図によりまして25か所になっておりますけれども、先般いただきました佐伯市における都市公園台帳、これを見ますと実は33か所になっておるわけですね。ですから一番新しいと思って私が都市計画課からいただいた資料は25か所、しかしこれ33か所になっておりますもんですから、その点は後でまたお尋ねいたしますけれども、現在17か所を整備済みということでございます。じゃあ後の私が申し上げた25か所から17か所を引いた8か所の進ちょく状況、とりわけ計画図には載っておるけれども全く何ら進んでないという都市公園の場所もあります。例えば、西児童公園あるいは常盤児童公園、田ノ浦児童公園、新道と言いますかね児童公園につきましては、全くといっていいほど手が付けられていないという状況でございます。先ほど都市計画道路

との関連もあろうかというお話をしましたが、その点についてどのようになっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まずですね、冒頭にお断りしておきたいのが、都市計画図面に載っております都市計画公園23という御質問ということで承っておりますけど、実際にはですね印刷物は中山墓園も都市計画公園に入っていると思います。ただ実際には現在中山墓園につきましては都市計画公園から外れておりますので、実際には22か所になるんですよね。先ほど私が申しました17か所ですね、整備済みが、それに議員御指摘の西児童公園、常盤児童公園、田ノ浦児童公園、新道児童公園、それから濃霞山公園、この五つ足しますが、まだ未整備ということでございます。濃霞山公園につきましては一部公園化はしておりますけど、100%ではないということでこの未整備であげております。それと御指摘の西児童公園・常盤児童公園・田ノ浦児童公園・新道児童公園につきましては、都市公園の計画が被さっておりますけども、諸般の事情によりましてまだ未着手、手が付けられてない。そういう状態でございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） また後で、具体的なものをお聞きをしてみますが、次にイに移ってまいります。第一次佐伯市総合計画の位置づけについてお尋ねをいたします。この計画は、平成18年10月から策定協議が開始をされまして、平成20年6月議会に提案をされて議決をされております。現在、この計画に基づいて市政が執行されているというふうに考えております。この計画は、平成20年度から平成24年度の5年間を前期基本計画といたしております。その後の5年間を、つまり平成29年度末までを後期基本計画と位置づけております。国や県などの施策との整合性や本市の行政全般にわたる調整を図り、本市の目指す将来像を実現するための政策の方向性、あるいは施策等を示した中期の経営計画でありまして、数値目標も設定されております。この54ページに生活環境分野として、市営住宅の維持管理や公園等の整備を行うという記述がありますが、公園等の整備、この整備とは一体どういうことをするのか。また、都市計画区域内の整備として数値目標が書かれていますが、現状値19年度33か所、84.85ヘクタールで5年後の平成24年度を目標値として36か所以上、87.45ヘクタールとありますが、既に19年度から起算して2年経過をしておりますので、どこに設置したのか、あるいはこれからどこに、どのような公園を造ろうとしているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず最初に、公園の整備につきましては、街区公園・運動公園と目的に応じたものを整備し、第一次佐伯市総合計画に記載されていますように、まちを美しく保つため、公園等の整備及び効率のよい維持管理を行うことによって、住みよいまちづくりを行うおとするものです。また、議員から現状値23か所の御質問でございましたけども、これには19年度で33か所というふうになっておりますので、総合計画に記載されています現状値は33となっておりますので、御承知おきいたしたいと思います。ここにあります、お手元に議員お持ちだと思いますけども、19年3月31日の現在の都市公園台帳に記載されております、先ほどの質問のときにありました33か所というのがその現状値となっております。また、目標値といたしまして、脇津留の区画整理地区内に3か所計画されておりましたので、目標値を36か所以上というふうな表記をしておりましたけども、御案内のとおり脇区画整理が終了

しましたので、その3か所はもう既に公園化されております。それから、平成22年の3月31日現在では、そちらのカラーの方にあると思いますけども、まちづくり交付金事業にて整備しました札幌公園、これは元の西田厚徳病院のちょうど入口の所の斜めの斜路のところです、あそこにあります札幌公園が追加されて、現在37か所となっております。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 次にウの佐伯市総合計画マスタープランの位置づけについてお伺いをいたします。89ページに公園・緑地整備方針が記載をされておまして、佐伯市緑の基本方針を策定する旨書かれておりますが、もし策定しているのであれば、その概要の説明をお願いをいたしたいと思っております。また、何よりもこのマスタープランは新市に合併する前の平成15年に旧佐伯市で策定されたものでありまして、現状にマッチしないものというふうに考えております。1市8か町村が合併して既に5年経過をしておりますし、見直しというより、むしろ新佐伯市にふさわしい、新しいマスタープランの策定をすべきというふうに考えますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 佐伯市緑の基本計画を策定していれば、概要の説明をとのことでございますが、大分県では平成14年に中津市、平成19年に別府市、平成21年に大分市が策定しております。ただ佐伯市は現在まだ策定にはいたっておりません。今年度より行います佐伯市都市計画マスタープランの見直しとの整合性を図り、策定に向けていきたいと考えております。佐伯市都市計画マスタープランの見直しは、今年度から着手する予定にしております。佐伯市都市計画マスタープランの上位計画に当たります佐伯市総合計画が平成20年度に策定され、また佐伯市中心市街地活性化基本計画が平成22年度に認定されましたが、それらの計画との整合性を図るためにも早い時期に取り掛かりたいこととしておりました。しかしながら、上位計画であります大分県が行います大分県都市計画区域マスタープランの見直しを現在行っている最中でありまして、本市も県の上位計画との整合性を図るため、今年度から見直しを行うための基礎データの修正や佐伯市まちづくり懇談会委員会を設置するなど、下準備に取り掛かることとしました。佐伯市は平成23年度から本格的な佐伯市都市計画マスタープランの見直し業務に入る予定でございます。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今現在、県が区域におけるマスタープランを策定中ということをお話を聞きましたし、佐伯市は準備をしながら平成23年度から着手をしていくということでもありますから、是非新しいプランの策定に御準備いただきたいと。このように思います。次に工の都市公園の見直しについてお尋ねをいたします。すべての施策等の計画は、先ほども言われましたが、国や県の方針にしたがって市も施行されるものと考えておりますが、これは平成17年7月の20日に大分県の方で都市施設（公園）の整備見直し方針というものをを出しております。これですね。既に政権が民主党に移行しておりますし、事業仕分け等で若干の変更もあるかと思いますが、中身としてはこのように実は掲げております。まず一つは、都市の将来像実現に向けた整備見直しをやっていくと。二つめには、都市全体のレクリエーション施設等を考慮した整備見直しをやっていくと。三つ目は、自然環境に配慮した整備見直し。4点目は、地域状況に応じた整備見直し。そして最後に5点目として、住民の意向を踏まえた整備見直しが必要だというふうなうたっております。特に最後の5項目の中には、次のよ

うに注釈が書かれておりまして、まず地域住民等の意向を踏まえ、地域のまちづくりと合致した公園整備を進めていきますと。特に、一部の地域の利用に限定されるような公園については、地域住民が主体となって公園整備のあり方を検討し、提案できるような仕組みを取り入れることをしますと。さらに現在計画決定された都市計画公園については、パブリックコメントをワークショップ、ホームページあるいはアンケート等、幅広い住民参画を通じて住民協働、これは共に働くということではありますが、住民協働による公園整備見直しの方向性を検討し、合意形成を図ることとしますと。また、計画の見直しや廃止を行う場合は、地権者・住民等の合意形成が不可欠であるため、計画の見直しに至った経緯や見直しに伴う影響などについて、住民等に十分に周知を図りながら具体的な検証や見直し作業を進めていきますと。そして今後、各公園のおおむねの整備時期を明らかにすることによって、住民との円滑な合意形成を図り、また現状計画のまま維持するとした公園については、整備若しくは廃止できない理由等を明確にします。というふうにうたわれておるわけでございます。かなり具体的に県の見直し方針は掲げておりますから、この見直し方針に沿いまして、恐らく県では先ほども言われましたが、区域マスタープランを現在策定中とお聞きをしております。ただ、地区によっては全く公園のない地区もございまして、都市計画道路が進まなければ都市計画公園もできないというのではなくて、公園は地区における唯一の車等が乗り込まない安心・安全のエリアとして、また高齢者の健康維持や子育て環境の重要な一画を占めておりますので、更には災害時の避難場所にもなるわけでございますから、地区住民の意見等を十分取り入れ、全く公園のない地区がないように、バランスの取れた公園の整備をすべきというふうに考えておりますが、この点についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 都市計画公園の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたが、上位計画であります大分県が都市計画区域マスタープランの見直しを現在行っております。本日も県の上位計画との整合性を図るため、今年度より見直しを行うため、下準備に掛かりまして、平成23年度から行います予定の本格的な佐伯市都市計画マスタープランの見直し業務においては、市などの行政が進めるだけでなく、市民や事業者など、まちを構成するあらゆる人が主体的にかかわることが重要かと思っております。その他、市ではアンケート調査の実施やワークショップの開催など、いろいろな参加・参画の機会を通じて、地域の皆さんと一緒にマスタープランの見直しを進めていきたいと考えております。その中で、公園の見直しにつきましても同時期に実施していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） ありがとうございます。私が先ほどからずっと申し上げておりますような内容に沿って市でも検討しているということでございますから、是非よろしくお願いをしたいと思います。ちなみに、これちょっと古い資料になりますが、先ほども言いましたように、この整備見直し方針によりますと、佐伯市の未整備状況につきましては、計画決定されてから10年経過してるのが2か所あると。そしてまた、11年から20年経過してる所が1か所あります。さらには41年、あるいは50年経過してる所が6か所あるということが、当時の資料として載せられておりますので、これは県下大体どこでもそういう状況のようでございます。いずれにしても、今まで申し上げましたようなことにつきまして、しっかり受け止めていただいて、今後の市政執行のための資料にさせていただきたいと、このように思ってお

りますので、どうぞよろしく願いいたします。大項目の1を以上で終わります。

次に、大項目2の地場企業の育成支援策についてお伺いをいたします。太平洋セメントの生産中止に伴う再就職、あるいは雇用問題、そして八幡・西上浦地域に与える影響等について、上田議員と江藤議員から取り上げられましたが、正に緊急かつ重要な課題であり、私といたしましても早急な対策を願うものであります。また、佐伯市の活性化を図るのに欠かせないのが第一次産業の振興であることは論を待ちませんが、一方で地場企業の育成支援も重要な課題でもあります。これまで市が地場中小企業の支援策について、商工会議所等との連携や取組をどのように行ってきたのかお伺いをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯市では市内の地場企業32社が加盟しまして、佐伯市企業技術振興協議会を組織し、年間計画をつくり人材の育成を行っております。この事業の内容を大きく分けますと、第1に、調査研究開発事業、これは会員企業の新技術の開発を促進するために、国・県等の補助事業を実施するものに対して、企業負担分の一部を補助するものであります。これまでに取り組まれた事例を紹介しますと、薫製装置及び魚肉薫製と魚肉ソーセージの調査研究ですとか、ごまだし・ミキシングチョッパー工程製造装置の開発、水産加工品の残渣再資源化技術の開発などといった調査研究開発事業の実績があります。残念ながら実用化には至っておりません。第2に、高度技術習得派遣事業、これは会員企業の技術者を技能研修のために受注している関連企業や研修機関に派遣し、その技術力の向上や必要な資格取得を図り、地域産業の高度化を推進するものであります。第3に、現場改善実践事業、これは現場改善の実践研修を実施するものです。第4に、パワーアップ研修、これは工場改善についての研修、企業のマネジメント研修、品質対策の研修、安全な職場への取組といった講座を年間8回程度開催しております。第5に、技術研修講座といたしまして、真空技術・液晶・半導体等の身近な仕組み等についての講座を開設しております。第6に、新製品等販路開拓事業としまして、会員企業が新製品等の販路開拓や販路促進のために総合展示場などに店出する経費を補助し、地場企業の販路の拡大や販路促進の支援を行っております。大分大学の共同といったこともやっております、ただ今紹介しました事業を活用して、水産加工場の残渣再資源化技術の開発を行ったという実績もあります。また、市内大変こうした工業連合会等ですね、活動が活発でありまして、地場企業の61社が加盟して、佐伯市工業連合会を組織しておりますけれども、会員が重複していることもありまして、連合会会員に対しても企業技術振興協議会主催の研修機会等への参加を呼び掛け、御参加をいただいているところです。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほど、第6点にわたり取組の報告がありました。さらに工業連合会との連携も含めてやっているという報告もいただきました。私が実は、ある地場企業の社長さんからお話を伺う機会がありました。その時に言うておりましたのは、いわゆる大企業は経営状況が悪くなりますとリストラということでのいけるけれども、我々中小企業につきましては、苦しくてもそんなことはできないと。家族的にやっぱりみんなが知恵を絞りまた身を粉にして頑張っていると、一生懸命やってるんだと。そういうリストラされた方々の中にもすばらしい能力を持っている方もいらっしゃる。そういう方々を、もしいるのであれば是非雇用して厳しい企業財政ではあるが、何とか雇用して活性化を図りたい。こういう考

えも実はあるんだというお話を伺いました。私は非常に実は感動をいたしたんですが、やはり努力をしてるこういう中小企業、地場企業の方々にはですね、今言ったような支援策を提供しながら地域の活性化に寄与していただきたいというふうに思うわけでございまして、特にその方々が言うておりましたのは、今言ったような実用化されてない技術提携等もございしますが、実用化されるであろう技術の提供をしてほしいと。特に大分大学等から技術支援、こういうものが実はあるんだがというのもお話をしてみたいというようなことも話がありました。ですから、そういう提案を持っている企業等、あるいは会社の社長さん等に対しまして、何らかの形で市が補助できる体制づくりを、何らかの方法で連絡を取りながらやっていただきたいなど、こういうふうに思うわけでございまして、特にこの技術の開発が進みますと、またそれに伴う生産力も当然向上するわけでございます。それによって、安定した雇用、あるいは安定した収益の確保、これにもつながってまいりますし、後継者づくり、これにも寄与するというふうにおっしゃっておりました。是非第一次産業の後継者の困難な状況も含めまして、地場中小企業のいわゆる火を消さない、ともし続けるためにもやはり市がいろんな立場から支援策を検討をしていただきたい。今言われたようなこと以外にも何かありましたら、知恵を絞ってあるいはまた知恵を企業の方からいただきながら、提供して頑張りたいと。こういうふうに考えておりますが、その点についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今年度から企業誘致の係の方も充実が図られまして、ようやく市内企業の訪問を強化しているところであります。その中で、今までなかった情報等もこちらの方に寄せられておまして、今更ながら市内のこうした工業連のですね、高い技術力を感じるというところもございまして。今年から工連の方でも長年企業で高い技術力を誇ってきた、若手に伝承してきたという方をですね、マイスターとして表彰する、顕彰するという制度も設けまして、地場でなければできない技術力の集積、そうしたものにも一層の効果があるのではないかとこのように思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 佐伯市はよく自助・共助・公助というふうに言われますけれども、自助の立場で企業も精一杯頑張っておりますし、先ほど言われました工業連も含めて、あるいは商工会議所も含めて地域の中でも共に働いておりますし、頑張っておりますから、是非役所の方といたしましても、公助という立場での支援策を更に御検討いただくということで、お願いいたしまして、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 皆さんこんにちは、8番議員の佐藤元であります。一般質問通告書による一問一答で質問をいたしますので、よろしく願いいたします。大項目1、2とあります。大項

目の1、小項目ア、平成22年3月11日に佐伯市監査委員より提出された市長要求監査の結果についてお伺いをいたしたいと思えます。直川地区の19年度ケーブルテレビ設備保守工事2件についてお伺いをしたい。調査の結果、直川振興局より20年1月度の佐伯市直川水道事業工事明細に伴う説明を2件提示されましたが、この内容について詳しく説明を伺いたいと思っております。同じく宇目326の光切断事故に伴う光同軸ケーブル張替工事について、宇目振興局より提出された記録簿のとおりでよいかを問うものであります。なお、この件につきましては、直川水道事業工事につきましては、大石配水池埋設敷設工事2件については、先般6月9日に総務常任委員会所管事務調査の中で、担当者立会いの上で調査した結果でありますので、その分についてはここで詳しく述べていただかなくても結構です。随時その分について質問をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 佐藤議員の御質問にお答えします。まず、直川の19年度のケーブルテレビ設備保守工事2件についてですけど、水道課が直川大石の配水池に水質等を監視する機器を設置して、遠隔で監視するシステムを運用するために、配水池までケーブルテレビの同軸ケーブルを引き込む工事をしたものです。そのうちの1件については、直川大石地区から配水池に登る市道入口までは自営柱を建てるという工事です。それからもう一つは、入口から配水池までは九電柱もないことから、配水池まで自営柱を建てるのと道路に同軸ケーブルを埋設するという工事をしたというものであります。次に、宇目の326号線の工事ですけど、平成20年7月19日、午前11時ごろ、トレーラーが対向してきた軽トラックとの衝突を避けようとして、道路脇の九電柱をなぎ倒して、この電柱に共架していた電線、電話線、市のケーブルテレビの伝送路を切断したものです。事故当日は、緊急に事故復旧工事を行い、切断した箇所を応急的に接続処理をしました。後日、本復旧工事として、8月21日に同軸ケーブル張替、それから10月の15日、16日、18日に光ケーブル張替、22日夜間に光ケーブルの融着・切替を行ったものであります。なお、宇目振興局にて提出された資料のうち、請求一覧表の日付に記載誤りがあったということで、これが10月22日が10月20日になっていたということでもあります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは順を追って質問をいたします。大石配水池工事委託についてのケーブル埋設工事とコルゲートケーブルの敷設について、これについては請求書は900メートルとなっておりますが、調査の結果やっておりますのは640メートル、これは担当課と私どもの総務常任委員会所管事務調査の中で6名の総務常任委員の方々と確認をしております。それからここに埋設、いわゆる掘りわって埋設するわけですが、そこでアスファルトの約10立米、25トンが廃棄物として出ておるが、このことについてもなかったと。マニフェストがなかったと。それから工事費については、おおよそ相当の金額を上乗せというか故意に故意にですな詐欺的行為を行ったのか、多く請求をされておると。その中で全部を調査をした結果、この工事について、土木工事については現場管理技術者と作業員の名簿もない。そして、それに伴う免許証の写しもない。そして、コルゲートケーブルの敷設についても同じことが言える。担当技術者若しくはそこに当たった従業員の名簿もない。また、この工事についての検査もしていない。したがって、指導する発注する市側としては何の書類も残っていないということではありますが、ここで市長にお尋ねをいたします。市長は、事前にこのような不正請求が行

われていたということを知っていたのではないか。お答えをいただきたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今回のケーブルの件につきましては、私の方から監査請求し、現在監査が上がってきておりますので、それを十分調査するということであります。また、議員が言われるように、事前にこうした工事、私の方の決裁範囲ではございませんので、それについて一切存じておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それではお伺いをいたします。なぜこういう詐欺的な行為、これ6月の9日に担当課から報告はなかったのか。それとこういう行為に対して、担当課からの報告があったのであれば、すぐに対応できなかったのか、そのことについてお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 担当課から報告というのがちょっと分かりにくいんですが、調査報告は上がっております。それでですね、直川の大石配水池の埋設が今議員が言われますように、900メートルが640メートルしかなかったということについてです。一応総務の常任委員会所管事務調査で明らかになった埋設が640メートルということについては、現在うちの方もケーブルテレビなどに問い合わせをしております、現在今調査中でまだ結論が出ておりません。それから埋設用のケーブルの900メートルということで実際は760だったですか使用しなかったということですけど、これ材料費として900メートル、ドラム一式900メートルということで購入してるといって伺っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私どもの調査が信用できないと。今調査をするということであるが、もう調査をしてですね、計算をした結果ね、この埋設敷設工事には800万のお金が支払われておる。であるが、これを640メートル、750メートル、それからそれに伴ういろんな計算をしたときに、260万ほどですね多く支払っておると。これをね、なぜ市長が監査請求をし、監査結果を報告した中で、監査報告の中では全部がですね、あなた方が皆手元に持たれておるであろうが、皆、備考欄に完全ではないと、完全ではないということを書いておるじゃあないですか。なぜ私たちが調査を立ち上げて調査するまでもなく、こういうふうに備考欄に書いてあるじゃあないですか。「一部を除き図面の添付がない」。「1件負担行為に会計課の合議がない」。「7月分1件請求明細額と請求額に相違がある」。こういうことを監査報告の監査結果として出ているんじゃないんですか市長、この間に、あなた方が調査するのは責任じゃあないんですかこれは。私どもがこれを調査して、こういうものが出てきたということについては、これは後ね、私は河野議員の応援をいただいて、先輩議員でありますので、2人で行っていただきました。16件やっております。1件もいいところありません。これを今からこの残り500件をですね、全部やりたいと思っております。これね5年間、市長が17年から5年間、市長幾ら工事費を出してると思ってるんですかあなた、6億強ほとんどのものがね20%ぐらいがね上乘せされておる、これは明確にはまだ分かりませんがね、そういうふうになっておるんですが、そういうことなんです。そこでお伺いいたします。現在まで一つの工事について作業をしていない分も請求がなされていることについて、佐伯市と工事請負契約に伴う指名停止の第1条2項の別表第3各号に掲げる条項よりもこれは何をうたっておるかということ、暴力団等の排除のための会社に、暴力団が入ったらいけないというふうなことで

あるが、それよりもですよ、悪質な詐欺行為である。建設業法ではこれは許可の取り消しに値するもので、どうしてこういうふうなことに監査結果が出たときに対応ができなかったのか、市長。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員から監査報告書というのを私の方もその場即、議会の方にも出しました。これから私どもの内部での調査ということで命じておりますが、これ全部まだ調べるという状態では出てないということが、私たちにとりまして3か月間何をしておったかということだと思っております。私の方もそうした中では、事務局側にもこのことについては早急に調べるようには指示をしております。その結果をもちまして監査報告ですので、こういうことがあるんで、監査の方にまず報告し、それから議会に報告するというのが、監査報告書に対して、私が市長の要求による監査報告書の報告書ということで上がっておりますので、そうした順番を追ってやるつもりでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） もうあの市長ね、こういうことは言い訳の答弁ばかりはほしくないんですよ。結果としてね、多く支払うとると、約全部調べたら20%程度が出てきたときにはどうするかということも考えてもらわなければいけないが、それでは、塩月副市長にお伺いしたい。副市長ね、1工事に対して何%か上乗せを請求をするということはね、以前ね、これはもう以前から市長・副市長は知っていてなぜこれを改めなかったかということなんです。いいですか、あなたが町長をやる前に蒲江町で大きな事件がありましたね。今、旧蒲江町の町長は罪に問われて服役中であります。その行為とこの行為が全く同じなんですよ。あなたはそこで取り調べを前町長がやられておるときに、あなたはそこの町長だったんですよ。だからケーブルテレビが工事部分をもって、その工事費に上乗せをした分を毎回毎回やらせて、何千万、何億というお金をつくったということについて背任行為で前町長は今罪に問われ服役をしておると。であるので、あなたがねえ、このことを認識していないということはないんです。どうぞ。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 前町長はですね、ところの質問が今ちょっと分かりませんがですね、私はその背任行為を上乗せしてうんぬんということはですね、一切分かっておりません。当時私もですね、蒲江、こういうことを言うそうですね、弁解みたいになるのであんまり好きではないんですけど、当時、平成15年蒲江町長に就任したときに、ケーブルテレビの工事があまりにもずさんじゃないかと。発想はですね、地元の電気業者に仕事を回せるように段取りをしてくれんかと、職員に指導したんですよ。そしたらやっぱり同じようにですね、ケーブルテレビでないと非常に難しいところがありますのでできませんよということを行った会話は記憶しておりますが、その金額うんぬんはですね、高いかうんぬんとか私精査したこともないしですね、それが定価表というのが分かりませんのでですね、いまだその質問にですね、どうあったかという答弁は私はできないと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 副市長もそういう経緯をして佐伯のケーブルテレビの委託業務があるということを知っておりながら、委託業務はどういうふうなものにやっておるのかと。当時は、4年前までは指名の委員長だったんでしょあなたはね、契約についてほとんどがあなた関知しと

んでしょ、だからそういうことをやらなかったということ、分からないということは、そういうふうには逃げないでなければもうそれは仕方のないことであろうかと思う。それでこのことについても先で述べるつもりであります。私は1年生議員でありますし、まだこの議会の内容が詳しく分かりません。ですが、先輩皆さん諸氏にこのことを聞いた限りでは、また市民の皆さんからも要請がされております。必ずやこのことは百条委員会を設置していただき、原因究明若しくは蒲江町長の前町長の悪巧みと同じようなことであるならば、徹底調査をしていただきたいということをお願いをされておりますから、これを終わった後をお願いをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 指名委員長の件ですけれども、私佐伯市の助役にですね平成17年7月19日就任しました。それからですね指名委員長をしたのはですね、平成19年の9月から1か月から2か月ぐらいした記憶があります。そしてちゃんと調べてですね、また議会に報告したいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私の質問の途中でちょっと答弁せんでください。次が切れませんんでね、17年で、19年であろうとね、2年間でもやっておるじゃないですか。それはやってないと。だから19年から先やったんでしょ。全然指名委員はやってないと。余分になるからいいですわ。とにかくね。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 私はですね、指名委員長をした記憶にあるのはですね、平成19年の9月、木許前副市長がですね退任して山本副市長が就任するまでの間だったと記憶しております。その間ですね、あったらまた報告したいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 何にせよ、17年からね普通職員で入ったわけじゃあないんですよ。助役で入りね、町長が終わり、助役で入り、副市長になってるわけですから、だからケーブルテレビとの委託契約についてねちゃんとした工事をやってるかということをおなたたちがちゃんと精査すべきじゃないかということをおっしゃるだけです。これは調べてもらえば分かりますから、この500件のうち、幾らぐらいそういうふうな背任行為でやってるかというのは出てくると思います。それでは次、宇目の326号の切断事故のことについてお聞きをいたします。これは私がまだ議員になっていない時のことでもありますので、議会へ工事費用は全額保険で受領できる旨の説明をされたらと、そのことを聞き及んでおりますが、その保険金は全額決済され、受領されているのかお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 宇目の工事の件で、佐伯市のいわゆる事故によって佐伯市が被った被害額が395万423円ということなんです。それで117万を市が掛けてた保険で取りあえず今、それは入っております。ただ、いわゆるだからまだ入っておりません。今係争中でありまして。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この交通事故についてですね、これは切断した方が全部払うということが普通であろうかと思う。これで、この事故の場合ね、査定検査員というのがおり、行われたと思うが、だれが担当して、どのように聞いているのか伺いたいし、この場合、1,322メートル

取り替えをやってある。いいですか、この光ケーブル張替の1,300メートルが必要であったか、そのケーブルの損傷の判定はだれが、どのように判断したのか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） メートルは1,233メートルということになっております。それでこの事故によっていわゆる被災箇所から宇目の南田原4地区、それから木浦、木浦鉦山の全部で8地区約200世帯が停電、電話、ケーブルテレビ、インターネットのサービスが止まったということで、仮復旧を応急的措置でやっております。それで、その中で後日、今度本工事を行っていわゆる仮の事故復旧架設をまず最初に復旧工事をやって、それから事故の本格的な復旧工事というふうに分けてやっております。それが先ほど申し上げました。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたね、だらだらだらだらねほかのことを答弁しなさんなよ。私はこの1,233も替える必要があったのかということ聞きよるだけ、じゃあその次も言いますわ。この張替えたケーブル、古いケーブル、どこにどう処理したの。これは市の財産である。行政財産ですわ。これはどこにどういうふうにしたのですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それちょっと存じておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 存じてないのではない。この工事全体ですね、16件調べた中で1件も廃棄したものどうしたか分かってない。そうでしょ。独自に河野議員先輩の指導の下にね、調査表というのを作っております。工事名・工事業者・全部ケーブルテレビ、工事場所・宇目また他地域もある。設計書はなし、設計図面もなし、着工前の写真が1枚ある。施工中はなし、完成が1枚ある。使用機器、使用器材納入票全然ない。そして完成検査なしと。これが宇目・直川・弥生・蒲江・本庁・上浦、回りましたがどこもない。そこでお聞きをいたしますが、光ファイバー、いわゆる同軸いろんなケーブルについて他社の見積りをとって検討されたことがあるのか。お聞きをします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応単価を出すときにはいろんな算定表を使っております。それで業者から単価表を出してもらって、協議の結果、単価を設定しておるといような状況であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それではお聞きをいたしますが、この宇目の光ケーブルであります、12芯、36芯、48芯とありますが、これが安いところではですね532円、ですが支払われた金額は647円、それから36芯については444円、支払われた金額は606円、そして12芯は327円他社は、支払われた金額は396円、このように平均すると2割強の単価が違うんじゃないんですかこれ、これが6億、7億になると相当な金額になるんじゃないんですか。そこでお伺いいたしますが、見積書、請求書、支払いは全部相手任せであったということによろしいか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 単価とかは今言いましたように、ケーブルテレビの施設施工標準積算工数表とか公共住宅電気設備工事積算基準、それから調査標準積算工数表を参考に単価労務表に出しております。それと今言いましたように、業者から単価労務費の設定をしてもらって

双方が協議の結果定めておるといふことと、それと契約を私法の契約といふことで、ケーブルテレビと行っておりまして、その信義に基づいて工事を行っていただいて、それを支払っておるといふ形で今やっておったといふことであります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） どうも部長な、聞いたことよりもほかんことばかりを長々と、私は1時間しか時間がないよ。だから見積書を出していただき、それに伴う請求書を作って、それに誤差があるかと請求書は出たら皆払うといふことでいいのか、悪いのか。そういう考えを今までやっておったといふことでいいんでしょ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 前に委員会とか全協なんかで多分言ってたと思いますけど、写真の検査は行っておったといふことですが、実際に現地に行って検査は行っていなかったといふのが、いわゆる業者を信じて信義の元にやっておったといふことで検査が不足してたといふことはそのとおりでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたね、最後に検査が不足しとったといふ答弁をするのであれば、写真を検査をした。じゃあどのようにしたのか。着工前が1枚あって、完成があって、それが違う。ここに写真を私は持ってるは。どういう検査をするの、じゃあこれを。どういうふうに検査するかここでちょっと教えて。たった2枚しかないようなこの写真で、これ施工前・施工中・施工後と、どこで検査するのこれを。どういう検査をしたの、検査できるわけないじゃん。そうでしょ。どの柱からどの柱まで張りましたよ、張替えましたよ、それが2枚必ずいるんでしょ、そうでしょ。そこに赤外線を当てりゃあ長さもでるんですよ。検査をしてないんやからね、そういううそをいうたら駄目ですわ。もうあんまりこれ以上は責めらんけど、今から私がですね、じゃあ部長に100歩譲ってね、業者を信頼し事務処理がなされてきたとして、この現実ですよ、完成検査もない、工事金等の支払い、架空の請求があったと言われた場合にはそれじゃああなた反論ができますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応監査の指摘事項については、今それについては調査研究をしてる段階であります。写真は当然検査といふとまた言われますけど、確認が主だったといふふうなことだと思えます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この直川もね、課長も行って認めとるとおりね、土工事とケーブル敷設は電気工事一緒にやったり、全部写真がそうなるとるんよ。長さが足りない、そのものを入れてるか分からない。そういう工事をやるとるから指摘をされよるわけです。分かりますか。あなたが納得がいくようにあと400件あるんか500件あるんか分からないけれど、私が全部調べたいと思います。それではアを終わってイにいけます。契約書についてであります、上記3工事に対して委託者佐伯市と受託者ケーブルテレビ佐伯での間で交わされた委託契約書があると思うが、その詳細についてお伺いしたい。契約については国土交通省の契約指針に準ずると伺っているが、その内容を詳しくお聞きしたい。また、佐伯市が発注する公共工事についても同様に国土交通省が指導する入札契約の指針に準じて行っているといふことであるから、このことについても詳しくお聞きをしたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それではイの質問であります。1番目の三つの工事については、平成19年度の佐伯市ケーブルテレビ施設の保守・点検及び新規引込・引込線移設・引込線撤去・支障移転等の工事に関する維持管理業務委託ということで契約をしております。この契約の中で行ったものであります。契約の内容は、施設の定期保守点検と新規引込、引込線移設、引込線撤去、支障移転、その他甲が必要と認める工事という契約内容であります。信義に従い、誠実に契約に定める条項を履行するとあり、業務の実施に当たっては有線テレビジョン放送法、これが社団法人ケーブルテレビ技術協会の定める技術基準ほか、関係法規等を遵守するという契約内容になっております。次に、2番目の契約について、国土交通省の契約指針に準じているということでありまして、これは先ほどの契約書で関係法規等を遵守して工事を行うこととするとありますので、詳細にはうたっておりませんが、維持管理業務委託という形態をとっており、公共工事請負並の出来高設計図や図面等の提出は求めておりません。しかしながら、検査を行っていなかったことについては、監査委員からの指摘事項のとおりであります。今現在、1月からマニュアルを作成いたしまして、今検査を既にもう今年の1月からは行っております。それと3番目になります。3番目はちょっとうちというよりも財務の関係になります。佐伯市が発注する公共工事についても同様に準じているということについては、佐伯市が発注する公共工事の入札契約は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針等を基に佐伯市契約規則並びに佐伯市公共工事請負契約約款によって運用しておるということであります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、今度は山本副市長にお聞きしたい。この委託契約は国土交通省の契約指針に準ずるということになれば、当然業務計画書、作業計画書、協議報告書等々がなければいけないと思われる。それに基づく業務報告書の中の機器集計表、完成図面、作業写真帳、修繕完了報告書等々がなければいけないと考えるが、この今、執行部からいただいた契約書の4月から行った案については全然それも入っていない。それからもう一つ、佐伯市が発注する工事について、国土交通省が指導する入札契約の指針に準ずるといわれておりましたが、ここにですね、私が一応、積算の本を持ってきましたね。あなたたちがこないだからうそばかり言うから、これが国土交通省が発行しておる積算本であります。いいですか、これがですね、ここからが大事ですよ。よく聞いてください。これがね、これによって業者はね単価を出したり、そして国交省から出しておる単価表に基づいてですね出しておるんですが、これに基づいて各ソフト製作会社が作成して市販しておるソフトに足りない部分、足りない部分をこの2冊よりほかに農林水産省、東日本、中日本、西日本、高速道路が出しておるやつ。建設物価調査会が出しておる3冊から4冊の本、それからコンクリート二次製品等についての単価を出しておる九州版、そして各ソフトがつくられたものを150万程度で皆会社が買って出しとるわけです。ただしですよ、市や県や国が発注、発注する方が持つソフトは非売品でありますよね、売ってませんよね、いいですか。売ってないことに対してですよ、最後までもう大変やろうけど、副市長答えてください。あなた県におったんじゃから。いいですか、20年から最低制限価格、予定価格を事後公表としました。いいですか、ここでこれが国土交通省が落札した一覧表であります。もちろん国土交通省には加点要件がありますが、一、二読み上げてみましょうか。1億6,907万円が予定価格であります。最低制限価

格が1億4,343万円であります。そして落札金額は1億5,550万円であります。ところが、佐伯市はいいですか、予定価格、最低制限価格は全く分からない。そして何%ね、何%で落札するかも分からないね。それをね20年にかわったら、これ市長さん腹たてんでくださいね、市長さんが17年に当選したときにね、よろしく願いしますと連れて歩いた業者がほとんど落札してる。その身内みたいな会社がほとんど落札してる。どういうことですかこれはね。ちなみに、ちなみにですよ、この佐伯の業者が入札に参加すると2億78万円予定価格、最低制限価格は1億6,957万円、落札金額が1億7,200万円、幾ら違うか計算してください。私はあほらしくて計算する気にもなれんこれ、それが西嶋市長が発注する金額には1億3,200万円でもたった3万7,000円しか違わんです。78%で落札があるのを78.02、なぜそこまで近づくか。国土交通省にも聞きに行ってみりました。発注当事者が金額を知らせるか、若しくは発注側が同じソフトを融通してあげたしか考えようがないちいうんですよ。市長答弁。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今議員から入札のことで、これ通告にありませんので、私もまともな答弁ができないかも分かりません。入札のことってというのは、ただ契約のことだけでございますので、議員が昨年6月にこうした書類を皆さんに議員のお手元に配布しました。それがまあ20年度のことだと思っておりますが、その時の工事を見ても1社に偏らず、逆にある会社の方が入札が少なかったと見ております。それも全体的の中で私ども事業を見ておまして、1会社じゃなくて全体を見て競争入札しておりますので、それが漏らすようなことは全くありません。それはそれぞれの会社がやっていただけということで、私どもは入札を出しておりますので、その点は御承知いただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 偏ってないと言いますが、先般名前を出したら、三浦議員が告発を受けましたので、名前は出しませんが、市長さんを連れて歩いた会社が10件あるうちの3社、これで多くないとは言えないでしょ。3割を占めるね。そういうこともあるんで、今後は引き続きこのことが明確になるまで、あなた方が悪いことをしよるんじやったら直してください。明確になるまでやっていきたい。こういうふうに考えております。

時間がなくなりますので、大項目2についていきます。防災対策について、市長責めちゃ今度はどうするかち聞くや、腹も立つやろうけど答えてください。防災対策今後の対処についてであります。先般より協力を申し上げていたとおり、5月29日より満潮時の海面より佐伯市沿岸部及び旧佐伯市大手前付近の測量を行った結果、道路面までがほぼ1メートルから1メートル50センチの高さと判明をいたしました。旧町村につきましては高い所もあります。女島・新女島につきましては、海面から、海面と同じ高さ若しくはマイナス50センチの地盤であることも測量の結果として分かりました。以前より申し上げておりますとおり、東南海・南海地震については今後30年間の間にはですね、30年間の間にマグニチュード8.1東南海地震、こういうもんが出てくるんですね、調査が。これは信頼していいそうです。耐震診断と書いております。マグニチュード8.1で起こった場合、30年間、発生率が30年間の間に50%の確立で起こるであろうと。それから50年の間には80%から90%の確立で起こるであろう、これが東南海地震であります。南海地震については、マグニチュード8.4で今後30年間の間に40%の確率。そして50年間には80%の確率で地震が起こるであろうと、地震が起こったからといって津波が必ずや起こるといいうわけではありませんが、市長、私どもも誠心誠意、

自助・共助の分で、共助の分で行いました。今度は公助の番ではなからうかなと思います。一番人口の多い葛港、野岡、長島、渡町台、それから女島・新女島ですね、この付近は市長じかに行ってみてください。避難場所が全くありませんよ。その間には中江川、中川が通っておりますよ。ここにですね、もうこの機会には遅れますが、9月議会に是非ともこの対策をとっていただけるように補正予算を組んでやっていただけるように考えていただきたい。やってくれるかやらないか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 東南海地震について避難場所、市が全面的ということになりませんで、国・県とかですね、こうした事業について私たち市だけでは単独でできませんので、どういう方法があるかと。またもう一つは議員も御存じのとおり、東南海地震で大体津波の高さはあの近辺は1メートルから2メートルだろうといわれておるわけですが現在、そうすると2階家対策というのですね、ひとつの避難場所としての対応として、私どもは学校説、いわゆる渡町台小学校については大いに避難場所として私は利用価値があると思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 東南海・南海地震がね、これだけのマグニチュード8ぐらいで起こったときにね、市長認識不足ですよ。東南海・南海地震がねマグニチュード7で起こった場合、いいですか。速度は720メートルね、時速ですよ720メートルの速さでやってくる。720キロの速さでやってくるね、佐伯市沿岸に16分から20分の間でやってくるんですよ、ちょっと1メートルぐらいのもんじゃないんですよ。その時の高さは8メートルから10メートル、ここにちゃんと書いてるんですよ。私がつくったことじゃないんですよ、ちゃんと書いてるんですよ。市長はインターネットとか好きでしょ、出してくださいよ、それに出来ますから、必ず出来ますから。あなたいつもやっておるんですよ、書いてますよそういうふうに。時速720キロで押し寄せてくるということですので、もちろん一番人口の多いね、渡町台地域、これ市長がやらんのであれば災害ではありません。西嶋市長人災です、そう名付けておきますよ。これをねいつ来るか分からないんだけど、これをやらないとあなたが市政をずっと続けるんであれば早くやんなさい。やらないとそこで亡くなったらあなたに皆のろいがいきますよ。西嶋市長の人災ですよこれは、そうでしょ。そういうことで、私はお願いなどしません。これは行政としてやるべきことだから、即座にやっていただきたい。そういうふうなことでもしよかったら答弁。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この地震の件につきましては、私は市長選に出るときに、この地震問題を取り上げてずっとやらせていただいています。現在佐伯市の防災、要するに公助としてはですね、御存じのとおりJアラート2を始めとして、避難を皆さんに促するということです。これをハードで議員が言われるように、全部の措置をするということは非常に不可能な部分がございます。また、先ほど申し上げました8メートルから10メートル、私の方の調べたときに大体6メートルだろう、これは佐伯市において一番高い所がそうだろうとなっておりますので、議員の方でその調べた資料等については後ほど教えていただければ、私ももう一回勉強したいと思っております。また、ハードについて、先ほど申し上げましたように、堤防、その他で防げるものかということ、市単独そのものでは難しいと思っておりますので、国・県とのそうした事業についてまた要望もしておりますので、こういうことについては調査をさせてい

ただきたいと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 資料は持っていきます。資料は持っていきますからよく読んでいただきたい。

それと今私が言いよるのは国交省とかいろいろ混ぜてじゃないんです。市の市民が逃げられる所、私が避難路・避難地と言ってますけど、やはり渡町台地区、野岡地区であれば濃霞山とか、隠山とか、そういう所しかないんですよ。今度じゃあ野岡の人たちが渡町台まで16分や20分で走ってこれますか。車は使えないんですよ、だからどこかの所を、高い所を探してそこに取り付く避難路、四方八方から登れるような所を造ってくださいということをお願いするわけです。少しは、1年間私が声をからして言いよるやからね、少しは理解してから市民のためですよ、私のためじゃあないんですよ。市長がねえ56億を市庁舎、それから70億ぐらい掛けるんですか、そんなもんを使うんだったらすぐできることやこれ。そうでしょ。そうじゃあないですか。是非やってください。もう私はやるべきだと考えております。それでは最初に戻りまして、戻っちゃあいけないんでしょうけれども、議員の皆さん方をお願いをしたいと思います。ケーブルテレビの支払いについて、また工事についてのことに関しましては、私は是非とも百条委員会を設置していただきたい。もし議員の皆さんの御協力なければ、去年の6月同様、私1人でもこのことは立ち上げて絶対に追求をしていたきたい。そのためには、告訴・告発も辞さない考えでありますので、よろしく願いいたします。時間が余りましたけれども、これで私の質問を終わります。よろしく願いします。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に18番、河野豊君。

18番（河野豊） 18番議員の政友会所属、河野豊でございます。私も実は5月28日に通告をしまして、ケーブルテレビ事業についてということで通告しておりました。先ほど、佐藤議員の方から同様の質問、また先般は清田議員、あるいは後藤議員からも同様の質問が出ました。これはかなり今、先ほどの佐藤議員の質問でショックを受けてるんですけどね、通告した段階ではですね、まだ我々は総務常任委員会の中の所管事務調査という段階で、その中で情報推進課の方から資料をいただいて、それについて私は質問を取り上げておったわけでありませんが、その中でも後段で触れてまいりますけど、同じように事務処理についてかなり不正で、不正があると。これはもう監査委員の方からも指摘を受けておったわけですが、そういうことで後段には触れますが、6月9日にそういった検証をしたのはですね、通告の後でありましたので、若干質問の内容がですね、今どういうふうに組立てていくかなと、そういうふうな感じで思っております。とりあえず通告しておりますので、一問一答形式で行っていきたいと思います。重なる部分は割愛をしていきたいと思っております。まず、私の観点は、ケーブルテレビこの事業、これは行政で行うサービスなのかという大きな着眼点が違います。そういったところから質問に取り上げておりますので、これも後段で触れますが、まず、総務常任委員会資料に基づいて質問を行っていきたいと思っております。これ施設の現状と問題点についてということでですね、ここにこの資料の中にもですね、たくさん問題点があるということとお願いしておりますが、まず1点目がですね、この方式ですね、光ファイバー方式、それと純然たる光ファイバー方式、それと同軸ケーブル、現在やってる中でどっちを今後やっていくのか、この辺についても今後の方針、そういったものに結論が出てない。その辺のところをですね、まずお聞きをしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは河野議員の質問にお答えします。議員指摘のとおり、佐伯市は今幹線は光、支線は同軸という方式をとっております。近年他の自治体の多くは家の中まで光ファイバーを引いて、高速で大容量の双方向での通信の方式が主流になっております。佐伯市としても旧鶴見町が平成10年に整備をして順次旧市町村で整備をしてきました。耐用年数によって設備の更新時期がいずれきます。このままの方式でいくのか、あるいは家の中まで光にするのか、それから無線と有線を融合した方式か、あるいは無線のみかという選択肢があります。どれもメリット・デメリットはありますが、佐伯市の財政経済状況を踏まえてしっかりと検討しなければならないというふうに思っています。903平方キロという広大な佐伯市にとっては大きな問題となるということでもあります。無線で放送する場合は、現行の放送法では市民チャンネルや県外波、例えば福岡とかは放送できないなどの規制があります。放送法の規制緩和などを今大分県市長会でも例年要望しておるといふところであります。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 検討中という、総務常任委員会の時にもそういうことでしたが、その時に比較表というのをいただけてますよね、これは当然部長もってると思うんですけど、同軸なのか光なのか、これのメリット・デメリット、こういうふうに明らかに検証してるわけですよね。これは早めにですね方針を決定してやらんと、日々このケーブルというのは日々、さっきも質問に出とったようにね、いろんな敷設あるいは移設、そういったことは日々やってるわけですよ。そういうのは早めにですね方針を決定をしてあげるべきというふうに思っています。この質問を上げてるんでね、その辺は、この辺のところは市長、結構情報通信の方は専門分野に入ると思うんですけどね。これはトップダウンである意味決めるべきことかなと思ってるんでね、これは早めに方向性をね示してやらんと、何ていうんかな部品の在庫、そういったものを取り寄せることそのものもね影響してくるし、その辺のところは市長どういうお考えですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ケーブルテレビの現状という形の中で、今言ったように同芯、いわゆる同軸ケーブルが主体になっているのが、その当時は光ファイバーがあまりなかったと、そうした中でやってる方法ですが、本来なれば光ファイバーを引くことも必要ですけど、これをするに相当大きな金額、数十億という金額が掛かってくるわけです。そうした部分については補助金もございません。このケーブルを造った場合、ほとんど補助金でやっておりますので、地方自治体としては持ち出しが少なかったと思っております。また今後はこうした中で、先ほど部長が言いましたように、無線という方法も今後将来的には考えられるんかなあと、それが全体的に今は補修程度をしながら、大きな方向というのは全体的な今電波の関係いろいろ変わってきておりますので、そうした中で見つけ出す必要があるかなと思っておりますので、なかなか一括でやるということになるとこれからの指針というのは、まだまだ紆余曲折すると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） どうもそこら辺がですね、私はこれからしようとしよることがね。幹線は光できてるわけですよね、同軸で引くのにはね、これから新規にする場合にねどうするのか。要するに同軸だと色々な機器が余分についてると、ここにちゃんと検証してるからですね、も

う方針が決定しとるんかなあと思うけど。その辺は是非早めに方向性はですね、示していただきたいなというふうに申し上げておきます。これも実は、先般清田議員が質問した中で、実際はだぶっておるんですが、耐用年数がきてる、要するに告知端末とかですね弥生町、あるいは上浦とかですね、そういったところの部品がもうなくなっておるということで、これはまあだぶるのでね、これは答弁としてはもてるだけでもたせるというような答弁だったかなと思ってますけど、このへんのことにも関係してくると思うんですよ、今言うのがね。それは割愛します。次の代替案も実はほかのところでも質問がでましたんで、この辺のところも質問としては割愛します。ただ、今無線の問題もでましたけど、日々進歩するそういった通信技術機能・機器、そういったものをですね、将来像としてこの光ファイバーというのは非常に高速で大容量であります。確か大分は豊の国ハイパーネットワークというのが大きな組織でありますけど、実はこれには私も参加しております、この光ファイバー利用価値が相当あると思うんですよ、そのへんのところについてですね、この利用価値そのものをどのように考えておるか。そのへんのところの見解をお伺いしたいと。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 情報推進課長の松岡でございます。河野議員の質問にお答えします。光ファイバーの利用価値についてでございますけれども、確かに豊の国ハイパーネットワークというものが、平成13年の9月に県南ルート、佐伯市南郡ですね、供用開始になっております。その高速で大容量、その当時は1ギガという高速で大容量で通信が可能であるというふうなことでござっております。その時には、空芯があれば民間とかに貸出しができるというふうなことでござっております。しかしながら、最近では1ギガよりももっと大容量で高速10ギガというふうなことで豊の国ハイパーネットワークを県が更新を考えております。しかしながら、旧町村におきましては、平成13年に整備した1ギガの光ファイバーでありますので、それを10ギガにするとかいうふうなことは財政的にも考えにくいというふうなことから、現行のままでいくのかというふうなことでござっております。現在、空芯があれば民間に貸し出すというふうなことも当然考えられますが、NTTとか大手の民放とかですね、まず大手の民放というのが放送局でございますけれども、放送局は有線では放送を流すことができません。NTTに関しては議員も御存じのことと思っておりますが、IP放送というのがございます。このIP放送は有線で光ファイバーでテレビで放送が見れるというふうなことでございましてけれども、光ファイバーの属性といいいますか、方式が違うというふうなことで、またキャリアに貸出しができないというふうなことでござっております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 実は括弧書きでここにその現在の利用形態以外にね大手民放とかNTT、そういったところと供用又は売却等はできないかと。これは前段で布石を打っておるわけですけど、そういったものに今答えてくれたというふうに理解しますが、実はこういった高速通信とかですね、そういったものにはものすごく国内に研究施設がありまして、私はそんなにですね、こういったものに詳しい人間ではありませんが、耳学問とかですね、そういったもので入ってきて、要するに先ほども言ったように無線ですね、今もうワンセグで携帯でもテレビが見れるような時代になってますよね、そういった5年先、10年先ですね、こういったものを見据えてこの利用価値とかね、果たして先ほど一番最初に言ったようにね、行政サービスでこのテレビを見ることは、市の行政サービスですべきものかという観点からいった

らね、ある程度のところでそういった研究をしてね替えていく。そのためにはこういった光ファイバーというのはどういった利用価値があるかということで聞いたわけですけど、確かに調べてみるとね、規制があって、通信網で映像が流せんと、ところが今もう、NTT東日本・西日本にしてもこういったものにものすごく参入してきてますよね、ネッツ光とかがテレビで宣伝してますよねそういったようにどんどんこういったものは民間に普及してきてるわけですね。自助・共助・公助とよく市長おっしゃるけどね、元々テレビは自分でアンテナ、電気屋さんから引いてもらって見よった。それが平成5年以降、国策でケーブル網を引けというような形でね始まって、今それが今度市が、行政がすべて行政サービスで行わなくてはならないような現状になってるわけです。そういった中、いろんな問題がでてきてるので、このへんのところをね5年先、10年先、あるいは50年先を見越して、この光ファイバーというのがいかにどういった形になるのか、若しくはこれには重きを置かずもう衛星あるいは無線、そういったものに方向をもっていくと。早めにそういったものの研究をしていくというようなことも重要じゃないかなあとあって、こういったこの部分については質問は上げましたんで、そのへんの松岡課長、かなり詳しいと思うんでね、あなたのそのへんのところの10年先、50年先、どのようになっていくか。もし知ってる情報があればお聞かせ願えればなど。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 私の知ってる限りではですね、無線、無線の方式が有線よりも安くできるというふうに思っております。ギャップファイバーという方式なんですけれども、先ほど議員が言われましたように規制がございます。その規制を緩和することで佐伯のこの903平方キロという広い地域をカバーできればですねいいのかなと思っております。ただ、佐伯市の南郡はですね、元々難視聴地域でございまして、強調アンテナで見てた関係がございまして。平成23年7月24日にアナログ放送が廃止になりますと、それまでケーブルテレビに加入していなくてアンテナで見ている方はテレビを見ることができません。そういった意味でケーブルテレビに加入するしかないというふうな状況にあります。以上でございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 要はですね、これから先この事業をですね、要するに行政で行っているこの事業は、私はね専門分野のあなたとか、そういった要するに有識者、あるいはそういった連中を集めてね、真剣に研究する必要があるんじゃないかなという観点から聞いてますんでね、これも是非市長、そういった意味でね、これから次に出てくるけどね、今いうように後9年ほどしたらこの今敷設しているケーブル網は要するに耐用年数がきて、また一から引き直さないといけないと、それにはここに費用を見積もってますよね、同軸であればおよそ50億ほど掛かると。光にすると純然たる光でいくと80億以上掛かると。これが9年先あるいは10年先ごろからそういった金が要りだすわけですね、それには補助金も何にもないんであろうという予測で、要するに財源がないわけですよ。そうなるってるとね、今もう既にねこの問題についてはそういった研究機関をしっかりと立ち上げて先々のこういった情報機器、あるいはテレビに関して言えばね、そういったことを研究するべきであろうということを提言しておきます。そして次の質問にいきます。次は、インターネットを利用したテレビの視聴、これはもう若干ちょっとずれておるんでね、これはもう今既にこういうことは行われておるのでね、インターネットからテレビ用のチューナーを付ければ自由に見れる。そういったことも関連して、今言った研究をするべきかなというようなことを踏まえて質問に挙げておりましたの

で、これはもう見解を聞く必要はないかなと。先ほどの答弁でね、割愛します。さて、次の小項目ですね、保守委託と保守工事について、これは先ほど佐藤議員がほとんどいろんな形で質問しましたので、ただこの中でですね、実は維持管理に対して先般清田議員が質問したときに、川原部長は在庫はしっかりとあるのかと、緊急の場合にですね。そしたらケーブルテレビで在庫を保管しております。対応しております。在庫表はあるんですか、そういった場合に。在庫表はどこが管理してるんですか。これ私聞いってねもうそんな答弁であるかなあと思ったんですよ。市の市有財産でしょ在庫、部品がね、行政エリアの要するに緊急対応にするべき要するに部品をストックしとくのは、これは市の財産ですよ。それを株式会社ケーブルテレビに在庫を持たしとく、これどういう趣旨で言ったんですか、それとも勘違いですか、ちょっと確認しておきます。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） この前の答弁は、市といわゆる会社が両方が保管をしとるということで、実際今工事は委託契約はCTSの方にしていますんで、ケーブルテレビの方に保管をしていただいておるということになっておるということです。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） いいよることはこないだの答弁と一緒にけん分かるんですよ。ほじゃあ在庫管理、棚卸し、そういったものは在庫がある以上はしていきますよね。その管理はちゃんと在庫表とかそういうものをちゃんと付けだして管理しとるんですか。ちょっとそれを確認します。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応、財産の一覧表は情報推進課の方にあるということですけど、一応管理はそこまで細かくはできてないというのが現状だということですよ。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） それ以上聞いたところでこの場でうんぬんはないと思います。さっきのいろんな意味の部分と、ただこの中でですね、私がこの質問をしているのは、維持管理の業者については全域を対象とするか、旧地域ごとに決めるか、3ブロックに分けて決めるかが課題としている。こういうふうに情報推進課からいただいたこの資料には、こういった問題点を上げてくれてるんですよ。自分たちもしっかりそこは分かっているんですよ。ただこれ、課題ってなってるけど、これは情報推進課あるいはグループで課題をこういうことがあるというふうに会議の中ででたんでしょうけど、この辺のところは市長は何っておりますか。そこら辺、上に上がっておるんであればね、課題はどういうふうにするんかとかいう方向はね、やっぱトップが決めてやるべきことであろうと思うんで、知ってるか、知ってないかだけ市長。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この件につきまして、先般全協ですかね、放送と工事は分ける必要もあるんじゃないかという話もさせていただきました。そうした中で今原案的にこれは担当部がつくっているということで、私の方がこういう形の方針をまだ決めておりません。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 是非それは、次の分にも関連しますけどね、同じように課題としてね、公平性の観点で実は、関係電気通信業者で組合あるいは協会・共同企業体等を構成してもらい、随

意契約を行うこともよいのではないかと考えておりますと。こういうふう担当課長あたりは研究しとるわけですよ。この辺のところは、今の様子からしたらまだ市長の方まで上がってないということなんでね、方針としては部長、どう思いますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 通信業者に組合を構成してもらってやるということはまあ恐らく水道なんかの管工事組合の、そういう例じゃないかというふうに思っております。ただ、今この前総務常任委員会で一応こういう案もあるということですので、今市長が言いましたように、まだあくまでも案としてこういう方向もどうかというところでもありますので、今のところはまだ別に業者にアプローチしてるわけでもありませんし、うちの内部の今考えということでこういう案もあるのかなということで御理解いただきたい。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） おおよそそういった答えが返ってくるであろうと思ひながら質問しとるんだけどね、こういうふうにして課題とか上げとるんであればね、早めに決めてあげんとね、こういうものをどんだんだんだん進みよるんですよ。現実にはね今度4月1日からどうしても契約はせないかんとということで、9月までを限定して6か月間契約してますよね、そういったものにも影響してくるしね、もう今6月ですよ。9月である意味契約が切れてね、現行の契約が切れた場合に10月1日からそういった方向に行くのかいのか。もう今から既に方向をねびしと示してやらんとね、これは担当課長はたまったもんじゃないですよ、担当課は。そういうふう検討してね、一生懸命こういう検討資料を作って、こうした方がいいんじゃないかとかいう案を上げてのね、これはもっていきようが悪いのか、そこら辺のあなたの方の手法がどうなってるのか私には分からんけど、課題を挙げて我々にこういうふう一緒に考えてくださいというような形で提示してくれました。それは是非進めてくださいよというのが我々の考えですよ、そういうことなら。今言うようにアプローチもしてないと、ここに私は書いてるわなもう既に、業者へアプローチしましたかというような質問になってるけどね、しとったんじゃけど。それは遅いですよあなた方は、世の中は日々進歩してるとですよ、そういうのを是非是正を、この分に関しては指摘しときます。せつかく担当者がねいろんな形でこうして自分たちなりに検討しとるんだから、上のもんがしっかりくみ上げて方向を早めに決めてあげる。是非それは行ってください。次の質問に移ります。これもまた、監査員の指摘についてということで私も上げておりましたが、ほぼ先ほどの佐藤議員の質問とここから、この部分に関しては同様の質問になるんですが、これもさっきも確認したようにね、要するに完成検査もないまま合併後5年間、年間1億近い金がねそうやって業者に支払われていたというようなことを先ほどのあれでも検証してますんで、この件についてはほぼ聞いてしまったかなあと思ひます。ただね、我々議会は要するに事務の不適切そういったものを指摘するという、そういった重要な役割を帯びているわけだから、これについては先ほど百条の話も出ましたけど、議員としてこれはこのまま見捨てるわけにはいかんかと。私はこれに上げたのは確かに監査委員は指摘してくれてるんです。それをなぜしなかったのかということで、佐藤議員も一生懸命言ってたけどね、ただ指摘が実際に不正があったといううなかたちになつとるんでね、これは故意に限らず、密室の故意というそういった意味でも第三者から見ればもう全くの不正に当たろうかと思うんでね、この調査はやっぱり議会でしっかりやるべきかなと。今ここで再度申し上げて、この件については割愛します。さて、こ

っからは今後の取組というところが私の今回の取り上げた部分に当たるわけですが、若干その前にもう一つこの資料についてですね、常任委員会資料には体制の見直しが必要であると。要するに現行どおりケーブル事業というのがね、行政エリアの中で恐らくここ10年は現行で続いていくであろうということを考えた場合ですね、当然今回のこういった問題が発生したことでね、いろんな形で改善点も示してくれました。ただ先ほどそれでは不備だというような指摘もありましたが、こういったように改善しようとする中で、とにかく工事発注から完成まで今のケーブルテレビ担当たった4名ですよね、しかも事務屋さん、こんなもんで人員の配置をどう展開していくのか、体制をもう全く見直してほしいという課題もここで我々は承っております。この件については総務部長、あなたはどのようなふうにご考えておりますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 議員がもう何か今答えを言ってくれたような感じでありますけど、議員御指摘のようにですね、工事並の対応をするには現行今、本庁は4名ということで非常に厳しいという状況であります。現在、単価契約の中で設計・施工工事までを委託しておりますので、マニュアルどおりのことはできておりますけど、いざ今度設計とかそこからになると今の体制では無理があらうし、また当然検査、1月から検査に行っております。そうすると非常に情報推進課のケーブルテレビ係の中は、もう非常にそっちにとられてなかなか業務が厳しいという今そういう状況にあります。当然、1月からのそういう体制においても非常に厳しい状態でありますので、当然そこは考えていかなければいけないというふうには思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） そういった考えがあるということと、こういう問題点は総務部長もしっかり把握しとるといことですね、それは念を押しておきますけど、ただですね更にですね、この中で人員配置そのものがね、今言うように工事とかね、佐藤議員のときの質問にもね、単価契約という言葉が出てきたけどね、単価契約とか要するに入札契約、そういったものをねケーブルテレビに関しては単価契約は是非存続したいというように書いてるんだけど、この単価契約そのものによっていろんな事務処理が要するに相手任せになってくるというふうに私は分析したんだけど、その辺のところはどうなんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ケーブルテレビの工事ということになりますと、非常に特殊な工事ということになります。まして故障した時に、即復旧できる体制ということで、通常の工事のようにあれば、なかなか設計からしとれば1か月、2か月というような時間が掛かります。特にケーブルテレビは不測の事態に備えて単価を最初に決めて、そしてすぐ対応できるというようなことで単価契約が一番いいのではないかと。これ他市の状況を見てもですね、ほとんどケーブルテレビについてはこういう契約をしておるところがほとんどということを知っておりますし、当然、やはり検査というか、工事が終わってからの今までの流れが事務的のところちょっと指摘のとおりであると思っておりますので、そこをきっちりしておけば今からでも単価契約で十分やっていけるというふうに思っておりますし、単価契約をしなければ市民に即対応ができないというふうには思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 確かに言ってることは分かるんですけどね、即対応するという、その意味がもうひとつ聞きたいんですけどね。これは大きく行政サービスですべきものなのかという大きな観点からもあるんだけどね、即対応するという必要性というのはどこにあるんですかね。要するにどっかで壊れた、こないだの先ほどの326の交通事故は別ですよ。ああいったのはもうわかりますよ、だから緊急に大掛かりの工事だけど、それ意外に即対応せないけんとかいうような事例というのはどういうのがあるんですかね。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。例えばですね、新築をしたりして引き込む場合、私に電話がかかってきます。私はいつから入りたい。移るのでそれまでにテレビを見れるようにしてほしいと。そういうふうな場合には、即対応しないといけないので、そこから設計とかいうふうなことにはならないというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 分かりやすい事例を上げてくれたんだけど、新築した場合なんていうのは早くから分かっちゃうのはな新築の場合、それは事例がちょっと悪いんじゃないかと思うけど、例えば借家で自分がどこからか転勤してくるなりして、入ったときにケーブルテレビを見たいからすぐしてくれと、でもそこまで本来は皆きとるんじゃないかな。ちょっと私もちょっとまた質問が、聞いて組立ていきよるからですね、なかなか分らんのかやけど、今言うように即対応せないけん事例ちいうのが、年間ほじゃあどの程度あるんですか。入居するとかね、今言った新築するなんていうのは前もって分かるんですけどね、だからわざわざ図面書けとかはないけど、何メートル行ってどういった機具がいるとかいうのは事前に分かるはずなんですよね、そういった事案をのけて即対応せないかんというのは年間どれくらいの事例があるんですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 年間どのくらいあるかというのは、ちょっと手元に資料がないので分かりませんが、例えばですね、九電柱の移設があります。その場合には移設間近になって九電の方から、いついつまでに動かしてほしいというふうな連絡が入ります。そうしたときに、移設が1週間とかそういうふうになれば、その1週間はその地域の方たちはテレビが見られなくなります。そういうふうなことにすぐ対応するためには、単価契約というかたちが一番いいのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） それはどうしてもあなた方は単価契約じゃあないといかんというふうに認識しとるんか、それともねほかの方法があって、こういった契約のやり方はあなた方把握できんでしょ。じゃあそこに行ってすぐしてくれ、それはあなた方に任せますよ、それは単価契約じゃあから行ってただけの金は払いますよ。これが単価契約でしょ、それじゃあ、じゃあなんぼ掛かるんかとか、そういったものちいうのは事前に分らんでしょ。そういったことが今回のこういう不正な事務処理につながるとち私は分析したんですよ。だから、ここにもうこれは存続したいと書いてるのにね、ほかの方法はないんですか。例えば、さっきの在庫の関係だってそうでしょ。即対応するためには在庫を持たないかん、その在庫だって相手に持たせてる。どうもそこら辺がね、細かいことやけどおかしい構造ですよ、これは絶対に改まらんとおもいますよ。これを存続する限りは。市長聞いておってどうですか、何かほかに

方法はないんですか。そこら辺どうなんですか、単価契約そのものはベターな、一番いい方法というふうにこの組は認識して今までやってきたし、これからもやろうとしとるんだけど、そこら辺は事務処理的にできますか、それが。市長何かあったら。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） こうしたケーブルをですね、保守契約の問題で約1億ということですが、県下にも各ケーブル会社、どういう方向をしとるのか、議員が言われるように単価契約でしとるのか、一応工事しとるのかとか、これも実態調査を私の方ももう一回確認してですね、そうしたものについてまた、その各大分県内でもケーブルの例えば単価契約しとれば、単価もほとんど同じような状態になれば問題がないともでてくると思うんですね。そうしたものの実態調査をして、またその報告等もですね受けて、私の方で判断しながら、またこうした監査をやってますので、監査報告という形でですね、議会の方にも提示したいと思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 是非この契約の方法はですね、一考を願いたい。それも早急にですね、要するに9月までしかタイムリミットがありませんのでね、その辺のところは今市長の答弁でですね、ある意味是非そういった研究をしていただきたいと申し上げておきます。それとですね、もう一つ、今回地上デジタル化ですね、来年7月からですね、全域もうアナログが写らんわけですね。これはまあある意味、根本的に事業を考える大きな節目になるのかと私は思ってるわけですが、その辺のところ今言う、先ほども言ったけどね、大手とかそういったもんにもうこのケーブル、行政エリアのケーブル網はどうぞ自由に使ってください。ただであげるとかね、そういった研究とかは考えたことはないですか。松岡課長。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 確かに議員がおっしゃるとおり、研究はしたことはございます。業者の方にもできれば無償でやるからどうですかというふうな話をしたときに、維持管理がとてもしないけどできないというふうなことで断われた経緯がございます。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 確かにこうやって中央の方ですね、いろんな通信事業については研究グループがいろんな方向を勉強しとるんですよね。要するに通信事業社対ケーブルテレビ会社とか、こういったフォーラムなんかもってですね、これを字ばかりで読むのはよだきいんじゃないけど、こういったものを見るとですね、要するにもう電話、それからテレビ、インターネット、トリプル、こういったものが一体の時代がくるというふうにはもう完ぺきにこれ研究の中で予測しとるんですよね。しかもそれが今回のデジタル化、来年の平成23年の7月に向けてもういろんなそういった業界はですね、今いうこのケーブルテレビ網に関して言えばですね、どこもやっかいになっとるんですよね。それでこの研究の中ではおおむねですね、どこの自治体も手放そうと、それはある意味もう光、ネッツ光とかですね、NTT西日本・東日本、そういったもんにはひょっとしたら国策でそういったもんにも受け取れというような形になるんじゃないかなあという予測をしとる人もおります。そんな中にもう一つは、今度は衛星を通じたといったテレビ、もう無線ですよ、そういったものを真剣に研究しとるグループがこうやっておるわけですよ。それで先ほども言ったように、こういったものを佐伯市もこれは絶対に重荷になるわけですよ。敷設するときも53億ほど掛かっとるんですよね全部で。

そしてこれを維持するのに毎年1億近く掛かる。維持費がですね、年間今でこそ合計で8,300万円、ずっと1億近くを維持してきてやっと平成21年になって、20年が1億3,700万、21年になってやっと8,300万、5,000万近くここで減ってきているから、こういった感じで来年も減っていく22年も、恐らく減っていくんでしょけど、平均するとそういったかたちで1億近くの金がずっといるわけで、これはどこの自治体でも持て余してるんですよ、なおかつ後9年から10年したらまた50億から80億金が掛かるというような、何度も言いますが条件になっておる。この事業そのものはですね、私は行政で対応するべきものかなと、テレビはそれこそ自助、自分でアンテナ付けて見えてくれという時代が必ず来ると思ってるんでね。それもしかもしか今以上に安価で、要するに無線なんかいたら引き込み機器だけで実際にワンセグなんかいうのはそうですね、携帯でテレビが見れる時代です。そういったことで、最後にですね、何度も繰り返して質問をして大変申し訳ない気がするんですけどですね、同じ質問も佐藤議員もして、それにかんりのショックを受けておるしですね、そういったところで最後に、この、これ先に言ったけど、この事業そのものを行政サービスとして行うべき事業なのか。それとも今後はその方向性というのは違う分野で見出していこうというような研究をしていこうというそういう意志があるかどうか。その辺のところを市長、見解があれば。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） このケーブルテレビ網についてですね、ちょうど就任してすぐ私もですね、これは命取りになるような事業を拡大するわけにはいかないと。そうした中に佐伯市の防災問題も掲げまして、担当の方ですね、無線がどういう配置でいくのか、これは防災無線とですね、このケーブルの無線と、そうしたもんがどうなるんかという研究もさせていただいてます。先ほどのギャップフィルターの話を松岡課長がしたわけですけど、これは今の防災のサイレン塔に設置することによって、各地域に無駄なく無線で入るという方法もとれますので、そうしたことも考えながら防災アンテナをですね、うまく活用する方法もあるんじゃないかと。特に皆さんも御存じのとおり、モバイルとかですねいろんな形の中で手に持ってもインターネットができるかという時代もきております。これはほとんど無線です。こうした部分とテレビが、さっき議員が言われたように共有化してる部分が非常に多くございます。日進月歩の状態ですので、いつまで有線でやるか、また逆に有線が非常に強いのがですね、雷とか電磁波とか、いろんな関係があったときに有線の方が強いときがある。基本的には防災をするのも有線と無線を両方兼ねるのがいいんですけど、これをどちらもすると相当費用が掛かるということで、これは日進月歩の中で私たちも順次みながらやっていきたいと。さっき言いましたギャップフィルター、これは自治放送をやめないということがありますので、例えば佐伯市の今日のケーブルなんか放送できないんで、先般、大分県の市長会の中で、こういうのを全部放送ができるようにやれる方法がないかということで、またそれともう一つはケーブルテレビ自身が、今後の考え方の中でやはり防災と非常に関係があるんで、こうした部分での補助事業ができないかということ、二つをですね今市長会として一緒に取り組んでですね、全国の皆さんと一緒にとにかく敷設したのはいいけど、次の時にもう、さっき議員が言われましたように、まあ40億も、60億も、80億も掛かる。これは10年したら終わりじゃないかと、これじゃあ継続性にならないと思ってます。それから最後、行政がすべきか、しないべきかというのは非常に難しい判断ですけど、先ほど担当課長が言いましたように、難視聴地域ということで、地域地域の皆さんが負担金を出してやっていたわけだけ

ど、もうこれはテレビも切って離されないということで、衛星での電波がいくわけですけど、佐伯の自主放送等にすれば、佐伯市の放送が皆さんに伝えることにするという事になれば、ある意味では行政もする必要はあるかなと。ただ単に全部がどういう形になるかということも旧市内においては、そうした部分では市民の人が非常に安い金額じゃあなくて、最初3,000何ぼですかね、五、六百円だしてやっておりますので、そうした自助でやってる方とですね、そうした差があるんだなあ。合併したいろんなことがありますので、全体を見ながらもう少し研究し、方向づけを出さないと苦労すると思っておりますので、先ほど私の方も時間をいただきたいというのはいろんな研究をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 是非、これはね専門、もう何回も言いますが、専門的な研究機関というのを立ち上げてやるべきかなと。そういうのに立ち上げていただければ、私なんかも是非参加させていただきたいなと思っております。それとまあ質問はね、これで終わりますけど、実は先ほども言ったように、佐藤議員がしたので割愛した部分がありますけどね、本来、佐藤議員の以外にも、私も同じように調査してますから、例えば、電装柱なんかね、どこいったんか分からんような、もうすべてにおいてですね、これはおかしい部分があります。それをねいちいち現場でも担当者は責められておるしね、こういった公共の場でいちいちこれを追求していくというような形もね、一般質問の中では尋問式になる恐れがあるし、そういった形にもなるのでね、もうこれ以上は言わないし、私も割愛したことでホッとしておるんですけど。ただ、そういったふうに大きな問題がありますんで、これはまあ是非ね、百条という言葉でもましたんで、これは議員に一考願いたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時45分 散会

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 6 月 1 8 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 6 号）

平成22年 6 月18日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 清 田 哲 也
5 番 河 原 修 仁	6 番 矢 野 哲 丸
7 番 井 上 清 三	8 番 佐 藤 元
9 番 和 久 博 至	10 番 上 田 徹
11 番 御手洗 秀 光	12 番 清 家 儀 太郎
13 番 日 高 嘉 己	14 番 玉 田 茂
15 番 梶 田 穂 積	16 番 三 浦 涉
17 番 宮 脇 保 芳	18 番 河 野 豊
19 番 浅 利 美知子	20 番 後 藤 勇 人
21 番 渡 邊 一 晴	22 番 井野上 準
23 番 兒 玉 輝 彦	24 番 小 野 宗 司
25 番 清 家 好 文	26 番 江 藤 茂
27 番 吉 良 栄 三	28 番 芦 刈 紀 生
29 番 下 川 芳 夫	30 番 高 橋 香 一 郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市 副 教 総 財 企 画 市 民 福 建 上 農	副 市 育 務 部 務 部 商 工 観 光 部 生 活 部 社 保 健 部 設 部 下 水 道 部 農 林 水 産 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清 一 郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市 長 三 又 秀 喜 長 高 橋 満 弥	教 育 次 長 兼 総 務 課 長 消 防 総 務 部 次 長 兼 蒲 江 振 興 局 長 防 災 危 機 管 理 課 長 財 政 課 長 税 務 課 長 企 画 課 長 商 工 振 興 課 長 子 育 て 支 援 課 長 農 業 振 興 課 長 消 防 本 部 総 務 課 長	長 江 藤 幸 一 長 歳 納 良 治 長 井 上 勇 長 清 家 保 賀 長 箕 河 原 英 二 長 岡 本 修 一 長 児 玉 高 彌 一 郎 長 飛 高 勝 則 長 飛 高 崎 浩 長 山 崎 栄 一 彦 長 吉 田 和 彦
---------------------------	---	--	--	---

議事日程第 6 号

平成22年 6 月18日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 一般質問
 - 第 2 議案質疑
 - 第 3 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
 - 日程第 2 議案質疑
 - 日程第 3 議案等の委員会付託
-

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成22年第 2 回佐伯市議会定例会第15日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第 1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1 番、清家好文君、2 番、芦刈紀生君、以上の順序で順次質問を許します。

25番、清家好文君。

25番（清家好文） おはようございます。25番議員の清家好文であります。一般質問も最終日となりました。残すところ、私を含めて 2 名であります。そこで執行部の皆様には、明瞭、簡潔で市民の皆様が納得される回答を期待いたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。今回の一般質問は、大項目 1 といたしまして、蒲江振興局と消防蒲江分署の改築についてであります。そして、大項目 2 といたしまして、職員の研修についてであります。蒲江振興局の改築については二度目の質問となります。これを最後の質問としたいと願っております。したがって、蒲江振興局及び消防蒲江分署の改築は直ちに必要であるという強い信念のもと、以下の視点に立ちまして質問いたします。中央集権から地方分権へと声高々に叫ばれて幾久しいのでありますが、その地方分権を主張する地方において、地方の中央集権化が行われております。悲しいかな我が佐伯市も例外ではありません。このような行政運営を目の当たり見るにつけて、私はふと三十数年前の情景が心に浮かび上がりました。そして、ある教えがよみがえってきたのであります。それというのは、私の少年期小学生か中学生のころと思いますが、運動会となりますと当時の町長、旧蒲江町の町長が生徒に訓辞することがたびたびありました。当時の町長は、長田八平町長という人でありましたが、この町長に対する子どもころの私の印象は、運動会の訓辞がいつも長いので、えらく話の長い町長だという印象でありました。後年、知人から伝え聞いたことではありますが、とにかくこの町長は、人、町民が大好きで、そして話

となると聴衆が多ければ多いほど話に熱をおび、そして楽しくて、うれしくて仕方なくついつい話が長くなるとのことでありました。子どものころ、このような印象をもっておりました私ではありますが、その長田八平旧蒲江町長の晩年に何度かお会いする機会がありました。そんなある日、二十歳そこそこの私に、政治、行政の運営に対する考えを話してくださいました。その話の中の一つに、現在の佐伯市の行政運営のあり方を問う視点があります。当時、どのような話であったかと言いますと。長田八平町長いわく政治・行政は、一つ、弱者に光を当てること。二つ、端々に光を当てることである。そして、端々がよくなれば中心部はほおっておいても自然に良くなるよ。端々が良くなれば、中心部はほうっておいても自然によくなるよと。わかりやすい言葉で私を諭してくれたのであります。この教えの言葉が本日の第1点目の視点であります。ところで、本年も梅雨入りいたしました。毎年のものでありますが、梅雨の季節が明けるとの約1か月半の期間の間に、日本各地のどこかの地において、市民の尊い命が失われることや、また身体に被害が及ぶことや、そしてまた財産が消失するという被害を伴う災害がたびたび発生しております。そこで第2点の視点は、災害の予防という視点であります。以上の視点に基づきまして、大項目1、アとしたしまして、蒲江振興局の改築計画について、蒲江振興局の改築の設計図は完成しているのかを、お尋ねいたします。以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。いよいよ最終日になりまして、お疲れ様でございます。それでは清家議員の御質問にお答えをしたいと思います。この蒲江振興局の庁舎につきましては、これまで議員を始め、榊田議員からも御質問をいただいておりますし、また今議会におきましても15日に榊田議員から御質問をいただきました。現時点では、設計図は作成をしておりません。この問題につきましては、庁舎検討委員会の中で、各振興局の庁舎についても検討しておりました結果、最も古い蒲江の庁舎につきましては、今後の課題として提示をされているところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 清家好文議員。

25番（清家好文） 議長、設計図ができてないということでもありますので、イですね、イでも関連に入りますので、同時にいきます。部長、設計図が完成してないということですね、イも一緒にいきますので、イの のですね、建築開始年月日はいつ頃の予定になっているか。点目としてね、建築場所はどこに決定したのか。点目として、建築完成年月日と供用開始はいつごろ予定しているのかと。3点をお尋ねします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは1点目から3点目につきまして、まとめて御答弁させていただきます。蒲江振興局を始めとした振興局のあり方、規模、財源を含め、新築がいいのか、既存の施設の活用が可能なのかを方向性を模索しながら結果が出れば、当然建築予定であるとか、場所であるとか、供用開始等を具体的な計画や日程が設定できるものというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長お尋ねします。蒲江庁舎の現状についてですね、どのような認識をもっているかというですね。私はですね、蒲江の出身議員だからね庁舎建てろと言ってるわけじゃないんですよ。後ほど出ますけれど、蒲江消防分署から私の家は、1軒、2軒、3軒目な

んですね、蒲江庁舎は私の家から港を挟んで対岸の庁舎なんですよね。私も部長と同じもう59歳です。その間ね、私はそこに住んで庁舎の姿とかいうのを見てきてるんですがね、これはあくまでも危険公舎である。危険庁舎であるという認識のもとで、設問してるわけなんですよね。それでですね、どういう認識をもっているかということですね、今現在ですね、平成22年現在、築51年です庁舎はですね。雨が降ればもう雨漏りがするわけですよ。それとですね震度2程度の地震であったらね、天井からもうコンクリートの破片が落ちてくるような状況なんです。そのような状況をね認識しているのか、その点を部長にお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） これまで調査の検討委員会の中で、ときの局長の方から資料も提示をいただいておりますし、そういった議員がおっしゃるようなことにつきましては、十分承知をしております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 今年4月に高瀬部長がですね、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今年の3月まで蒲江庁舎におったわけですね。それで私に言えば無事、生還してくれたと思ってるんですけど、主観はいいんですよ、事実自分が1年間おった事実、この建物はどういうものかね、わかる範囲でお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私が昨年5月の異動で蒲江振興局になりまして、ちょうど11か月間蒲江振興局で勤務いたしました。その間、地震としてはマグニチュード幾らというのはちょっと覚えてないんですけど、結構大きなのが1回あったのは覚えております。その際は、天井からコンクリートの破片が落ちてくるというような報告は受けておりません。それと先ほど雨漏りの件ですが、私が振興局、振興局に行く前に用事で蒲江振興局に行った時は、確か振興局長室の横の応接室にシートを張っているような状態でした。で、私が行った時点ではそこらは改修されて、雨漏りのある所といえば、一番雨漏りがひどいのは2階のトイレのあたりというふうに認識をしております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） コンクリートが落ちてこないという認識でございますが、私はそうとてないんです。報告が地元の人からあってるわけですね、天井のクラックからコンクリートの破片が落ちてくるという、震度2ぐらいでもう落ちてきますよという報告を受けております。それでですね、事業のですね部長、事業のいわゆる事業実施をするという時にですね、どのような手順をとるのかというのをね、お話していただきたいんですよ。先日、榊田議員が質問の時に何か言ってましたので、その辺の流れ、行政としてはどのような事業をするという、どういう順番でやっていくのかというのを教えてほしいんです。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まず基本的には、それぞれの地区の自治委員等々からいろんな要望も出てきますし、あるいは私どももっております公共事業に関するところの計画に基づきまして、毎年マル公ということで、公共事業等実施計画の査定をいたします。まずそこに公共事業につきましてははのことが大事と、優先ということになりまして、それからその採択を受けた事業につきまして予算化をし、事業化するという形になるかと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） ありがとうございます。大変わかりやすい説明でございました。ここにですね、平成20年から29年までの基本構想というのがあります。その中でですね、重点事項っていうのがですね、重点事項の重点プロジェクトですかね、これの4点目にですね、安心・安全なまちづくりをしますという項目の中にですね、後で消防長にもお尋ねしますが、この中の1としてですね、消防新庁舎を建設します。消防庁舎は築34年が経過して老朽化して耐震性もありませんと、大型化、強化する台風や今後30年以内にかかなりの確率で予想される大地震に備えて消防新庁舎を建設しますと、こうなるわけですね。その2番目にですね、市役所新庁舎の建設に取組ます。市役所の庁舎は災害時には災害対策本部が設置される災害対策の司令塔です。しかし、現在の庁舎は築42年が経過し、老朽化しており耐震性もありません。今後予想される大地震に備えるとともに、住民サービスの向上を図るために市役所の新庁舎の建設に取組ます。また、蒲江振興局の庁舎についても築後48年、もう現在は51年ですね。51年経過してますね。経過し老朽化が進んでます。災害対策と地域コミュニティの拠点として一体的な整備に取組ます。という基本構想をつくってあるわけですね。それでですね、ここで魚住部長にお尋ねしますが、魚住部長もかつて蒲江にねえ、御苦労なされてまちづくりに励んでいただきました。その時に、蒲江のまちづくりの計画を立案されたと思うんですね、その経過というのはどういうもんかちょっとお尋ねしたいんですけど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 特に原稿は用意しておりませんが、先ほど議員から配られましたこの資料の中の1ページ目のスケジュール、これは私が作ったものであります。20年の3月まで蒲江の振興局で地域振興を担当しておりました。その時にですね、蒲江の高速の開通を控えて、その前の第一次のまち交で道の駅等をつくっておりましたけれども、二次のまち交を立ち上げようという計画をいたしました。それはですね、概略といたしましては、まち起こしセンターをつくろうと、その中に振興局も入れようということでありました。ただ、その振興局を入れるに当たっては全体の半分以下のものにしたいなというふうに考えておりました。そのほかには、鷲谷の防災対策ですとか、門前広場の設計、それから消防署、現在消防署があります所の解体をしまして、地域の交流施設をつくりたいというふうに計画をしておりました。で当時、合併した後の大変混乱した状態でありまして、企画の方でなかなかそういった立案ができないということでしたので、それであれば蒲江の振興局の方が独自に取り組みますということで人員の増をもらいまして、この計画に取り組んだということになります。その時に作成しましたのがこのスケジュールになっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） ちょっと部長もう1点、何人ぐらいでこれを計画立てたんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 専任の人員というのはありません。当時の地域振興の中で、他の業務と兼務しながら、ただ1名の増はいただきました。人数的にはですね3名です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 先ほど言われたように、基本計画、それから今年だったら22年の秋にですねマル公にのせて、来年度の4月以降実施するという流れなんですよ部長ね、先ほど蒲江振興局は危険な建物であるという認識をしとるわけなんですね。そのね認識はしとって、これ

は平成20年3月の当初予算ですよ。部長はまだ蒲江におったときですねえ、平成20年当初予算にここに予算化しとるわけですよ。平成19年度の秋に蒲江の庁舎は危険公舎であるという認識の下ですね、マル公にのせて平成20年の当初予算にのせているわけですよ。都市再生整備計画策定事業蒲江地区企画課、予算が何ぼですか、556万円とちゃんとのせてるわけですね。あなたたちは事業を遂行するためのルールにのっとして議会に対してですよ、議員ね44名の議員に対して当初予算の市長がですよ、予算の審査をお願いしますということで議会に提出しとるわけですよ。議員はその予算書に基づいて議決してるんですよ。どういうことですか。計画はあったけどなかったなんちいうのは変な話じゃないですか。これにのる前にね、予算書にのる前に消えてなくなるのであれば、途中で都合が悪くなったからのせなかったよというのであれば話は分かるんですよ。先ほど言われたように、基本計画にのりましたね、蒲江庁舎はやりますよとのりました。私はね、2回目の質問というんです。1回目はこれが出る前ですね。私が庁舎について質問をしました。終わりました。基本計画にのりました。20年の予算に入りました。のせました。議員としてですね、これのこういう事業遂行の計画どおりにいっとしてですね、もうこの話は私質問する必要なかったわけなんですよ。それがなんでなくなってるんですか。44人の議員にですよ予算決議させてるんですよ。先ほど魚住部長が言われたように、部長は蒲江振興局のスケジュールをしとる。議員の皆さんにお配りしてますが、このスケジュール見てください。場所も決定してます。そこまでやっとしてなぜなくなったのかと、そこをもう一度お尋ねします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。今議員の言われます平成20年度の当初予算に550万上がったと。これにつきましては、庁舎の建設にかかる経費ではないんじゃないかなろうかというふうに思います。そこでこの庁舎の建設についてですね、これまでの経過につきまして若干ちょっと報告をしておきたいというふうに思います。先ほど魚住部長の方から蒲江時代のこともありましたけれども、当然この庁舎につきましては、平成19年度から協議が始まっているようであります。当初あのまちづくり交付金の関係もあって、単独でという予定の中から、途中からこれ補助事業に該当しないということの中で、消防の蒲江分署と一体となって建設したらどうだろうかという構想計画に替わってですね、平成21年の1月から私どもの方に少し、私どもといいますか、この本庁舎の検討委員会の場に議題として上ってきたところであり、そういった中で、時の副市長の方から住民合意の話もあったところであり、年度末までに蒲江地区の自治委員なり、議員さんたちにも御説明があったのではなかろうかと思えます。その結果、時の振興局長がその蒲江地区の区長さんなり自治委員さんなり、議員さんたちに御説明をした結果の報告をしているようであります。その後、新年度、平成22年度に入りまして、先ほど高瀬局長の方から話がありましたけれども、局長の方からこの蒲江の庁舎の問題どうなっているんだろうかというようなことが、この委員会の中でも意見として出されました。しかしながら、当時この本庁舎の建設が中止になりましたので、蒲江の庁舎につきましては、十分なる審議ができておりません。本庁舎の問題がクリアできれば蒲江の庁舎につきましても市民は問題ないだろうというようなことの会話もあったように聞いておりますけれども、いずれにしましても、この蒲江振興局で策定しました私ども整備計画案というものを持っておりますけれども、それにつきましても十分その検討委員会の中で議論をした経緯がございません。したがって、しっかりとした方向性を出さないま

ま中断しているというような状態で現在に至ってるというのが正直なところでございます。したがって、これまで議員さんたちの御質問にお答えをしておりますけれども、今事務レベルの方で再度総合的に計画を見直す段階の中で協議を進めているということでございます。そういうことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、先ほどですね、魚住部長が、まち起こしセンターに、中には蒲江庁舎が入ってるって言ったやないですかね、入ってるということはこの設計書の中に入ってるということですよ。どう考えてるんですか、先ほど言ったんですよ、ちょっと待ってくださいねえ。それとですね、補助金が付かない、途中でわかった。あなた何年職員やってるの、こんなことは最初からわかるでしょうが、補助金が付くか付かんかわかるでしょうが、1年生のねえ職員がしとる訳じゃあないんですよ。報酬もあなたたちは高いんですよそれだけの1年生と比べた場合、わからんわけないやないですか最初から、最初からわかってることですよ。なぜこれが私が言うんですよ、なぜね蒲江のまち起こしセンターのこれが中断になったんかと言いはるんですよ。ここまで統一的に事業をやっとってね、いきなりなくなったというのはおかしいやないですか。そこを聞いてるんですよ。端々に光をという言葉はさっき視点があったでしょ、それはどういうことかちいうんです。本当は本庁舎をやるから蒲江をどける、そんなもんやないでしょ。蒲江はまちづくりが先に出ておるんですよ。話は別やないですか。それは、あんたたち事業計画をしてからマル公まで出しちよんですよ、マル公。事業を来年しますよという予定も入れちよるんですよ。どう思うのあなた、議員にね3月当初予算にのせとってねえ、しかも議員これ決議しとるんですよ。佐伯市のねえやり方は予算編成は3月に一気に出すんですよ、1年間の予算編成をね。旧町村の場合はですね、補正予算は6月見込みがたったら補正をどんどん掛けて新たな事業をもっていくんですけど、佐伯市の場合は、当初からいきなり出すわけですよ。お金の足らなところは基金壊して帳尻合わせて、後でお金が入ったらまた元に戻すというやり方をしとるんですよ、やり方が。だから最初からやるということで議員に出しとる。議会をどう思っとるんですか。議会議員に対してどう思っとるんですかって予算を上げることを。そこだけで結構ですよもう、そのなぜ止まったのか、はっきり言えばいい。簡単に言ってください、時間がないですから。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） あの、予算につきましては基本的にはこれはまち交全体の構想をつくるという予算でありましたので、その中に振興局が含まれるということですから、振興局単独のものではありません。それから、今一つはですね、補助が対象になるかどうかということなんですよけれども、これは振興局分は対象にならないということは当初から分かっておりました。ただ、そのほかと複合になりますので、複合の部分については補助対象になるということで、しかも公舎の解体等がですね、補助にのるんだということでしたので、この資金面の一つの方法としてまち交にのせるということを考えておりました。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） だから部長ね、全体の計画の中で入っとるんですよ。なぜ止まったかと言いはるんですよ。私攻めておるわけないんですよ、なぜこれがこうなったのと、この計画はあなたに私が聞いたことがあるんですよ。私は3月いっぱいまではちゃんとやってましたよと、私は新庁舎の方に来ましたからわかりませんという答えを過去いただいたけど、なぜね蒲江

にこういうスケジュールがあったのが、予算もですよ議員にかけとって、認定されて決議されて動きよるものをね途中で止まったんかと言いよる。そここのところをね言いよる。なぜ止まったんですかって私はそこを言いよるわけですよ。今ここね、蒲江庁舎を建ててる建ててるち言よらせんのですよ、なぜこういうことになったんですかって言いよる。もういいですから、それをなぜって答えてください。わからなかったらもういいですよ。止まりますから、次にいきますから。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 昭和30年のですね、元の蒲江町の発足時の本当、長田八平町長さんですね、素晴らしい町長さんのことを思い出しまして、本当懐かしさもしております。本当個人的にもですね蒲江の庁舎は梶田議員も御質問したように、もう限界はもう来ておるのは間違いありません。私は平成7年12月にですね蒲江の助役になってから、その時はよかったんですけど、平成10年を過ぎまして一気に悪くなりました。壁が落ちるですね、天井が落ちる。まあ時間の問題の中ですね、議員御指摘のとおり、梶田議員御指摘のとおりですね、ああいう所で職員を命ごいをさせるのか。また、その庁舎に入る地区民の安心・安全はどうなるんかと言われればですね正におっしゃるとおりでございます。その中ですね、都合が悪くなったというよりもですね、まちづくり交付金事業で550万ぐらいの予算をですね落としたのはですね、同じ市でまちづくり交付事業をやるとですね厳しいんじゃないかと、この550万がですね。つくったわ駄目になるわというお金をですね使わずにですね、庁舎をですねその後すぐかかればよかったんですけども、そこで終わっておるのは事実でございます。本当、今後ですね消防署の件と併せまして、消防署の件はですね消防長が答弁すると思いますけども、併せてどうするかという議論をですね今積極的にやっておりますのでですね、その反省を踏まえですね、前向きに消防署とは別にですね取組をやっていきたいと思っておりますので、当時のですね事情というのも御拝察よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） もう最後にいたしますね。今さっき言ったようになぜ止まったかというね、佐伯市の中心市街地のまち交づくりが上がりました。蒲江も上がります。同じ市の中で二つ上げたら予算が許可が下りんだらうということが真実のようにありますね。先ほど言ったようにですね、やっぱしね、その件に関してですね資料的にはまちづくり事業に対して大分市では4か所、別府市で2か所、中津市では4か所、2か所でも通るわけなんですよ現実には、ただ執行部が、先ほど言ったように端々に光を当てるよりは、佐伯中心街に金を落とした方がいいという判断の下でやったと思います。以上これはもう終わります。続きまして、消防蒲江分署の建替え計画についてです。消防蒲江分署の建替え計画の進ちょく状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 消防長の歳納でございます。清家議員さんの消防蒲江分署の改築計画についてと分署の建替えの進ちょく状況はどのようになっているのかという質問にお答えします。消防蒲江分署は、昭和48年に蒲江地区公民館と併設で完成し、築37年が経過しています。構造は鉄筋コンクリート3階建てであり、1階部分を蒲江分署が使用し、2階・3階は公民館となっております。現在の状況は、経年によります外壁のクラック、はく離が見られ老朽化が進んでいる状況です。また、以前の台風時には高潮による前面道路の冠水や車庫内に海水

が流入するため、台風時、高潮が予想される場合は車両を高台に移動するなどして対処して
いましたので、消防内部では、本署の次には蒲江分署の移転新築を計画していましたが、
本議会が終了後、関係部局と蒲江分署の建設計画を協議したいと考えております。以上です。
議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 正にそのとおりですね。先日ですね私は私用で消防蒲江分署の前を通ったの
ですが、ちょっと気に掛かることがありましたので、用事を済ませた後、その帰り道に消防
蒲江分署の建物を調査しました。まずおおざっぱにですね1階・2階・3階部分の外壁を見
て回ったんですよ。外壁部分の至る所に亀裂が走っているし、軒とですね側面の外壁の表面
がですね厚さ5センチぐらいあるかと思われるんですよ。表面部分の外壁がはげて落下し
ている箇所が多く見られました。そして、1階部分の消防分署の建物の中には入りません
でしたけど、1階から2階部分に続く外階段があります。外階段を上っていきませんが、やは
り外壁が落下しているところが目につきました。そして、2階の内部から3階へ続く階段を
上っていったんですが、その階段の壁の部分にね、無数のですね縦路、縦軸の亀裂が走っ
てるんです。私はねこの亀裂が目についた瞬間ねえ、今南海地震がきたらこの建物大丈
夫かなと思いますとともにね、しかも前は海なんですよ。その思いがねえ頭を交差して駆け
巡りました。そして階段を上って3階部分の広場についてですね観察しますと、天井に大穴
が開いてるわけですよ。それはもう雨漏りで開いた大穴なんですよ。そして3階部分も傷み
が激しく、至る所に亀裂が走っている状況でありました。もう私ね何だか情けない気分にな
りましたが、気を取り直しまして1階まで下りまして、そして改めて外壁を見て回ったん
ですよ。というのは、あの建物はですね四方八方道路に囲まれておるんですよ、で、通行人が
いつも絶えない環境なんです。それまで、それでですね先ほどの外壁の落下が気になったわ
けであります。しかし、その外壁の落下も危険であります、軒の部分のね落下が一番危な
いなあと思いつつ観察しておりますと、私自身ねえ一瞬時空を越えてですね、本匠のねえ小
半鍾乳洞にいるのかと錯覚を起こしましたですよ。何とですね鍾乳石が私の目に飛び込ん
できたんですよ。さすがにねえ私も自分の目を疑いました。そしてまじまじ眺めましたが、鍾
乳石が軒から20センチはあろうかという鍾乳石がですよぶら下がっているんですよ。もうこ
こまで老朽化してるかとしみじみ思うやらね、あきれ果てるやら複雑な気持ちになりました
よ。そんな時ですね、2階から歌声が聞こえてくるんですよ。先程ね2階部分に入った時に、
地区の人20人か30人の方ぐらいの人たちが公民館を利用して何か行事をやってるわけですよ。
その人たちの歌声であったんですけどね、寺も近いせいもありますね、この建物の位置と
現状を見て回ったあとであったのでね、歌声もなぜかしら私には御詠歌に聞こえましたよ。
消防長そのことは十分認識してるんですか。もう一度。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 議員さんの言われるとおりですね、私のパソコンの中には蒲江分署のはく
離の状況とか、そういうのをデジカメで撮ってですね保存しております。特に2階、3階に
上がる階段部分がですねかなり厳しいなあとと思います。消防の職員の方にはですね、まず揺
れたらすぐ車を出せというような指示をしています。そういう状況で、建物の状況というの
は十分認識しております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） もう1点ですね、先ほど言ったように私の家は、消防署から3軒目ござい

ます。最近この近年ですよ普通の日であっても大潮、洗い出したんですよ道路をね、そういうところなんです。これも頭に入れてってください。終わります。工といたしまして、将来を見据えた危機管理について、東南海地震・南海地震についてどのような見解を持っているのかお尋ねします。2番目として、危機管理と行政の役割についてお尋ねします。3番目として、災害時における佐伯市民の生命財産の保全についてどのようなお考えをもっておられるのか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 清家議員の質問にお答えします。まず の、東南海地震・南海地震の見解についてということの質問でございます。国の中央防災会議での想定によりますと、マグニチュード8.6の地震が発生した場合、佐伯市では震度4から5強であるということであり、津波の到達範囲は佐伯市の防災マップにも掲載されてますように、沿岸部の上浦から蒲江の波当津までとなっております。津波の到達予定時刻が蒲江で約16分、佐伯で約20分とされております。こうした中で延長200キロメートルを超す海岸線を有している佐伯市としては、わずかな時間の中で津波被害をどれだけ未然に防止することができるか。その対策が重要であると考えております。そのためには、今佐伯市が運用しています設備を活用して迅速で正確な情報を地域住民の皆さんに伝達する体制を行うこと。それから各地域においては、やはり日ごろから一人一人が生活の中で、津波に対する防災意識を持っておくことが大切であり、市としても避難訓練や津波に対する心構えは大変重要なものであると認識しておりますので、これからも自治委員会を始め自主防災組織に対し積極的に周知していきたいというふうに考えております。それから の、危機管理と行政の役割についてということで、これちょっと長くなりますけど、これ危機管理と行政の役割についてということで、一言で危機管理といいましても危機事象と呼ばれる種別はいろいろありますということで、いつもいう地震とか津波・台風・豪雨・土砂災害という自然災害とは別に、大規模な爆発や交通機関等による事故災害、それから武力攻撃やテロなど、いろんな危機管理があるということであり、それが国レベルであったり、県レベルであったりということで、佐伯市の危機管理については防災危機管理課が担当部署となっております。全庁的、部局横断的などか取組、そんなのが必要になるということで、今後も関係機関と協力をしながらやっていくということで、そういうことの役割ということで思っております。それから3番の災害時における佐伯市民の生命財産の保全についてということで、議員も御存じのとおり、災害に対して災害対策基本法の第1条にありますように、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することを直接の目的としておりまして、国・県・市、いわゆる行政は国民の生命と財産を守る義務があることはいうまでもありません。しかし、地震や津波・土砂災害などの自然災害は防ぐことができませんけど、災害が発生した場合に正確な情報をいかに早く伝えることができるか、収集伝達体制の確立が重要であるということであり、それから、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動に対して様々な機関と防災協定を締結をしております。それは自衛隊の災害派遣とか、地元建設業界を始めとするいろんな薬品メーカーとか、そういうこと協定を結んで、対策で直接避難所に配送できる体制とか、いろんな体制をとっております。それでも佐伯市にいろんな災害が起こった時にはですね、当然限界がある場合は九州各県とか、全国からそういう応援を求めているというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、危機管理もですね今回は私が言ってるのは自然災害のことを主に言ってるわけなんです。それでですね、昨日も佐藤議員が言われたように、今一番可能性があるというのがね、東南海と南海地震であるわけなんです。これの確率ちいうのは佐藤議員が昨日も言っておりましたがね、もう50年以内やったら90%の確率になるわけなんです。であるのであればね、先ほどね自然災害は予知はできませんと、予防もできませんちいいよ。私は予防はできると思うんですよ。予知はねできないですよ、予防はできるんですよ。備えていうんができるわけなんです。であるのであればね、地域住民のね生命財産及び財産を守る地域行政の一立場としてね、また地域防災の拠点として、蒲江振興局と消防蒲江分署は改築するということが喫緊の課題であると私は思ってるわけですよ。もしあそこ何人おるんですかねえ、40人くらいですか蒲江振興局は、もし、もしという言葉はね考えないけませんよ危機管理は、まさかやないんですよ、起きてしまったらどうするかですよ。そこが一番違いなんです、万が一、まさかやないんです。起きてしまったらという言葉なんです。考え方としてはね。南海地震が起きて庁舎が潰れて職員40人がおって40人が圧死するというような事態になったらどうするのですか。私は耐えられんですよ、そういう言葉は、圧死するち内臓が出たり、目の玉が飛び出たりちいう死に方ですからね。それが毎晩毎晩出てくるわけですよ、だからそういうね予知できることができるわけですよ。予知ちいうんじゃない、予防です。建物を建てるちいう、それだから言いよるんですよ。建物を建てるちいうのは別にあそこにあれだけの大きいもんを建てるというわけやないんですよ。消防の拠点と防災拠点になるようなものを一緒に建てりゃいいわけですよ。先日ですね市長は、河原議員の医療確保の質問に対しまして、命は待ってくれませんかよという答弁をいたしました。正にそのとおりであります。行政のトップに立つ者の覚悟であります。さすが西嶋市長と感服いたしましたよ私は。したがいましてねえ、命は待ってられない。市民の命に関わる蒲江振興局と消防蒲江分署の改築ですよ。市長、この場で改築をすると宣言してくださいよ。議長終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。梶田議員のときにですね、私はこの蒲江振興局については文化会館よりもどうなるんかという形で、文化会館よりも早くは造りますと。こうした中での計画の中には蒲江分署のあり方、公共施設を運用する方法、そうした位置について時期的には今、いつということは出ておりませんが、これについては造っていくということは議員が先ほど示しました佐伯市の総合計画の中にも蒲江の振興局というのは上げておりますので、これについてまた消防庁舎についても移転をし、やっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 最後にですね、昨日も佐藤議員が言われたようにね人災であると、西嶋人災であると呼ばれんためにもね早急にやってください。終わります。

大項目、職員の研修についてであります。職員の研修状況について、職員の研修制度はどのような制度となっているのか、また現在どのような研修が実施されているのかお尋ねします。もう時間がないので、イまで続けていきます。イとしまして、職員の研修のあり方について、職員の研修として議員の視察研修に同行して研修を行うということも考えられ

ますが、そしてこの場合には、いつもの研修と違った視線での研修となるとと思いますが、このようなありようの研修についてどのような見解をもっているのですか、お尋ねをします。
2番としまして、職員研修の一環として議員視察に同行して行う研修制度を提案しますが、実施するとの考えがあるのかお尋ねいたします。以上。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは職員研修についてお答えします。まず、研修状況についてということで、職員研修は主に大分県と県下の市町村で設立した大分県市町村職員研修センターで年間を通じて実施される各種研修制度を活用しております。研修メニューは、新採用職員、新任係長、新任課長等の職務経験や職責に応じて行われる基本研修、それから法制、税務、財務、契約等の特定の業務について実施する職務研修やクレーム対応で、コミュニケーション能力等を業務遂行に必要な個人の資質向上を目的とする研修等、多岐にわたっております。参加については基本的な研修は全員参加を原則として、その他の職務研修等についてはその都度、参加者を募集して決定をしております。本市の昨年度の参加者は124人ということで、毎年このくらいの人数だと思っておりますが、県下市町村の中で4番目に多い参加者数となっております。また、平成20年度からは市の独自研修として、臨時・嘱託職員を含め、全職員を対象に人権・接遇に関する研修を毎年テーマを変えて継続して実施することとしております。さらに、今議会の開会日の市政諸般の報告でもお知らせしましたとおり、今年度は人材育成の一環として、大分県大阪事務所の企業誘致課と社団法人ツーリズム大分の事務局へ職員の長期派遣を実施しました。長期派遣研修は、職員の成長と波及効果などが期待できることから、今後も実施していきたいというふうに思っております。そのほか、技術職あるいは資格を必要とする職種では、必要に応じて専門的な研修に参加をしております。それから、この研修のあり方についてということで、議員提案の職員研修制度ということで、職員が各種の行政課題について、他の自治体の現状等を調査する行政視察は、幅広く見聞を広める機会になると思います。現在、職員の行政視察については、先進地視察として業務に直結した緊急性の高いもの限定して認めており、現在のところ職員研修の一環として議員の行政視察に同行するという考えは今現在もっておりませんでした。市の重要な事業について、業務で行う先進視察の内容が常任委員会、あるいは特別委員会等の行政視察の内容と合致してスケジュールも調整できるような場合は、同行して議員と職員が同じ事例を見ることで有意義な協議ができると思いますので、今後それは検討していきたいというふうに思います。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、大変良く分かりました。ただですね、今後検討するという言葉はね役人的な言葉でありますのでね、是非ともやってほしいんですよね。よくねえ議員の視察研修に対してですね、世間の方から何か議員は遊びに行きよんやねえんかという声が多いわけなんです。議員はですねそういうことやないんです。広い世間を見るちいうことはですね、一見遊びのようにあるけれど、昔からいうじゃないですか遊学と、田舎の勉強より京の遊学って言葉ね、議員はそれをやってきてですね、常に新しい視点をもってるんですよ。職員っていうのは同じ職場の中でね考え方がね硬直するんですよ、だからそういう違うものの考え方をする議員と一緒にですね視察するということはね、職員のものすごく刺激になってですね佐伯市のためにはなると思うんですよ。そこで是非ともやってほしい。市長ひとつお

願います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この議員についての職員の研修ですが、私議員時代ですね、これを旧佐伯市では行っておりました。新市になってですね、それがなくなったのが逆にどういう過程かなと思っているのが私の考え方です。私も議長長くおりまして、特にここにおける消防長の歳納君なんかも大分連れて行ってことあります。そうした議会の視察については、先ほど常任委員会いろんな中で精査する分があるんですけど、これは目的に応じて前向きにですね検討やなくて、実施の方向でいきたいと思っております。ただ、長期間にわたる出張、またいろんなことの制限がある部分がありますが、これはやはり議会と考えてですね、お互いが研修することによってプラスの思考という清家議員の言われるとおりでございますので、そういう考えでいきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 一つお願い。もう最後になりますので、特にですね係長ぐらいの若い人がいいんですよっばし、将来のことを思えばですね。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

次に28番、芦刈紀生君。

28番（芦刈紀生） 改めまして、皆さんおはようございます。28番議員、芦刈紀生です。今議会一般質問最後となりました。気合いを入れて行いたいと思っておりますので、執行部の方、あんまり気合いを入れられたら困ると思っておりますけども、よろしくお願いをしたいと思います。今年は雨も多くですね、大変山間部の農家の方はストレスが溜まらずに田植えができて非常に嬉しいことだと思っております。

今回私は、市民の生命・財産を守る消防活動、佐伯地域水田農業の活性化について、周辺地域の商業の活性化についての3点について一般質問を行います。まず、消防活動についてでございますが、市民の生命・財産を守る防災の拠点となります新しい消防庁舎がコスモタウンに完成間近となっております。これは市長を始め執行部の方の御努力また議員の皆様の御理解によりまして完成する運びとなり、市民の方にとっては本当に心強いことだと思っております。秋には引っ越しと聞いていますが、この新庁舎の完成によること、さらには国道217バイパスの完成、それからコスモタウンから番匠に抜けるバイパスの完成、さらに合併以来5年半が経過しております。こういうことを考えると消防署の全体の体制を見直さなければいけないと思っておりますけども、まずそれについて質問をいたします。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 芦刈議員さんの市民の生命・財産を守る消防活動について、ア、新庁舎完成後の体制についてということでございます。お答えいたします。新庁舎の移転につきましては、今年10月ごろ予定しております。移転に伴い本部組織についても現在の予防課と警防課を統合して、新指令台の導入により通信指令課を新設し、専従の通信勤務員を配置します。分署につきましては、移転と同時に西部分署を本署に統合する予定でございます。現在の分署、派出所も既に37年が経過しており、建物も老朽化が進み地域の防災拠点としての機能も低下しておりますので、今後分署・派出所の適正配置も含め検討していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 現在あるですね、庁舎がある常盤区周辺非常に住宅密集地であります。消防署が移転すると大変不安になると思いますけども、また前の話でですね、西部分署は番匠からコスモタウンにバイパスが抜けるまでは統合しないという話もありましたが、ですが今回もういきなり統合するということです。そうすると直川・本匠地域のこともどうするのかということが出てくると思います。また、消防新庁舎管轄の人口はですね4万を超えenと思いますね。そうするとどうしても分署が消防法上必要じゃないんかと思われenます。もう10月が引越えしということですけども、もう10月までにそういう計画ができていないと困るんじやないかなあと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 新消防庁舎の体制についてという再質問でございますけども、市街地より脇津留に庁舎が移転しましても脇津留・臼坪線の開通に伴い短時間で市街地に出ます。また直川・本匠地域の災害出場については、既に宇目分署の出場区域の見直しと本署からの出場により迅速に対応したいと考えています。西部分署の統合につきましては、番匠交差点の拡幅工事により、平成23年度中に西部分署の解体が必要になってきます。本部庁舎の脇津留移転に伴い統合しようとするものであります。なお、今年度は地域住民に防火意識の向上と初期消火体制の構築ということで、消火栓の格納庫を配置する予定にしております。以上でございます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 直川・本匠あたりは、宇目がカバーするということでございますけども、もう臼坪線ができてはですね、現庁舎の跡地あたりはかなりの密集地です。その辺、分署を造るのか、将来的に造るのか造らないのか、ありましたら。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 消防も市の行財政改革の中に入っておりますので、将来も考えておりません。それと先ほどの4万を超えるという質問でございます。落としておまして申し訳ございません。消防力の整備指針に基づいてですね、署所の数っていうのが決まっております。議員、管轄人口が佐伯が7万から10万っていう指針の中は1本部1消防署の2の出張所というような基準がございます。これについて当然、地域とか地勢とか904という広い面積を持っていますので、それは地域の事情を勘案してくださいというようなことになっております。現在、佐伯市消防本部は1本部と1の消防署と、それと4分署1の派出所となっておりますので、基準は満たしておると思います。以上でございます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 基準は満たしているということですが、大変これは難しいところだと思うんですが、あんなに密集地の所はですね、ポンと抜けるとこれは大変厳しいんじゃないかと思われenます。是非将来ですね、そこにやっぱり何かの手当をしなければいけないと思います。一事例としましてですね、山間部の振興局では、振興局自体に消防団の積載車を置いております。振興局の職員がそのままそこで乗って出るという体制になっております。視点を変えまして、計画しています市役所の新庁舎にですね、消防積載車を配備して佐伯市消防団市役所分団を結成したら即ですね初期消火の体制ができると思いますが、これはもう市長でしょうね。市長そういう考え方はありませんか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今議員が言われました一つの考え方のモデルだと思います。また市の職員もですね、これからやはり消防の経験をですねするための人事の関係もですねやっていって、消防職員が一般事務にも入れるですね体制をすとかですね、そうした人事交流をすることによって、専用の消防車が消防団でなくてですね、そうした方法もあるかなと。特にちょっと私も今見てるんですけど、豊後高田市は分署の中に消防職員が事務をして、そこから出るということをやっております。そうしたいろんな角度をしながら、よく議会の方からも職員が多いんじゃないかと、逆に消防は増やせと、どこに職員を増員するんか、周りはサービスが悪い。そういう職員をどうするんかという、いろんな中で地域地域におけるサービスっていうのは要求されております。私どももそうした全体的なサービスもやっていく必要があると思っておりますし、また、考え方の中に消防っていうのは、災害があって本当に発揮できてですね、災害がない時には訓練に励むということがあるんですが、いろんな中を要素したときに、どうしたほうがベターかということ。さっき言った議員のひとつの一例として庁舎横にですね、いつでも出動できる体制っていうのは一つの案と思っております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 一つ是非ですね、住宅の中心部、密集地ですので分署か、そういうものをですね是非考えて、今ないということですけども、考えていただきたいと思えます。次に、消防署員の定員についてお尋ねをしたいと思えます。現在消防署員の定員は125名と聞いていますが、実人員は116名、この中から消防学校3名、大分県防災ヘリへ派遣1名、長期研修1名、長期入院等々ありまして110名体制で今行っていると思えますけども、これだけ少ないとですね、非常に消防士に無理がいて負担がかかるんじゃないかと思えますし、また消防活動にもですね無理が生じてくるんじゃないかならうかと思えますが、どうでしょう。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） お答えします。消防職員の定数について、条例定員が125名であります。現在職員数は116名で、そのうち3名が市の職員の方から業務援助ということで3名来ていただいておりますので、116名となっております。勤務体制については本部員が22名で本署が、先ほど言いました蟹田区にあります本署が38名の2交代で消防車2台、救急車1台で常時稼働しております。分署につきましては、12名の2交代で勤務し、乗り換え運用により消防車、救急車を稼働しております。派出所につきましては8名の2交代で消防車を運用しております。なお、人員不足を補うため、西部分署の統合を行えば専従の通信勤務員の確保を行うとともに、大量退職に伴い、年2回の採用を実施し、業務に支障の来たすことのないように努力してます。ただ、この大量退職というのが昭和48年当時、全国的にですね常備消防制度が始まりまして、大量に採用された職員が退職年齢に達しているということで、当佐伯市だけの問題ではございませんので、大分県消防学校も前期と後期の年2回ですね、6か月の初任化教育というのは6か月掛かります。その教育を4月から9月いっぱい10月頭から3月末日までの教育期間で年2回対応していただいております。これは恐らく全国的な傾向だと思います。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 近年の火災はですね、家屋の構造等の変化によりですね、ひとたび火災になれば死者が出ております。テレビとか新聞等で火災のニュースを見ると本当にゾーっとするような感じであります。なぜ脱出できなかったかということもありますし、犠牲になるのは

将来がある子どもさん、それから体の不自由なお年寄りがいつも犠牲になっていると思います。そういうことを考えると初期消火が本当に大切であると痛切に思います。現在の消防署の職員の状況をちょっと分署を見て歩いたんですが、4名体制で勤務している分署がありますと、人数が少ないために3名の時があるんですね。3名、そうすると3名となりますと救急があれば、救急車は3名でるわけですね、そうした場合どうするんかという、分署には鍵を掛けてでる。火災があったらどうなるの、応援が来なければ消防車は出られないという状況になってるんじゃないかなと思う。また、その他4名体制で勤務しているところは同じく救急が出れば3名出ますので、残りは1名、1名では出動はできません。初期消火どころではないと思います。大変なことになると思います。今回市報にもですね、募集をしておりますが、若干名となっております。財政もありましょうが、市民の生命・財産を守るためです。是非消防職員がですね、スムーズな体制でですね出動できるようですね、増員をお願いしたいんですが、定員を増やせと言っているわけじゃあないんですね。定員が9名も足りないし、先ほど言いましたけど、新採用すると6か月はもう消防学校ですから使えない。それと消防士はですね火災になるとやっぱり、皆さんもそうでしょうけど、極度に緊張してすごいストレスだと思います。それを3人でする仕事を1人ですればなおさら、水は出て当たり前、出なければ相当な非難を受けることになります。そういうことで、消防車の一つの消防車の定員は5名だと思いますので、そういうことも考えてですね是非職員の増をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 消防職員の定数についてということで、議員御指摘のとおりでございます。分署にありましては、災害優先で対処しております。緊急があれば3名で救急出動し、1人で待機中火災が発生したときに、緊急車を1人で運転して出動するというのは大変危険でございます。で、安全性、効率性を考えて直ちに非直員を招集して隊を整え出動することになっております。人事の異動につきましても同じ地域におる職員を4人おればですね、2人を反対直にして対応できるとか、そういうような、そして先ほど言いました3名出動したら鍵を掛けて出るという部分は、すぐ本署からの応援ができるような、近隣にある分署についてはそういう体制をとっております。一番やっぱり望ましいというのは、きちんと対応ができる職員体制を確立するというのが一番でございます。それはもうありがたいと思っております。先ほども言いましたけども西部分署の統合を含めて、平成20年より年2回の採用をしていただいております。そういうような採用の方法もですね、市の方の理解をいただいておりますので、これからまだ努力したいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 市長是非ですね、消防のことですから職員の定員いっぱいとは言いませんけど、よろしくお願ひし、もう答弁はいいですけど、よろしくお願ひします。じゃあ次にいきます。それでは消防団について御質問します。地域を守るため自分の仕事をしながら消防団活動をしている団員の皆様にまず敬意を表したいと思ひます。議員の中にも兒玉上浦団長を始め、井野上、吉良議員が団員として活躍されております。大変御苦勞様であります。また消防団は今月20日、明後日ですね行われます市の操法大会に向けて毎夜練習に励んでおられます。この操法大会のことについてちょっとお聞きたいんですけども、この操法大会の趣旨ですが、各消防団ごとに予選会を開き、その予選会に全団員が携わり機械操作や規律を

覚え、その中で団員の結束ができ、スムーズな消防団活動が生まれるということだと思いますが、聞きますと、予選会を開かずに選抜で出てくる団もあると聞きました。この辺は統一していないのか、ちょっと通告にありませんけどもわかればお願いをしたい。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 操法大会の件につきましてですけども、まず操法大会に伴い予選会を開かずに選抜で出場した団についての統一はできなかったかということでございます。9消防団がありまして、三つの消防団が選抜という形をとりました。これも昨年10月と本年2月にです。ね。団長会議の席上において消防本部としましては、議員さん皆さんからの提言がありまして、こういう意向であるということをお願いしたんですけども、各消防団持ち帰りまして幹部会議で検討協議した結果ですね、統一できなかったというようなことでございます。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） この件につきましてですね、昨年議会の全協の中でですね、ある議員から質問した時、塩月副市長覚えておると思いますが、そうしますと言ったという経緯がありますのでですね。しかしながら、これは消防団の佐伯市消防団9団体の中で決めることでしょうか、操法の趣旨がやっぱりみんなに覚えてもらわないといけないという趣旨もあるかと思っておりますので、是非また消防団の方によろしく、兒玉団長によろしくお願いをしたいと思っております。それと消防団の定数は全部で2,080人と聞いておりますが、欠員の消防団は何団あるのか、よろしくわかればお願いをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 消防団員の定数についてということですが、お答えします。先ほど議員が言われましたように、現在、定員2,080名に対し1,988名で92名の不足が生じております。現在特に団員数の減少傾向にある本匠、宇目、直川地区については退職した消防団のOBによる機能別消防団の加入を行うとともに、昼間における消防力の低下を補うため、各振興局職員による機能別団員の加入も併せて行っております。また、特に若年層の消防団員の減少が著しく、次代を担う消防力の低下が懸念されておりますので、県の支援を得てですね、支援を得て言うよりも県が主管になっておりますけども、今月の6月に日本文理大学附属高校にハイスクール消防クラブが結成され、若者の消防に対するイメージアップを目的として、高校生の消防に対する意識啓発と消防防災組織の育成・支援をお願いするとともに、今後も消防団、自治会にお願いし勧誘を勧めたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 92名の欠員ということですが、募集はしっかりやっているとことであまりましようが、絶対数が足りない団もあろうかと思っております。で、次の質問に移ります。絶対数が足りないときに消防応援隊でございますけども、直川では平成17年に防災ボランティア隊を立ち上げ、地域をパトロールしてきましたが、平成21年に消防応援隊に名前を改めて昼間の団員の少ないとき等に団員の手助けをする役割を果たしていると思うが、人数及び今後の取組はどうするのか。応援隊は機械操作はできません。積載車も運転もできません。後方支援ということになるかと思っておりますが、これをこの応援隊の組織をですね、今後、今の状況と今後どうしていくのかお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 消防団応援隊についてということでございます。お答えします。消防団応援隊とは、消防団員数の減少、団員の高齢化により消防力の低下を補うため、消防団と協力を構築しながら昼間における初期消火活動を支援するボランティア組織でございます。これは議員が振興局長時代に立ち上げた組織だろうと意識しております。そこで消防団OB、自主防災組織や女性などの地域住民で旧町村団員で構成するようになっております。現在は佐伯市直川消防応援隊が結成されており、112名の隊員の方が活動しております。今後は、自らの地域は自ら守るということのスローガンに各消防団と自治会に協力を求め、地域の初期消火体制の確立を図るため、消防団応援隊の結成を促進したいと思っております。ちなみに、火災時の消火活動と後方支援と、緊急避難世帯に対する支援活動、水害時の水位の情報を知らせるとか、地震発生時には被災者の救援活動というようなことで、一次対応ですね、一番身近におるところの一次対応というような活動が応援隊の主な活動になっております。以上であります。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 議長、次の機能別消防団について関連がありますので、いいですか。機能別消防団ということもありますので、関連がありますので一緒にいきたいと思っております。消防団員が段々少ない中、消防団を退職した人及び各振興局に勤務している旧佐伯市の職員が加入していると聞いておりますが、これの実情もちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 機能別消防団についてお答えいたします。機能別消防団についてですね、機能別消防団とは、特定の活動、役割のみに参加する消防団員で昼間の消防力の低下を補うため、消火活動のみです。消火活動のみに従事する団員をいいます。例えば消防訓練とか、そういうものには参加しなくて災害時に直接消火活動に参加するというような団員のことでございます。で、現在、佐伯市の職員、市の職員による機能別団員が72名で、地域機能別団員が49名となっております。特に団員数の減少傾向にある本匠、宇目、直川地区については退職した消防団員OBによる機能別消防団の加入を図っております。消防団の振興局に勤務している佐伯市の職員については、現在、上浦振興局に1名、弥生振興局に1名、本匠振興局に4名、鶴見振興局に1名、米水津振興局に1名、蒲江振興局に2名、以上10名の方が旧佐伯市の職員で機能別団員に入っているという状況です。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 機能別消防団員が72名ですか、これ機能別消防団員というのは消防積載車の運転ができ、また機械の操作もできる。消火活動もできるということです。今からこういう段々少なくなる中で推進していくのに、機能別消防団員を推進するのか消防団応援隊を推進するのか、どちらも推進するのか、その辺は。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 欲なようですけども、どちらとも推進していきたいと思っております。と言いますのは、機能別消防団員というのは消防団OBっていうふうになっております。というのは直接火災とかそういう災害に行きますので、そういう現場経験のない人が機能別に入りますと、自分に災害が、けがをしたりですね、そういう状況判断がなかなか難しいと思っております。それでまず正規団員に入っていて、そして退団後は機能別消防団に入っていていただく。それと応援隊はできれば全地域でこういうような災害に取り組むと。それがまた、先ほどの

東南海・南海地震の対応にもでてくるんじゃないかなろうかと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 消防団の少ない所、聞きますと佐伯市消防団にも定員の足りないところがあると聞いております。市の中心部ですね、中心部にも足りない。そうしたときにですね、その佐伯市の消防団に機能別、市の本庁の職員を機能別消防団として活動してもらってというような推進はやっていきますか。いわゆる市の中心部も消防団の定員が欠員が多いんですよね。そういう危機感があると思いますので、その辺は、本庁の職員も機能別消防団員としてあれするのかです。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 佐伯消防団には機能別消防団員の加入っていうのがあるのかということですけども、現在ですね、各振興局で機能別団員に入団されてですね、今度人事異動によって本庁の方に来られた方が32名の方が入団しております。また、加入につきましては、機能別団員は特定の活動のみに、先ほども言いましたけども消火活動のために入団する団員でありますので、基本的には正規団員の加入も行いますが、もしできない場合は機能別団員の加入促進もしなければならないと思っております。佐伯の基本団員が493名となっております。定数は548名でございます。そのうちの機能別団員の割振りで、先ほども言いましたようなところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） わかりました。機能別団員より本団として入ってもらおうとね。そういう推進を是非よろしくお願ひしたいと思います。それと消防団いろいろあってですね大変予算がですね下げられているようです。山本副市長や総務部長は消防団の経験がないからぱっきり切るんでしょうけども、三原財務部長はもう本匠で消防団に入ってますが、泣く泣く切ったという話はなかったかと思うんですけどもですね、これは本当昼間の仕事をしてますんで、ボランティアですこれは、是非ですね、答弁要りませんけども切らない。いわゆる上げていただきたい。もうこれは切実な消防団員の願ひでございますから、よろしくお願ひします。

では次に、水田農業活性化について質問をします。その前にですね、農林公社の前の私の質問の時に、若い人の育成ということですが、お願ひした時に、今年ですね塩月理事長が育成を若い人の育成計画を立てるということですので、大変喜んでおります。よろしくお願ひをしたいと思います。質問に入りますが、市は今年度からですね、水田農業活性化に向けてですね、これは戸別補償制度モデル対策として、いろんな農政の事業を行ってきておりますけども、その中で2点お聞ひしたいと思います。まず1点は、水田利活用自給力向上事業を実施しておりますが、この制度は今までと全然違ひましてですね、減反を達成しなくてもいいわけなんですね。減反を達成しなくても交付金がもらえると。麦から野菜、何でもいいんですが反当2,000円から8万円まで、その種類によってね交付金が支給されるようになっておりますが、これはまあ減反しないでいいんですからなかなか加入状況はいいと思ひますが、現在の加入状況ですね、対象農家数・対象面積、加入農家数・加入面積、昨日江藤議員さんの方からも質問がありましたが、よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それでは水田利活用の自給力向上についての概要ですが、自給力の向上を図るために水田を有効活用いたしまして、麦・大豆、そして米粉用米、そして飼料米

等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用並の所得を確保するという形の中で直接交付をする制度です。これまで需給調整に参加してこなかった農家が今度は参加をしやすくなるといった形の中で、米の生産調整等を達成にかかわらなくても対象に挙がってくるといことです。また、捨てづくりの防止、そして需給に応じた生産を促進するためには、やはり出荷契約等を確認し、10アール当たりそれぞれ作目ごとに定められた単価が先ほど言いましたように、先ほど議員さん2,000円からと言いましたが、3,000円からになっておりますので、その単価によって交付をされます。中でもその他の作物の振興は野菜、花き、そして果樹、そしてあらゆる作物に対する対象でありますので、現在、直売所を中心としたですね家庭菜園規模、そしてそれも1アール以上がこれは対象になりますので、1アール以上でももちろんそれは交付となっておりますね、兼業農家そして高齢者の対象にしたやっぱり栽培を拡大してですね、推進を図っていきいたいというふうに考えてます。そして、米のモデル事業については、やはりこれは意欲ある農家が水田農業の継続ということ。昨日ちょっと全部まとめ上げて、ちょっと数字が変わってくると思いますけども、利活用の方が転作作付者が1,169戸、そして対象面積が238.5ヘクタール、そして現在仮申請書を提出しているその人が506戸で200ヘクタールということ。これまた作付状況においてまた数字が変わってくる。6月末までですので変わってくると思います。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 水田利活用自給力向上事業の方は、加入者が少ないんですけど面積はですね238.5ヘクタールに対して200ヘクタールですか加入者が、非常に高率な加入率だと思います。対象面積に対してですね、これ本当に皆さん入ってですね、国のお金をいただいて活性化していただければいい。特に今回いいのは、先ほどすみません2,000円と言いましたが、3,000円から2万5,000円まであり、野菜をですね、野菜を作って出荷してもそれだけいただくと、トマト、白ネギ、キク、トルコギキョウなどは2万5,000円というような形でですね非常に農家の方にとっては、これを機会にですね野菜を作って、今不足している市場等に出していただければですね、さらに活性化になるんじゃないかと思っておりますので、大変水田対策班の方は大変御苦労して一軒一軒回ってるようでございますので、是非今後もよろしく願います。次に、もう一つの手法として、米戸別所得の補償モデル事業ですが、この事業は減反を達成していれば米を作っている面積から10アールを差し引いた面積に10アール当たり1万5,000円を補償するということです。これはこの面積私も知らなかったんですが、私2反5畝作ってるんですが、10アール差し引きますと1反5畝、と1万5,000円みますから2万2,500円もらえます。これ申請書でこれでいただこうと思っております。是非これもねえ推進していただきたいんですが、現在の加入状況はですね、ちょっと教えていただきたい。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 米モデルの対象者でございますが、現在の生産調整の達成農家が820戸、そしてその対象面積が338.8ヘクタール、そして現在の加入者、これが加入申請書を今現在出しているところ、それが473戸、そして現在の加入面積が284.5ヘクタールというふうになっております。またこれも現在また調整の中ですので回ってまた数字が若干変わってくると思っております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） これも先ほど言いましたように、全部農家の実になるお金です。極端に言う

とこの印鑑だけあれば、名前と印鑑だけとあればそのまま米を作ってお金になるんですから非常にいいと思いますので、是非推進をして皆さんがもらえるような推進方よろしく願いをしたいと思います。

次に、周辺地域の商業の活性化について質問をしたいと思います。先ほど清家議員が地域に光をとということで、今佐伯市は蛇崎コスモタウンと大型商業施設ができ、壽屋は撤退いたしました。今回中心市街地として大手前開発を行います。このような市の中心部は活性化することは非常に市民にとって良いことですが、一方、周辺地域においてはますます弱体化してきていると思っております。周辺部の商業を活性化させるためにはいろんな施策があらうと思っておりますけども、どのような取組をするのかお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 周辺地域の商業につきましては、佐伯市番匠商工会とあまべ商工会の二つの組織が中心になって取組を行っております。市もこの取組に対して助成を行っております。事業の具体例を申し上げますと、まず一つ目としましては、これは番匠商工会の実施事業ですけれども、宇目・本匠・直川の3地区において商業機能の維持と住民の日常生活の確保を目的として宅配事業を実施しております。昨年11月には、まちの駅番匠を仲町にオープンいたしました。これは番匠商工会管内の農産物ですとか、加工品、これを中心部に居住する人たちに販売していこうというものであります。米水津地区におきましては、米水津特産品創出事業を実施しております。地域の水産加工品を中心にこれは全国の会員に発送しておりますし、あまべ商工会の事業として20年・21年度の2年間、魚離れ対策事業として鶴見で水揚げされましたアジフライ等を小中学校の給食に提供し、子どもたちへの魚に対する理解と販路開拓の取組を行ってきております。22年度も引き続き取り組む計画となっております。また、各振興局に配分されておりますパワーアップ事業を活用した事業、これを実施することで各地域の産業と観光、それと商業、その他活性化に取り組んでいるところでもあります。一昨年になりますけれども、佐伯グリーンツーリズム研究会が新たに発足しまして、現在宇目地区で4戸、直川地区で3戸、本匠地区で2戸、弥生地区で2戸、木立地区で3戸、青山地区で1戸と、合計15件の農家が農家民宿を開業いたしました。佐伯市における農林業体験と農家での宿泊を提供できる体制が整いまして、各方面へのPR活動を始めたところでありまして、蒲江地区におきましては、蒲江ブルーツーリズム研究会が実施しておりますあまべ渡世大学の漁業体験ですとか、日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会が実施しております浦々軒々まつり、これも新たな観光手法でありまして、これも併せて新しい商業の取組でもあると考えております。昨年度は、国の臨時交付金を活用しまして、商工会議所、番匠商工会、あまべ商工会が共催しまして、プレミアム付商品券、さいきプレ券903発行事業を実施いたしました。4億円の商品券発行を行いまして、地域経済の活性化には大きな成果を上げることができたと評価しております。今年度、22年度につきましても、会議所・商工会が事業主体となりまして、スタンプラリー事業を計画しております。本6月議会に、これに対する補助金を補正予算で計上しておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） いろんな事業を行っているということですが、宅配事業これは喜ばしいことだと思います。地域商業者の方にはですが、今言いましたスタンプラリーもです。大変いいので、是非お願いしますということでありました。プレミアム商品券4億あったといひます

が、周辺地域と中心部との割合はどのくらいの割合だったのか。3割だそうです。地域が3割しかなかったそうでございます。私は今のこのプレミアム商品券はいいんですけども、地域限定のプレミアム商品券を作っていただけないかなあと。例えば蒲江なら蒲江だけしか買えませんよという商品券、直川は直川だけの商店で買える。もちろん佐伯は佐伯だけでもいいんですけども、そうすればですね地域の商店が非常にある程度賑わってねえ、買い物が多いから、全部が全部佐伯市で買わなくても、直川で買えるものは直川であるやつは買っていただくと。そういうような商品券の発行はできないか。これは商工会でしょうけども、それに対して補助をするつもりはないか。それから空き家店舗の利用等も考えていただきたいし、設備をした後のですね、利子補給これ制度はあると思います。そういうものですね、活用していただきたいと思いますが。まず、プレミアム商品券についてどのような考えを、今年はどういう考えですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 詳細な資料を持っておりませんで大変失礼いたしました。売れ行きから見ますとですね、周辺部は大変頑張っていたいなあとというふうに思っております。議員御提案の地域だけで使える商品券、あるいはこれはスタンプラリーみたいな事業でも構わないと思いますけれども、地域限定がどうなのかということにつきましては、佐伯市全体という意味からしますと、その地域に限定するというのはなかなか流通も難しいのではないかなあとということを懸念いたします。ただ、地域の商店街はまとまってですね、そうした提案をしていただければ、それについては全面的なバックアップをしたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 地域の商店街、今のは商工会になろうかと思っておりますけども、地域の商店街、例えば直川のであれば南部商工会ですね、が、担当になると思いますが、直川だけの商品券を発行するということになれば、地域がやりたいと是非やらせてくださいということになれば、去年はですねプレミアム商品券は市は4,000万、直川だけやったら100万か200万で結構だろうと思うんですけども、そういう補助はできるものですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほど申し上げましたように、直川だけのプレミアム商品券ということであればですね、その効果のほどというものが測定可能かということもありますし、十分検討しなくちゃならないと思っておりますけれども、今、市内の商店街がこれだけ疲弊化しております、組織率が大変落ちているという中で、地域の商店街等がですね、あるいは商工会がまとまってそうした事業を行いたいということであれば、十分これ考慮に値するというふうに思います。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） わかりました。地域の商店の方も一生懸命自助努力をしてですね、どうかして頑張っておりますので、こういうものをまた持ち帰ってですね、皆さん方が検討してもらって役立てていただけるようにやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、芦刈議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第67号から第92号まで、及び諮問第2号から第4号まで、並びに専決処分の報告第2号から第19号まで、以上47件を一括して議題とし、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。議案質疑を行います。まず、専決処分第2号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）のうちですね、まず、労働諸費に入っていますふるさと雇用再生特別交付金事業550万円、それから、緊急雇用創出事業3,622万5,000円の減額理由をお尋ねします。それとまあちょっと通告してなかったんですけど、もしわかればいいんですけど、それぞれの予算総額が幾らかわかればちょっとついでに答弁してください。それからこちらを減額した両方ですね、どうも県の方に補助金を全額返還してるようにありますので、これでですね雇用対策が十分に行われているというふうに考えてるのかどうかですねお聞きします。それから2として、農業振興単独事業費400万円、これは当初予算は1,198万8,000円だと思いますけど、この減額についてですね理由を教えてください。それから単独事業ということで、私もたびたびですねその分野の振興をですね本気で考えているかどうかというのはこの単独事業にありますよということで、よく話をしますが、その単独事業がですね、この減額するということは農業でありますので、佐伯市の農業を守り、発展させる立場からね、非常に疑問だなというふうに思います。何か農業振興に役立つようなアイデアがなかったのかどうかお聞きします。

それから次に、報告第16号、佐伯市税条例の一部改正について、3点お聞きします。この条例改正はですね、65歳以上の年金と給与所得がある人について、住民税の特別徴収つまり天引きが行われるというものだというふうに思いますけど、この条例改正によって、特別徴収される対象者の数は幾らか教えてください。次に、特別徴収を普通徴収にですねする場合に、申し入れをすればできるというふうに聞いてますが、その方法はどのようなふうになればいいのか。また、対象者に対して周知はどのように行うのかお聞きします。3点目に、既に年金だけをもらってるですね受給者については、一昨年から特別徴収されていますけど、いろんなですね、窓口にいろんな意味で混乱をしたり、抗議があったりいろいろあったんじゃないかと思いますが、そういう市民の反応はどのようなものがあったのかですね、お聞きします。

それから、報告第19号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定についてお聞きします。概要は議案書とかに若干書いてますけど、工事内容の詳細がわかればですね、それをまずお聞きします。それから工事を契約解除、中止ですねした理由に、地元住民の同意を得る

ことができなかつたというふうに書いてありますけど、なぜ住民の協力・同意が得られなかつたのか。市の方のですね、責任の所在はどこにあると考えているのか。もし職員の方に責任があつた場合は、処分はどういうふうを考えてるのかお聞きします。それから、平成18年にですね、例のあの事故繰りの処理の問題がありましたけど、この時ですね、違約金を取る取らないで問題になつたと思いますけど、今回のようにですね市の方が責任がある場合に、損害賠償をするわけですが、今後ですね逆に請負業者の方に責任があつたり、過失があつたり、遅延とかですね、こういうのがあつた場合には損害金等の請求は厳格に行つていくのかですね、その辺のことをお聞きします。以上です。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変申し訳ございません。ちょっと長くなるかもしれませんが、御説明いたします。緊急雇用対策事業には2種類あります。一つはふるさと雇用再生事業です。もう一つは緊急雇用創出事業、この二つをまとめて緊急雇用対策事業としております。まず、ふるさと雇用再生特別基金事業についてですけれども、これは国がふるさと雇用再生特別交付金を都道府県に交付して基金を造成をいたします。この基金を活用して地域の雇用再生のために地域の休職者を雇い入れて行う事業ということでありまして、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としております。要件といたしましては、まず一つ目にですね、国が示した事例等を参考に市町村が企画した新たな事業であること。既存事業の振替でないこと。2番目としまして、建設・土木事業でないこと。3番目としまして、雇用機会を創出する効果が高い事業であること。4番目に、地域内にニーズがあり、かつ今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること。ということにして、単に草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究等は除くとされておりました。これは雇用につきましては、失業者が4分の3以上いなくてはならないということ。それから、人件費が8割以上ですよという制限がありました。これがなかなか使いにくいということで、途中で変更になりまして、人件費の割合が2分の1以上ということになつたという経緯があります。また、もう一つの緊急雇用創出事業ですけれども、これはふるさと雇用と同様にですね、国が交付金を県に出して、それで基金を造成すると、その基金を活用して県が市町村に補助金を交付して離職を余儀なくされた非正規労働者、あるいはまた中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用の機会を創出・提供するということでありまして、これは対象となる事業としましては、1として、新たな事業であり、既存事業の振替でないこと。2として、建設・土木事業でないこと。3として、雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。4として、地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業等にふさわしい事業であること。とされました。これは当初は半年間だけですよということでありまして、人件費も7割以上ということでした。それから失業者の割合が4分の3以上でないといけませんということもありました。これもなかなかハードルが高かつたもんですから、途中から6か月未満の雇用けれども1回に限り更新ができますよということになりました。それから新規に雇用に掛かる人件費が7割だつたのが、2分の1以上というふうになつて途中で変わりました。雇用対策ではあるものの事業を計画する上では、さまざまな制約もありまして、21年度から実施されています本事業に対しては、当初予算を要求する時点において、各課からの要求額これがすべて確定しているという状況にはありませんでした。当初予算後の追加事業の予測

分も含めて両方のふるさと雇用事業と緊急雇用事業、両方合わせてですね1億3,476万5,000円の予算を計上いたしました。予算は1億3,400万ほど計上したんですけれども、4月当初県への申請時点で事業要求額を積み上げましたところ1億647万9,000円でして、その差は2,828万6,000円ありました。その後、事業の追加要望もあったんですけれども、県の方からですね佐伯市の方が以外と多かったものですから、緊急雇用創出事業についての追加の内示がされました。これは3,500万円ありました。これを受けまして、掲示板等を通じまして市の全職員に事業の追加実施を呼び掛けましたが、先に説明しました事業実施要領に照らしまして、新規に事業を検討する中で、年度後半から新規の失業者を6か月未満の短期雇用としての事業実施に対しては希望する事業が上がりませんでした。で、県の追加内示分を保留したまま推移したということでありまして、併せて、21年度に実施しました各事業におきましても、雇用者の勤務日数等が多少の減少があったりいたしました。この結果としまして、ふるさと雇用再生事業については550万円、緊急雇用創出事業につきましては3,622万5,000円の減額をお願いすることになったわけでありまして、21年度の実績といたしましては、ふるさと雇用再生事業が六つの事業を実施しまして14名の雇用を行い、2,703万5,345円の事業実施となっております。また、緊急雇用創出事業につきましては15の事業を実施いたしました。雇用したのは104名、8,909万8,302円の事業実績ということになっております。このうち失業者については113名の雇用対策を実施しました。議員御質問のように、これで雇用対策が十分行われているかという御質問に対しましては、年度途中での実施要領に沿った事業実施ができればなお一層の雇用が生まれたと考えます。事業要件をクリアしての新規事業の取組ができなかったことは大変残念ですし、もう少し頭を振り絞って事業実施をすべきであったというふうに深く反省しているところであります。そうした経緯でありましたので、22年度につきましては、ふるさと雇用再生事業については4,130万9,000円、緊急雇用創出事業につきましては5月ちょっと追加を行いまして、1億1,943万5,000円、これを県に申請しております。昨年度の実績からを比較しますと、約4,460万ほど事業費が増加しております。以上であります。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） この農業振興費におきます400万円の減につきましては、この振興費の中で農業単独事業費といった形のなかで、負担金補助及び交付金の中ですべて賄われている金額のものです。その中には市の単独事業として21項目入っております。ミカンバエの防除とか麦・大豆の補助金、それとミカンの苗木、お茶の苗木とかブドウの苗木とか、そういう形の中でこの事業を21項目についてしとる分について、麦・大豆等の植付けにおいてですね約200万円の減額、そして苗木等の金額、そして各作付がまた一つ農業法人ができなかったというようなことの中で400万円の減額ができたということでありまして、以上です。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。税条例の一部改正についてであります。まず1点目の特徴の対象者でございますけれども、その前に一部改正の概要につきまして少し報告しておきたいと思っております。平成21年度から年金に係る税は年金から徴収するという考え方の下、年金所得に係る住民税は年金からの特別徴収によることとする地方税法の改正が行われました。この結果、65歳未満の年金所得を有する給与所得者につきましては、給与からの特別徴収ができず、普通徴収によって徴収されることになり、新たな納税の手間が生じて

おりました。今回の改正はこれを平成20年度以前の状況に戻し、給与所得と年金所得を合算して給与から特別徴収することができることとする旨の地方税法の改正を受けての条例改正でございます。なお、65歳以上の方につきましては変更はございません。そこで1点目の特徴の対象者でございますけれども、この条例改正によりまして給与から特別徴収される対象者数に変動はありませんけれども、平成22年度に給与から特別徴収される年金所得のある該当者は約230名です。次に2点目の普通徴収にする場合の申し出、あるいは市民周知の関係でございますけれども、65歳未満の方につきましては、申告書に徴収方法の選択を記載していただいております。基本的に対象者は申告を行うほうですので、申告書の手引き等に記載をしております。今年度は周知期間がなく申告時に聞き取りなどを行いましたけれども、今後は税務署との連携を深めながら市報などを活用し、周知をしてまいりたいというふうに考えております。なお、65歳以上の年金所得のある方については、原則特別徴収で普通徴収への選択はできないようになっております。次に3点目の、これも現在特別徴収されてる方の市民への反応でございますけれども、制度改正を行いました平成21年度は戸惑いや納得できないなど、電話や窓口での問い合わせは不満が多数ありました。しかしながら、制度自体が2年目を迎えましたことによりまして、現時点では減少傾向にございます。今後も広報活動とともに、懇切丁寧な説明に心がけて、御理解をいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 報告第19号について説明させていただきます。詳しいことは担当部長に説明させていただきますが、その前に本件についてお詫びを申し上げます。

地方自治法第179条第1項に規定にする専決処分を行った場合は、市長は次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないとなっておりますが、事務手続が遺漏し、結果として3月議会での報告を行っておりません。遅くなりましたが、この6月定例会で報告し、御承認をいただきたいと考えております。心からお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが二度と起きないよう、事務処理につきましては法令等の根拠を再確認のうえ、万全を期したいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 三又上下水道部長。

上下水道部長（三又秀喜） 上下水道部長の三又です。このたびは、この件に関しまして、議員皆様を始め、関係者の皆様に御迷惑をお掛けしました。今後、一層の努力をしたいと思います。よろしく申し上げます。

それではお答えをいたします。平成21年度駅前地区雨水路整備工事の詳細ですが、佐伯駅前地域は以前から梅雨時期や集中豪雨時に冠水・浸水被害がたびたび起きております。このため、佐伯東校区の自治会からも強い要望がありまして、平成20年3月整備計画の公告・縦覧を経て、公共下水道事業の浸水対策の補助事業として国の事業認可を受けまして、平成21年度から工事にかかった案件でございます。工事内容につきましては、駅前2丁目の市道を横断しております既設の暗きょを撤去して新たに工場制作した内径が幅1.7メートル、高さ1.3メートルのボックスカルバートを総延長26.4メートル新たに設置をするものであります。付帯工事を含めまして、契約金額が1,417万5,000円で、平成21年11月30日に契約締結をいたしました。なぜ住民の協力・同意が得られなかったということなのですが、区長さんには工事発注前に説明を行いました。用地買収を必要としない道路、あるいは水路部分の工事と

ということで、住民を集めての説明会は行わず、工事着手前に隣接する地元関係者に工事の説明と協力依頼を行ったところであります。その時点で一関係者から工事の実施について強い反対がありました。再三協力依頼を行いましたが、どうしても協力・同意が得られませんでした。これまでの施工例と同様に、地区要望による浸水被害の軽減のための事業でありますので、かつ道路・水路部分の工事ということで1か月程度の片側通行の不便さについては容認されるというふうを考えて、反対があるということについては想定していなかったということでもあります。一旦工事中止をかけまして、繰越手続のことも検討いたしました。早期の交渉進展が望めないため、長引くほど請負業者に負担や迷惑がかかることになるということと、また、補助事業のため、年度末を控え大分県と補助金の取扱いについて協議をいたしました。補助金は2分の1が補助金で約708万ほどなんですが、返還はせずに19年度から整備中の隣接しております日の出地区の雨水路整備工事の方の進ちょくを図るために、そちらの方に補助金の振り替えの許可を得ましたので、以上のような理由から契約解除をしたものであります。責任の所在ということですが、本件につきましては、職員の故意や重大な過失ではないと考えております。損害賠償につきましては、工事請負契約約款の規定により、発注者の都合により契約解除を行い、損害賠償を及ぼした場合、その損害を賠償しなければならないということがありますので、それによって処理をいたしました。次に、請負業者の責任による過失や遅延等があった場合は、当然のことながら工事請負契約約款等の規定により厳格に対応しております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 再質問を行います。一問一答になれてるせいでちょっと総括はやりにくいですが、お詫びが続きましたんで、非常にやりにくいところもありますが、まず専決処分第2号の緊急雇用のね関係からですけど、部長がちょっと何か数字を言っていたんですけど、私は補正と当初予算を合わせた数字だけ見たら、ふるさと雇用の関係が1,960万8,000円で、緊急雇用の方が1億4,439万2,000円だったんじゃないかと思うんですけど、ちょっと差はありますけど、いずれにしてもね、どちらも今回の減額をすることで大体4分の1はですね減額してることになるんですね。そうするとこれだけですね、不況いろいろね世界的な問題があって非常にこちらの方でも格差貧困いろんな意味でね、働きたいという人が大勢いるんですね、生活保護もどんどん増えている。そういう中でねせっかく国・県の方でこういうふうな事業をやったというふうな中で、4分の1もですね返さなきゃいけなくなったのはね、ちょっとやはりお詫び今してましたけどね、私はやっぱりちょっと怠慢かなというふうにも言っても仕方がないところあるんじゃないかと思うんですね。ちょっと参考までにですね、今年になって臨時とかね雇用募集ですね、これしてる部署がどっかあっちこっちあると思うんですけど、もし分かればねどのくらいの方が募集に応募してきているのかね。例えば、教育委員会なら教育委員会で臨時で例えば5名ね雇うような募集があったときに、何名ぐらい応募にきているのかとかね、その辺もしどこの部署でもいいんですわかったら教えてください。それと今回の理由をですね、魚住部長いろいろ言われてたんですけど、私はね去年の9月議会でねこれを取り上げたんですね、その時に質問しましたけど、単独ですねいわゆる佐伯市が独自でね考えてやるのも必要じゃないかというふうに私言ったと思うんですね、その時に部長が、いや、市の独自事業といっても独自事業がね市は自分で考えたんですよというふうに言ったところ、私の方が、いやそういうね国のねそういうものに乗っか

ってるだけで、そうじゃあなくて佐伯市独自のね、佐伯市の一般財源を使うようなことも考えていいんじゃないかと言ったと思うんですね。私はね今回の件も日ごろからねそういう市がね自分の頭で、部長もちょっと言いましたね自らと、頭でと言いましたけど、自分の頭で日ごろからね雇用問題を考えてないね、そこが大事と思うんですよ。だからたまたま県がね、県や国がそういうような事業をやるということで、ほんなら市の自分たちが考えた分をねそれにじゃあ乗っけようかというんならわかるんやけど、やっぱりもっと日ごろからね市の、自分の佐伯市民の状況の中でどういう雇用対策が必要なのかとかね。単独でできる、実際に実施できるか別にして、どういう事業ならねえ市民にとっていいのかということですね、やっぱりもっと日ごろから考えておってほしいんですね。そうすると何かこういうふうな問題があったときには、ほんなら早速こういうことを考えてるから、県の方にね申請しようじゃないかというようなこともできると思うんですよ。その辺がね、日ごろから私が言ってる単独、単独っていうね言うのはそういう意味もやっぱりあるんですね。今回の件もそういうところがね、やっぱり少しね原因になってるんかなと思いますので、その辺部長何かお考えがあれば教えてください。それと、この9月議会の時にも私言いましたけどね、緊急雇用のやっぱり制約が多すぎるんですね、部長自身も言いましたけど、私もその時に言いました。就労期間の短さの問題から賃金も安いとかね、それから離職者でないと、平成21年の10月でしたかね、何かね一定の離職した期間というのが限られてたりね、そういういろんな制約が多いからだれでもかれでもといかないんですね。だからなおさらそういう事業の難しさというのがでてくる。これもやっぱり問題だと思いますので、その時に言いましたけど国・県にですなやっぱりもっと制約のないね、幅広い条件で雇用ができるものにしてほしいということもね、引き続いて要望してほしいなあと思います。それともう1点、その時に私は聞きましたけど、ふるさと雇用は1年契約ですけど更新ができるということでね、最終的に正社員になったときには支援金が出せるということを知りましたね。それでその時に部長が答弁ですな、市の方で計画してるふるさと雇用の事業については継続した雇用が望めるという判断をしてますという答弁してますね。それ実際に平成21年度から22年度に引き続いて雇用された方がどのくらいいるのか更新してね、それをちょっとお聞きします。

それから、農業単独事業費の関係は、さっきと似たようなもんで話ですけどね。これは河原議員も一般質問をやっぱりしてまして、単独事業というのは大事じゃないかと言ってました。私も再三予算委員会・決算委員会でね単独事業は大事ですよというふうに言ってますので、やっぱりこの担当の方でね、農業振興の担当の方でも、あるいは振興局でもね結構、農業・林業・水産業、よくねえアイデアを考えていただいているようにありますから、そういうふうなことでね、日ごろから研究して農家にね働きかけしてみると、当然そういうものは単独事業になるわけですから、その辺のところを日ごろからね、やっぱり一緒ですは雇用とね、やっぱり考えておくということは非常に大事だと思うんですよ。大手前開発のようにですな私なんか特産品をね大手前で売ったらいいんじゃないかというような話もしてますけど、そういう特産品の開発とか含めてね、単独事業ということになるんでね、なるということないですけど、そういうのが多いと思うんで、その辺をですな努力をお願いしたいと思いますが、何かありましたら。

それから、税条例ですな、こちらの方ですが、ちょっとわからないところがあるんで教えて欲しいんですけど。年金のみの方はですな、年金受給者は年金から天引きされるんですけ

ど、給与所得者の場合は年金からじゃなくて給与から引かれるんですよね。その辺がね、ちょっとどうしてか私もわからないんで教えてほしいのと。それから今回はですね地方税法の改正ではされたんですけど、市税条例のね方ではまだ改正ではなっていないようにあるんですが、16歳未満の年少扶養控除ですね33万の廃止と16歳以上19歳未満の特定扶養控除の廃止、上乘せ分ですね。これの12万円の廃止が国の方では決定されたということで、今回この改正が入ってませんので、いつの時点でねその条例改正をする議案が出るのか、ちょっと教えてください。それとね、この税条例の最後ですけど、市長にちょっとお聞きしますけどね、今回のこのこれから今後出てくるそういう扶養控除の廃止とかいうのをですね、子ども手当とかね、高校授業料の無償化、こういうものね財源としてね今の政権が財源にしようとしてねやったことなんですよ。我々高校生以下のね子どもを持つ親というのが今喜ぶんですけど、ところがもうその後にはですね、大増税が待っていると。当然ですよ扶養控除がなくなったらその分ばこっと上がってきますのでね。こういうふうな子育て支援とかねいうふうなことであるのに、一方で結果的には大増税になるというふうなね政府のやり方、政策について市長自身何か考えることがあったらちょっとお聞きしたいなあと思います。

それから、損害賠償事件の問題ですけど、買収とかねいうのがないから周辺の人には住民を集めて行わなかったというふうなことを言ってましたけど、私は佐伯のねこういう工事をする上でね、やっぱり周辺住民の方に説明するというのはね、同意を得るというのは私基本だと思うんですね。その工事内容が今話を聞くとね、結局通行止めとかいろいろするから、ほかの所にやっぱ影響を及ぼすわけじゃないですか、だからこういう事業の説明というのは当然そういう関係の方にはね説明しておくというのがもう当たり前だと思うんですね。そこら辺のやっぱ認識がね、これはたまたま今水道の話ですけどね、どこの部署も建設の方でもねどこも言えると思うんですけど、その辺がちょっとね欠けてるんじゃないかなあというふうに思います。それとね一つは補正予算これどうなるんですか、私もよくわからないんですけど、補正予算というのはどっかで上がったんですかねこれ、減額、減額ということに1回はなるんでしょ。その別の方に振り替えるということで補正予算を組む必要がなかったということなんですかねえ、その辺をちょっとお聞きします。それから、落札価格は幾らだったのか。それからね逸失利益で30万というのが上がってますけど、これは何を指すのかですねちょっとお聞きします。それから、契約約款の問題ですけど、今回のようにですね、契約履行遅滞の場合における損害金等第45条がありますね、乙の責めに帰すべき、これはまあ業者ですね、その時にはね具体的に損害金の額というのを具体的に明示されているんですね、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき遅延日数に応じて年3.4%の割合でね、というのがあります。そういうふうにならね、業者の場合にはあるんですけど、市がですねまあ甲ですね、甲乙の甲になります。甲の解除をした場合の違約金ですね、損害金ですね具体的な内容というのが49条の中で、乙は前項の規定により契約解除をした場合において損害があるときはその損害の賠償を甲に請求することができる。ここだと思うんですけど、具体的なですね内容がないんです。なぜこないのかなあというふうなちょっと疑問でありますので、三原部長の方、ちょっとねその辺お聞きしたいんですよ。一応そういうことでお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 弁明については先ほど以上のことはいたしません。大変申し訳

なかったと思っております。今年度はそれを生かしてもう少しきちんとした予算執行をしていきたいと考えております。それから、先ほど言われましたふるさと雇用についてですけれども、これは基本的には1年ですけれども1年以上で3年以内ということで雇用を図っております。佐伯市におきましては六つの事業がありました。一つは子育て支援コーディネート事業、もう一つは若者就職活動相談、これはジョブカフェのことですけれども、それから新規有用水産物種苗育成研究、それから定住支援事業、着地型商品の調査研究事業、まちなか賑わい創出及び地域ブランド品の開発・販売事業ということで、昨年と引き続き2年目に入りますけれども14名の雇用を図っていきます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 農業振興でございますけれども、今回の場合は個別的な補助事業という単独事業で、事業を職員が起こしてやっていくという形ではありませんので、農業の場合今そういう形ですけれども、水産においてはですね、やはり年間100万の予算をとってやっぱり職員の中でやっぱりプロパー事業として、今現在はやっぱり海ブドウをやったり、ナマコをやったりといった形の中でですねやはり取り組んで、その辺を地域のそういう養殖業者等にやっぱり副業としてやっていけるような方法も今やっておりますので、また結果が出ましたらそういう形のなかで報告をさせていただきたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 児玉税務課長。

税務課長（児玉修一） 税務課長の児玉といたします。高司議員の質疑ですけど、65歳未満で一応年金所得の方で65歳未満か以上かで完ぺきにもう区別されます。65歳以上の方の年金のみの所得の方は年金による特別徴収のみです。65歳未満の方につきましては、年金による特別徴収していません。普通徴収になってます。その方がもし会社から給与引きされてるのであれば合算して給与から一緒に引けるということです。それともう1点、国税においてはですね、平成23年所得税分から年少扶養控除と特定扶養加算が廃止されます。重税感是否めませんが、手当と税というところでちょっとまあ何ともコメントしようがありませんけれど、一応国の方の方針が23年所得税分から適応ということになっていきますので、住民税においては平成24年度分より改正となります。それで、この分については今回の条例改正には上げておりませんけれど、今回議案第69号におきまして、必要な扶養親族等の資料の提供をですね国税から受けられるような条例改正は行っております。以上です。

議長（小野宗司） 三又上下水道部長。

上下水道部長（三又秀喜） お答えします。請負金額は1,417万5,000円で指名競争入札で決定をいたしております。契約が21年の11月30日ということです。それと補正予算については工事費という意味合いでしょうか。工事費自体は同じ日の出の方の事業と同じ支出項目になりますので補正の必要はございませんでした。なかなか前例がないものですから、損害賠償をしなければいけないというようなことで、いろんな資料の確認をしながらいきましたが、原則的にも民法でもいわゆる実際に要した額と、その事業が普通どおりに終われば得たであろうという利益、その部分の二つの構成になるというふうになっておると思います。その中で実費につきましては、実際にそれまでに使った人件費でありますとか、工事の準備にかかった費用でありますとか、保険でありますとか、そういう部分の分を提出していただいて、その数字の確認をいたしました。逸失利益につきましては最終的には請負者との協議によるということになりますので、30万が工事費全体からいきますと約2%というふうになりますが、

その金額がどうであるか、高いか安いかという部分についてはちょっといきませんが、最終的に業者との合意に至った金額であるというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは私の方から工事請負約款の関係についてお答えをいたしたいと思っております。議員御指摘のとおり、この約款の第45条につきましては、業者側の損害金の算出方法につきましては規定されております。それから、市の方の損害金の積算につきましては一応48条において賠償しなければならないということで算出方法の規定はございません。私どものこの約款につきましても県に準じて作っておりますので、ちょっと時間をいただきまして、そのところも研究させていただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 先ほど募集状況について御質問がございましたが、この場で答えられる執行部いらっしゃいますか。

井上総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 総務課長の井上です。よろしくお願いたします。それでは答弁いたします。佐伯市の臨時・嘱託職員の募集の状況でありますけれども、職種によってかなり違いますけれども、定数のですね職種によりますと10倍とか、2倍、3倍という状況です募集があつてるとというのが状況であります。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 最後ですけど、募集がやはりねそんだけ多いということですから、やっぱり雇用問題というのはまだ佐伯でもねやっぱり大事な問題なんですよ。だから部長、もう言いませんなんか言いましたけど、まあそんなこといわずにちゃんと考えてもらいたいなあと思います。

それから税金の関係で市長は答弁に立ちませんでしたけど、これは国政の問題ですけどね、結局回り回って市政の問題になってきますからね、やっぱりそれなりの考え方をもっていたきたいなあ。特に市民にですね不利益になる問題もあるわけですから、是非その辺をね考えてほしいなあと思います。

それから約款の問題でね検討するということですので、私もちょっとあまり専門家じゃないんでね、あまり勉強しなかったけど、たまたま調べてたらそういうふうになついたので、やっぱりこれは見直すべきところがあればですね、見直して欲しいなあというふうに思います。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の質疑を終ります。

次に18番、河野豊君。

18番（河野豊） 18番議員の政友会所属、河野豊でございます。私は2点について議案質疑を行いたいと思います。まず1点目が、議案第67号、平成22年度一般会計補正予算（第1号）、これは概要書3の中にあります仲町アーケードリニューアル事業について伺っていきたいと思います。まず1点目が、現在の所有者・地権者等はどうなっているかお伺いいたします。2番目、アーケードの現状は使用に支障があるのかお伺いいたします。3点目、リニューアル要望はいつの時点で、どのような形でなされたのか、経緯をお伺いいたします。できればその要望書等の書面があれば提示をしてほしいと思っております。4点目、逆にアーケード取り払い案も聞いたことがあるし、これまちづくりの中でかなり真剣に議論された経緯があります。これは魚住部長も承知のことと思いますが、そういった検討はなされなかったのか。

そのことについても伺いたします。5点目が、事業実施にかかわる予算は、どのように算定されたのか。要するに設計・見積り、そういった要するに2,100万ほどの予算が上がっておるわけですが、だれが、どういう形で行われたのか。その辺のところをお伺いたします。6点目が、この2,100万の予算は100%助成事業であるからですね、いろいろ言う部分もないかなあと思うんですが、これには要するに助成事業そのものの制約というのがあるはずです。何年後には会計監査があるとかですね、そういった意味で、要するにした以上は何年間は当たられんとかね、そういった制約があると思われまますので、そういったことをその制約をお伺いたします。7点目、リニューアル後は市の所有財産となると伺っております。これは現在の権利者全員の了解は得られておるのか、お伺いたします。なお括弧書きでただしておりますように、将来必ず解体という、そういった面倒な部分もあるし、いろんなことが予想されます。そういったことに対しても、どういった合意がなされておるのか。それから8番目、維持保守はだれが責任を持って行うのか、お伺いたします。9番目、火災等の不測の事態に対する、これはさっきの所有財産の件と同じですが、こういった不測の事態が起こった場合、当然保険とかそういったことも踏まえてですが、対応がだれが負担するのか。その保険とかですね。そういったものはだれが負担するのか、お伺いたします。さらに10点目として、本来こういった市がする事業に対しては、これは完ぺきな民間ですから、受益者負担といったものが何割かはあってしかるべきというような事業ではないかなと思うんですが、そういったものは何もないのか。11点目、これはまあ見解ですが、経費のかかる行政財産、要するに雨との闘い、これはもう私も建築業界におった経緯からですね、雨漏りそういったものには、ここにも建築屋さんおりますけど、大変な思いをしてこの補修、そういったものに努めなくてはならないと。要するに市の財産じゃからですね、いつまでもこういった経費がかかってくるという、こういった財産を今更取得する必要があるのか。その辺のところの見解をお伺いたします。以上が第67号であります。

2点目、専決2号、これは先ほど高司議員が質問した中の平成21年度一般会計補正予算の第6号で緊急雇用創出事業についてということで私も通告しておりましたが、先ほどの答弁でほぼわかりましたけど、1点だけですね。これはうちの会派の三浦議員が一般質問でも上げまして、草刈り等のそういったものにはこういう金が使えなかったのかということで、いろんな制約があるというようなことであつたけどですね、今聞いたら緊急雇用の中のふるさととどこがどう違うのかね、確かにふるさと雇用の中では、草刈りとかそういったものを雇用しとるですよ。そこをどう違うのか、制約があるということとね。それが1点ともう一つ、私が3月に一般質問で株式会社まちづくり佐伯、ここの委託事業に確かどの部分かなつたはずなんですよね、それとの関連。今年も当初予算で1億1,000万ほど上がっておるけどね。その辺のところはどうなっておるのか。この辺をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私ちょっと言葉足らずでいろいろ誤解されることが多いかと思ひます。先ほどの高司議員の説明しませんということでありませんので、弁明の余地がありませんので、弁明をこれ以上しませんと言つたつもりだったんですが、それでは河野議員の方の御質問にお答えしたいと思ひます。まずですね、仲町アーケードリニューアル事業ですけれども、本事業は中心市街地の再活性化を目的とした商店街の振興整備事業に支援を行う

とする財団法人地域活性化センター、こちらを行っております、平成22年度魅力ある商店街づくり助成事業によって実施しようとするものであります。この実施要綱におきましては、助成の対象団体が市町村に限定されております。そのため、佐伯市が事業主体となりまして、仲町商店街振興組合に事業を委託して行う形での事業実施を計画しております。こうした取扱いを行った例としましては、県下では日田市、これは商店街の街路灯ですとか、県外では奈良県吉野郡大淀町というところで、全く同じアーケードの補修というので行った事例があります。いずれも市町村が事業主体で整備完了後の維持管理につきましては、組合側で実施するという旨の契約書を結んでいますので、佐伯市としても同様の取扱いをしたいというふうに思っている次第です。この順番に沿っていきたいと思います。まず第1番目、現在の所有者はどうなっているのか。これはこのアーケードはですね、仲町商店街協同組合が、当時仲町商店街協同組合ですね、それが事業主体となりまして、昭和36年に完成させたものであります。その後、昭和55年にアーケードの両入口の看板を設置しております。平成元年から4年度までの間、4期の事業として現在の仲町商店街振興組合が事業主体となってコミュニティ・マート構想モデル事業により順次現在の各施設を整備しております。その中で、平成2年度にアーケードの屋根ふき替えと開閉工事及び鉄柱の補強工事などもこのコミュニティ・マート構想モデル事業によって振興組合が事業主体で行っていますので、アーケードの所有権としては、昭和36年度に設置した仲町商店街協同組合から昭和38年度に現在の組織に改組し、以後整備を行っておりますので、仲町商店街振興組合に所有権があると判断しております。それから2番目、アーケードの現状は使用に支障があるのかということであります。これはアーケードを支える鉄柱や両入口の看板に腐食が進んでおりまして、強風ですとか地震等の災害に耐えられないという恐れがあります。また、屋根部分もくすんでおりまして、十分な明るさがとれないという状況となっております。3番目に、リニューアル要望についてですけれども、仲町商店街振興組合としましては、以前からアーケード施設等の修理について検討はしており、独自の予算で対応できるものについてはその都度実施してきておりました。その中で、平成20年10月に前回改修してから20年近くを迎え、老朽化が激しいが通常の維持管理の事業費では対応が難しいという判断から、市役所の商工振興課に対しまして、両入口の看板の修理、アーケード支柱の補強工事、雨どい及び屋根の漏水修理等について、佐伯市から何らかの助成はないかといった相談を受けました。担当課といたしましては、市の独自予算で対応することは難しいという判断をしておりまして、何らかの事業がないかということを探る中で、財団法人地域活性化センターの宝くじ助成事業の中に、魅力ある商店街づくり助成事業っていうものがあることを知り、21年度の要望として、平成20年の12月に県に提出いたしました。これは全国でも20か所ほどしか採択されませんので、21年度が不採択となりました。引き続き県を通じまして22年度事業についても要望しましたところ、採択されることとなりまして、先月5月26日付で助成申請書を提出したところです。アーケードの取扱い案も出されたことがあるけれども検討されなかったのかということでもありますけれども、アーケードの撤去につきましては、市内のあっちこちの団体、あるいはまた老朽化が進む中で、仲町の商店街の中でも議論された経緯もございます。その結果、これはあんまりプラスという考え方ではないかもしれないんですけれども、現在の施設を撤去する費用を組合が拠出できるかどうかという問題。次に、撤去した場合に各店舗がアーケードに対応して造られておりますので、店構えに雨よけ対策がとらえておりません。そのため、アーケ-

ドを撤去いたしますと各店舗独自の軒をつけるなどかなりの工事が必要となること。また、その際には市道敷きに軒などが張り出してくる。また、カラー舗装が雨にぬれると滑りやすくなって危険であるということから、道路舗装の整備を行う必要も出てくるといった。これはまああまり積極的な意見ではありませんけれども、そうした弊害もあるし、県南で唯一ぬれずに買い物ができる通りとしてアーケードをとっておきたいという意志が商店街振興会の方にありました。そういうことで、現時点ではアーケードの撤去の方向よりも100%補助の宝くじ助成によるアーケードの修繕補強を行って維持していくべきと判断しております。次に、事業実施の予算ですけれども、今回助成を受けて事業実施します魅力ある商店街づくり助成事業につきましては、事業費の上限が定められておまして、事業費2,000万円プラス消費税分を加えた2,100万円が上限となっております。事業申請につきましては、この上限額の2,100万円を申請しております。この見積りにつきましては、仲町商店街振興組合が市内業者から見積もってもらったものを添付しております。次に、6番目の100%助成事業の場合に想定される制約ということですが、これはこの助成事業は、財団法人地域活性化センターが、財団法人日本宝くじ協会の自治宝くじの普及宣伝事業の一環として、魅力ある商店街づくり助成事業の助成を受けて交付されるものですので、自治宝くじの普及広報を行うため、整備された施設に宝くじ普及の表示をする必要があります。事業自体が宝くじの助成ですので、会計検査の対象となりません。それから7番目、リニューアル後は、市の所有財産となるが、現在の権利者全員の了解は得られているかということですが、これにつきましては、アーケード本体は先ほど説明しましたとおり、現在の仲町商店街振興組合の所有となっております。これをリニューアルすることによりまして、所有権が移転することはありません。本事業は通常の国・県の補助事業とは異なりまして、宝くじ助成の事業で実施するために、この要件として市が事業主体になるということとなっておりますので、手法として商店街振興組合に委託して実施するということとなります。8番目の維持保守はだれが責任を負うのかということです。これは事業終了後の維持保守につきましては、仲町商店街振興組合が行います。これは委託契約書の中に、その旨の条文を入れて契約を締結する予定であります。9番目、火災等の不測の事態に対する対応をだれがするのか。これは仲町商店街振興組合にお願いすることになります。これも委託契約書に盛り込みます。10番目、受益者負担は何もないのかということとなります。これは佐伯市から委託して実施する2,100万円を超して商店街が事業を実施しようとする工事、こういったものが生じれば超過分につきましては受益者負担が発生することとなります。また、既存施設の撤去・処理等は助成対象の経費となりませんので、仲町商店街振興組合の負担となります。この件については、本事業の要望を提出する際に仲町商店街振興組合には説明し、了解をいただいた上で、事業の要望・申請を行っております。11番目の経費の掛かる行政財産と思えるが見解を問うということです。今回の事業につきましては、日田市及び同様の事業内容を行っております、先ほど申しました奈良県の小さな町ですけれども、その例を参考にして実施いたしますので、これらの事例同様に佐伯市が行政財産として管理することは考えておりません。

専決2号の方でしたね。草取り等の可能性はないのかと。これは草取りもいけます。ただ三浦議員の申されましたところは国の管理するところでありますから、河川でありますので、その辺の条件を勘案することが必要であろうかと思えます。また、ヨシの伐採につきましては、自然環境団体との意見調整も必要になるかと思えますが、そうしたことがクリアできれ

ば可能であると思います。それから今ひとつ、まちづくり佐伯の絡んでするふるさと雇用、これはまちなかに友愛・創出及び地域ブランド品の開発・販売ということで、先ほど御説明いたしました中に入っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 大変良くわかりました。この件は、経済産業常任委員会に付託される案件ですけど、我が会派には経済産業常任委員会に委員として出席しておりませんので、わからん部分を聞いたわけですが、今言うように、私が心配しとったのは、最終的には造るのはいいけど、あと市の財産となって市が管理するんであればね、例えば雨が漏って市に言ってこられるような状況になってるんであろうというような、この間勉強会でねそういうような感じを受けたので、わざわざ取り上げたわけですが、今言うように必ず責任その他は仲町振興組合、そこら辺は契約のところでしたらしっかりと確認をお願いします。今言うように、宝くじ助成であれば100%助成ですのね、その辺のところはわかりましたしっかりと。ただね若干これ要望の件でね、見積り、その他もね上限2,000万を申し込んだと、それも市が要するに主体で申し込んでるわけですね。仲町がこういう状況だからどうかしてくれんかと言ってきたやつをね、市が主体でやると。ところがね、この辺にね苦言を言うならね、普通我々地域の人間から要望を受けて区長あたりはね、我々もそうですが、道路を何とかしてくれち言うとな、必ず要望書を持ってこいと言われるんですよね。区長さんと一緒に要望書を作って、要望書を持ってこい。あなた方こういう時には市がやってやるんですか。その辺がね、ちょっと確かに商工観光部長か、そういった立場におるから商店街あたりをよくしてあげようというような、そういった心意気がね感じられて、確かにそれはいいことです。だがね、やっぱりこういうものは、そういったようにね他の人と公平にね、要望するんであればねちゃんと、私はここに要望書があれば提示してほしいというようなことも言っておったけどね。そういう要望は出ておるんですか。ちょっとそのことだけ。要望書というのが正式にね、仲町商店街の方から書面で出ておるんですか。そこだけ聞きたいのとね。例えばねそういった形で要望が出てるんであればね、議会側にもねそういった要望というのはね、ある意味請願とかいんな手法があるんでね、そういったこともあなた方アドバイスしてね、議会対策というのをしっかりと考えんとそういう時にね、そういうことをちょっと言いたいんでね。そういうところがしっかりとなされておるのかだけね。もう全部市がお抱えでね、こういった予算どうかしてくれんかと言ったら市がそういった形でやってあげたと思えんのかな。ちょっと不公平かな。先ほど蒲江の件とかいろいろあったけどね、そういうことはほたっとって、こういう身近なこと。これちょっと不公平に感じるなというのを今聞いてね、実際に感じとるんで、その辺のところをちょっと再度聞きたいのと。

まちづくり会社に負託して、委託事業の中に4,400万が昨年もあったですよ。今年度もさっきの専決2号の分ですよ。今年度も1億1,000万、1億1,943万5,000円の当初予算で上がってますよね。これは私予算委員会の時に質問した時にね、消防の予算として確か上げておる部分もあったんやなあ、私はメモで消防とだけしか書いてないんだけど、これはもう1回この部分について、今日芦刈議員の一般質問でもね、消防の定員もおらんというような状況の中で、ましてや佐伯市には失業者もおるしね、高校出ても働き場がないとかね、大学出ても働き場がないというような人が佐伯市内には何ぼでもおるんですよ。そういったものに使えるのか使えないのかわからんけど、そういったことになぜこういったものを使ってい

ないのかなあと、何ぼ口を酸っぱくしても当初予算の時にはこれ確か緊急雇用、いろんな制約があるとは先ほど聞いたからわからなくてもないけどね。短期じゃないといけん、あるところでは長期じゃないといけんというような説明も受けてるしね。その辺のところはどうなっておるのか。また今年度の予算との、言わんとするところは3,622万5,000円も国に返却してね、100%の補助金を。要するに持出しゼロの金ですよ、これを返却して。また今年度同じようなやつが来るのか、本当に来るのかどうか。整合性がどうなるのか。あなた方いらんちいうて返したじゃあ、平口で言えばね。そういった関連はないのか。今言った部分ね、消防そういった雇用、本当の意味の雇用。緊急雇用じゃなくて、佐伯市には職がなくて困ってる人は山ほどおるんですよ。しかも新規、高校生、リストラとかね退職とかね、ある程度の退職した人の仕事とかよりもね、高校を出て働く場がないとかね、大学出て働く場がない。こんなのはもう本当かわいそうでもてんですよ。そういったものに対して、こういった創出事業というのは使われてしかりと私は思ってるから、株式会社まちづくり佐伯なんかからね委託しとるのもいかなもんかと言って、今年の3月に私は質問したつもりなんじゃけど、これをぼっと見た時に、案の定よお企画せんでよお使わんかったんやないかというふうにはぼっと直感的に思うたわけです。だから議案質疑に上げたんだけど、まあいろいろ事情はさっきの答弁でわかりましたけど、今言う今年の今年度の予算の中について整合性がいかになるのかと。さっき言いよった消防の欠員なんかのものには使われんのかどうか、その分をお聞かせ願えれば。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） たくさんありましたので抜けがあると思います。途中で言っていたければ補足いたします。最初に要望書、これはですね担当者がちょくちょく仲町の商店街などへは出向いて行っておりまして、総会等にも出ているような場面で話をしているしております。その中でこういうことが何か補助がないのかなあとというやりとりをして、それをまあ県の方に伝えて、ああこういうのがあるなあといったような一連の積み重ねの上にしておりまして、私も今考えて見ますと確かにそう言われれば要望書といわれる書面は取っております。話の中でですね、じゃああなたのとこでちょっと見積りとってみてなというようなことで、見積書等がありますけれども、今見ますと確かに要望書そのものはなく、一連の流れの中で市の方で申請をしていたという状況に積み上げていっているという状況であろうかと思えます。それから、まちづくり会社についてですけれども、これはふるさと雇用といいますが、これ一応補助があるのは3年で打ち切りということ。1年単位で最高3年まで、それはなぜ3年かといいますが、新しい雇用の場を創出なささいということ。ですから補助が切れた後もそこで働くことのできる業種なり、業態なりをそこで確立していただくというのが目的であります。そういう意味ではまちづくり会社は今までなかった事業の会社を立ち上げていったということになっておりまして、22年度は先ほど言いましたように、まちなか賑わい創出及び地域ブランド品の開発販売事業等で1,236万の委託料を組んでおります。それと消防につきましては、これはつけてしまえば終わりという。昨年行いましたのは火災報知器でしたか、そういったものの設置等とかですね、その下調べといった作業だったと思えますけれども、これはふるさと雇用ではありませんで、緊急雇用の方で取り組んでおります。この内容につきましては、基本的には確かシルバー人材に委託して、そこが実施していったかと記憶しております。それと今ひとつ。すみません課長が答えます。

議長（小野宗司） 飛高商工振興課長。

商工振興課長（飛高勝則） 商工振興課長の飛高です。よろしくお願ひいたします。緊急雇用につきましてはですね、先ほど部長が説明しました住宅用火災等警報設置調査事業等は今年度も継続して行います。なおかつ今年度新規の取組として機能別消防団員等加入促進事業等も組入れて実施しております。全部ですとね19事業となっております。以上でございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） おおよそのことは大体疑問は解けました。あとは常任委員会ですとしますので、常任委員に任せたいと思います。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、河野議員の質疑を終ります。

次に7番、井上清三君。

7番（井上清三） 7番議員、政友会に所属しております井上清三と申します。議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正について質疑いたしたいと思ひます。質疑に入る前に若干、この条例の考え方あるいは現況を少し申し添えたいと思ひます。この条例は寡婦及び寡夫家庭という身体的、精神的あるいは社会的に大きなハンディの中、子育てのために一生懸命に頑張り生活を支えてまいり、時として精一杯の生活に疲れ果て、病気やけがのため医療を受けなければならなくなったときの守り神、あるいはよりどころと聞いております。つまり寡婦及び寡夫本人を医療面から支える命の条例というふうな位置づけをしております。また、家庭収入が少ない中、生活保護世帯に傾きそうな気持ちもあつた中、この条例によって医療を受けることができ、生活保護世帯に入らず、病気治療に専念し助けられた。そういったふうな状況を多々お聞きし、大変助かっているというふうなことも聞き及んでおります。そういった中、財政事情が厳しいおり、寡婦及び寡夫の要望を受け止めていただくとともに、議会の請願を尊重され、全市にこの条例を拡大させたことは寡婦及び寡夫の方々にとつてもある意味では大きな支えとなり、安心して医療に関わることができ、頑張る力がみなぎると思われるとともに、行政の片隅に席を置く者、そして福祉の充実を望む者、つまり佐伯市議会の末端に席を置く者の一人として格別の御英断に対して感涙の思いでございます。また医療費助成額が2分の1から3分の1に引き下げられ、さらに非課税世帯等を付加させたことは非常に厳しい状況で大きな大きなショックとも思われます。例えば、医療費2,000円の時、1,000円の助成を受けていた部分が一気に400円減の600円程度の支給額に引き下げられることに、寡婦の方は身の震えが止まらず困った困ったを連発されていた方の意見を聞くにつれ、身の引き締まる思いと生活の厳しさを改めて知る思いでした。しかし市の厳しい財政事情の中、全市に広げていただくことを考えると受け入れねばならないのかなあという、受け入れがたい苦渋の決断を余儀なくされる寡婦家庭に一抹の不安と申し訳なさを感じるわけでございます。そういった中、さらに追い打ちをかけるように条例の中を見ますと、我が目を疑うような厳しい支給要件、あるいは年齢要件が付加されております。この条例改正案は、佐伯市の福祉に対する取組に一つの疑問を投げかけるとともに、政策担当者が本当にこの条例に対する理解ができているのか不安に思うような部分であります。まず第1要件として、ひとり暮らし、年齢要件として60歳以上70歳未満、つまり10年間のみという足り的な部分は何に基づいて線引きをされたのかお尋ねします。第2として、2分の1から3分の1相当の意味合いはどのように解釈すべきか。前条例は2分の1と限定していましたが、3分の1にし、さらに相当をつけた意味はどういう部分なのか、まずお尋ねした

いと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それではお答えいたします。まず最初に、今回の佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正にかかります検討経過について若干説明させていただきます。本件につきましては、市町村合併時の未調整案件といたしまして、合併後5年経過後もサービスの統一が図られないまま推移してきたものであり、今回さまざまな角度から検討を加え、その方向性を模索してまいりました。検討の過程におきましては、昨年9月の請願採択時の本制度を全域に拡大するためには対象年齢の見直し、所得制限の見直し、助成額の見直しなどの調整を行う必要があるとの答弁を踏まえ検討を進めました。そうした中、本年4月には、母子寡婦福祉会からの要望が他県や県下の各市の状況などを総合的に考え合わせた結果、今回提出をさせていただいております条例改正案となった次第であります。それでは、議員御質問のうちのアのひとり暮らしという要件についてですが、同居している人がいれば経済的及び人的支援が受けられますが、ひとり暮らしの場合は、それらを受けることが難しいということで、この要件を設けています。また、70歳以上になれば医療費の個人負担割合が3割から1割に軽減され、一般的に60歳までは就労が可能ということで、他の低所得世帯との支援格差を大きくしないため、年齢要件を60歳以上70歳未満にいたしました。次に、イの助成額が2分の1から3分の1相当の意味合いについてですが、まず、3分の1相当という文言につきましては、行政係との協議の中で、より正しい方向に変えるということで、通常3分の1と同じ意味でございますが、3分の1相当と変えるべきであるという指摘を受けたので相当という文言を追加しました。意味合いの理由のひとつといたしましては、本制度現行の支給要件のまま全市に拡大をいたしますと、現行予算より約3.5倍の財源増が見込まれること。2点目といたしまして、必要となる医療保険の自己負担額が60歳までは3割負担、60歳から70歳までは今回の3分の1助成ということで2割負担、70歳以上は1割負担と段階を追って軽減となることなどが主な理由です。また、大分県内では寡婦医療費助成を行っているのは18市町村中9市町村ですが、4市町村がひとり暮らしの要件を求め、5市町村が60歳以上70歳未満としているところであります。以上でございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） わかりにくいので、今一度確認、そういった部分も含めながら質疑してみたいと思います。ひとり暮らしの部分なんですが、支給要件の中で人工的、いわゆる人的支援が受けられるというふうな部長答弁がありました。申しあげましたように、一生懸命子育てをし、子どもあるいは親、特に無収入に近い年老いた親、そういった部分と生活してもこの医療は助成は受けられませんよ、駄目ですよということだとも思われるんですが、ここではむしろ人的支援というのはほとんど受けられてないというふうに私は判断しております。ある意味では本市は高齢化率31%、文字どおりの高齢社会、そして在宅介護を推進する中、国・県の動向にも反し、あるいは基本的人権にもそういった部分で、親をみらんで一人で暮らさなければこういった部分は支給しないよ。というのはいかがなものかなというふうにも感じます。あるいは先ほど支給要件の中で、ばく大なお金のお話が出ておりますが、当然担当課より資料配給がありました。私の調査といたしますが、平成21年度約250人ほどの支給要件者の中で多分70%ぐらいの179人がこの制度を利用し、部長が言われました391万9,170円、そういった支給実績がっております。そういった中、出された資料のいわゆる現条例によ

れば今回628名、そういった支給要件者で1,375万円という膨大な金額が出ております。これは今言われた部分だろうと思います。これはいわゆる助成額は2分の1のときの査定、さらに寡婦及び寡夫の方すべての628名の方が病気やけがをし、医療にかかったというのが積算根拠じゃなかろうかと思えます。また、その628名の方すべてがこの制度を利用したときの額であり、今までの実績から見ても想定されない額とも私は考えております。こういった数値を出すことは、あたかもこの制度を対象者すべてに補助金として交付するような考えではないかなあというふうにも考えました。これはあくまでも医療を受けた者、したがって628人のうちもしかしたら300人ぐらいしか受けないかもわかりません。そういうふうな考えの中で、医療を受けた方のみがいわゆる医療の一部として支払いを受けたものというふうな形になれば、この628名で1,375万というお金はなかなか出にくいわけです。なぜこのようなことを申しますかという、既に寡婦の方が理解されていると思われる2分の1から、いわゆる3分の1に減額することで、例えば628人すべてが使ってもですね、916万になるわけです。さらに今までの数年間の実績を見ると、いわゆる医者にかからなかった人とか、あるいはこの制度を利用しなかった人を含めると私の推計ですけど450名前後だろうというふうにも考えます。そういった状況を見ますと、実質的にはですね六百四、五十万のお金がいるだけだろうというふうにも考えます。だけどという大変失礼になりますが、そのように考えております。そして21年度が390万円ですから差し引くと250万から300万円の程度の予算を広げることで、いわゆる寡婦の方々の真の要望をあるいは議会の請願にも沿うのじゃないかなあというふうな考えも持っております。それでですね考えられるすべてのいろいろな条件を付加し、厳しい要件を付けながら628名を173人に絞り込む、こういった考えをですね本当に福祉でいいのだろうかというふうにも思います。そして支給金額も昨年度の390万から252万、昨年度よりも140万もですね減額する正に改悪以外の何ものでもない。あまりにもひどすぎると私は考えます。なぜこのような厳しい支給要件を課す必要があったのかひとつお尋ねしたい。次に、年齢要件ですが、現条例は母子家庭からいわゆる寡婦になった時点で条例の適応はあったものの、この改正案では60歳未満の人、つまり働ける期間は全く条例の適応がなくなることになるわけです。今まで寡婦医療の助成を受け、いいですか、決して裕福ではないんですよ。精一杯生活を余儀なくされていた60歳未満の方々は医者に行くこともいけない状況が出てくるのが予測されるわけです。そういった方々には配慮、その辺はどのようにお考えか、その2点お伺いします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは2点についてお答えいたします。まず第1点目のなぜこういった厳しい支給要件を課す必要があったのかということでございます。まず、第1点としましては、本市を取りまく財政状況の厳しいということでもなかなか全市、旧佐伯市と直川村の二つを全部対象として全市に拡大するということになりますと、財源的にかかなりの額が必要になるということで、まずそういうことも考えました。議員さんのおっしゃるとおり、寡婦の方々の中には厳しい状況におかれている方がおられるということも認識はしてるわけですが、なかなか財政状況等も勘案しながら、それと他市の状況等もみまして、県内の状況で18市町村中9市しか実施していないということ等も考え合わせまして、今提案させていただいてるような案で出させていただいたということでございます。それと第2点目の年齢要件について60歳から70歳未満ということで、それに達する以前の人たちに今まで対象

となっていた方々につきましては、この条例によりまして対象が受けられなくなるということになるわけです。そういう人々へのサービスと申しますか、福祉事務所の方では、母子自立支援士さん等配置しておりまして、いろいろな相談に当たっておるわけでありまして。就労支援だとか、母子寡婦福祉資金の貸付だとか、佐伯市の母子寡婦世帯の小口資金の貸付、そういったことに今まで以上に周知を図り、利用していただきたいなど。そういった面で各種支援策を推進してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 財政事情が厳しい、そのためにこういう措置をしたんだと。いいですか、390万今までそういった部分で差し上げていた医療費の一部なんですけど、拡大して直川あるいは佐伯市の方々にも同じような、そういった制度が受けられるというふうな形で、今の390万よりも140万円も減額して、それが本来のそういった部分のいわゆる医療費のあれになるわけですか。また、先ほどの話を聞くと、母子支援とかそういった部分で貸付のお金があるとか、貸付は借りたら払わなきゃいけないでしょ。そういったお金があるなら、お金を借るわけじゃないでしょ。どういうふうに考えちよるわけですか。ある意味では、よくもこんな厳しい条例を作ったなというふうに形を変えれば評価できるかわかりません。しかし、この条例は建設費用の、しかられますけど、補助金や負担金とは正確が全く違うんですよ。医療費、つまり命にかかる部分なんです。この議会を通じても再三再四医療費に重視した、あるいは子どもの医療費も小学3年生から6年生に引き上げたんだと、医療最優先だという市長の声もかなり議場に響いたようにもあります。そういった中、21年度の一般会計予算も14億9,478万円ほどの残金が生じている状況でもあります。これは補助金で返さなきゃならない分もあるかと思いますが、本当に250万、300万の支出が460億円の財政規模の佐伯市ができないのか、私は疑問に生じております。先ほど申しましたように、今議会でも医療費も重視する言葉が本当多く出ました。私は行政のあり方としていつも福祉のことを取り上げ、申し上げておりますが、今日、清家議員が弱者に光を当てることが行政の役割と言われたことを覚えております。どうかこの辺を配慮してもう一回ですね、条例について考え直しをしていただくことを少し期待しながら、この質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で通告による質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 塩月和子）、第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 市原茂治）、第4号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 伊東幹紘）以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、第3号、及び第4号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案等の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成22年第2回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第67号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）	分 割
第68号	佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総 務
第69号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務
第70号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について	総 務
第71号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総 務
第72号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務
第73号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務
第74号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務
第75号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務
第76号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務
第77号	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）	総 務
第78号	財産の取得について（初期消火用器具）	総 務
第79号	佐伯市清流保全条例の制定について	建 設
第80号	佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第81号	佐伯市地域子育て支援センター条例の一部改正について	教 育 民 生
第82号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第83号	佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第84号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教 育 民 生
第85号	佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について	教 育 民 生
第86号	佐伯市立図書館図書購入基金条例の制定について	教 育 民 生
第87号	佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について	経 済 産 業
第88号	佐伯市水産物直売所条例の一部改正について	経 済 産 業
第89号	佐伯市宇目しいたけ団地条例の一部改正について	経 済 産 業
第90号	工事委託契約の締結について（日豊本線浪太架道橋新設工事）	経 済 産 業
第91号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字浦）	経 済 産 業
第92号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字浦）	経 済 産 業

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会
第 2 号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第 6 号）	分 割
第 3 号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	教 育 民 生
第 4 号	平成21年度佐伯市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	教 育 民 生
第 5 号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	教 育 民 生
第 6 号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	教 育 民 生
第 7 号	平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）	教 育 民 生
第 8 号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	建 設
第 9 号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）	経 済 産 業
第 10 号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	総 務
第 11 号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	建 設
第 12 号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	建 設
第 13 号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	建 設
第 14 号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	建 設
第 15 号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）	建 設
第 16 号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務
第 17 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務
第 18 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教 育 民 生
第 19 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 4 号	佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建替えを求める請願	経 済 産 業
第 5 号	肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する請願	経 済 産 業

議長（小野宗司） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、21日から各常任委員会を開いていただき、25日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時37分 散会

平成 2 2 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 7 号 6 月 2 5 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 7 号)

平成22年 6 月25日 (金曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 勇 人
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香 一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局 長	東 正 博	議事調査係長	藤 田 雅 英
書 記	稗 田 辰 朗	書 記	祖 田 勝 也

説明のため出席した者の職氏名

市 副 教 総 財 企 市 福 建 上	市 市 育 務 部 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清 一 郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市 長 三 又 秀 喜	農 林 水 産 部 長 教 育 次 長 消 防 長 総務部次長兼上浦振興局長 総務部次長兼弥生振興局長 総務部次長兼本匠振興局長 総務部次長兼宇目振興局長 総務部次長兼直川振興局長 総務部次長兼鶴見振興局長 総務部次長兼米水津振興局長 総務部次長兼蒲江振興局長	部 長 次 長 長 局 長 局 長 局 長 局 長 局 長 局 長 局 長	高 橋 満 弥 江 藤 幸 一 歳 納 良 治 川 野 好 明 笠 村 由 喜 高 橋 弥 重 郎 小 野 富 志 夫 矢 野 幸 正 内 田 昇 二 福 泉 慶 一 郎 清 家 保 賀
---------------------	---	---	--	--	---

議事日程第7号

平成22年6月25日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員会の中間報告（質疑）
 - 第2 委員会の閉会中継続審査
 - 第3 委員長報告（質疑）
 - 第4 討論、採決
 - 第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第6 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会の中間報告（質疑）
 - 日程第2 委員会の閉会中継続審査
 - 日程第3 委員長報告（質疑）
 - 日程第4 討論、採決
 - 日程第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第6 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成22年第2回佐伯市議会定例会第22日目は成
立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の中間報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員会の中間報告を議題といたします。

教育民生常任委員会に付託中の議案第80号につきましては、会議規則第45条第2項の規定
により、同委員会より中間報告を行いたいとの申出がありますので、この際これを許可いた
します。

教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） おはようございます。教育民生常任委員長の高司政文でござ
います。

本委員会が継続審査の申し出をしている議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関
する条例の一部改正について、去る6月21日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査
いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、中間報告を行います。

議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正については、執行部
から、寡婦及び寡夫医療費の助成に関しては、合併時の未調整事項であり、実施実態や支給
要件等に地域差があったため、支給要件等を縮小して統一し、また助成する医療費の額を保

険給付の自己負担額の「2分の1」から「3分の1」に変更して、実施地域を市内全域に拡大するものである。現在ひとり親家庭に対しては、子どもと保護者の医療費について自己負担分の全額負担が行われている。この事業は明確な助成対象期間もあり、ひとり親家庭は経済的にも厳しい家庭が多く、また一人で二人分の親の役割を果たさなければならないという、公的支援について十分理解されるものであるが、寡婦及び寡夫への医療費の助成については、かつてひとり親家庭であったことが支給要件であり、ひとり親家庭ではないが、同様の厳しい家庭の中で子どもを育てた人、子どもが18歳に達した後に配偶者と死別または離別した人、また子どもに恵まれず単身高齢者として頼れる親族がいない人など、様々な事情の経済的に苦しい人たちがいる中で、かつてひとり親であったということで医療費を助成することは、不公平感が生まれるのではないかと懸念される点を考慮し支給要件等を改正したとの説明がありました。

これに対し、委員から、現行の助成対象者が、新支給要件では、現在一人暮らしであることや、年齢を60歳以上70歳未満としたことなどで助成を受けられなくなる人が多い、支給要件を緩和することはできないのかと質したのに対し、執行部から、年齢要件を、60歳以上としたのは、60歳までは働けるのではないかとといったことも考慮し、また他市の状況等も参考にし設定した。旧支給要件のまま実施地域を全市とした場合、試算によれば、628名の助成対象者で、支給金額は916万7,000円となる。また、新支給要件で所得要件のみ緩和し所得税が課されている者にも支給した場合、383名で559万円と試算しているとの答弁がありました。

これに対し委員から、説明資料の「現在の状況」の表で人数の佐伯市計が179名となっている、これは助成を受けた人数なのか、それとも助成対象者全員の人数なのかと質したのに対し、執行部から、179名は、受給資格証の交付を受けた人数を各振興局から報告を受けたものであるとの答弁がありました。

これに対し委員から、旧支給要件で旧佐伯と旧直川の助成対象者は何名かと質したのに対し、執行部から、旧佐伯が430名、旧直川が19名で、佐伯市全体で628名となるとの答弁がありました。

また委員外議員から、受給資格証の交付を受けた数が179名で、平成21年度の医療費助成額が391万9,170円ということだが、179名全員が医療費の助成を受けたとは考えられない、助成を受けない人がいるとすれば、旧支給要件での推計は628名全員が助成を受けた場合であり、助成額、1,375万円はいくらか減るのではないかと質したのに対し、執行部から、1,375万円の算出方法は、平成21年度の医療費助成額、391万9,170円を受給資格証の交付を受けた人数179名で割り、一人当たりの医療費助成額を算出し、628名にこの数字をかけた金額であるため、助成を受ける、受けないという試算はしていないとの答弁がありました。

また委員から、新支給要件から一人暮らしであることを外した場合の助成対象者数を質したのに対し、執行部から、一人暮らしである寡婦（夫）の人数を正確につかめる資料もなく算出が困難である。寡婦（夫）については、かつてひとり親であったことを拾い出す手段がなく、旧佐伯・直川については、ひとり親医療の助成対象者から推計したもので、今の時点では、こういう数字しか用意できなかったとの答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、新支給要件は非常に厳しい要件となっており、問題があると考えている、支給要件の修正を含め検討するために、いろんな要件設定での助成対象者数が必要であるとの意見がありました。これに対し、執行部から、この問題の本質は、65歳で一

人暮らしの方が二人いた場合、一人は子どもに恵まれず単身高齢者として頼れる親族がいない人、もう一人は子どもや孫に恵まれているかつてひとり親だった人である場合に、後者は寡婦というだけで医療費の助成が受けられるが、前者は助成が受けられない。こういう不公平感が問題であり、この不公平感を支給要件を厳しくすることにより和らげるものであるとの答弁がありました。

その他若干の質疑答弁ののち、委員会協議会を開催しました。

委員会再開後、委員から、この議案を継続審査とした場合の影響について質したのに対し、執行部から、施行期日は平成23年4月1日としており、それまでは現行制度が存続するため特に問題となることはないとの答弁がありました。

ここで、同委員から、昨年の9月定例会で請願も採択しており、実施地域は拡大されたものの、支給要件の絞り込みにより助成対象者の数は減るものと予想されている、施行期日までには期間もあり、じっくり調査をし結論を出したいのでこの議案については、継続審査としていただきたいとの動議が出されました。

その後、継続審査に付する件について挙手により採決した結果、挙手多数で、議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正については、継続審査とするべきものと決しました。

以上で、中間報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、委員会の中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありますか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

日程第2 委員会の閉会中継続審査

議長（小野宗司） 日程第2、委員会の閉会中継続審査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の議案第80号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査といたしたい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議案第80号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 80 号	佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正について	教育民生	閉会中 継続審査

日程第3 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第3、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託され、委員会報告書が提出されております議案25件及び専決処分の報告18件、並びに請願2件、以上45件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案11件及び専決処分の報告4件、計16件につきまして、去る6月22日、委員全員出席のもと、委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第67号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、審査いたしました。

慎重審査の結果、議案第67号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、執行部から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律、雇用保険法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員について、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務、出産後8週間以内に父親が最初の育児休業を取得した場合の再度の育児休業、配偶者が育児休業等をしている場合の育児休業等の制度を導入することに関し、関係条例の整備を行おうとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、法律改正に伴う条例の一部改正以外に、佐伯市独自の改正は行っていないのか、と質したのに対し、執行部から、独自の改正部分はないとの答弁がありました。

また、一委員から、これまでの育児休業取得者の状況について質したのに対し、執行部から、平成20年度中の取得者は22名で、平成21年度から取っている職員は12名である。現在は7名取得中である、との答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、佐伯市税条例の一部改正については、執行部から、地方税法等の一部改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定を新たに追加し、当該給与支払者、扶養親族の氏名等の申告義務を創設する。たばこ税の税率を1,000本につき3,298円から4,618円とするとともに、旧3級品と同一である喫煙用の紙巻たばこの税率を1,000本につき1,564円から2,190円と

する。また、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例を設け、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、佐伯市税特別措置条例の一部を改正する条例については、執行部から、過疎地域自立促進特別措置法第31条の省令で定める地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が1年間延長されたことに伴い、過疎地域内における新設、増設固定資産の固定資産税の課税免除適用期間を1年間延長するとともに、対象業種のうちソフトウェア業を商品又は役務に関する情報の提供その他の業務に係るものとして、租税特別措置法施行規則で定める事業に改めるものである。また、中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、中心市街地域内における新設、増設固定資産の固定資産税の不均一課税適用期限を2年間延長しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、佐伯市火災予防条例の一部改正については、執行部から、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、燃料電池発電設備の定義に固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものを新たに加えるほか引用条文の整理をし、及び個室型店舗の避難管理に関する規定を追加しようとするものである。平成22年12月1日から、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定める規定に、新たに対象火気設備等として「固体酸化物型燃料電池」を加える。また、カラオケボックス等の遊興用の個室の戸について「個室型店舗の避難管理」に関する規定を新たに追加する。なお、これらの設備及び個室型店舗のうち、新たな規定の施行の際、現に設置されているものについては、経過措置を設けるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項において、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」とされている。本議案は、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議会の議決を求めようとするものである。前回の計画が平成21年度で終了したため、新たに計画を策定するもので、計画期間は、平成22年度から同26年度までの5年間である。今回策定の整備計画の内容は、農道及び林道の整備で、その事業費の合計金額4億8,290万1,000円のうち辺地対策事業債の予定額は、1億4,510万円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、前回の計画が平成21年度で終了したため、新たに計画を策定するもので、計画期間は、平成22年度から同26年度までの5年間である。今回策定の整備計画の内容は、市道の整備で、その事業費の合計金額1,000万円のうち辺地対策事業債の予定額は、同額の1,000万円であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、この木浦地域は来年度に飲料水供給施設の事業が計画されていると聞いているが、この5年間の計画の中になぜ上がっていないのか、と質したのに対し、執行

部から、辺地債は前年度に国から起債の枠が決められてくる。このため、辺地債に該当する事業については、平成23年度に計画を変更するための議案を提出し、議会の承認を求めることになる、との答弁がありました。

また、一委員から、西山線の整備は、平成22年度から26年度までの間に60メートルの改良で1,000万円の事業費となっているが、引き続き西山線の整備はしないのか、と質したのに対し、執行部から、西山線の全体的な事業計画は、平成17年度から平成22年度までの6年間の事業であり、前期の5か年計画で5年間整備をしてきており、今年度が最終年度になる。しかし、この件に関し既に地区から要望が上がっており、今後については再調査を行い対応していきたい、との答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第73号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、前回の計画が平成21年度で終了したため、新たに計画を策定するものである。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成22年度から同26年度までの5年間である。今回策定の整備計画の内容は、橋梁の整備及び生活排水処理施設の整備で、その事業費の合計金額2,208万円のうち辺地対策事業債の予定額は、1,520万円であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、前回の計画が平成21年度で終了したため、新たに計画を策定するもので、計画期間は、平成22年度から同26年度までの5年間である。今回策定の整備計画の内容は、生活排水処理施設の整備及び小型動力ポンプ付積載車の整備で、その事業費の合計金額1,357万円のうち辺地対策事業債の予定額は、450万円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、林道整備事業を実施することに伴い、整備計画に600万円の事業費を追加することとし、当該事業に係る辺地対策事業債の予定額を390万円とするとの説明があり、慎重審査の結果、議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）は、執行部から、今年、佐伯市消防署に高速自動車道等の水利の無い地区の火災に対処するため、小型動力ポンプ付水槽車型、水5,000リットルを積載した車両を購入しようとするものである。購入の方法は、3業者による指名競争入札を行った結果、大分市の新日本消防設備株式会社が落札、購入予定価格は、2,299万5,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第77号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、財産の取得について（初期消火用器具）は、執行部から、各地区に初期消火に必要な器具、ホース、管鎗、消火栓開閉金具、口径変更金具、金てこを配備するため、購入しようとするものである。購入の方法は、6業者による指名競争入札を行った結果、大分市の新日本消防設備株式会社が落札、購入予定価格は、6,328万6,650円であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、旧市内においては合併後初めて格納庫等の器具を行政が整備することになったが、今後も引き続き行政が整備すると考えてよいのか、と質したのに対し、執行

部から、今回は国の特別交付金事業を活用し、購入しようとするものであるが、器具の申請に対し、その個数を満たしていない状況である。この事業で整備するに当たり、自治会長を始め関係者には今回限りの整備ということで伝えている、との答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、本契約において、すべての地域の要望を満たしていないとのことであるが、その割合について質したのに対し、執行部から、格納箱の新規は813個の要望に対し599個、同更新は207個の要望に対し108個の契約で、約68%しか満たしていない。また、ホースの新規は3,499本の要望に対し2,466本、同更新は1,876本に対し1,301本の契約で、約70%しか要望を満たしていないとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、交付金により配備する箇所と配備できない箇所があるのは公正・公平でない。さらに、一委員から、既設の消火栓の場所に、格納庫とホースを配備するのは当然のことだ。要望を満たしていない箇所については、今後交付金等をあてにせず、年次計画を立て整備すべきではないか、と質したのに対し、執行部から、前向きに取り組んでいきたい、との答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第78号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会所管の部分及び、専決処分の報告第10号、平成21年度大島航路事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第16号、佐伯市税条例の一部改正については、執行部から、地方自治法第179条第1項の規定により、佐伯市税条例の一部改正について平成22年3月31日付けで専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めものである。地方税法の一部改正に伴い、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金に係る所得割額を加算して一括特別徴収することとするほか、条文の整理を行ったものであるとの説明があり、慎重審査の結果、専決処分の報告第16号は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第17号、佐伯市都市計画税条例の一部改正については、執行部から、報告第16号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について平成22年3月31日付けで専決処分したので報告し、議会の承認を求めものである。地方税法の一部改正に伴い、地方税法から引用している固定資産税等の課税標準の特例に関する附則中の項番号を改正したものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、専決処分を行った理由について質したのに対し、執行部から、国会において法律が通過し、地方税法が施行されるため、時期的な問題から専決処分により条例を改正したものである、との答弁がありました。

これに対し、同委員から、専決処分は議会制民主主義に反するもので、できるだけ配慮すべきだとの意見が述べられ、討論、採決の結果、専決処分の報告第17号は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案1件、専決処分の報告8件、計9件につきまして、去る6月22日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第79号、佐伯市清流保全条例の制定につきましては、執行部から、本市には番匠川を始め多くの清流が流れており、四季折々に美しい風景を楽しませ、その流域に固有の文化・歴史を育てており、本条例は、この貴重な財産である清流を保全し、次世代に引き継ぐための指針として、佐伯市総合計画に掲げられた「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐまちをつくる」という自然環境分野における基本目標にのっとり、同計画にそって、まちづくりを推進するために新たに制定するものである。また、先に制定した「佐伯市環境基本条例」の基本理念に基づいている、との説明がありました。

これに対し委員から、本条例の対象となる河川及びその管理者について質したのに対し、執行部から対象河川は、河川法が適用又は準用される河川であり、一級河川及び二級河川が96本、並びに準用河川が61本、合計157河川である。また、管理については、国土交通省が認定した一級河川を国が、その他の一級河川及び二級河川を県が、準用河川については市が、それぞれ行っているとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

委員から、歳出8款、2項、1目、道路維持費について、工事請負費の増額の経緯を質したのに対し、執行部からこの事業については、臨時交付金事業であり繰越事業となるため、補助事業費の調整として委託料から工事請負費への組み替えを行ったものである、との答弁がありました。

また、委員から、同じく8款、2項、5目、東九州自動車道建設促進費について、予算が減額となっているが追加インターの設置工事に支障がないのか質したのに対し、執行部から用地交渉が難航しているため減額し、今後、国から追加インター設置の承認が下りた後に必要とする用地を確定させ事業を推進していくとの、答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁が交わされ、慎重審査の結果、本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第8号、平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、報告第11号、平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、報告第12号、平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、報告第13号、平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、報告第14号、平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び報告第15号、平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、以上6件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第19号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、執行部から、本市が施行する平成21年度駅前地区雨水路整備工事について、地元住民の同意が得られず施工が困難となったため、当該工事に係る工事請負契約を解除したことに伴い、

当該工事契約請負業者に対し、損害を与えたため、損害賠償金179万5,360円を支払うことで和解し、当該損害賠償金を支払ったものである、との説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案6件、専決処分の報告7件、計14件につきまして、去る6月21日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず初めに、議案第86号、佐伯市立図書館図書購入基金条例の制定についてを審査いたしました。この議案につきましては、議案第67号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）に予算が計上されており、予算と議案が密接に関係してましたので、この議案から審査しました。

執行部から、佐伯市立図書館の図書の充実を図るため、基金を設置しようとするものである。（株）三浦造船所から将来を担う子どものために佐伯市立図書館の図書等の購入をと1,000万円の寄附を受納した。この寄附金を有効に活用するために基金を設置するものであるとの説明がありました。

質疑に入り委員から、寄附の受入れについて質したのに対し、執行部から、平成21年度一般会計にて、専決処分を行い指定寄附金として受け入れているとの答弁がありました。これに対し同委員から、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議決事件となる、負担付きの寄附として受け入れるべきではなかったのかと質したのに対し、執行部から、負担付きの寄附は、寄附を受け入れる際に何らかの条件が付され、この条件を団体が履行しないときは、その寄附の契約が解除され、返還義務が生じるようなものをいい、今回の寄附については負担付きの寄附にはあたらないとの答弁がありました。

また他の委員から、執行部の説明では、子どもたちのための本をとということだったが、条例案にはその規定がないかと質したのに対し、執行部から、寄附を受納する際、一般図書や書架等の購入も了解していただいているとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論に入り、反対の立場で、寄附受入れの処理について指定寄附であるか負担付きの寄附であるかの解釈に相違があり反対するとの意見が述べられ、採決の結果、議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入、17款、2項、14目、佐伯市立図書館図書購入基金繰入金、390万円についての内容を質したのに対し、執行部から、（株）三浦造船所からの寄附金、1,000万円を平成21年度一般会計にて受入れ、そのまま平成22年度一般会計に繰り越した、この1,000万円を財源として、歳出、10款、5項、4目、図書館費の佐伯市立図書館図書購入基金

事業として1,000万円の基金を造成し、そのうち390万円を取崩し今年度の図書等の購入を行うとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第67号のうち本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、佐伯市地域子育て支援センター条例の一部改正については、執行部から、佐伯市地域子育て支援センターにおいて、指定管理者が行う業務に子育てに関する相談、指導、情報の収集、情報の提供と子育てサークル、子育てボランティアの育成、支援を追加しようとするものであるとの説明がありました。

若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第81号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市母子及び父子福祉手当条例を廃止しようとするものである。佐伯市母子及び父子福祉手当は、合併時の未調整事項であり、対象世帯、受給資格、手当額等に地域差があり、調整が必要であったが、今年度から子ども手当の支給が開始され、また児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなったなど、当該事業による手当の必要性が低くなったと考えられるため、平成23年4月1日から当該手当の支給を廃止するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、父子家庭は児童扶養手当が支給されることとなり、この条例を廃止しても現状と比べプラスとなるが、母子家庭においては、マイナスになるのではないかと質したのに対し、執行部から、子ども手当は支給されるものの、母子家庭においてはこの事業により手当が支給されていた地域も多く、条例廃止によりマイナスとなるとの答弁がありました。

また、委員外議員から、この事業は佐伯市の独自事業として子育て支援・少子化対策に役立ってきた、支給要件等を調整し事業を継続することはできなかったのかと質したのに対し、執行部から、子ども手当の支給、児童扶養手当の父子家庭への支給により、ほぼ代替できるので廃止するものであるとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員外議員から、子ども手当の支給がこの事業を廃止する一つの要因であれば、子ども手当が廃止になった場合の対応について質したのに対し、執行部から、子ども手当が廃止された場合という仮定での話だが、事情が大きく変わるであろうからその時は十分検討し対応するとの答弁がありました。

また、委員外議員から、この事業の平成21年度決算額、6,177万500円でこれからどのような子育て支援策を行っていくのかと質したのに対し、執行部から、さいきっ子医療費助成事業の拡大等計画しているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正については、執行部から、出生から就学前までの乳幼児の入院費及び通院費を給付する「乳幼児医療費助成事業」と修学から小学校3年生までの児童の入院費及び通院費を償還払いする「さいきっ子医療費助成制度」を統合し、通院に係る助成の対象を出生から小学校6年生までに、入院に係る助成の対象を出生から中学校3年生までにそれぞれ引き上げる。これらの事業を「佐伯市

さいきっ子医療費助成事業」に名称を統一して実施するため、「佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例」を「佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例」に名称変更し、旧「佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例」は廃止するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正については、執行部から、所得税法の一部改正する法律の施行に伴い、引用法律の題名を改めようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正については、執行部から、国民健康保険診療所の医師確保に関し柔軟な対応ができるよう、平成23年4月1日から指定管理者制度を導入することに伴い、「指定管理者による管理」、「指定管理者が行う業務」、「指定管理者の管理指定期間」、「利用料金」、「利用料金の減免」、「管理の基準」などの規定を追加しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り委員から、過疎法の改正により過疎債の対象事業拡大が行われた。過疎債を使った医師確保対策について質したのに対し、執行部から、医師あるいは看護師の赴任に掛かる経費に過疎債が充当できることは把握しているが、詳細については今後他の所属とも検討していくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、医師の医療研修に対する経費も対象となっており、検討すべきと考えるが市の見解を質したのに対し、執行部から、医療研修についても検討していくとの答弁がありました。

また委員から、本市の医療関係従事者等の状況からみても、診療所医師の確保については、是が非でも現状3名の自治医の派遣を確保するよう要望がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳出において、委員から、3款、1項、1目、社会福祉総務費のうち、緊急通報システム事業について、契約相手方の経営状況について質したのに対し、執行部から、経営状況については芳しくないとの情報を得ているとの答弁がありました。

この答弁に対し委員から、事業を行う上での支障はないのかと質したのに対し、執行部から、通常どおり機能しており、利用者へのサービスが滞っている状況はないとの答弁がありました。

また委員から、3款、1項、3目、老人福祉費のうち、敬老会事業の減額理由を質したのに対し、執行部から、当初予算では対象者である70歳以上の人口で積算していたものであり、敬老会への参加者の実績に基づき、980万円減額したとの答弁がありました。

これに対し委員から、敬老会事業への参加者が少ないということだが、助成の要件等が厳しいのではないかと質したのに対し、執行部から、今年度見直しを行い、参加者一人当たり1,000円、また会場が狭い等の理由により開催できない地区が記念品等を配布する場合は一人当たり500円の助成を行うとの答弁がありました。

また委員から、4款、2項、2目、塵芥処理費のうち塵芥中間処理費について、コークス

の単価について質したのに対し、執行部から、21年度は、当初予算では、1キログラム当たり60円で積算していたが、1キログラム当たり36円60銭で契約できた、22年度については、値上がりしており、1キログラム当たり53円30銭で契約しているとの答弁がありました。

これに対し委員から、難しい契約だと考えるが、コークスの単価が安い時期を見計らって契約するよう要望がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、専決処分の報告第2号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第3号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、報告第4号、平成21年度佐伯市老人保健特別会計補正予算（第1号）、報告第5号、平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、報告第6号、平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第4号）、報告第7号、平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）、以上5件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第18号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正については、執行部から、地方税法の一部改正に伴い、基礎課税額の課税限度額、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を上げ、第23条に「特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定を、第24条に「特例対象被保険者等に係る申告」に関する規定を加えるほか条文の整理を行ったものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、専決処分の報告第18号については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案6件、専決処分の報告2件、請願2件、計11件につきまして、去る6月21日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第67号、平成22年度、佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入での質疑はなく、歳出に入り、委員から、7款、1項、2目、商工業振興費のうち、スタンプラリー事業の内容を質したのに対し、執行部から、昨年もこの事業を行い、引き続き今年度はスタンプラリーを計画している。市内の加盟店を何箇所か回り、買物をするので、スタンプを押してもらい、それをはがきで応募し、商品を提供する事業である。詳細については、今後、商工会議所・商工会と協議していくとの答弁がありました。

委員から、関連して、周知する期間等について質したのに対し、執行部から、広告の開始時期については、夏休み前の時期をねらい、福岡市内を走る西鉄のバスと電車内に、誘客のためのチラシを掲示し、バスの試験運行の応援ということで、西鉄側の理解を得られ、特別枠とし

て、一週間の掲載料金を約2か月間掲載していただくとの答弁がありました。

質疑を終わり、討論、採決の結果、議案第67号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正については、執行部から、かぶとむしふれあい館の新築工事及び駐車場整備工事の完成に伴って供用開始するため、本条例中、林間駐車場の面積を2,000平方メートルから4,856平方メートルに改め、また、新築のかぶとむしふれあい館木造平家建一棟121.1平方メートルを加えるなどの条例改正を行う。なお、駐車場は、老人福祉センター緑泉を取り壊しての造成で、供用開始の時期については、7月18日に行われるかぶとむしまつりの開催に合わせるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、佐伯市水産物直売所条例の一部改正については、執行部から、佐伯市水産物直売所は、上浦地域のしおさいの里に隣接した施設で、平成18年4月1日から指定管理者施設に移行し、梅田水産が指定管理者となり、平成23年3月31日をもって委託期間が満了となる。この直売所条例には、使用料として、年額37万8,000円の納付が定められているが年々、売り上げが落ち込み、平成20年度には収支が赤字になったことから、平成21年6月から雇用体制の変更（常勤2名を非常勤2名）売価の1割の値上げ、仕入れ量の削減、その他の経費削減等に厳しく取り組んだ結果、何とか黒字決算にすることができ、使用料を無くすことで、指定管理者の負担軽減と住民サービスの向上が図れることから、今回、平成23年度の指定管理者更新時期に合わせて、使用料を削除する条例の一部改正を行うとの説明がありました。

委員から、公共の施設を指定管理者が使用料を支払うというのは本来の姿ではない。この施設については、指定管理委託料を支出しているのか質したのに対し、執行部から、この施設については、指定管理委託料は支出していないが、指定管理者と協議し、よりよい経営方法について、今後考えていくとの答弁がありました。

質疑を終わり、討論、採決の結果、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第89号、佐伯市宇目しいたけ団地条例の一部改正については、執行部から、本市に設置している類似施設との均衡を図るため、統一した規定に改めたい。改正内容については、現行の条例では指定管理者が当該施設の使用料を市へ納付することとなっているが、類似施設の本匠椎茸生産施設は市への使用料を納付しておらず、指定管理者が規定の使用料を納付する方法は指定管理者制度の趣旨及び運営上適さないものと思われる。したがって、使用料の納付を廃止し、他の施設と同様利用者は施設の利用料金を指定管理者へ納めることで、指定管理者はそれにより施設の管理・運営を行う運営方法に改め、指定管理者制度に沿った施設の管理・運営を行うための改正であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第90号、工事委託契約の締結について（日豊本線浪太架道橋新設工事）については、執行部から、上浦地域の浪太地区を通過するJR日豊本線の立体交差に伴う工事で、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであり、事業概要としては、旧上浦町時代の平成16年度に水産庁の補助を受けて漁村づくり総合整備事業により漁港の整備と集落内の道路整備や上下水道・防災

施設を整備することでスタートし、漁港整備については、平成20年度にほぼ完成した。現在は集落内の上下水道と集落道の整備を実施している。JR日豊本線によりJR上と下に二分され、交通車両は有効幅員2メートル程度の横断暗きよを利用しているため、大型車両や緊急車両は、集落背後を通る道路をう回しなければならず、災害等緊急車両はもとより日常生活に大変支障を来していることから、今年度と来年度の2か年によりJRとの立体交差（架道橋の長さ10メートル・幅4メートル・高さ4メートル）と側道拡幅の長さ230メートル・幅員3メートルの改良を委託契約するものである。契約の目的は、日豊本線浅海井・狩生間189.236キロメートル付近浪太架道橋新設工事、契約の方法は、随意契約で、契約金額は、3億2,311万3,000円、契約の相手方は、福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長唐池恒二、委託工事のしゅん工予定は、平成24年3月31日であるとの説明があり、若干の質疑ののち、討論、採決の結果、議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字浦代浦）については、執行部から、埋立てにより生じた土地は、佐伯市が事業主体で米水津地域の間越漁港港整備交付金事業により取得した護岸及び漁具保管修理施設並びに物揚場用地の確認と字の区域を変更するためのもので、場所は、米水津大字浦代浦字間越1758の1の地先の公有水面埋立用地472.51平方メートルを同地区大字浦代浦字間越に字編入するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）については、執行部から、大分県が事業主体で米水津地域の色宮漁港広域水産物供給基盤整備事業により取得した、漁港施設用地の確認と字の区域を変更するためのもので、米水津大字宮野浦字平ばえ726の5及び726の1の地先の道路地先の公有水面埋立用地で、野積場用地・道路敷・岸壁敷・護岸敷を合わせた5,388.5平方メートルを同地区大字宮野浦字平ばえに字編入しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成21年度、佐伯市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会所管の部分及び専決処分の報告第9号、平成21年度、佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）については、慎重審査の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、請願第4号、佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建替えを求める請願を議題とし、まず、本請願に対する執行部の意見を求めました。執行部から、港湾計画の改定の時期に入り、佐伯市においても建設総務課が窓口となり、平成22、23年度にかけて県の港湾計画を改めることとなっている。公設の地方卸売市場である鶴見市場、葛港市場であるが、この二つの市場についても今後どうするのか、検討している最中であり、葛港市場については、消費者市場という性格もあることから、まちづくりの中で市場の機能を生かした施設の検討を行うとともに、この駅・港については、作業部会の中で検討することや、今後2か年掛けて港湾・大入島を含めた港湾計画を県が策定していく中で協議し、意見を反映させていくなどの意見が述べられました。

引き続き、紹介議員から、葛港市場は昭和50年に建築され、34年が経過をしている。耐用年数は通常40年と言われ、まもなくその期限が到来することとなり、食品衛生上の問題また

環境衛生上の問題が非常に悪くなっている。佐伯は従来、海の幸の拠点として広く全国的に知られており、その中心的役割を果たしてきた施設であることから、将来にわたり、この施設を中心として、佐伯がさらに海の幸の拠点として発展するよう、そしてまた港の活性化を図っていくためにも建替えをお願いしたいとの説明がありました。

また、補足説明として、平成23年度中に県が港湾計画を策定することから、公設魚市場についても計画を盛り込んでほしい、すぐ、今の場所にとということではなく計画に盛り込むことで、老朽化している公設魚市場の建て替えを検討していくことが請願の趣旨であるとの説明がありました。

これに対し、委員から、この請願は施設を建て替えてほしいという請願書のようなのだが、執行部側に対してこの建物を早急に何とかしてくださいということに聞こえる。請願者の趣旨において、港湾計画やまちづくりの中でどのような経緯をたどってきているのか質したのに対し、紹介議員から、佐伯市は今中心市街地の事業を進めており、この請願の中においても、そのような事業を踏まえ、港の将来像、また市の将来像を見据え、地域の活性化事業の中でやる事業においてもこの建物を隣接する海の市場まるに合わせた形のものでなければならぬとの考えに基づく請願であるとの説明がありました。

質疑ののち、討論、採決の結果、請願第4号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

また、この採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求すべきものと決しました。

次に、請願第5号、肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する請願を議題とし、まず、本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、口蹄疫については、支援事業そしてまた市単独で行った部分に対しても今は県でしか対応できておらず、市においてまで、交付税措置となることについては有意義であるとの意見が述べられました。

引き続き、紹介議員から請願の願意について説明を求めました。同議員から、肉用子牛生産者補給金制度において、子牛の価格が全国平均価格を下回った場合、また肉用牛繁殖経営支援事業において、全国平均価格を下回った差額分について、それぞれの制度等において、差額分を補てんしているが、当分の間、口蹄疫の関係で風評被害が懸念され、子牛の価格が下がることが予想されることから、全国平均価格を基に、差額の補てんを行うのではなく、価格の下落が大きくなると予想される、九州管内の平均価格を用いることにより、子牛市場を安定させるために、生産者や国が積み立てている基金から、価格が下落した差額分を、補てんし生産者を保護すること。国が行う肉用牛肥育経営安定特別対策事業において、生産者から拠出金として積み立てている分については、市場価格が値下がりしたとき、この積立金から補てんすることになっているが、この生産者拠出金について免除すること。市が負担しているえさ代や防疫資材に係る経費については、特別交付税で国の方で対応することであるとの説明がありました。また、この請願については、大分県豊後牛生産者組織連絡協議会から出されているが、九州管内の各県において、同じような組織があり、それぞれ自治体に対し、意見書の提出を求めているとの説明がありました。

これに関連し、委員から、九州各県において、この請願者と類似している組織の置かれている状況について質したのに対し、紹介議員から、口蹄疫が、宮崎県外に広がった場合、九州中に感染が広がるとの認識があり、牛のせりになどにおいても、影響が懸念される規模になることや市場の平均価格は全国を基準にしていることから、九州は価格変動を受けやすいとの説明がありました。

若干の質疑ののち、討論に入り、賛成の立場で、委員から、この請願については、これまでの経緯等を踏まえ、国に対し、特別交付税での措置等を求めることに賛成をしたいとの意見が述べられました。

慎重審査の結果、請願第5号については、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、なお、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第4 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第4、討論、採決を行います。

議案第67号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、第69号、佐伯市税条例の一部改正について、第70号、佐伯市税特別措置条例の一部改正について、第71号、佐伯市火災予防条例の一部改正について、第72号、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第73号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第74号、波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第75号、葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第76号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上9件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより9件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、財産の取得について（初期消火用器具）を議題とし、これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、佐伯市清流保全条例の制定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、佐伯市地域子育て支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

19番、浅利美知子さん。

19番（浅利美知子） 19番議員の浅利美知子でございます。

議案第82号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。私はこれまで一般質問等で佐伯市母子及び父子福祉手当が合併して5年が経過しているにもかかわらず、対象世帯、受給資格手当の額に地域差があり不公平である、早期に調整し、統一する必要があると要望してまいりました。しかし、この議案第82号は、今年度から子ども手当が支給されることになったこと、またこれまで母子世帯だけに支給されていた児童扶養手当が父子世帯にも支給されるようになったことに伴い、佐伯市母子及び父子福祉手

当の支給を廃止しようとするものです。日本の一人親家庭の生活水準は、世界の中でも低いといわれています。経済的にも大変苦しい中、必死に働きながら家事、育児をされている方の現状を思うと大変な御苦労があるかと思えます。ある女性の方は、母子家庭だからと子どもにふびんな思いはさせたくない、生活は苦しいけれども私が子どものために頑張るしかありませんと、また不慮の事故で奥様を亡くされた父親は、幼い二人の子どもを実家の親の力も借りながら、何とかここまでくることができました。今では子ども二人も何とか小学生となり、身の回りのこともいくらか一人でできるようになりましたが、保育所に通わせている間は仕事、家事、育児と本当に大変でした。ですが今は子どもの成長だけが何よりの救いだともいわれております。今、少子化の中、子育て支援は重要な政治課題の一つです。この議案第82号は、子ども手当が支給されることが廃止の理由の一つにもなっておりますが、今後子ども手当が今のまま支給される保証もありません。これまで佐伯市独自の事業として実施してきたこの福祉手当は、一人親家庭を応援する上からも手当の額など、地域差を統一し、継続すべきだと考えます。よって議案第82号については反対をいたします。以上です。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、第84号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、第85号、佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより3件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、佐伯市立図書館図書購入基金条例の制定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について、第88号、佐伯市水産物直売所条例の一部改正について、第89号、佐伯市宇目しいたけ団地条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより3件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、工事委託契約の締結について(日豊本線浪太架道橋新設工事)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(米水津大字浦代浦)、第92号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(米水津大字宮野浦)、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者塩月和子)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者市原茂治)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第3号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者伊東幹紘)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第4号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第3号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、報告第4号、平成21年度佐伯市老人保健特別会計補正予算(第1号)、報告第5号、平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、報告第6号、平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第4号)、報告第7号、平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)、報告第8号、平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、報告第9号、平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第4号)、報告第10号、平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第2号)、報告第11号、平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、報告第12号、平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、報告第13号、平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、報告第14号、平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、報告第15号、平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)、以上13件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより13件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上13件はそれぞれ原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第16号、佐伯市税条例の一部改正について、第17号、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、第18号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより3件を一括して採決いたします。

総務、教育民生各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第19号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、請願第4号、佐伯公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建替えを求める請願を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、請願第4号を、採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第4号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号、肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する請願を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、請願第5号を、採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第5号は、採択とすることに決定いたしました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第67号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）	分 割	原案可決
第68号	佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総 務	原案可決
第69号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務	原案可決
第70号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について	総 務	原案可決
第71号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総 務	原案可決
第72号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務	原案可決
第73号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務	原案可決
第74号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務	原案可決

第75号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務	原案可決
第76号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務	原案可決
第77号	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）	総務	原案可決
第78号	財産の取得について（初期消火用器具）	総務	原案可決
第79号	佐伯市清流保全条例の制定について	建設	原案可決
第81号	佐伯市地域子育て支援センター条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第82号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第83号	佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第84号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第85号	佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第86号	佐伯市立図書館図書購入基金条例の制定について	教育民生	原案可決
第87号	佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第88号	佐伯市水産物直売所条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第89号	佐伯市宇目しいたけ団地条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第90号	工事委託契約の締結について（日豊本線浪太架道橋新設工事）	経済産業	原案可決
第91号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字浦代浦）	経済産業	原案可決
第92号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）	経済産業	原案可決

専決処分の報告

番号	件名	付託委員会	結果
第2号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）	分割	原案承認
第3号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	教育民生	原案承認
第4号	平成21年度佐伯市老人保健特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案承認
第5号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案承認
第6号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第4号）	教育民生	原案承認
第7号	平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案承認
第8号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設	原案承認
第9号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）	経済産業	原案承認
第10号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）	総務	原案承認
第11号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	建設	原案承認
第12号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設	原案承認

第13号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第14号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第15号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	建設	原案承認
第16号	佐伯市税条例の一部改正について	総務	原案承認
第17号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総務	原案承認
第18号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生	原案承認
第19号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建設	原案承認

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 4 号	佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建替えを求める請願	経済産業	採 択
第 5 号	肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する請願	経済産業	採 択

日程第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第5、議案の上程を行います。

意見書案第12号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書、第13号、肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する意見書、決議案第3号、ケーブルテレビ施設保守・点検等に係る委託業務についての調査に関する決議、以上3件を一括して議題といたします。

まず意見書案第12号につきまして、提案者の説明を求めます。

21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 21番議員、新風会所属の渡邊一晴でございます。意見書案第12号につきましては、文案を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第12号

義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要である。現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えている。日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家庭の経済状況が厳しい子どもに係る給付拡充などの施策が必要である。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないための就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基

盤充実が不可欠である。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、地方交付税化された旅費・教材費が満額使われてない現状からも、自治体において教育予算といえども現状維持すら厳しくなっている。一方で、きめ細やかな教育を保障するために、30人以下学級や少人数教育の推進、複式学級の解消、学校施設の充実、就学援助・奨学金制度などの教育条件整備は十分とはいえない。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

義務教育費国庫負担制度は、国と地方が義務教育に係る共同責任を果たすためのものである。したがって、同制度は地方分権の推進を阻害するものではない。財政事情が地方も悪化してきている中、子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な義務教育を受けられることは、憲法の保障するところである。財政論を踏まえつつも、教育論の観点から下記事項の実現を求める。

記

1. 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
2. きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） 次に、意見書案第13号につきまして、提案者の説明を求めます。

経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良でございます。意見書案第13号につきまして、お手元に配布している案分を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第13号

肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する意見書

平成22年4月、宮崎県で発生した口蹄疫は、その後も拡散し続けて、同年5月31日現在24

7戸・16万4,057頭（ワクチン接種による約12万5千頭は含まず）が殺処分の対象となっており、九州管内の畜産業はもちろんのこと、社会・経済活動に計り知れない大打撃を呈している。この現状下にあっても、処分は遅延を来し、さらに、今なお拡散している。既に、「九州は危ない」、「九州からの関係者は、市場来場をご遠慮下さい」との状況からして、九州管内の各種市場販売は困難を極めることが想定される。今日、このような状況に至ったことは、家畜伝染病予防法に指定をされ、ウイルスによる感染力は極めて強力であることが分かっているにもかかわらず、当該県及び国の危機管理意識の欠落に基づいた初期対策のあり方にこそ起因をするものであることは明白である。国及び各自治体においては、「行政の責任」において、直接被害と併せて、九州管内の畜産経営の危機的状況に即した支援事業に早急に取り組むとともに、経営継続の見通しがたち、その後、再生が確認できるまでの間は、諸制度の見直しと、さらなる充実を図りながら、各種支援事業に取り組んでいただくことを強く求める。

記

- 1．肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛繁殖経営支援事業について、適用される平均販売価格は全国一律の平均価格であるが、今後、再開される九州管内の家畜市場価格については全国平均価格より大きく下落することが予想される。については、九州管内市場に上場する生産者に対し、特例として、同制度における販売平均価格について、九州管内の市場平均価格を適用し、さらに、四半期ごとの対応でなく、毎月ごとでの対応をしていただきたい。
- 2．肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、現在、生産者拠出金については搬出制限区域内の肥育牛生産者を対象に免除となっているが、搬出制限区域外の肥育牛生産者についても販売価格の下落、素牛導入が困難等、口蹄疫の影響は深刻である。については、九州管内の肥育牛生産者に対しても生産者拠出金を免除していただきたい。
- 3．市町村等においては、今回の口蹄疫対策として、畜産農家等に対して独自の防疫対策及び経営支援事業を行っている。さらに、口蹄疫の終息が全く予想できない今の状況下では、今後も、より一層の対策を進めていく必要がある。しかしながら、財政力の脆弱な市町村においては、これらの対策に要する経費が、市町村財政を圧迫していくことは必至である。については、市町村においてこれまで実施した独自事業、及び今後の対策に係る経費については、特別交付税措置としていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

大分県佐伯市議会

口蹄疫問題につきましては、終息に向かって作業が進められておりますが、まだまだ油断のできない状況であるかと思っておりますので、議員皆さんの御賛同をよろしくお願いしたいと思

います。

議長（小野宗司） 次に、決議案第3号につきまして、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、河野豊君。

議会運営委員長（河野豊） 議会運営委員長の河野豊でございます。

決議案第3号、ケーブルテレビ施設保守・点検等の委託業務についての調査に関する決議を議会運営委員会委員長名で提出いたしました。その議案についてはお手元に配布されておりますので、提案理由の御説明を申し上げます。

本件に関しましては、平成21年12月28日に提出されました市長要求監査に対する監査結果報告書（平成22年3月11日付け佐監第122-1号）で指摘されています佐伯市ケーブルテレビ施設保守・点検委託業務における写真、検査調書、その他必要書類の不備等に関して、執行部の独自調査と並行し、総務常任委員会の所管事務調査として、さらに調査を進めてきたところであります。

しかしながら、執行部側の調査は、調査体制が不十分であったことなどを理由に遅々として進まず、事務改善計画は提示されたものの、本定例会においても十分な調査結果の報告はなされませんでした。

一方、総務常任委員会の調査を進めていく中で、6月9日、平成19年度に実施されました直川大石配水池工事について担当部局立ち会いの下、現地調査を行った結果、ケーブルの埋設距離等について請求明細との整合性に疑義が生じ、6月22日開催の総務常任委員会において執行部もその事実を認め、この件については業者側の過誤によるものであり、過払い金については返金する方針であることを確認しているとの報告がなされたところであります。

しかし、その積算の正当性についても不明であり、また、市と業者間の長年にわたる信頼関係による契約事項であるという理由で、ほとんどの業務について写真もなく、完成検査も行われぬまま委託料の支払いが行われていたという事実を考えますと、この件以外にも不当な請求や工事が存在するのではないかとの疑念は払拭できるものではありません。

本定例会において、執行部としては、担当部局への専門的な知識を有する職員による業務援助や外部への調査委託等、体制を強化し、8月末までに調査を終了するとの見解が示されましたが、これまでの経緯を見ますと、議会は議会としてさらに調査を行っていく必要があると考えます。

以上のことから、市民の負託を受けた議会としては、100条調査による特別委員会を設置し、より強力に真相の解明に努めるとともに市民への説明責任を果たさなければならないと考え、本案を提出するものであります。

御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

決議案第3号

ケーブルテレビ施設保守・点検等の委託業務についての調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおりケーブルテレビ施設の保守・点検等の委託業務についての調査を行うものとする。

記

1. 調査事項

- (1) 平成17年度から平成21年度までに実施されたケーブルテレビ施設の保守・点検に係る委託業務に関する事項
- (2) 平成17年度から平成21年度までに実施されたケーブルテレビ施設の新規引込に係る委託業務に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、委員10人で構成するケーブルテレビ事業に係る委託業務等調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項並びに同法第98条第1項及び第2項の権限を上記調査特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては500,000円以内とする。

平成22年第2回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

意見書案

番号	件名
第12号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書
第13号	肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する意見書

決議案

番号	件名
第3号	ケーブルテレビ施設保守・点検等の委託業務についての調査に関する決議

議長（小野宗司） これより、以上3件を一括して質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 動議です。

議長（小野宗司） これは質疑です。

ほかにありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

意見書案第12号及び第13号並びに決議案第2号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号及び第13号並びに決議案第2号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

意見書案第12号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よってこれより採決いたします。

意見書案第12号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号、肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よってこれより採決いたします。

意見書案第13号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第3号、ケーブルテレビ施設保守・点検等に係る委託業務についての調査に関する決議を議題といたします。

御意見ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御手洗議員。

11番(御手洗秀光) 動議。11番議員の御手洗秀光でございます。過ぎる6月22日、総務常任委

員会並びに翌日の6月23日の議会運営委員会の中で、市としての調査について塩月副市長から報告がっております。私たちは市長から具体的にだれがどのような調査をするのか、また調査結果をいつまでに、どのように報告するのかにつきまして、ここであらためて全議員の前で明らかにしていただきたい、このように考えておりますので、是非議長にその取扱いをお願いしたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） ただ今御手洗議員から休憩に関する動議の提案がなされました。これを認めたいと思います。ただ今の件につきまして議運を開いていただきこの対応を協議していただきたいと思います。お願いします。

（「動議賛成者の確認を」との声あり）

議長（小野宗司） 申し訳ありません。

賛成議員はいらっしゃいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 動議として成立いたしました。それではお願いいたします。
その間暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後0時28分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論中でありましたが、さきほど御手洗秀光君から決議案第3号に関して、市長に発言の場を与えられたいとの動議が出され、所定の賛成者がありましたので動議は成立いたしております。

よって本動議を議題とし、これより起立により採決いたします。

おはかりいたします。本動議のとおり市長に発言の場を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって市長に発言の場を与えることについての動議は、可決されました。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。佐伯市議会定例会の決議案の中に対して議員の皆さんから動議に対する市長の発言ということの機会をいただきました。

この、ケーブルテレビの事件につきましては、昨年明らかになりました不適切な経理がありました。そうした中、私の方から監査委員に直接、ケーブルテレビの監査をお願いし、その結果は、去る3月に監査の報告をいただきまして、議員皆さんにそのものを配布させていただきました。この監査の中で趣旨といたしましては、平成19年度の佐伯市ケーブルテレビの施設保守点検及び新規引き込み等業務委託に関するということでこれが適切に処理され、及び確実に履行されているかを検証する必要があるとの市長の判断により、監査請求がされたということです。そうした中、市といたしましては、現在調査中でございます。そうした中でこの調査体制については、非常に専門家、技術職、私どもの庁内の中において、人員を増加して一層強化して市として早急に調査するようにしたいと思っております。委員会等で述

べましたように、8月末までには調査を完了したいと思います。そしてこの調査を終えた後、まず、監査委員から意見及び指摘を受けておりますので、この結果を報告し、また指示等を仰ぎ、また議会にも報告し御意見をいただきたいと思っています。その結果によって外部の専門家による調査を導入したいと考えております。議員御存じのとおり、監査委員は、市長部局でなく独立した機関でありますので、また市民から有識者を出し、また議会から監査委員を選出してありますのでそうした中での監査委員の役目は非常に貴重だと思っています。最後にもう一度申し上げますが、そうした結果を受けまして、外部の専門家による調査も導入したいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） それでは討論を続行いたします。

御意見ありませんか。

上田議員。

10番（上田徹） 10番議員、新風会所属の上田です。討論の発言の許可をいただきましたので、私は本決議案第3号に対し、反対の立場で討論に参加させていただきます。

今回のケーブルテレビ委託事業については、昨年12月議会より議論もされてきています。また、総務常任委員会の中でも中心的に議論をされてきている状況だというふうに私は認識していますし、私もこれまで委員外議員として議論経過を見聞きしてきました。先日の22日の総務常任委員会の中で明らかになりました所管事務調査で、明らかに問題があると指摘された直川の事案について執行部の報告がされました。また、同時に今後の執行部としての対応についても報告があったというふうに認識しています。具体的には、調査結果としては、佐伯市の検査体制が不備であったことから、請求金額との出来高に不備があったことが判明をいたしました。非常に残念なことだというふうに認識しています。また、事業者との協議の中での差額の返還についても確認がされているという報告もありました。これらの問題について私もこれは大変重大な事案であるというふうには認識をしております。一方、昨年12月の中でも監査からの指摘や、議会からの指摘を受けて、いろんな書類の不備が調査の中でも出てきました。現在、担当係少数ではありますが全力を挙げてこの調査を続けている、そういうような報告もありました。副市長の冒頭の謝罪の中でもありましたし、先ほどの市長の発言の中でも今後監査指摘事項の調査と同時に今回のような事案がほかにないものか調査をさらに進めていくというふうに報告をされています。現実的には、担当係の今の体制では、非常に増大な業務量になって、通常の業務プラスの調査業務ですから、職員の皆さん方にも肉体的にも、精神的にも大変な負担が掛かっている。こういう事実もあります。そういう中で先ほどの市長の発言のようにさらに体制を強化しながら、そしてこの執行部の中でも、技術的な部分での技術のある職員等も応援体制を敷きながら、さらにこの調査を続けていくそして8月末にはを目途に調査結果を監査委員やそして私たち議会にも報告をするという発言も同時にありました。したがって現在も執行部での調査をしている最中でもあります。そしてさらに先ほど言いましたように係の体制も強化しながら深く調査をしていくという状況を作っています。こういう時点で本委託業務調査特別委員会の設置というのは、私は慎重に判断をしていかなければいけないだろうというふうに思います。以上のことから私は、本決議案第3号に対し反対をいたします。議員の皆様御理解と慎重な御判断をお願いをして、反対の討論といたします。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） ほかに、御意見ありませんか。

後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 1 番議員の後藤幸吉です。私は決議案第 3 号に賛成いたします。その理由は、この 4、5 日の動きがなければそれほどではありません100条の動きがあったり、100万円返してもらおうじゃとか、ということが市民の間に報道されております。私たち佐伯市議会のチェック機能が市民に試されておると思いますが。私も総務常任委員長ですから、所管のことで、これはなかなか言いにくいのでありますが、私たち常任委員会で調べる能力と権限が違うわけです。100条というのは。相手からうそを言われても歯ざしりをするばかりであります。けて佐伯市の佐伯市にとって、いいことではありませんが、しゃんと我々が、チェックしなければ今までももちろん執行部を信じておりますが、基本的に、相手を取引の相手を信頼することを前提に、一つのことでも事実で金を支払い過ぎとった。検査もしなかった。そういう同じ人間が、今後 8 月までにちゃんとした報告ができるとはどうも信じがたい。相手のもちろん一生懸命してくれるでしょうけど、それとは別に私たち議会がしゃんとしたチェックをする必要があると思しますので、100条については、この第 3 号については賛成をいたします。以上です。

議長（小野宗司） ほかに、御意見ありませんか。

河原議員。

5 番（河原修仁） 5 番議員、平成会所属の河原修仁でございます。この決議案に反対の立場で討論を行います。

ケーブルテレビ事業につきましては難視聴地域の解消、行政情報の伝達と情報通信などに重要な役割を果たしており、また来年 7 月から地上波デジタル放送が開始されますが、旧市内の一部並びに中継塔がない旧郡部では、ケーブルテレビに加入しなければテレビが見れなくなるそうです。このような大変重要なケーブルテレビ事業であります。この保守につきましては、市当局も最善の努力を払い取り組んでいただかなければなりません。これまで事務的に適正に処理されていない部分があり、監査委員からの指摘も受け、既に本年 1 月からこの指摘の改善には取り組んでおり、また委託工事関係についても総務常任委員会調査で、過誤等があったことも判明をしております。このことについては、今後市当局が合併後のケーブルテレビ事業の保守委託事務関係について、改めて調査をし議会に報告するとしておりますので、現段階で地方自治法100条に基づく調査特別委員会を設置する決議には反対をするものであります。どうか議員皆様方の賢明なる判断をいただきますようお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。以上です。

議長（小野宗司） ほかに、御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより、採決いたします。

決議案第 3 号につきましては、会議規則第 72 条の規定により、記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は、29名であります。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は所定の白票を、否とする諸君は所定の青票を、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

議長（小野宗司） 投票漏れはありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（小野宗司） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上清三君、清家儀太郎君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いを願います。

（開 票）

議長（小野宗司） 投票の結果を報告いたします。

投票総数、29票。

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成、11票。

反対、18票。

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

審議結果
意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 12 号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書		原案可決
第 13 号	肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応に関する意見書		原案可決

決議案

番号	件名	付託委員会	結果
第 3 号	ケーブルテレビ施設保守・点検等の委託業務についての調査に関する決議		原案否決

日程第 6 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第 6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、河原修仁君、6番、矢野哲丸君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成22年第2回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後 0 時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月25日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署名議員 河 原 修 仁

署名議員 矢 野 哲 丸